

法テラス白書

平成24年度版

日本司法支援センター（法テラス）編著



法テラス白書

平成24年度版

日本司法支援センター 編著

法テラス白書（平成24年度版）の発刊に寄せて

日本司法支援センター（法テラス）は、国民の司法へのアクセスを抜本的に拡充するために平成18年4月に設立され、今日に至るまで着実に情報提供業務をはじめ民事法律扶助、国選弁護等関連、犯罪被害者支援、司法過疎対策などの業務を展開してまいりました。これは国民の皆さまと関係諸機関の方々のご支援の賜物であり心から感謝しております。

さて、この度、法テラスの活動をまとめました「法テラス白書（平成24年度版）」（対象期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）を作成いたしましたので、お届けいたします。

法テラスでは、地方事務所やコールセンター（サポートダイヤル）において法的問題の解決に役立つ情報を無料で提供しておりますが、平成25年1月にはコールセンターにおける情報提供の累計件数が200万件を超えるなど、法テラスが国民の皆さまにとって身近な相談窓口としてお役に立てているものと嬉しく思っております。民事法律扶助業務においては、多重債務事件が減少し、家事事件などの増加傾向が表れてきているところです。国選弁護等関連業務においては、被疑者国選弁護事件数の増加が続いています。犯罪被害者支援業務では、そのすべての業務において取扱件数が増加しています。司法過疎対策業務においては、常勤弁護士を増員するとともに、新たな地域事務所を設置するなどして、国民の司法へのアクセスの拡充に努めてきました。

さらに、法テラスでは、平成24年4月から「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（法テラス震災特例法）のもと、被災者の方々への法的支援に重点的に取り組んでまいりました。本白書の特集では、被災者の方々を取り巻く法的問題の解決に役立てるよう取り組んできた、法テラスのさまざまな施策を紹介しています。平成24年9月に二本松出張所、平成25年3月にはふたば出張所と気仙出張所を開設し、岩手、宮城、福島において合計7か所の被災地出張所の開設を遂げました。各出張所では、仮設住宅での個別訪問や移動相談車両による巡回無料相談の実施など、積極的に被災者の方々への支援に取り組んでいます。

谷垣禎一法務大臣も、特集インタビューにおいて、法テラスの被災地での潜在的法的ニーズの掘り起こしや、各弁護士会と連携したアウトリーチの活動について言及されています。

法テラスでは、今後も国民の司法へのアクセスを拡充すべく法的ニーズの掘り起こしや状況の変化にいち早く対応し、国民の皆さまにとってかけがえのない存在であることができるよう努めてまいります。

この「法テラス白書」をご一読いただくことで、ぜひ法テラスの活動を知っていただきたく存じます。

今後とも、皆さまのご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年12月吉日

日本司法支援センター

理事長 梶 谷 剛

目次

法テラス白書平成24年度版の発刊に寄せて

..... 3

■ 法テラスの概要

- (1) 設立 8
- (2) 組織 8
- (3) おもな業務 9
- (4) 事務所 10
- (5) 予算・決算の概要 12

■ おもな業務の概況 13

特集 15

法テラス震災特例法による
震災法律援助業務の実施とその展開 16

谷垣禎一法務大臣に聞く「法テラスに期待する」
..... 18

アウトリーチの最前線で 20
ー法テラスの被災地出張所における取組みー

座談会
被災地法的支援の現状とこれから
ー法テラスの役割とはー 28

我妻 崇 宮城地方事務所所長
佐々木廣充 福島地方事務所所長
石川 哲 岩手地方事務所所長
佐川 孝志 本部特別参与
原 若葉 本部第一事業部長

東日本大震災の被災者等への
法的支援に関するニーズ調査 32

1. 情報提供業務 41

- 1-1 平成24年度における業務の概況... 42
- 1-2 業務の概要 43
- 1-3 お問合せ件数 44
 - (1) サポートダイヤル 44
 - (2) 地方事務所 45
- 1-4 お問合せの傾向 46
 - (1) サポートダイヤル 46
 - (2) 地方事務所 49
- 1-5 認知媒体（サポートダイヤル、地方事務所）... 50
- 1-6 利用者の地域分布 52
 - (1) サポートダイヤル 52
 - (2) 地方事務所 53
- 1-7 紹介先関係機関（サポートダイヤル、地方事務所）... 54
- 1-8 法教育 55

2. 民事法律扶助業務 57

- 2-1 平成24年度における業務の概況... 58
- 2-2 業務の概要 59
- 2-3 業務の状況 60
- 2-4 契約弁護士・司法書士数の推移 ... 62
- 2-5 代理援助・書類作成援助を
受けた人の属性 63
- 2-6 法律相談援助の状況 65
- 2-7 法律相談費の推移 66
- 2-8 代理援助の状況 66
- 2-9 書類作成援助の状況 68
- 2-10 立替金の償還 69
 - (1) 償還 69
 - (2) 立替金の免除 69
- 2-11 不服申立と再審査 70
- 2-12 紹介機関 70

3. 国選弁護等関連業務 87

- 3-1 平成24年度における業務の概況... 88
 - (1) 契約弁護士に対する規則等の通知... 88
 - (2) 職員研修等の実施 88
- 3-2 国選弁護関連業務 89
 - (1) 業務の概要 89
 - (2) 国選弁護制度 89
 - (3) 弁護士との国選弁護人契約の締結 ... 91
 - (4) 国選弁護人候補の指名通知 92
 - (5) 国選弁護人に対する
報酬及び費用の算定 94
 - (6) 国選報酬基準の改正 96
- 3-3 国選付添関連業務 97
 - (1) 業務の概要 97
 - (2) 国選付添人に対する
報酬及び費用の算定 99

4. 常勤弁護士に関する業務 105

- 4-1 業務の概要 106
 - (1) 常勤弁護士とは 106
 - (2) 司法過疎対策業務 106
- 4-2 常勤弁護士の配置 106
 - (1) 配置 106
 - (2) 司法修習直後の者からの採用 108
 - (3) 法テラス法律事務所への配置 108
- 4-3 常勤弁護士の確保業務 109
- 4-4 司法過疎対策業務 109
 - (1) 司法過疎地域事務所の設置 109
- 4-5 常勤弁護士の活動のための
環境整備 110

(1) 実務研修	110	(1) 審査委員会とは	155
(2) 裁判員裁判弁護士技術研究室・ 常勤弁護士業務支援室	116	(2) 審査委員会の審議事項	156
(3) その他の環境整備	116	8-5 顧問会議	157
5. 犯罪被害者支援業務	117	(1) 設立の趣旨	157
5-1 平成24年度における業務の概況…	118	(2) 顧問会議メンバー	157
(1) 第2次犯罪被害者等基本計画に おける法テラスの課題	118	(3) 顧問会議の開催状況	157
(2) 性犯罪・DV被害者への支援	118	8-6 地方協議会	158
(3) 研修	119	(1) 設立の趣旨	158
5-2 犯罪被害者支援業務	120	(2) 平成24年度地方協議会開催一覧…	158
(1) 犯罪被害者支援業務等の概要	120		
(2) サポートダイヤル (犯罪被害者支援ダイヤル)	121	9. 平成24年度のおもな出来事	163
(3) 地方事務所	125		
5-3 被害者国選弁護関連業務	129	10. 資料	165
(1) 被害者参加制度等の概要	129	総合法律支援法	166
(2) 被害者国選弁護関連業務の 実施状況	130	東日本大震災の被災者に対する援助のための 日本司法支援センターの業務の特例に関する法律	174
6. 震災法律援助業務	133		
6-1 業務の概要	134		
7. 受託業務	137		
7-1 業務の概要	138		
(1) 中国・サハリン残留日本人 国籍取得支援委託業務	138		
(2) 日本弁護士連合会委託援助業務	138		
8. その他	143		
8-1 組織	144		
(1) 本部と地方事務所の組織	144		
(2) 事務所	145		
(3) 根拠法	147		
(4) 主務大臣	147		
(5) 資本金	147		
(6) 役員の状況	147		
(7) 職員の状況	147		
8-2 法テラスの認知状況	148		
(1) 認知度の推移	148		
(2) 性別・年代別認知度	149		
(3) 認知経路	149		
8-3 法テラスに寄せられた 皆さまからの声	150		
8-4 審査委員会	155		

資 料 目 次

特集

震災特例法による震災法律援助業務の実施とその展開

■ 被災地出張所データ

資料特-1	震災法律援助件数及び内訳	法テラス南三陸	21
資料特-2	よろず相談件数及び内訳	法テラス南三陸	21
資料特-3	震災法律援助件数及び内訳	法テラス山元	22
資料特-4	よろず相談件数及び内訳	法テラス山元	22
資料特-5	震災法律援助件数及び内訳	法テラス東松島	23
資料特-6	よろず相談件数及び内訳	法テラス東松島	23
資料特-7	震災法律援助件数及び内訳	法テラス二本松	24
資料特-8	よろず相談件数及び内訳	法テラス二本松	24
資料特-9	震災法律援助件数及び内訳	法テラスふたば	25
資料特-10	よろず相談件数及び内訳	法テラスふたば	25
資料特-11	震災法律援助件数及び内訳	法テラス大槌	26
資料特-12	よろず相談件数及び内訳	法テラス大槌	26
資料特-13	震災法律援助件数及び内訳	法テラス気仙	27
資料特-14	よろず相談件数及び内訳	法テラス気仙	27

■ 東日本大震災の被災者等への法的支援に関するニーズ調査

資料特-15	震災発生当時からこれまでに経験した問題	32
資料特-16	震災発生当時からこれまでに経験した最も重大な問題：11項目	33
資料特-17	弁護士・司法書士への相談状況	33
資料特-18	弁護士・司法書士に相談しない理由	34
資料特-19	法律専門家への相談と問題の解決状況	34
資料特-20	「最も重大な問題」の解決状況	35
資料特-21	原発事故に関連する問題	35
資料特-22	原発事故に関連する問題の解決状況	35
資料特-23	原発事故に関連する問題の金額的価値	36
資料特-24	震災発生当時からこれまでに経験した最も重大な問題の金額的価値	36
資料特-25	原発ADRへの申立て状況	37
資料特-26	弁護士や司法書士への原発ADR申立て手続きの依頼状況	37
資料特-27	弁護士や司法書士への原発ADR申立てを行わない理由	37
資料特-28	法テラスの認知状況	38
資料特-29	法テラスの認知状況と無料法律相談の利用意向	38
資料特-30	法テラスの認知状況と弁護士・司法書士費用の立替制度の利用意向	38

1. 情報提供業務

資料1-1	情報提供業務の流れ	43
資料1-2	サポートダイヤルお問合せ件数の推移	44
資料1-3	平成20年度～24年度サポートダイヤルお問合せ件数	44
資料1-4	地方事務所お問合せ件数の推移	45
資料1-5	サポートダイヤルお問合せ分野別内訳の推移	46
資料1-6	平成24年度サポートダイヤル利用者男女比	47
資料1-7	平成24年度サポートダイヤル利用者年代比	47
資料1-8	平成24年度サポートダイヤル利用者年代別男女比	47

資料1-9	平成24年度サポートダイヤルにおけるお問合せ分野別男女比(上位30分野)	48
資料1-10	地方事務所お問合せ分野別内訳の推移	49
資料1-11	サポートダイヤル認知媒体内訳の推移	50
資料1-12	地方事務所認知媒体内訳の推移	50
資料1-13	平成24年度サポートダイヤル認知媒体男女比	51
資料1-14	平成24年度都道府県別サポートダイヤル利用件数	52
資料1-15	平成24年度人口1万人あたりのサポートダイヤル利用件数(都道府県別)	52
資料1-16	平成24年度地方事務所ごとのお問合せ件数(電話・面談の合計数)	53
資料1-17	平成24年度人口1万人あたりの都道府県別お問合せ件数(電話・面談の合計数)	53
資料1-18	平成24年度サポートダイヤル紹介先関係機関内訳	54
資料1-19	平成24年度地方事務所紹介先関係機関内訳	54
資料1-20	平成24年度法教育シンポジウム開催内容	55

2. 民事法律援助業務

資料2-1	民事法律援助の手続(全体の流れ)	59
資料2-2	法律相談援助件数の推移	60
資料2-3	援助開始決定件数の推移	60
資料2-4	援助開始決定件数の推移(代理援助・書類作成援助件数の合計)	61
資料2-5	契約弁護士数の推移	62
資料2-6	契約司法書士数の推移	62
資料2-7	平成24年度に代理援助・書類作成援助を受けた人の性別・年代	63
資料2-8	代理援助・書類作成援助を受けた人の収入(月額)の推移	64
資料2-9	代理援助・書類作成援助を受けた人の公的給付の推移	64
資料2-10	代理援助・書類作成援助を受けた人の職業の推移	64
資料2-11	平成24年度に法律相談援助を受けた人の性別・年代	65
資料2-12	法律相談援助の事件別内訳の推移	65
資料2-13	法律相談費の推移	66
資料2-14	代理援助の事件別内訳の推移	66
資料2-15	代理援助立替金実績の推移	67
資料2-16	代理援助の結果別内訳の推移	67
資料2-17	書類作成援助事件の事件別内訳の推移	68
資料2-18	書類作成援助立替金実績の推移	68
資料2-19	立替金償還実績の推移	69
資料2-20	立替金償還免除実績の推移	69
資料2-21	不服申立と再審査申立件数の推移	70
資料2-22	平成24年度に法律相談援助を受けた人の紹介機関	70
付表2-1	法律相談援助件数の推移	71
付表2-2	平成24年度援助決定件数等状況	72
付表2-3	援助決定件数の推移	73
付表2-4	契約弁護士数の推移	74
付表2-5	契約弁護士法人数の推移	75
付表2-6	契約司法書士数の推移	76
付表2-7	契約司法書士法人数の推移	77
付表2-8	平成24年度法律相談援助事件の事件別内訳	78
付表2-9	法律相談費の推移	79

付表2-10	平成24年度代理援助事件の事件別内訳	80
付表2-11	代理援助立替金実績の推移	81
付表2-12	平成24年度代理援助事件の結果別内訳	82
付表2-13	平成24年度書類作成援助事件の 事件別内訳	83
付表2-14	書類作成援助立替金実績の推移	84
付表2-15	平成24年度不服申立と再審査 (結果別内訳)	85

3. 国選弁護等関連業務

資料3-1	国選弁護関連業務の概要	89
資料3-2	通常第一審事件のうち 国選弁護人が付いた割合	90
資料3-3	刑事事件の流れと国選弁護制度	90
資料3-4	被疑者国選弁護事件の対象範囲	91
資料3-5	国選弁護人契約弁護士 契約数・契約率の推移	92
資料3-6	被疑者国選弁護事件のうち 24時間以内に指名通知した割合	92
資料3-7	被疑者国選弁護事件 受案件数の推移	93
資料3-8	被告人国選弁護事件 受案件数の推移	93
資料3-9	報酬算定件数の推移 (被疑者)	94
資料3-10	被疑者国選弁護の基礎報酬及び 多数回接見加算報酬	95
資料3-11	報酬算定件数の推移 (被告人)	95
資料3-12	被告人国選弁護事件 (裁判員以外)の基礎報酬	95
資料3-13	裁判員裁判事件の基礎報酬	96
資料3-14	被告人国選弁護事件の公判加算報酬	96
資料3-15	少年事件の流れと国選付添制度	98
資料3-16	国選付添人契約弁護士 契約数・契約率の推移	98
資料3-17	国選付添事件 受案件数の推移	99
資料3-18	平成24年度一般保護事件のうち 国選付添人が付いた割合	99
資料3-19	報酬算定件数の推移 (付添人)	100
資料3-20	国選付添人の基礎報酬	100
資料3-21	実質審理期日に対する加算報酬	100
付表3-1	国選弁護人契約弁護士契約数・契約率の推移 (地方事務所別)	101
付表3-2	国選弁護事件受案件数の推移 (地方事務所・支部別)	102
付表3-3	国選付添人契約弁護士契約数・契約率の推移 (地方事務所別)	103
付表3-4	国選付添事件受案件数の推移 (地方事務所・支部別)	104

4. 常勤弁護士に関する業務

資料4-1	常勤弁護士配置先一覧	107
資料4-2	常勤弁護士の配置数の推移	108
資料4-3	司法過疎地域事務所の設置数の推移	110
資料4-4	常勤弁護士・内定者に対する 本部実務研修実施状況	111

5. 犯罪被害者支援業務

資料5-1	犯罪被害者支援業務の概要	120
資料5-2	弁護士費用等に関する援助制度	120

資料5-3	犯罪被害者支援ダイヤルと地方事務所に おけるお問合せ件数の推移	121
資料5-4	犯罪被害者支援ダイヤルで対応した お問合せ内容の内訳の推移	122
資料5-5	平成24年度犯罪被害者支援ダイヤルで 対応したお問合せに対する紹介先	123
資料5-6	犯罪被害者支援ダイヤルの認知媒体の推移	124
資料5-7	地方事務所に対応した お問合せ内容の内訳の推移	125
資料5-8	平成24年度地方事務所に対応した お問合せに対する紹介先	126
資料5-9	犯罪被害者支援の経験や理解のある 弁護士数の推移	127
資料5-10	被害者参加弁護士契約弁護士数の推移	127
資料5-11	犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介 件数の年度別及び月平均件数の推移	128
資料5-12	平成24年度犯罪被害者支援の経験や理解の ある弁護士紹介案件の被害種別内訳	128
資料5-13	国選被害者参加弁護士の選定請求手続の流れ	129
資料5-14	被害者参加弁護士契約弁護士数の推移	130
資料5-15	選定請求件数及び罪名内訳	131
資料5-16	通常第一審事件のうち被害者参加の 申出のあった件数と国選弁護士への 委託人員数(司法統計による)	131

6. 震災法律援助業務

資料6-1	震災法律援助業務と 民事法律扶助業務の比較	134
資料6-2	平成24年度震災法律相談援助・ 震災代理援助・震災書類作成援助の件数	135
資料6-3	平成24年度震災法律相談援助事件別内訳	135
資料6-4	平成24年度震災代理援助事件別内訳	135

7. 受託業務

資料7-1	日本弁護士連合会委託援助業務の 対象者及び援助内容一覧	139
資料7-2	平成24年度申込受理件数 (地方事務所別)	141
資料7-3	年度別事業種別申込受理件数	142
資料7-4	年度別事業種別受託業務費用	142

8. その他

資料8-1	本部及び地方事務所組織図	144
資料8-2	法テラス全国事務所所在地	145
資料8-3	法テラスの認知度の推移	148
資料8-4	認知経路の推移	149
資料8-5	平成24年度月別苦情等受付件数の推移	150
資料8-6	平成24年度苦情等取扱結果	151
資料8-7	苦情等受付件数の推移	151
資料8-8	日本司法支援センター審査委員会委員名簿	155
資料8-9	審査委員会議決の内訳	156

■ 法テラスの概要

(1) 設立

日本司法支援センター（通称：法テラス。以下「法テラス」という）は、司法制度改革において制定された総合法律支援法（平成16年法律第74号）に基づき、平成18年4月10日に設立された。

日本の社会は、事前の規制や指導を通じて個人や企業の活動を調整する「事前規制型」社会から、国民一人ひとりが自らの責任で自由に行動することを基本とし、さまざまな紛争についても、社会のルールである法律を主体的に利用することで解決を図る「事後救済型」社会へと変わりつつある。法テラスは、こうした社会の変化に伴って「法による紛争の解決」が一層重要になることから、民事・刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することをめざして設立されたものである。

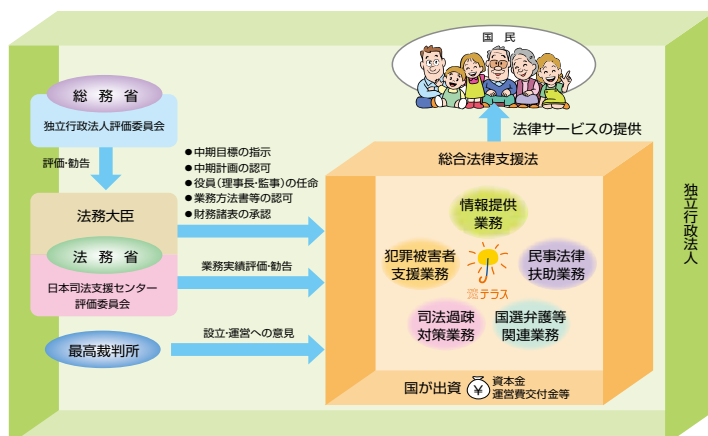
設立後半年の準備期間において、全国に事務所を設置して人的・物的体制を整えるとともに、業務の骨格となる業務方法書等の規定類を整備し、平成18年10月2日から全国各地の事務所とコールセンター（サポートダイヤル）で業務を開始した。法テラス設立当初は国民の認知度が低かったものの、年を追うごとに国民に広く知られるようになり、平成25年1月にはサポートダイヤルに対する電話による問合せ件数が200万件を超えるなど、法テラスは国民の身近な存在になっている。

(2) 組織

法テラスは、政府全額出資により設立された公的な法人であり、公正中立で透明性の高い運営が求められるため、組織形態としては独立行政法人に準じた枠組みで作られている。独立行政法人とは、国民生活に欠かせない公共的な事業のうち、国が直接実施する必要はないが、民間に委ねると実施されないおそれがあるものを効率的・効果的に実施するため、独立行政法人通則法及び各独立行政法人の個別法に基づいて設立される法人をいう。

法テラスは、法務省の所管法人であるが、その業務が司法と密接に関わり、最高裁判所が設立や運営に関与する仕組みを採用しており、独立行政法人そのものではないため、名称中に「独立行政法人」という文字は用いられていない。

業務の運営に関しては、主務大臣である法務大臣から中期目標を指示され、これを達成するための中期計画を策定した上で、それを達成すべく業務の質の向上や効率性に努めながら自律的に業務運営を展開し、その結果については、第三者機関である評価委員会から毎年業務実績評価を受けることが総合法律支援法で義務付けられている。



通称：法テラスの由来

利用者である国民に覚えやすく、親しみを感じていただけるよう、設立前年の平成17年9月、通称及びロゴを「 法テラス」と決定し、発表した。

「法テラス」には、法律によってトラブル解決へと進む道を指し示すことで、相談する方々のもやもやとした心に光を「照らす」という意味と、悩みを抱えている方々にくつろいでいただける「テラス」のような場でありたいという意味が込められている。

(3) おもな業務

法テラスの行うおもな業務は、①綜合法律支援法第30条第1項及び②東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律(法テラス震災特例法)(平成24年4月1日施行)において次のように規定されている。

①綜合法律支援法第30条第1項の業務

ア 情報提供業務【41ページ：1. 情報提供業務 参照】

法的問題の解決に役立つ法制度や、適切な相談機関・団体等に関する情報を収集・整理し、電話、面談、電子メール等による問合せに対して提供する業務。

イ 民事法律扶助業務【57ページ：2. 民事法律扶助業務 参照】

経済的に余裕のない方に対し、無料法律相談や民事裁判手続等に係る弁護士・司法書士費用等の立替えを行う業務。

ウ 国選弁護等関連業務【87ページ：3. 国選弁護等関連業務 参照】

貧困等の理由で自分では弁護士を頼めない被疑者・被告人のため、裁判所等からの求めに応じて国選弁護人になろうとする弁護士との契約、国選弁護人候補の指名及び裁判所等への通知を行い、国選弁護人に対する報酬・費用の算定及び支払などを行う業務。

エ 司法過疎対策業務【105ページ：4. 常勤弁護士に関する業務 参照】

身近に弁護士や司法書士がいないなど、法律サービスへのアクセスが容易でない地域に法律事務所を設置し、法テラスに勤務する常勤弁護士を常駐させ、有償での法律サービスを含む、法律サービス全般の提供を行う業務。

オ 犯罪被害者支援業務【117ページ：5. 犯罪被害者支援業務 参照】

犯罪の被害に遭われた方やご家族の方などに対し、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、被害の回復・軽減を図るための制度に関する情報を提供するとともに、適切な相談窓口の紹介や関係機関・団体への取次ぎを行う業務。また、刑事裁判に参加する犯罪被害者等のため、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、報酬・費用の算定及び支払などを行う業務。

②法テラス震災特例法の業務

震災法律援助業務 【133ページ：6. 震災法律援助業務 参照】

「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（法テラス震災特例法）に基づき、東日本大震災に際し、災害救助法が適用された区域に平成23年3月11日に居住していた方等を対象として、無料で法律相談を行い、弁護士・司法書士の費用の立替えを行う業務。

③総合法律支援法第30条第2項の業務

受託業務 【137ページ：7. 受託業務 参照】

国、地方公共団体、公益法人等の委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務。

(4) 事務所

法テラスは、本部（東京）のほか、全国109か所に事務所を設置している（平成25年3月31日現在）。事務所の種類には、①地方事務所、②支部、③出張所、④地域事務所の4つがあり、それぞれの設置の目的により、扱う業務の範囲が異なる。

①地方事務所

地方裁判所の本庁所在地と同じ全国50か所（県庁所在地47か所と、北海道は札幌の他に3か所（函館・旭川・釧路））に設置。当該都道府県内の支部・出張所・地域事務所を管轄する役割を持つ。他の事務所と区別するため、本所（ほんしょ）と呼ぶこともある。法テラスが行うすべての業務を行う。

②支部

人口や裁判事件数が多い都市など、本所だけではカバーしきれない地域の事件を管轄するため、全国11か所に設置。法テラスが行う5つの本来業務を行う。

③出張所

東京に4か所（新宿、上野、池袋、八王子）、大阪に1か所（堺）設置。民事法律扶助業務・震災法律援助業務を中心に、情報提供業務も行う。

この他被災地支援のため被災地出張所7か所を置く。宮城に3か所（南三陸、山元、東松島）、岩手に1か所（大槌）、平成24年度は、岩手に1か所（気仙）、福島に2か所（二本松、ふたば）を新たに設置している。

④地域事務所

弁護士・司法書士が少ないなどの理由で法律サービスが行き届かない地域に設置する。現在36か所あり、法テラスに勤務する常勤弁護士が常駐する。

地域事務所にはさらに2つの種類がある。

1つは、司法過疎地域と呼ばれる弁護士へのアクセスが困難な場所に設置する事務所で、平成24年度は、函館に1か所（八雲）を新たに設置。一般の開業弁護士と同様の有償による法律相談や事件の受任を含む、法律サービス全般の提供を行う（現在32か所）。

もう1つは、司法過疎地域ではないものの、民事法律扶助事件や被疑者・被告人の国選弁護事件、国選被害者参加事件を取り扱う弁護士が少ない地域で、おもにこれらの事件を扱うために設置する事務所である（現在4か所）。

事務所の種類	①地方事務所 (本所)	②支部	③出張所	④地域事務所	
				司法過疎地域事務所	扶助・国選 地域事務所
正式名称	日本司法支援センター〇〇地方事務所	日本司法支援センター〇〇地方事務所△△支部	日本司法支援センター〇〇地方事務所△△出張所	日本司法支援センター〇〇地方事務所△△地域事務所	
愛称	法テラス〇〇 例:法テラス東京	法テラス△△ 例:法テラス多摩	法テラス△△ 例:法テラス新宿	法テラス△△ 例:法テラス佐渡	
扱う業務	法テラスが行うすべての業務	法テラスが行う5つの本来業務	民事法律扶助業務等	法律サービス全般(有償による法律相談・事件の受任も含む)	民事法律扶助・国選弁護等関連業務
設置場所	全国に50か所 都道府県庁所在地(47か所)のほか、北海道に3か所(函館、旭川、釧路)	全国に11か所 多摩(東京立川)、川崎・小田原(神奈川)、川越(埼玉)、松戸(千葉)、沼津・浜松(静岡)、三河(愛知)、阪神・姫路(兵庫)、北九州(福岡)	東京に4か所 大阪に1か所 宮城に3か所(震災対応) 岩手に2か所(震災対応) 福島に2か所(震災対応) 新宿・上野・池袋・八王子(東京)、堺(大阪)、南三陸・山元・東松島(宮城)、大槌・気仙(岩手)、二本松・ふたば(福島)	32か所 江差、八雲(函館)、八戸・むつ(青森)、宮古(岩手)、会津若松(福島)、秩父(埼玉)、牛久(茨城)、下田(静岡)、佐渡(新潟)、可児・中津川(岐阜)、魚津(富山)、福知山(京都)、南和(奈良)、倉吉(鳥取)、浜田・西郷(島根)、須崎・安芸・中村(高知)、香岐・五島・対馬・平戸・雲仙(長崎)、鹿屋・指宿・奄美(鹿児島)、延岡(宮崎)、高森(熊本)、宮古島(沖縄)	4か所 熊谷(埼玉)、下妻(茨城)、松本(長野)、佐世保(長崎)

(5) 予算・決算の概要

法テラスは民事法律扶助業務や国選弁護関連業務など国民の権利・利益に関わる重要な業務を行っているため、業務運営に係る予算の約7割が国費でまかなわれている。

しかし、国費に依存するばかりではなく、民事法律扶助の利用者からの償還金の確保や、広く一般の方から寄附金を募るなど、自助努力も行っている。

なお、経費節減等を図る観点から、各種契約手続においては、その内容、必要性及び緊急性等を十分精査するとともに、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札等の競争的手法によることとしている。

法テラスに係る政府予算の推移

(単位：百万円、%)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
運営費交付金	10,407	15,542	16,554	16,402	12,836
国選弁護人確保業務等委託費	15,796	15,548	14,793	15,445	15,686
合計	26,203	31,090	31,347	31,847	28,522
対前年伸び率	34.53	18.65	0.83	1.60	△ 10.44

※平成 25 年度の運営費交付金が前年度よりも大幅に減少した要因は、未使用の運営費交付金の一部を平成 25 年度の収入金として計上していることなどによる。

【参考】

(単位：百万円、%)

政府予算のうち一般歳出	51,730,976	53,454,231	53,565,978	50,962,808	53,816,061
一般歳出のうちその他事項経費	5,064,181	5,196,824	5,053,948	5,422,503	5,831,764
「その他事項経費」の対前年伸び率	3.20	2.62	△ 2.75	7.29	7.55

※ 1 「その他事項経費」とは、政府予算における経費別の分類の一つであり、法テラス予算はこの「その他事項経費」に分類されている。

※ 2 平成 23 年度及び同 24 年度について、地域自主戦略交付金等（平成 23 年度 512,025 百万円、同 24 年度 832,895 百万円）を、平成 25 年度について、沖縄振興交付金（161,311 百万円）を除いている。

法テラス決算の推移

(単位：百万円)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
収 入					
運営費交付金	10,395	12,903	15,542	16,554	16,147
事業収入（民事法律扶助償還金等）	9,041	10,390	11,141	11,394	10,853
補助金等収入	256	244	149	84	65
受託事業収入	9,862	14,315	16,451	17,150	17,465
その他事業外収入	1,662	1,673	541	1,342	3,789
計	31,215	39,526	43,824	46,525	48,319
支 出					
民事法律扶助等事業経費	13,734	17,979	19,085	17,987	17,914
受託事業経費（国選弁護人確保事業）	8,300	12,628	14,786	15,323	15,405
受託事業経費（日本弁護士連合会等委託事業）	1,561	1,687	1,665	1,827	2,060
その他人件費等経費（受託事業に係るものを除く）	6,045	6,009	7,120	7,729	7,397
計	29,641	38,302	42,656	42,866	42,776

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

収入	運営費交付金	独立行政法人等の業務運営の財源として国から交付されるもの	支出	民事法律扶助等事業経費	民事法律扶助業務の立替金など
	事業収入	民事法律扶助の償還金や、常勤弁護士担当事件の報酬金など		受託事業経費	受託業務の実施に係る経費
	補助金等収入	国民からの寄附金や、地方公共団体からの補助金		その他人件費等経費	人件費、事務所賃借料、広報周知費、事務消耗品購入費など
	受託事業収入	受託業務に使用するため、委託元から支払われるもの			
	その他事業外収入	講演料など事業外の収入			

■ おもな業務の概況

平成20年度から5事業年度における各業務の概況は次のとおりである。

業務	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
情報提供業務					
サポートダイヤルへのお問合せ件数・電話	271,610 件	377,267 件	350,654 件	321,781 件	308,825 件
サポートダイヤルへのお問合せ件数・メール	16,287 件	24,574 件	19,470 件	17,553 件	18,934 件
サポートダイヤルお問合せ件数・合計	287,897 件	401,841 件	370,124 件	339,334 件	327,759 件
地方事務所お問合せ件数	188,661 件	247,172 件	234,614 件	198,963 件	210,432 件
民事法律扶助業務					
受任予定者契約弁護士数	11,802 人	13,401 人	15,037 人	16,570 人	17,863 人
受託予定者契約司法書士数	4,670 人	5,090 人	5,617 人	6,065 人	6,355 人
法律相談援助件数	179,546 件	237,306 件	256,719 件	280,389 件	271,554 件
代理援助件数	80,442 件	101,222 件	110,217 件	103,751 件	105,019 件
書類作成援助件数	5,101 件	6,769 件	7,366 件	6,164 件	5,441 件
国選弁護等関連業務					
国選辩护人契約弁護士数	15,556 人	17,620 人	19,566 人	21,259 人	22,550 人
被疑者国選事件受理件数	7,415 件	61,855 件	70,917 件	73,209 件	73,664 件
被告人国選事件受理件数	69,756 件	74,402 件	69,634 件	67,374 件	63,695 件
国選付添人契約弁護士数	4,473 人	5,675 人	6,564 人	7,701 人	8,703 人
国選付添事件受理件数	533 件	550 件	423 件	469 件	419 件
常勤弁護士に関する業務					
常勤弁護士の配置数	151 人	200 人	217 人	220 人	233 人
司法過疎地域事務所の設置数	22 か所	26 か所	29 か所	31 か所	32 か所
犯罪被害者支援業務					
犯罪被害者支援ダイヤルへのお問合せ件数	8,541 件	10,429 件	10,482 件	9,780 件	11,048 件
地方事務所へのお問合せ件数	11,403 件	15,616 件	14,089 件	13,096 件	15,582 件
被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介件数	696 件	898 件	929 件	877 件	1,013 件

業務	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
震災法律援助業務（平成24年度から業務開始したため、実績は平成24年度のみ）					
震災法律援助契約弁護士数	—	—	—	—	2,387 人
震災法律援助契約司法書士数	—	—	—	—	1,017 人
震災法律相談援助件数	—	—	—	—	42,981 件
震災代理援助件数	—	—	—	—	2,699 件
震災書類作成援助件数	—	—	—	—	8 件
受託業務					
中国・サハリン残留日本人国籍取得支援委託業務援助申込件数	10 件	5 件	2 件	10 件	5 件
日本弁護士連合会委託援助業務申込件数（全援助合計）	18,816 件	18,164 件	17,587 件	19,826 件	23,160 件

特集. 法テラス震災特例法による
震災法律援助業務の実施とその展開

特集 法テラス震災特例法による 震災法律援助業務の実施と その展開

平成24年3月、東日本大震災から1年あまりが経っても、被災者の生活再建には程遠く、復興は緒についたばかりであった。このような状況の中、同年3月23日に「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（以下「法テラス震災特例法」）が成立し、平成24年4月1日より、震災法律援助業務が、法テラスの主業務のひとつとなった。

法テラス震災特例法による震災法律援助業務には、被災者の実情に沿った支援を可能とするための工夫が盛り込まれている（民事法律扶助と比較した震災法律援助の特色は資料6－1のとおり）。法テラスでは、「法テラス南三陸」（平成23年10月開所）を皮切りに、山元、東松島、大槌と、平成23年度中に合計4か所に被災地出張所を設けていたが、法テラス震災特例法に基づく法律援助業務は、相談者の資力を問わないことから、法律相談の利用しやすさを格段に高め、出張所の活動にさらなるはずみをつけた。

平成24年度は、これら4か所に続き、新たに「法テラス二本松」（福島県二本松市）、「法テラスふたば」（福島県双葉郡広野町）、「法テラス気仙」（岩手県大船渡市）の3つの被災地出張所が設置され、7つの拠点において業務を行う体制が整った。

出張所では、被災者は相談需要にワンストップで応じられるよう、消費者庁・国民生活センターと連携し、情報提供業務の一環として、各種専門士業による「よろず相談」を実施している。平成25年度は、消費者庁の地方行政活性化基金を利用し、自治体との連携により業務を継続する予定である。

また、震災法律援助は、震災時に一定の被災地

に住んでいれば、県外に避難しても利用することができる。原発事故に伴う放射能被害による、福島県から県外への避難者は56,920人（平成25年3月7日現在）に上り、47都道府県に及んだことをうけ、法テラスでは、全国50か所の地方事務所いずれにおいても、担い手となる震災法律援助契約弁護士を確保している。

この体制を活用し、浪江町（福島県）とは、自治体からは手の届きにくい西日本への避難者の支援について協力関係を構築した。岩手県とは、情報提供での連携を機に、被災者の生活再建のための総合的な相談支援について協働することとなった。個々の被災者だけではなく、被災者を支える自治体側にも、法的知識・能力を持つ人材が必要とされている。法テラスでは、平成25年度から、常勤弁護士を被災自治体に派遣するという新たな取り組みを始めた。平成25年10月末現在、宮城県東松島市・気仙沼市、福島県相馬市・浪江町へ派遣している。

以上のように、平成24年度からの法テラス震災特例法の施行を受け、法テラスでは、より一層力を入れて被災者支援に取り組んでいる。本特集では、法テラス震災特例法施行から1年の実績及び法テラスの活動を振り返り、被災者の現状や法的ニーズ、法テラスに期待される役割等について検討の一助にしようとするものである。

平成24年度

平成24年

4月 1 日

法テラス震災特例法執行

「東日本大震災の被災者に対する援助のための
日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」
（法テラス震災特例法）が施行。

法テラスはこの法律に基づき、施行日から3年間にわたり
「震災法律援助業務」を新たな業務として実施する。

9月30日

法テラス二本松開所

福島県内初となる被災地出張所「法テラス二本松」がオープン。

11月16日～12月2日

「被災地の暮らしと法律に関する 意識調査」実施

東日本大震災の被災地において、被災した方々が抱える
法的支援のニーズを把握することを目的に実施。

平成25年

2月26日

常勤弁護士を被災自治体へ 任期付職員として派遣決定

被災自治体での人材確保を推進する総務省施策を活用し、
東松島市、日弁連、法務省との協議の上、常勤弁護士を
派遣することを決定。

3月17日

法テラスふたば開所

福島県双葉郡広野町に沿岸部（浜通り）では初となる
被災地出張所を設置。

3月24日

法テラス気仙開所

岩手県大船渡市に県内2番目、被災3県で7番目となる
被災地出張所を開所。

3月25日

「東日本大震災の被災者等へ 法的支援に関するニーズ調査」結果報告

平成24年11月16日～12月2日に行った調査の結果
について記者報告。報告書は法テラスHP上に公表。

3月27日

連携した被災者支援の推進に向け、 岩手県と協定書を締結

地方自治体が法テラスと協定書を締結し総合的な
被災者支援について協働する、全国初の取組み。



▲ 法テラス二本松



▲ 法テラスふたばの相談室。テレビ電話による相談ができる



▲ 法テラス気仙

谷垣禎一法務大臣に聞く 「法テラスに期待する」

谷垣禎一法務大臣は、東日本大震災による被災地の復旧・復興にかかる司法の役割に重大な関心を寄せてくれました。今般、法テラスの被災者支援活動に対する評価や期待などについて率直なご意見をいただきました。

(聞き手：法テラス事務局長相原佳子 平成25年7月30日)



谷垣禎一(たにがき・さだかず)

法務大臣。昭和20年東京生まれ。昭和57年に弁護士登録、昭和58年衆議院議員初当選。科学技術庁長官、財務大臣、国土交通大臣等を歴任し平成24年12月より現職。趣味は登山、サイクリング、ワイン。

困っている方々の下へ 飛び込んでいく姿勢は 極めて大事

—— 法テラスの被災地出張所の活動にどのような印象を持たれているのでしょうか。

大臣 出席した法テラス気仙の開所式や同日開催された無料法律相談会には地元の市町村から多数の方が来られていました。法テラスへの期待や需要が大きいことを改めて実感しました。

—— 出張所では、例えば仮設住宅の集会所で行っているお茶会で世間話をするところからコミュニケーションをスタートさせています。

大臣 以前、インドネシアの大臣がバンダ・アチエであった大地震・津波の復旧・復興について、インフラ整備をある程度進めることはできたが、重要なのは大災害によるトラウマを抱えた人々の心のケアだと言っておられました。

地元に関する相当の経験や知識を持つ出張所の職員が仮設住宅などに出かけて行って現地の方に積極的にアプローチすることは、インドネシアの大臣が言われていた心のケアといった効果もあると思います。

—— 出張所では、高齢者やお体が不自由な方たちのために、弁護士が巡回相談車で自宅や仮設住宅まで伺って法律相談を受けるという活動を行っています。

大臣 今回の大震災では、集落自体が破壊され、高齢の方や障がいをお持ちの方は身動きがとれないことも多いのでしょうか。ですから、弁護士だからといって事務所にいるばかりでは、有効な活動にはならないでしょう。

また、自分では抱えている問題が法律问题なのかどうかかわからないといったことや、自分からは相談機関へ行きにくいというような気の重さなども、被災者の方々に



はあるのかもしれませんが。ですので、弁護士の側から困っている方々に飛び込んでいく姿勢は極めて大事なことだと思います。

専門性が生かされた取組み 「よろず相談」「自治体派遣」

—— 出張所では、税理士、土地家屋調査士等の隣接士業の方々による、いわゆる「よろず相談」も実施しています。

大臣 法律問題は、それだけで単独で存在する訳ではありません。現実には、法律面の問題の他に、税の問題があったり、建物の問題もあったりして、さまざまなことが絡み合っています。ですので、ワンストップサービスという工夫は非常に必要なことだと思います。行政も縦割りのところがありますが、困っている方が抱えている問題は、そういった縦割りになっている訳ではありませんから。

—— 法テラスでは、常勤弁護士を、東松島市をはじめとする被災自治体に派遣する活動も行っています。

大臣 被災自治体は、復興に関連していろんな法律問題が大量に発

生していると思います。このような時期に弁護士と一緒に対処できるというのは、自治体側にとっては非常にプラスになるだろうと思います。

また、こういう大震災があった時に、法律家が本来持っておられる問題解決能力を発揮していただければ、弁護士、法律家としての職域を開拓していくことにもつながっていくし、広い意味で言えば、法の支配を行き渡らせることにもつながります。

変化する法的ニーズの把握、 法律専門家の有用性の周知 徹底が必要

—— 震災特例法に基づく業務の実施状況につきどのようにお感じですか。

大臣 特例法に基づく震災法律援助は活発に利用されており、その高い需要は依然として維持されています。制度の周知が進んだことと、最近になって問題を法的に解決する必要性が高まってきたということもあると思います。ところで、被災地では、必要とされる法的なサービスやニーズが時間が経つにつれ変わってきているので

はないかと思います。どこに新しい問題があるのかということを常に把握していく必要があると思います。

—— 法テラスの認知度についてどのようにお考えですか。

大臣 被災地では職員の方が活発に動かれているので認知度は高くなっていると聞いています。私は、被災地に限らず、自分が抱えている問題が法律問題なんだと意識できないでいる方はたくさんいると思います。そういった方々に、法律専門家の有用性をもっと周知徹底する活動が必要だろうと思っています。

—— 今後の法テラスの被災者支援についてお聞かせください。

大臣 震災特例法により法テラスの使い勝手はよくなったと思っています。だからといって被災地の法的ニーズが施行期間の3年間で片付いてしまうかということ、そうはいかないと考えております。まだまだ法テラスへの期待も需要もあるでしょうから、法テラスには、今後もますますがんばっていただきたいと考えております。

アウトリーチの最前線で

— 法テラスの被災地出張所における取組み —

法テラスでは、平成23年10月、宮城県本吉郡南三陸町に南三陸出張所を開設し、その後平成25年3月までに、合計7か所の被災地出張所を設置した。被災地出張所では、当初から、所在地の弁護士会・司法書士会の協力の下、無料法律相談の体制を整えていたが、震災特例法の施行によって、被災者であれば資力を問わず一律に法的支援を提供することができるようになり、法律相談等の利用しやすさは格段に高まった。

出張所はいずれも、沿岸部の津波被災地や、原発事故の被害者が多く住む地域におかれ、車内で法律相談のできる移動相談車両（法テラス号）を備えて

いる。消費者庁・国民生活センターとの共催事業として、各種専門士業による「よろず相談」も実施し、被災者の複合的な悩みにワンストップ的に対応できるようにしている。各出張所には地元で採用された専属の職員がおり、自治体や福祉団体等との日常的な連携を図るとともに、仮設住宅を個別訪問するなどして、被災者と司法の橋渡しをしている。

本節では、被災者に最も近い法的支援の拠点として、震災法律相談をはじめとする震災法律援助業務を最前線の現場で実施している各出張所の活動を、その実績とともに、職員や利用者の声も交えて紹介する。



復興の第一歩は、法的解決から —法テラス南三陸

法テラス初の被災地出張所

『『ここがあってよかった』と今では多くの利用者から言っていただけになりました』と話すのは菊田清一主幹。ここ南三陸出張所は、法テラス初の被災地出張所だ。宮城県北東部沿岸にあり津波の被害の大きかった南三陸町では、震災以前は常駐の弁護士がいないいわゆる司法過疎地域。車で1時間以上離れた気仙沼市や仙台市までいかなければ直接相談できなかった。

活動を始めた当初は、法テラスは町民にほとんど知られていなかった。名前を知ってもらうための広報活動も手探りで、職員3名が管内の仮設住宅を一戸ずつ訪問しチラシを配布した。「法律相談」や「弁護士」に対して敷居の高さを感じている人々に、雑談をしながら心がほぐれ受け入れてもらうまで、何度も通ったという。仮設住宅住民の見守りを担う町社協被災者支援センターの支援員の協力を得て、58か所の集会所で行なわれるお茶会等の催しにも重ねて足を運んだ。被災地におけるアウトリーチの拠点として培ってきた知識、経験は、後発の出張所へも受け継がれている。今も仮設住宅の定期訪問は欠かさない。

やっと芽が出てきた

開所してから2年近く、地道に広報活動の種を撒き、いまやっとその芽が出てきた。チラシや自治体広報誌を見た、知人・友人から紹介されたという利用者やリピーターが増えてきている。隣接市からの利用者や町内の一般住民の利用も多くなってきた。

相談内容は、震災関連の相談は時間の経過とともに減少傾向にある。住まいや不動産の問題から、いまは家族関係の相談が増えてきている。内閣府男女共同参画局との連携事業である「女性の悩みごと相談」では、DV相談も増えてきた。小野寺係員、遠藤係員によれば漁師町という土地柄のせい、DVという認識がなく悩んでいた女性たちが、法テラスができて相談ができるようになったのではないかということだ。

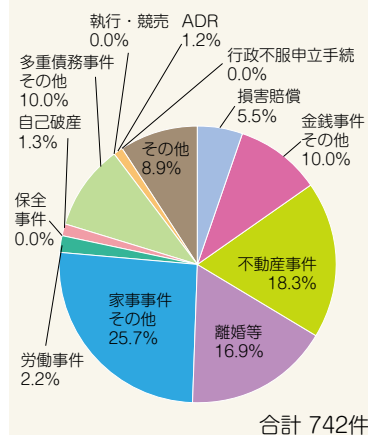
今後の課題は、法的問題があることに気がついていない人たちに利用してもらえるようになること。菊田主幹はいう「一人でも多くの人に法テラスに来ていただきたい。復興への第一歩は、法的解決から始まるのだから」



前から小野寺理恵係員、菊田清一主幹、遠藤陽子係員

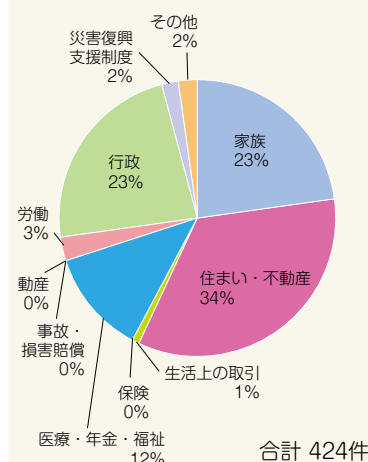
資料 特-1

震災法律相談件数及び内訳 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)



資料 特-2

よろず相談件数及び内訳 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)



法テラスがあることが、安心につながる —法テラス山元

移動相談車、法テラス号が行く

山元出張所は、法テラス第2番目の被災地出張所として開所した。出張所のある山元町は、宮城県沿岸部、震災による壊滅的な被害を受けた地域のひとつだ。仙台市から離れた地域にあり、法律相談窓口を簡単に利用することは難しい状況でもあった。

開所以来、仮設住宅でのチラシのポスティング、自治体広報誌や地元河北新報による巡回相談等の情報掲載など、広報活動を精力的に行ってきた。2市2町の災害FMによる相談呼びかけも、人々の間で法テラスの名を浸透させてきたようだ。

認知が高まるとともに、巡回相談の要請が自治体から多く寄せられている。日中相談が可能な方々の多くは高齢者が多く、なかなか出張所に足を運べない。移動相談車「法テラス号」が弁護士を乗せ、各自治体から提供を受けた会場を回り、相談会を行う。小泉仁主幹はいう「私たちがみなさんの近くまで行くことで、相談を諦めていた方に利用していただけるようになりました」。特に山元町に近接する県南地域での法律相談の受け皿は少なく、法テラスの巡回相談への需要が高まる。

特例法は3年、しかし問題は終わらない

法テラス・サポートダイヤル勤務の経験を持つ鈴木係員、玉澤係員。「どこに話していいかわからなくて電話をかけてくる方もいる。ていねいに話を聞き、相談に入っていただく」という。相談者から「来てよかった」「解決したよ」と連絡をいただくこともある。相談内容は、離婚相談が最も多い。これまで相談自体ができなかったところ、法テラスができたことで相談がしやすくなっているのかもしれないという。

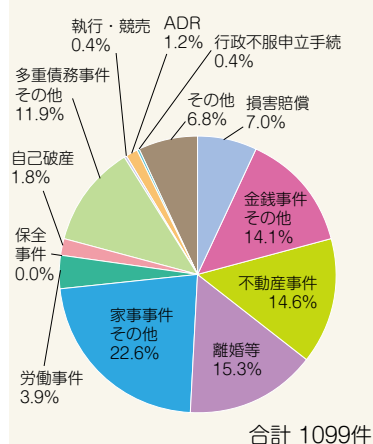
「仮設住宅を回っていると、住宅のお悩みをきく。仮設を出れば生活資金が問題になってくる。みなさんの生活をどこまで支えられるのか」という小泉主幹。仮設住宅から出られない人たちもいる。少なくとも次の生活に移れるまでは、相談する場所があってほしいという声は多い。なにが問題なのかわからない人たちもいる。自治体の復興計画が進むにつれ、問題が顕在化してきた時、法的支援が必要になってくるだろう。被災地出張所へ期待が寄せられている。



左から鈴木江利子係員、小泉仁主幹、玉澤係員

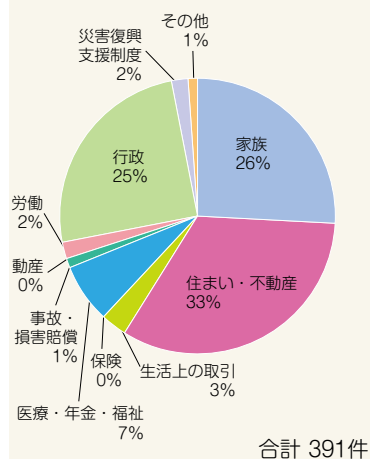
資料 特-3

震災法律相談件数及び内訳 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)



資料 特-4

よろず相談件数及び内訳 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)



●法テラス山元（平成23年12月1日開所）／宮城県亘理郡山元町浅生原字日向13-1

ワンストップサービスで、さまざまな法的問題等に応える —法テラス東松島

各種専門家が連携し、 相談対応

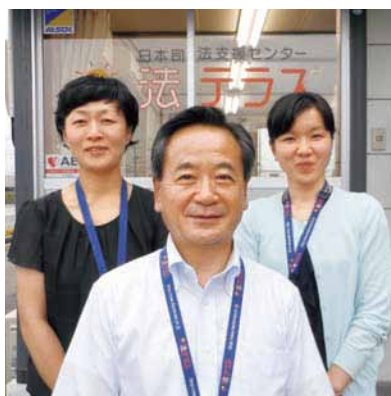
東松島出張所のある東松島市は、仙台市から北東に約30キロの距離にある。東日本大震災による浸水地域は市街地の65パーセントにも及び、全国の被災市町村中最大であった。復興をめざし自治体の土地買上げ、集団移転事業が進む中、被災地の方々の抱える問題は、地域や時間の経過によっても多様になっていく。

こうした被災者の実情に合った支援を可能にするために被災地出張所では、相談者が1か所で各種専門家にさまざまな相談ができるワンストップの相談サービスを行っている。出張所によって異なるが、よろず相談にあたるのは司法書士、税理士、土地家屋調査士、建築士、行政書士、社会保険労務士、社会福祉士だ。個別の相談にとどまらず、関連した問題に連携して相談にあたる。たとえば、土地買上げに絡む遺産分割問題では、遺産分割協議書作成や登記について司法書士に、相続税について税理士に聞く。家屋リフォームで高額請求されたケースでは建築士から建築行程等について専門的アドバイスを、弁護士には損害賠償請求について相談する、といったことができるのだ。

効果的なワンストップサービスの実現をバックアップ

飛嶋章主幹によれば、被災者の中には高齢であることやDV被害等により、精神的なサポートが必要と思われる方もいる。そうした方が有意義な相談ができるよう、本人の了承を得てまず社会福祉士と相談、次に社会福祉士同席のもと弁護士相談をするといったこともある。相談者の状況に合わせてどの専門家に担当してもらうのがよいのか、職員は受付や予約電話の段階で判断することが必要だ。「相談者の言葉に耳を傾け、ていねいに聞き取る」と猪又係員がいうように、職員全員が、弁護士や専門家らの効果的なワンストップサービスの実現をバックアップする。

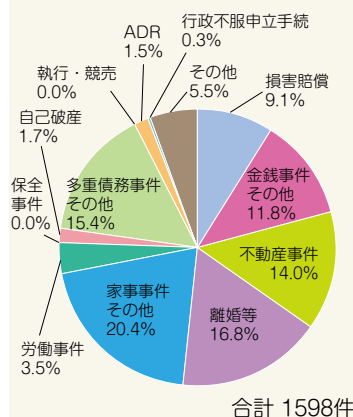
東松島では専門相談件数は月平均70件に上り、法律相談件数は100件を下ることはない。「法テラスの認知度はあがっており、公的団体であることも信用に結びつけていることを実感する」という菅原係員。被災地の人々の中で、確実に法テラスの存在が浸透してきているようだ。



左から菅原夕紀係員、飛嶋章主幹、猪又絵美係員

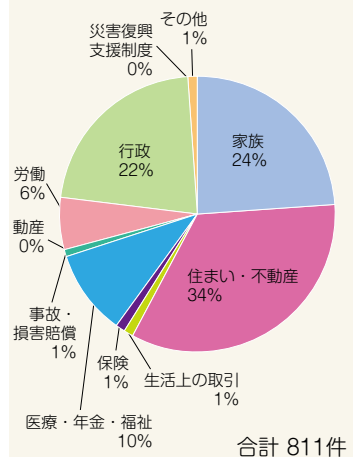
資料 特-5

震災法律相談件数及び内訳 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)



資料 特-6

よろず相談件数及び内訳 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)



地域のニーズに幅広く応えていく —法テラス二本松

**避難者だけではなく、
地元に埋もれていたニーズが
掘り起こされる**

二本松市は、福島の中通りに位置するが、浪江町の仮町役場が置かれ浪江町の避難者が多いことから、福島県初の被災地出張所が開設された。実際の相談者は、もともとの二本松市民が約4割、浪江町避難者約1割で、近隣市町村からの来所者も多い。二本松出張所では平日は毎日弁護士の法律相談を実施している。福島市や郡山市の公的な法律相談場所では毎日実施していないため、急ぎの方は二本松出張所に来所されることもあるそうだ。「これまでは福島か郡山の相談所に行くしかなかった。ここでは待たずに法律相談ができる。近くにできてありがたい」「以前、東京の法律事務所が開催した法律相談会に行ったが、土地境界のことなので土地勘のある地元の弁護士に依頼したかった。ここは地元の弁護士や土地家屋調査士もいるので、一度に相談ができて助かった」という利用者の声も聞かれる。原発事故に関連する相談はもちろん多いが、それだけではなく、地元の法的ニーズに広く応えているといえる。



左から菅野美幸係員、佐藤俊英主幹、大内知恵係員

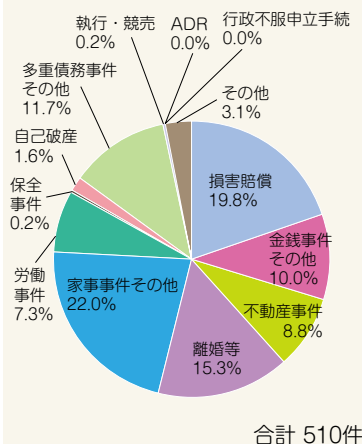
**人が集まる場所に行く、
人の集まる場所になる**

「二本松で人が一番集まる場所はどこ？」大内係員、菅野係員は生活者目線で知恵を絞り、2週間に1度、大型スーパーマーケットの前でチラシを配っている。当日や翌日は電話が増えるそうだ。サッカー台（購入商品を袋詰めにする台）にも、名刺大の法テラス二本松カードを置いてもらっている。チラシ配りをすると、いろいろな方と直接話しができるのもメリット。「本当に無料なの？」「小さな悩みなんだけどいいかしら？」「ほかの人に漏れないかなあ…」あと一歩が踏み出せない方には、そっと後押しをすることもできる。もちろん元二本松市職員だった佐藤俊英主幹を中心に、自治体など関係機関も地道に回っている。

法テラスが「人の集まる場所になる」工夫もしている。幼稚園にお願いし、子どもたちに塗り絵をしてもらい、事務所入り口にギャラリーのように展示する試みだ。子どもの絵を見るために、親が来てくれる。他にも、既存の建物を利用し被災地出張所の中で唯一会議室スペースを持つ二本松出張所は、この利点を生かし、市民向けセミナー「相続登記あれこれ」を開催した。セミナー後の個別相談会は好評を博し、継続的なセミナー開催も検討している。

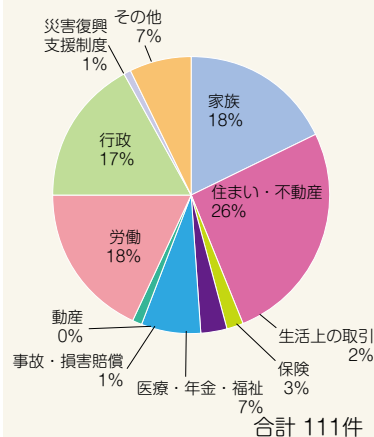
資料 特-7

震災法律相談件数及び内訳 (平成24年9月30日～平成25年3月31日)



資料 特-8

よろず相談件数及び内訳 (平成24年10月1日～平成25年3月31日)



制度を生かし、支援に結びつけるために —法テラスふたば

原発問題等、 法的サポートの拠点

福島県内の原発問題をはじめとする法的サポートの拠点としてオープンしたふたば出張所。沿岸部のいわゆる浜通りにあり、広野町、川内村など双葉郡の地域や楡葉町など双葉郡からいわき市内に避難している方々に利用されている。

開所以来寄せられる相談は、原発関連の相談が最も多い。ただし代理援助へ結びつくケースはまだ少ない。法テラス震災特例法では、ADRや賠償請求の書類作成も援助の対象だ。制度を生かしどのように支援につなげていくかが課題という。

「東電への損害賠償請求期間の周知にも力をいれている」と話す塚越義英主幹。福島第一原発事故で避難を指示された約16万人の内、1万人が東京電力に損害賠償を請求していないといわれる。損害賠償請求権の時効は3年。特別な立法措置が取られない限り早い人だと平成26年9月には時効成立だ。原賠ADR時効中断特例法によれば、原子力損害賠償紛争解決センターに申し立てれば時効は中断するが、していなければ救済はされない。知らない人も多く、仮設住宅に住んでいない人、自主避難している人たちへの情報提供に力を入れる。

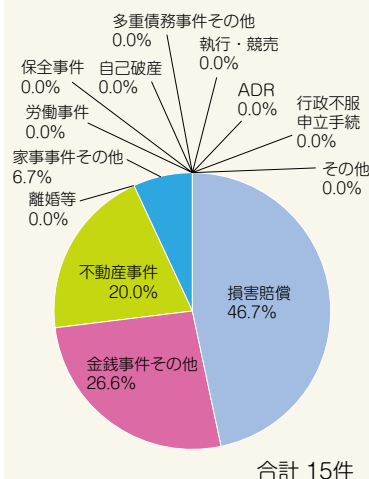
法テラスに来てください！

ふたば出張所では、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、自治体等に出張所見学を呼びかけ、いくつかの関係先が訪れ始めている。狙いは、実際に出張所を見てもらい理解を深めてもらうこと。相手機関との連携強化にもつながる。法的支援を必要としている人たちにとっても、こうした公的機関から法テラスを紹介されれば、安心して出張所に行けるだろう。

相談者を受け入れる出張所でもさまざまな配慮がなされている。室内には季節感を演出した装飾や生花を配し、訪れた相談者の緊張をほぐす。周囲の人を気にせず話せるよう童謡のBGMも流している。新妻係員は、「親しみやすく相談しやすい雰囲気を作りたい」と話す。受付では、相談者に合わせてかみ砕いた説明や、話しやすくなる工夫をするという相原係員。「法律相談はやってもらえないという方たちも多くいます」と塚越主幹。進展のみえない原発損害賠償、元の生活には戻れないという諦めが法的救済への期待を失わせているという。こうした人たちに、法テラスを利用し、生活の立て直しに役立ててもらうため、ふたば出張所では試行錯誤が重ねられている。

資料 特-9

震災法律相談件数及び内訳 (平成25年3月17日～平成25年3月31日)



資料 特-10

よろず相談件数及び内訳 (平成25年3月17日～平成25年3月31日)

家族	1件
住まい・不動産	1件
生活上の取引	1件
合計	3件



左から相原信夫係員、塚越義英主幹、新妻由佳子係員

被災現場の最前線で —法テラス大槌

目の前には津波の爪痕がまだ生々しく

大槌出張所は、津波に襲われ火災も発生した旧大槌小学校（現在は改装して大槌町役場として使用）の敷地の隅に建てられている。目の前にはいまだに津波の爪痕が残る野原のような景色が広がり、吹く風には潮の香りが混じる、まさに津波被害現場そのものに立地する事務所だ。

斉藤文夫主幹は町職員OBとして避難所で被災者のお世話をしていたが、つらいことがあっても直接には要望を伝えられない人や、戸籍等を自分でとるのも大変だろうなという人をたくさん見てきた。行政や司法と被災者の間のつなぎ役ができたなら、法テラスに勤めることにしたという。大槌では開所以来、相続の相談が多く、人的被害が多かったという被災の深刻さを示している。震災後2年経って、土地買い上げに関する相談も増えてきた。夜間・休日相談も行っており、好評なので相談日を増やした。相談者の要望に応じ法テラス号を使って事務所への送迎をすることもあり、交通手段を持たない方から喜ばれている。



左から阿部美紀子係員、斉藤文夫主幹、前川育子係員

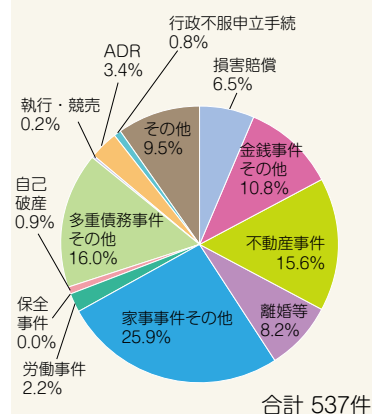
**職員も被災者である一市民。
だからわかる、伝えられる**

阿部係員、前川係員は、自身らが仮設住宅に暮らす被災者である。これまで法律関係の仕事に就いたことはない。法テラスで勤務するにあたり、最初は「なにか場違いな所に来ちゃったかも?」と感じていたようだ。しかし、2人とも「だからこそ、相談者の気持ちがわかる」という。「相続」と言っただけでは自分には関係ないと思っている人も、「流された家や土地は誰の名義になっているの?亡くなった人の名前のままだと買い上げてもらえないよ」と、かみ砕いて説明すると、問題に気づくそうだ。相談者の心情に沿った対応を心がけている。

大槌出張所では地域の社会福祉協議会や福祉課が主催する「お茶っこの会」「楽々体操の会」などにも頻繁に参加している。その際に相談担当の弁護士が同行することもある。もっとも盛り上がったのは、弁護士が参加者に弁護士バッジを間近に見せた時。「本物初めて見た」「弁護士さんって結構気さくなんだね」と、会話も弾んだそうだ。斉藤主幹は「もともと法律事務所のない地域で、弁護士を見るのも初めてという人がほとんど。まずは親しみを持ってもらうことが大切」という。最近では、再利用や口コミでの利用も増えてきた。被災現場の最前線で、大槌出張所は着実に地域に溶け込み、復興を支えようとがんばっている。

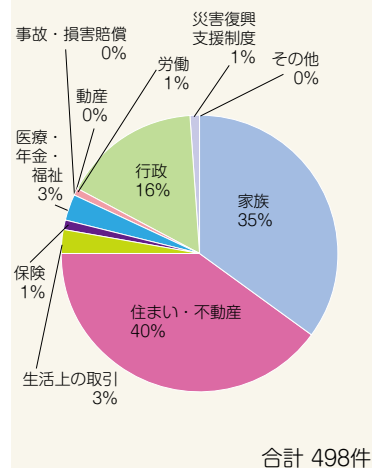
資料 特-11

震災法律相談件数及び内訳 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)



資料 特-12

よろず相談件数及び内訳 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)



●法テラス大槌（平成24年3月10日開所）／岩手県上閉伊郡大槌町上町1-3

「ありがたい」の声。資力を問わず、相談無料 —法テラス気仙

足を運び、 法的ニーズをすくう

平成25年3月24日、震災後全線不通となっていた三陸鉄道南リアス線の盛—吉浜間が運行再開するという頃、盛駅から徒歩10分ほどの場所に、気仙出張所はオープンした。同月27日法テラスと岩手県は、東日本大震災被災者の生活再建のための総合的な相談支援について協定を結んだ。これに基づき、法テラス気仙で行われているよろず相談には、県から各種専門家を派遣されている。法テラス気仙の移動相談車は近隣の市町村で行う県と共催の相談会等でも活躍している。

開所から日の浅い気仙出張所では、法テラスを知ってもらう取組みに注力してきた。鈴木淳二主幹をはじめ職員3名が大船渡の仮設住宅1800戸、陸前高田と住田の2000戸を、チラシを手渡し説明して歩く。仮設回りの中で、人々と会話が生まれ「姉が今朝亡くなった」「相続の相談をしたい」といった困りごとに耳を傾け、法テラスの相談へと導く。情報が届きにくい一人暮らしの高齢者も多い。職員が近くまで足を運ぶことの大切さを痛感するという。

自治体と連携した広報は、最前線で活動する出張所の援護射撃となっている。俳優・西田敏行氏起用のTVCMの相乗効果もあり、相談件数は大きく伸びた。毎週行っている巡回出張相談のニーズも高い。

特例法をきっかけに、 地域の底上げ

被災者の中には、生活が苦しく相談後の法的手続に進むことができない人も多い。資力要件を問わずに無料相談を受けられる、立替金の償還が猶予されることは、そうした方々の法律相談への心のハードルを下げているという岩渕係員。利用者から「無料相談でよかった、ありがたい」という声をいただくことも。

震災後、被災地で役に立ちたいと思い法テラス職員の道を選んだ近江係員は、「法テラスをもっと早く知っていればよかった」とおっしゃる相談者は多いという。

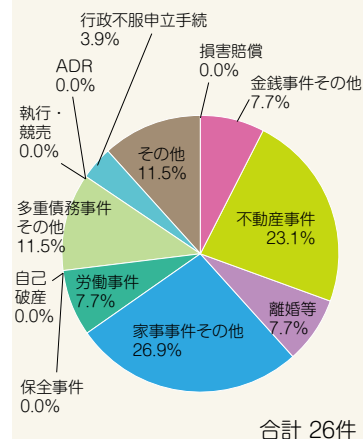
東日本大震災以前この地域では、困りごとは地域や家族の力で乗り越えるものだと考えられ、司法の力に頼ることをあまりしなかったという。鈴木主幹はいう、「特例法が施行されたことをきっかけに、今まで法律相談をしたことがない人にも来てもらえるようにしたい。まずはなんでも相談してみる、法律相談に慣れる、法律を自分のために使うという意識に変わってほしい」



左から岩渕行夫係員、鈴木淳二主幹、近江祐香係員

資料 特13

震災法律相談件数及び内訳 (平成25年3月24日～平成25年3月31日)



資料 特-14

よろず相談件数及び内訳 (平成25年3月24日～平成25年3月31日)

家族	4件
住まい・不動産	1件
合計 5件	

座談会 被災地法的支援の現状とこれから ～法テラスの役割とは



出席者

我妻 崇(宮城地方事務所所長)
佐々木廣充(福島地方事務所所長)
石川 哲(岩手地方事務所所長)
佐川 孝志(本部特別参与)

司会

原 若葉(本部第一事業部長)

震災特例法の意義と その結果

原 まずは、平成24年4月から施行された法テラス震災特例法について、お尋ねします。被災地では、民事法律扶助と震災援助を合わせた平成24年度 of 法律相談援助件数が、平成23年度(民事法律扶助のみ)と比べて非常に伸びています。宮城で179%、福島で304%、岩手では23.4%です。やはり、法テラス震災特例法の効果は大きいとみてよいのでしょうか。

石川 岩手はもともと扶助の資力要件を充たす人が多いのですが、要件を聞くと聞かないのでは大きく違います。特に行政

からの紹介で、『無条件で無料』はとても大きい。

我妻 資力要件がなくなったから対象者が増えたという感覚はないですね。一つの制度として「震災相談が気軽にできる」ということが浸透したのではないのでしょうか。

佐々木 福島県弁護士会は震災直後から、会の負担で無料法律相談をしていましたが、特例法ができてより使い易くなったと思います。

石川 岩手弁護士会の法律相談センターは震災相談場所として指定を受けていますが、特例法ができ無料化が進んでからは、常に相談枠が埋まるような状態になっています。

佐川 震災特例法の意義は、その出来方にもあります。被災者に資力要件を聞くななんてナンセンスという現場の声が立法府につながり、法律が成立したことは素晴らしいと思います。

原 相談は飛躍的に伸びているのですが、代理援助はそこまで伸びていません。なぜでしょうか。

佐々木 福島は代理援助も前年比144%と割と伸びているのですが、これは原発ADRへの申立への援助がほとんどで、その他の事件は横ばいです。

我妻 弁護士等への依頼に踏み切るには、相談と違うハードルがあるということでしょう。

佐川 私は、阪神淡路大震災の時

も、扶助協会で被災者援助に関わっていました。阪神淡路では代理援助が増えたのですが、事件としては借地借家が多かったです。都市部の直下型地震と今回の三陸沿岸部では、被害状況も法的環境も違うのでしょうか。

原 特例法は震災から約1年後に施行されたのですが、時期が遅いということはありませんか。

石川 相談に関してはもっと早く実現していれば、と思います。代理については遅いとは思いません。代理が増えないのは、岩手でいえば宮沢賢治の詩に象徴されるような、争いごとは避けたいという県民性と、償還制であることがネックになっているのではないのでしょうか。

佐々木 今年に入って不動産の補償通知が来たので、福島ではある程度増えるかもしれません。

原 被災者の法的ニーズは、時間の経過とともに変容はするけれど、減っていないのではないかと思います。

我妻 時期による法的ニーズの変化はあるでしょうね。集団移転の不動産の問題もこれからです。償還については、やはり給付制が理想ですが、せめて、被災者の実情に応じて免除の範囲を広げることも検討すべきです。

原 初動をスムーズにという点からは、震災特例法が、大規模災害が起きたらすぐに発動できるような形の法律であったなら

ば、ということも考えられますが、
どうでしょうか。

佐々木 発動基準や適用範囲が厳格であれば、そのような形でよいと思います。

我妻 今回の特例法は、宮城に関して言えば対象範囲が広すぎではないかという印象を、個人的には持っていますし、弁護士会からもそのような批判があります。

佐々木 放射能という被害の性質からして、福島は県下全域で妥当だと思います。逆に、原発事故の被害については、例えば千葉の漁民の方なども風評被害で苦しんでいるのに対象とならないなど、特例法でカバーできていない面もあります。範囲が適切であったかは、後日の検証ということになるでしょう。

被災地出張所

佐々木 福島は被災地出張所の設置が一番遅れたのですが、どこに作るかについて、現場と法テラス本部の意見がかみ合わなかったのが原因でしょう。本部は、当初、相馬か南相馬といわき市を候補にしていたそうですが、そこはもともとある程度の数の弁護士がいるエリアでした。

原 福島については、被害の大きい方ほど元の所にいないという特殊性があり、立地の選択は難しかったですね。浜通りに目が行きがちでしたが、避難先と弁護士の分布をみて、福島第1号としては中通

りの二本松を候補にしました。

我妻 宮城の出張所が出来たのは平成23年秋以降ですが、法テラスと仙台弁護士会に共通の使命感のようなものがあり、その年の6月頃には出張所設置の合意自体はできていました。

石川 岩手の場合は、山田町には弁護士会が法律相談センターを作りましたが、大槌町には設置できる場所が全くなかったのです。そのうち、法テラスが南三陸町から敷地提供を受けて出張所を建てたという話を聞き、大槌町が、大槌もこの方法でと、法テラスと話を進めることになりました。

佐川 被災地に法的支援の拠点が必要だということは、震災直後から考えていました。宮城の3か所の場所は仙台弁護士会と相談して決めました。岩手は大槌、次は陸前高田と考えていたのですが、日弁連が大船渡に設置予定だったひまわり基金法律事務所を陸前高田に作ったので、法テラスは大船渡で調整しました。

我妻 第1号でパイオニア的な事

務所となった南三陸では、菊田清一主幹を始めとする職員の献身的な活動で、法テラスを知らない人はいないんじゃないかと思うくらい、地域に根付いています。

佐々木 地元で職員を採用したのも、よかったですね。行政出身者の登用も効果的だと思います。

我妻 仮設住宅を一軒一軒まわったり、自治体と日常的な連携をとったりするといった出張所の活動の仕方は、これまで弁護士が気づかなかったアウトリーチの大切さを気づかせてくれました。その一方で、『法テラスはやりすぎる』と弁護士会から言われることもあります。

佐々木 二本松は人の集まれる会議室があるので、7月には司法書士による相続登記のセミナーを開き好評でしたよ。秋には2回目を企画したいと思っています。

原 大槌は、弁護士の派遣が毎日ではありませんが、休日・夜間の相談を行っていますね。

石川 休日・夜間相談は好評で、最近枠を増やしました。岩手は1





■我妻 崇／宮城地方事務所所長
平成24年4月に所長に就任。法テラス前身の法律扶助協会からかかわってきた。



■佐々木 廣充／福島地方事務所所長
平成24年4月に所長就任。以前より民事法律扶助審査委員、福島県弁護士会会長を務めてきた。



■石川 哲／岩手地方事務所所長
法テラス設立以来7年間副所長を務め、平成25年4月から現職。

出張所に対して12人の弁護士を交代で派遣するというクルー制をとっています。決まった弁護士が行くことで、その土地特有の事情や復興計画の進展などに対応することができます。

原 被災地出張所は、法律相談だけではなく、各専門士業による「よろず相談」や移動相談車の「法テラス号」といった特徴もありますが、そのあたりはいかがでしょう。

石川 よろず相談は意義のあることと思いますが、件数はあまりありません。法テラス号は、法テラスのステッカーを付けた車が走っていること自体による広報効果も大きいでしょう。リアス式海岸の小さな半島の先まで走っていきますからね。

佐々木 よろず相談も、その宣伝ができること自体に意味はあると思います。ふたば出張所では、二本松出張所と連携してテレビ電話相談もできるようになっています。これも利用件数は少ないですが、宣伝効果は高いです。

原発事故による被害への対応

原 東日本大震災では、原発事故という経験したことのない問題が発生しました。原発事故被害への対応について、福島の現地の状況などお話しいただけますか。

佐々木 福島では、地震・津波による被害は天災としても、原発

事故による被害は東京電力と国による人災であると考えています。被害の範囲が広く、今後どうなっていくかもわからないまま、今なお約15万人の避難者がいます。福島県弁護士会では、弁護士会の制度として救済センターを作り、弁護団の紹介もしています。被害者という一方の立場で弁護士会がここまでするのは珍しいのですが、県民全体が被害者という事態を重くみてのことです。

佐川 法テラスは、浪江町避難者が多い二本松市と、双葉郡の広野町に出張所を作りました。広野町は帰還が始まったところでまだそれほど人はいないのですが、コストパフォーマンスというより、原発の間近に支援拠点を置くという精神を重視しました。

原 法テラスふたばの設置を海外で報告すると、よく原発から22kmのところに作ったと感心されます。

我妻 宮城にも避難者は多いですし、海産物等の風評被害も深刻なのですが、PR不足のせいか、原発関連の事件数は少ない。埋もれている被害を顕在化させるのも、法テラスの役目かもしれません。

佐々木 東電への未請求者が約1万人いると言われています。時効の問題が特に深刻です。原発事故については時効の適用外であるという立法を勝ち取りた

いと考えています。

佐川 法テラスから未請求者への働きかけをしたいと思い、東電に未請求者のリストをいただけないかと言ったら、個人情報なので断られたことがあります。

佐々木 個人情報の壁はありますね。未請求者問題については、弁護士会が自治体と何らかの協働ができないかと働きかけています。原発事故の被害は、前例がなく、今後長期間不確定なマイナス要因を背負っていくのですから、被害分の補填・補償だけではなく、それに上乗せした積極的な復興策が必要です。

今後の法テラスの役割など

原 最後に、復興と法的支援について、現状の問題点とこれからの課題、法テラスの役割などについてお話しいただけますか。

石川 被災地ニーズ調査の結果や現場での相談活動などを通じて、法的問題を抱えているのに気付いていない人が多いということを、改めて認識しました。例えば、身近な問題を紙芝居仕立てにしてやさしい言葉で説明した後、個別の相談会を開くと、これまで無関心だった人も相談したいと言ってくるのです。弁護士はこれまで、かみ砕いて説明をしたり、自ら歩み寄ったりということが少なかったのかもかもしれません。スタッフ弁護士をそのような活動に活用できない

かと思っています。

我妻 被災者の法的なニーズはまだまだなくならない、と考えています。仮設住宅は倉庫に住んでいるような感じでストレスがたまりますし、将来の見通しが立たない中さまざまなものが鬱積し、DVや虐待につながるケースもあります。二重ローンガイドラインの利用に際しても、専門家の役割は大きいです。

佐々木 福島では問題はさらに複雑です。賠償の問題では、法テラスの役割は大きいと考えられます。しかし、原発関連産業に就いている人も結構いましたし、故郷への帰還についていえば、世代間や性別での意識差は大きい。若い世代はもう新天地で新しい生活を築き始めているという状況もあり、崩壊した地域社会を再生するのは容易なことではありません。一層の積極的な支援が必要です。

佐川 法テラスは、平成25年度から被災自治体へのスタッフ弁護士の派遣を始めました。この活動も発展させていきたいと考えています。

我妻 法テラスの活動が大きくなるにつれ、弁護士会との関係も複雑になってきています。

佐々木 弁護士会のすべきこと、法テラスのすべきことの役割分担及び協力が必要でしょう。

原 震災援助にしても、民事扶助にしても、国選弁護にしても、

その担い手は弁護士であることがとても多い。法テラスの業務が増えるということは、弁護士など法律専門家の業務が増えるということです。お互いのがんばりが被災者や利用者のために役立つのだという、共通の使命感や目的意識をもって今後も協力をしていければと思っています。本日はありがとうございました。

(平成25年7月29日宮城地方事務所にて)



■佐川 孝志／本部特別参与
平成23年1月から平成25年3月まで本部事務局長を務め、以降現職。



■原 若葉／本部第一事業部長
平成24年4月から第一事業部長。それまでは発展途上国の法整備支援等に携わってきた。

東日本大震災の被災者等への法的支援に関するニーズ調査

1 被災者の法的ニーズ調査の概要

法テラスでは、平成24年11月から12月にかけて、被災者の法的ニーズの実態を明らかにするために、「東日本大震災の被災者の法的支援に関するニーズ調査」（以下、本調査という）を実施した。これは、東日本大震災の被災者の法的ニーズを総合的・系統的に明らかにする調査としては、初めての試みである。平成25年度中には、アンケート形式で行った本調査に続きインタビュー調査を行い、報告書としてまとめる予定である。

本調査では地域の特性ごとに違いがあるかどうかを検証できるよう、以下の観点から5つの対象地域を選定し、仮設住宅入居者を対象に、訪問留置回収法で調査を行った（有効回答数1,598）。

【宮城県】

- ①法律事務所が多数存在する都市部の地域（仙台市）
- ②法律事務所のない沿岸部において法テラス出張所が設置されている地域（南三陸町）
- ③法律事務所のない沿岸部において法テラス出張所が設置されていない地域（女川町）

【福島県】

- ①東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い警戒区域に指定されている（調査当時）地域（浪江町 ※浪江町住民が避難する二本松市で調査を実施）
- ②同警戒区域に指定されていない地域（相馬市）

なお、本調査では、一般の法律問題（全対象地域）と原発事故に関連する法律問題（二本松市、浪江町のみ）に分けて質問をしている。

2 一般の法律問題

(1)被災者の法的ニーズ

東日本大震災発生当時からこれまでに何らかの法律問題を体験したと回答したのは、約4割にあたる39.5%である。単純に比較することはできないが、法テラスが平成20年に実施した「法律扶助へのニーズ調査及び利用状況に関する調査」の結果と比べると、平成20年調査の結果では、過去5年間に何らかの法律問題を体験した回答者の比率は25.2%となっており（同報告書21頁）、本調査はそれより約10%以上高い数字を示している。

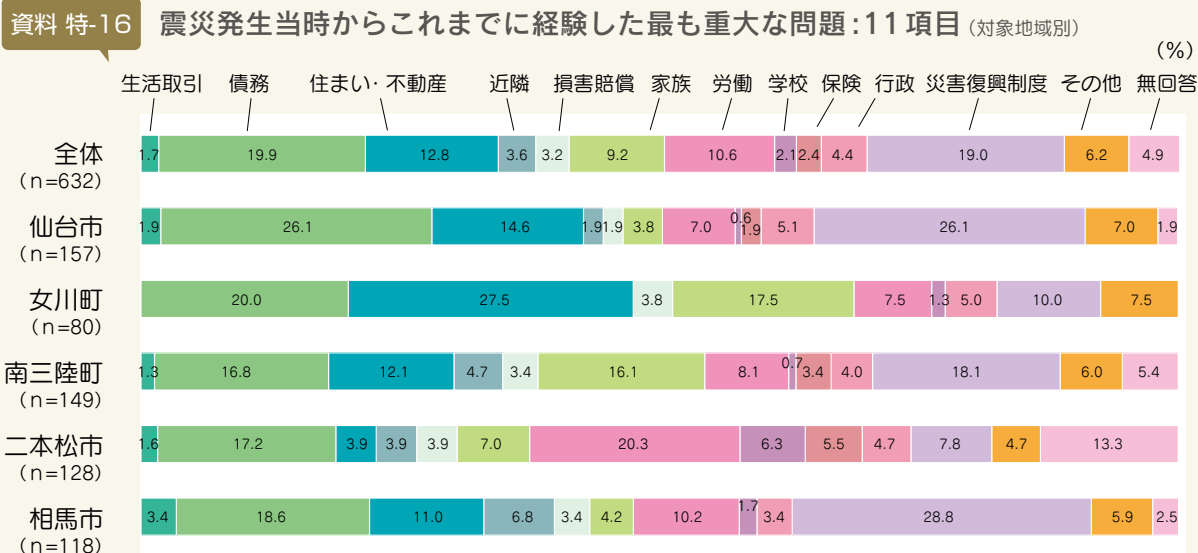
資料 特-15 震災発生当時からこれまでに経験した問題（対象地域別）

(%)

	生活取引	債務	住まい・不動産	近隣	損害賠償	家族	労働	学校	保険	行政	災害復興制度	その他	問題経験なし	わからない	無回答
全体 (n=1598)	3.1	12.8	9.7	5.4	3.5	6.8	9.2	1.9	7.5	8.3	15.5	2.8	52.5	6.6	1.4
仙台市 (n=345)	4.6	18.0	14.2	6.1	3.8	5.2	8.1	0.9	7.2	10.4	22.3	4.3	43.5	10.4	0.6
女川町 (n=346)	0.6	5.8	7.5	0.6	0.9	5.2	3.8	0.6	1.4	2.3	4.3	1.7	75.7	1.2	-
南三陸町 (n=342)	3.2	12.9	12.6	5.8	2.9	10.8	7.9	0.3	10.5	9.6	17.5	2.9	49.1	6.7	0.6
二本松市 (n=220)	5.5	14.5	5.9	12.7	8.2	10.0	22.7	10.0	14.1	12.7	14.5	3.2	24.1	9.5	8.2
相馬市 (n=345)	2.6	13.3	7.0	4.6	3.5	4.1	8.4	0.9	6.7	8.1	18.6	2.0	59.7	6.1	-

(2)「最も重要な問題」の地域特性

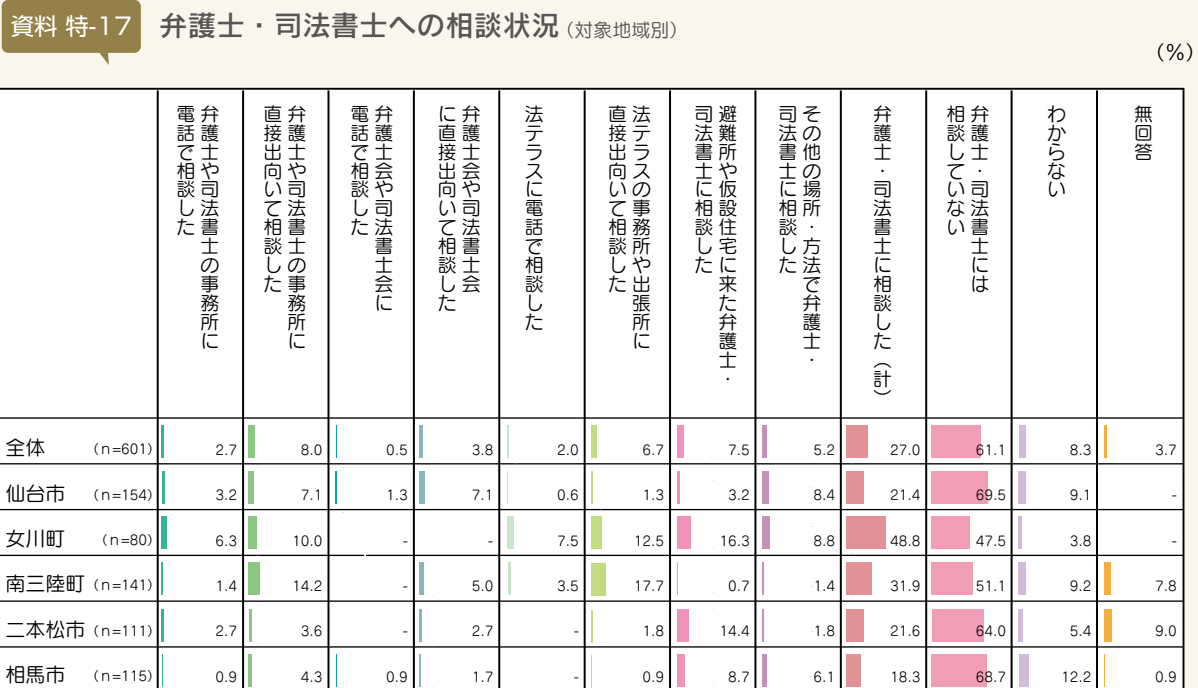
震災後に経験した問題のうち「最も重大な問題」結果は、以下のとおりである。仙台市及び相馬市では災害復興制度（自治体による土地の買い上げなど）が、女川町や南三陸町では、「相続・遺言」が、二本松市（浪江町）では「解雇・雇い止め」、「子どものいじめ等」が多いなど、被災や復興の状況を反映して地域差が生じている。



(3)法律専門家への相談と相談しない理由

法律専門家への相談状況は特-17のとおりである。避難所や仮設住宅に来た弁護士・司法書士に相談したとの割合が高いことが分かる。

「最も重大な問題」を解決するために法律専門家へ相談をしたのは27%となっており、女川町、南三陸町で相談している割合が高い。



相談しない理由としては、全体としては、「相談をしても無駄だと思うから」「時間や手間がかかりそうだから」が多いが、仙台市においては「費用がかかりそうだから」が高く、女川町においては「自分で解決したいから」が多いなど地域差がみられる。

資料 特-18 弁護士・司法書士に相談しない理由（対象地域別）

	相談しても無駄だと思うから	時間や手間がかかりそうだから	費用がかかりそうだから	弁護士や司法書士に相談するほどの問題ではないから	弁護士・司法書士の知り合いがいらないから	分野が違ふと思うから	自分で解決したいから	敷居が高いから	事務所が近くにないから	他人に知られたくないから	他の専門家に相談するから	その他	わからない	無回答
全体 (n=367)	28.1	26.2	26.2	15.8	12.3	12.0	10.9	7.9	6.0	5.4	5.2	10.9	8.4	0.5
仙台市 (n=107)	33.6	31.8	39.3	10.3	11.2	4.7	12.1	10.3	8.4	3.7	0.9	8.4	7.5	-
女川町 (n=38)	15.8	15.8	15.8	7.9	2.6	10.5	18.4	-	2.6	5.3	13.2	15.8	15.8	-
南三陸町 (n=72)	15.3	13.9	12.5	20.8	11.1	11.1	8.3	5.6	5.6	5.6	6.9	18.1	6.9	1.4
二本松市 (n=71)	25.4	33.8	25.4	23.9	15.5	18.3	11.3	9.9	5.6	8.5	7.0	11.3	5.6	1.4
相馬市 (n=79)	40.5	27.8	26.6	15.2	16.5	17.7	7.6	8.9	5.1	5.1	3.8	5.1	10.1	-

(4)法律専門家への相談と問題の解決状況

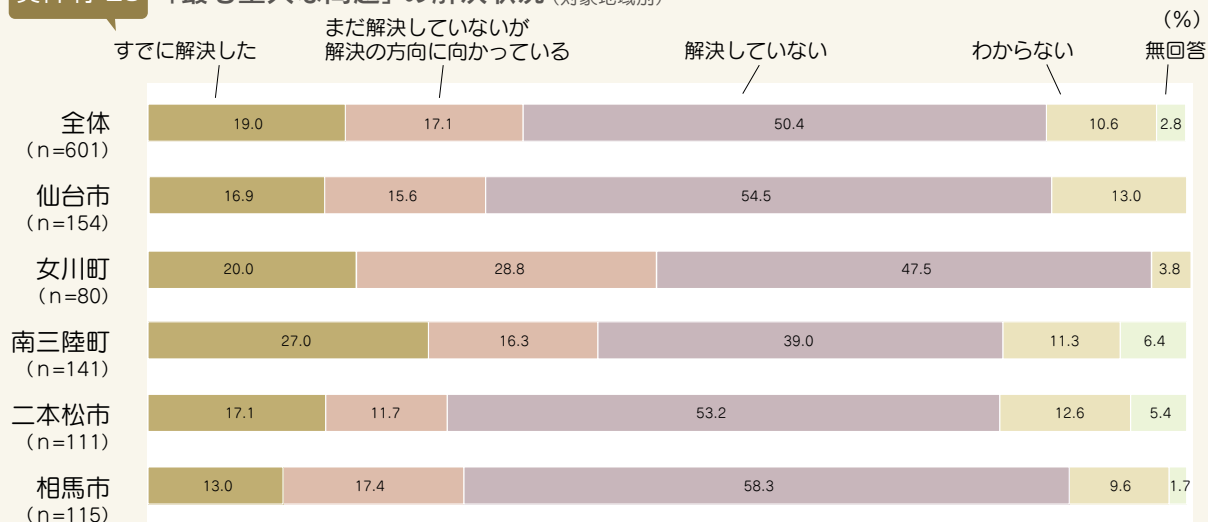
法律専門家への相談と解決状況についてみると、法律専門家に相談している場合に、「すでに解決した」「解決の方向に向かっている」の回答を合計すると51.8%となるのに対し、相談していない場合には同合計が32.7%と、相談した場合に解決ないし解決方向に向かっているケースが多い。

資料 特-19 法律専門家への相談と問題の解決状況

	全体	すでに解決した	まだ解決していないが解決の方向に向かっている	解決していない	わからない	無回答
全体	601	19.0	17.1	50.4	10.6	2.8
弁護士・司法書士の事務所に電話で	16	25.0	37.5	25.0	12.5	-
弁護士・司法書士の事務所に直接出向いて	48	14.6	27.1	50.0	8.3	-
弁護士会・司法書士会に電話で	3	-	66.7	33.3	-	-
弁護士会・司法書士会に直接出向いて	23	21.7	26.1	43.5	4.3	4.3
法テラスに電話で	12	50.0	25.0	25.0	-	-
法テラス事務所や出張所に直接出向いて	40	27.5	30.0	35.0	7.5	-
避難所や仮設住宅にきた弁護士・司法書士に	45	24.4	22.2	46.7	6.7	-
その他の場所・方法で	31	22.6	19.4	54.8	3.2	-
弁護士・司法書士に相談した（計）	162	25.9	25.9	41.4	6.2	0.6
弁護士・司法書士に相談していない	367	17.7	15.0	55.9	10.6	0.8
わからない	50	12.0	12.0	42.0	30.0	4.0
無回答	22	4.5	-	45.5	-	50.0

「最も重大な問題」の解決状況に関する地域差は以下のとおりである。

資料 特-20 「最も重大な問題」の解決状況（対象地域別）



3 原発事故に関連する法律問題

(1) 法律問題の経験率と解決状況

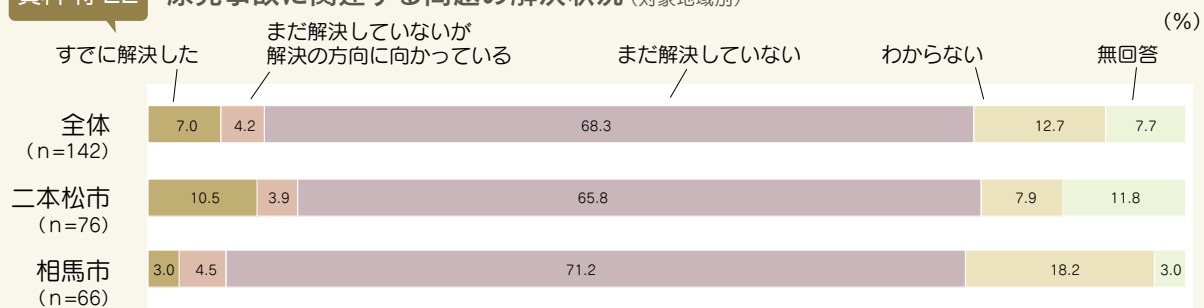
原発事故に関連して問題を経験したことがあるかについての質問の結果は下表のとおりである。「特にない・わからない」という回答が最も多くなっており、問題と認識していない被害者が多いことが分かる。

資料 特-21 原発事故に関連する問題（対象地域別）

		損害賠償 (慰謝料以外) の請求	慰謝料の請求	原発事故に 関するその他の問題	特にない・ わからない	無回答
全体	(n=565)	19.8	8.1	5.8	69.0	5.8
二本松市	(n=220)	28.2	10.9	10.0	52.3	13.2
相馬市	(n=345)	14.5	6.4	3.2	79.7	1.2

「原発事故に関連する問題」について解決状況に関する質問については、「すでに解決した」「解決の方向に向かっている」との回答は11.2%となっており、一般の法律問題についての同様の回答が36.1%であるのに対して低くなっている。

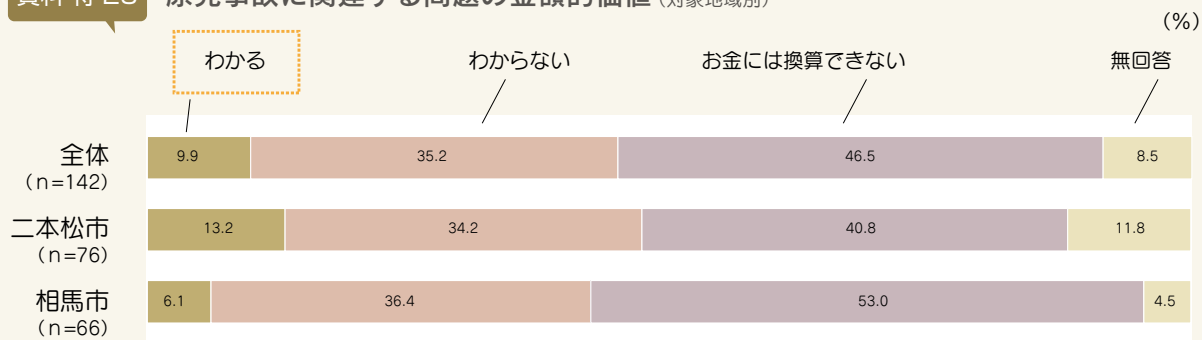
資料 特-22 原発事故に関連する問題の解決状況（対象地域別）



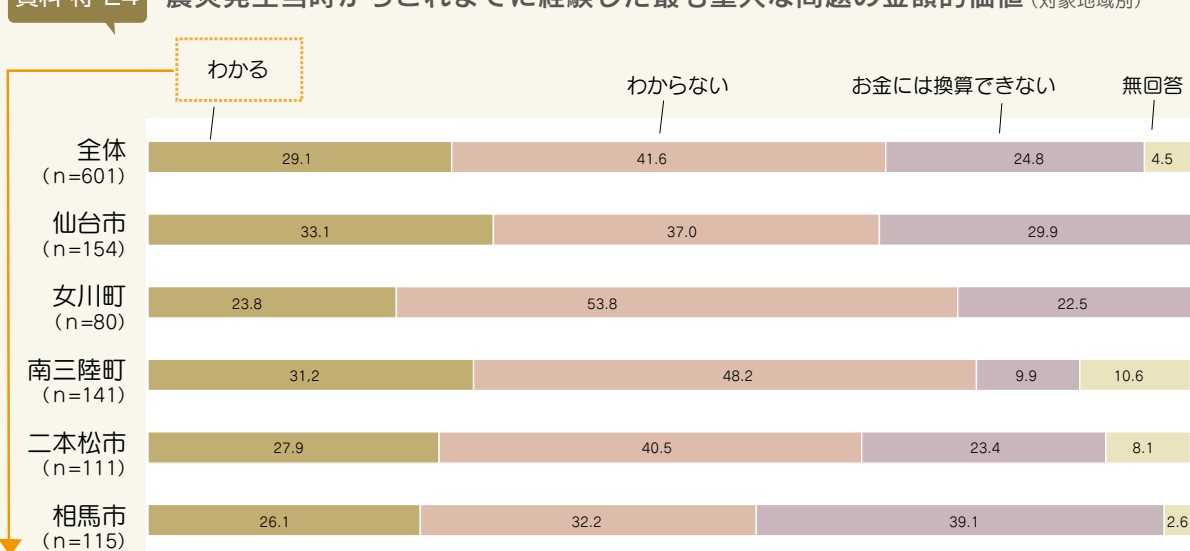
4 金額への換算

原発事故に関連する問題の金額への換算に関する質問では、「お金には換算できない」との回答が最も多く、「わかる」との回答は9.9%であった。一般の法律問題に関する同様の質問への回答結果（特-24）と比較すると、原発事故に関連する問題については「お金には換算できない」との思いが強いことが分かる。

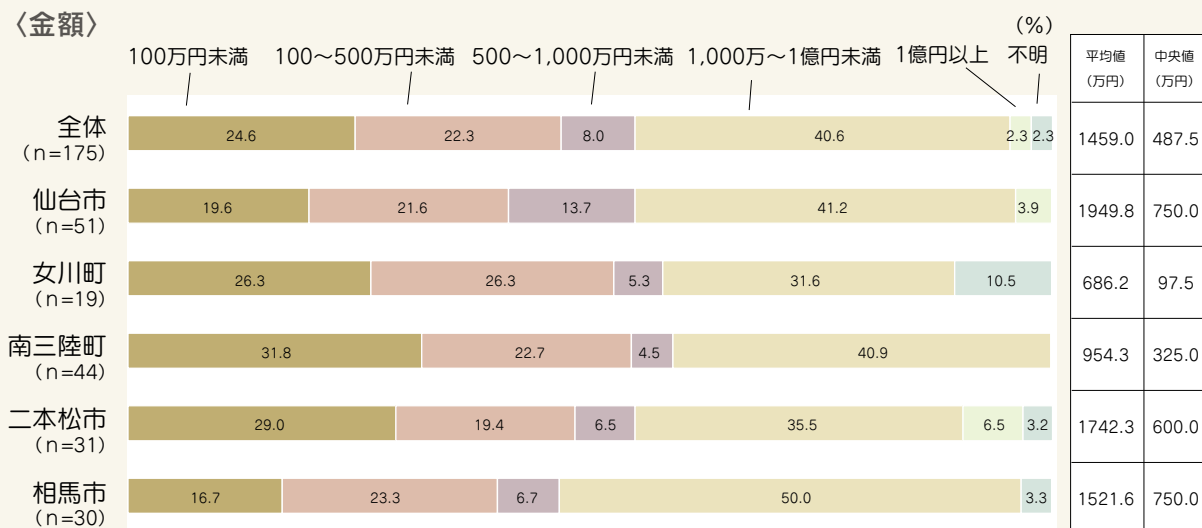
資料 特-23 原発事故に関連する問題の金額的価値（対象地域別）



資料 特-24 震災発生当時からこれまでに経験した最も重大な問題の金額的価値（対象地域別）



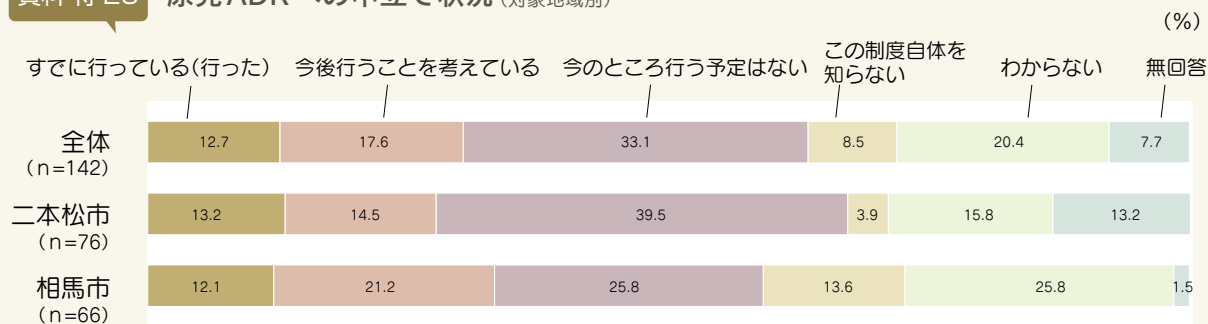
〈金額〉



5 原子力損害賠償紛争解決センター（原発ADR）への申立て

原発ADRへの申立て状況については、特-25である。申立てにつき法律専門家への手続き依頼状況は特-26のとおりである。原発ADRへの申立てを行わない理由は、「時間や手間がかかりそうだから」「申立てを行っても無駄だと思うから」との回答が多い。

資料 特-25 原発ADRへの申立て状況（対象地域別）



資料 特-26 弁護士や司法書士への原発ADR申立て手続きの依頼状況（男女別・対象地域別）

(%)

		すでに依頼した	今後必要が しあれば依頼 しようと思 う	依頼して いない （予定は ない）	わからない	無回答
全 体	(n=43)	25.6	41.9	7.0	16.3	9.3
性別	男性 (n=23)	21.7	43.5	8.7	13.0	13.0
	女性 (n=20)	30.0	40.0	5.0	20.0	5.0
現在 居住地	二本松市 (n=21)	28.6	38.1	9.5	4.8	19.0
	相馬市 (n=22)	22.7	45.5	4.5	27.3	-

資料 特-27 弁護士や司法書士への原発ADR申立てを行わない理由

(%)

		時間や手間が かかりそうだから	申立てを行っても 無駄だと思うから	費用が かかりそうだから	自分で解決したいから	頼める弁護士や 司法書士を知らないから	センターの敷居が 高いから	申立てを行うほどの 問題ではないから	他の方法をとるから	頼める弁護士や 司法書士が近くにいないから	分野が違ふと思うから	他人に知られたくないから	その他	わからない	無回答
全 体	(n=47)	53.2	38.3	21.3	8.5	6.4	6.4	6.4	2.1	-	-	-	4.3	14.9	4.3
性別	男性 (n=25)	60.0	40.0	16.0	12.0	4.0	8.0	4.0	4.0	-	-	-	4.0	8.0	-
	女性 (n=22)	45.5	36.4	27.3	4.5	9.1	4.5	9.1	-	-	-	-	4.5	22.7	9.1
現在 居住地	二本松市 (n=30)	60.0	40.0	16.7	13.3	6.7	6.7	6.7	3.3	-	-	-	3.3	10.0	3.3
	相馬市 (n=17)	41.2	35.3	29.4	-	5.9	5.9	5.9	-	-	-	-	5.9	23.5	5.9

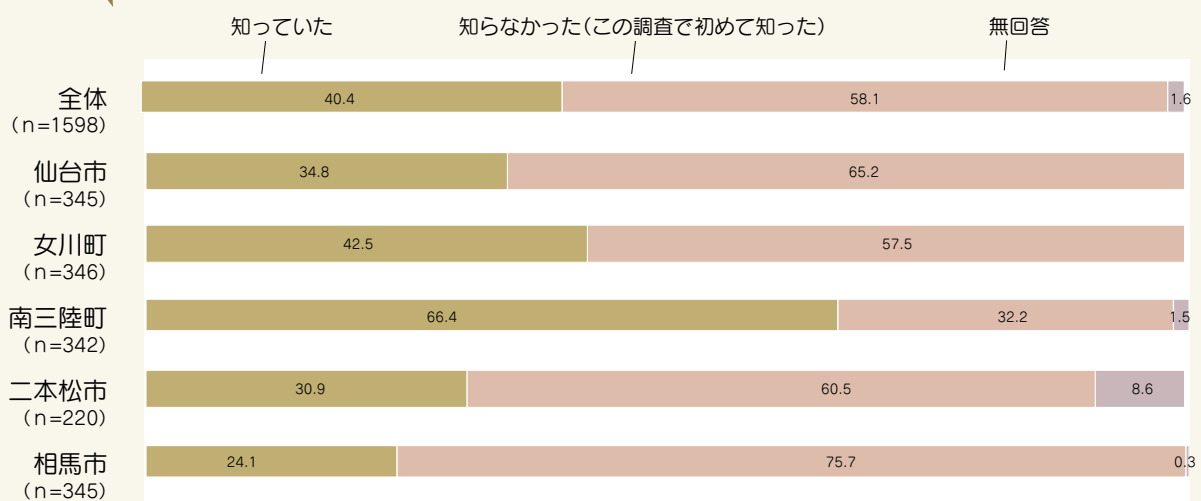
6 法テラスの役割

(1) 法テラスの認知と利用意向

法テラスについて、本調査以前から「知っていた」割合は、全体としては40.4%と全国を対象にした認知度調査の結果とそれほどの差はないが（本書148頁参照）、南三陸での調査では認知率が66.4%と際立って高くなっている。

また、法テラスの認知状況と、法テラスの無料法律相談や弁護士・司法書士費用の立替の利用意向との関係を見ると、法テラスを「知っていた」と回答する場合にこれらのサービスを「利用しようと思う」との回答が多い傾向がみられる。

資料 特-28 法テラスの認知状況（対象地域別）



資料 特-29 法テラスの認知状況と無料法律相談の利用意向

		全体	利用しようと思う	利用しないと思う	わからない	無回答
認知	全体	1598	31.0	19.1	48.0	1.9
	知っていた	645	43.1	19.7	36.3	0.9
	知らなかった	928	23.2	18.9	57.0	1.0
	無回答	25	8.0	12.0	16.0	64.0

資料 特-30 法テラスの認知状況と弁護士・司法書士費用の立替制度の利用意向

		全体	利用しようと思う	利用しないと思う	わからない	無回答
認知	全体	1598	19.1	23.2	54.9	2.8
	知っていた	645	27.6	23.7	47.3	1.4
	知らなかった	928	13.5	23.2	61.4	1.9
	無回答	25	8.0	12.0	8.0	72.0

（２）法テラス出張所の効果

調査地の中で唯一法テラスの出張所が設置されている南三陸町は、いくつかの点で特徴的な傾向を示している。前述のように法テラスの認知度が他地域より際立って高いこと、法律専門家へ相談したとの回答が多く、相談先内訳としては法テラスの事務所や出張所の割合が他の地域より高いこと（前出：特-17）、「もっとも重要な問題」の解決状況について「すでに解決した」との回答の割合が27%と他地域より高いこと（前出：特-20）などである。

この結果は、法テラス出張所の開設が法律専門家への相談を促進し、それを通じて問題解決につながっている可能性を示唆している。





1. 情報提供業務

1-1 平成24年度における業務の概況

法テラスの情報提供業務は、全国統一窓口であるコールセンター（愛称「法テラス・サポートダイヤル」。以下「サポートダイヤル」という）と地方事務所において、日々多数のお問合せに対応しているところである。

サポートダイヤルについては、平成25年1月7日、業務開始以来の累計受付件数（電話・メールの合計）が200万件に到達した。

法テラスでは、さまざまなお問合せに対し的確な情報提供が行えるよう、法制度情報をよくある質問と答え（FAQ）として整備し、全国の相談窓口情報とともにデータベース化して、データの拡充と最新化に努めている。平成24年度は震災特例法による「震災法律援助業務」の開始や、外国人の在留管理制度の変更、家事事件手続法の施行など、法制度や社会の変化に対応するFAQの新規作成や情報更新を行った。法テラスウェブサイトに掲載している「震災Q&A」についても、原発損害賠償や被災ローン減免制度などの項目について、内容をアップデートした。

トラブルを抱えた利用者の心情に配慮しつつ、適切な情報提供を行うためには、利用者の主訴の的確な把握やそのための会話手法が必要であるが、こうした情報提供の際の対応の質を高めるため、専門業者に委託し、相談者を装って架電し職員の電話対応の印象を評価する「ミステリーコール」調査を毎年行っている。平成24年度も、サポートダイヤルのオペレーターと、全国の地方事務所で情報提供を行う窓口対応専門職員を対象とした調査を実施し、電話対応能力を確認・検証した。この調査結果は、サポートダイヤル及び各事務所と共有し、研修や自己研鑽に活用している。その他の取組みとして、サポートダイヤルでは、関係機関の業務に関する理解を深めるために、随時、各機関から講師を招いてオペレーター研修を行っており、平成24年度も法務局、労働局、公証人役場などの講師にご指導いただいた。地方事務所の窓口対応専門職員については、本部において2日間にわたる研修を開催し、法制度に関する講義やロールプレイなどの演習を通じて、さらなる実務能力向上をはかるとともに、各地方事務所においても、独自で勉強会や関係機関が開催する会議・研修会等に出席するなどしている。

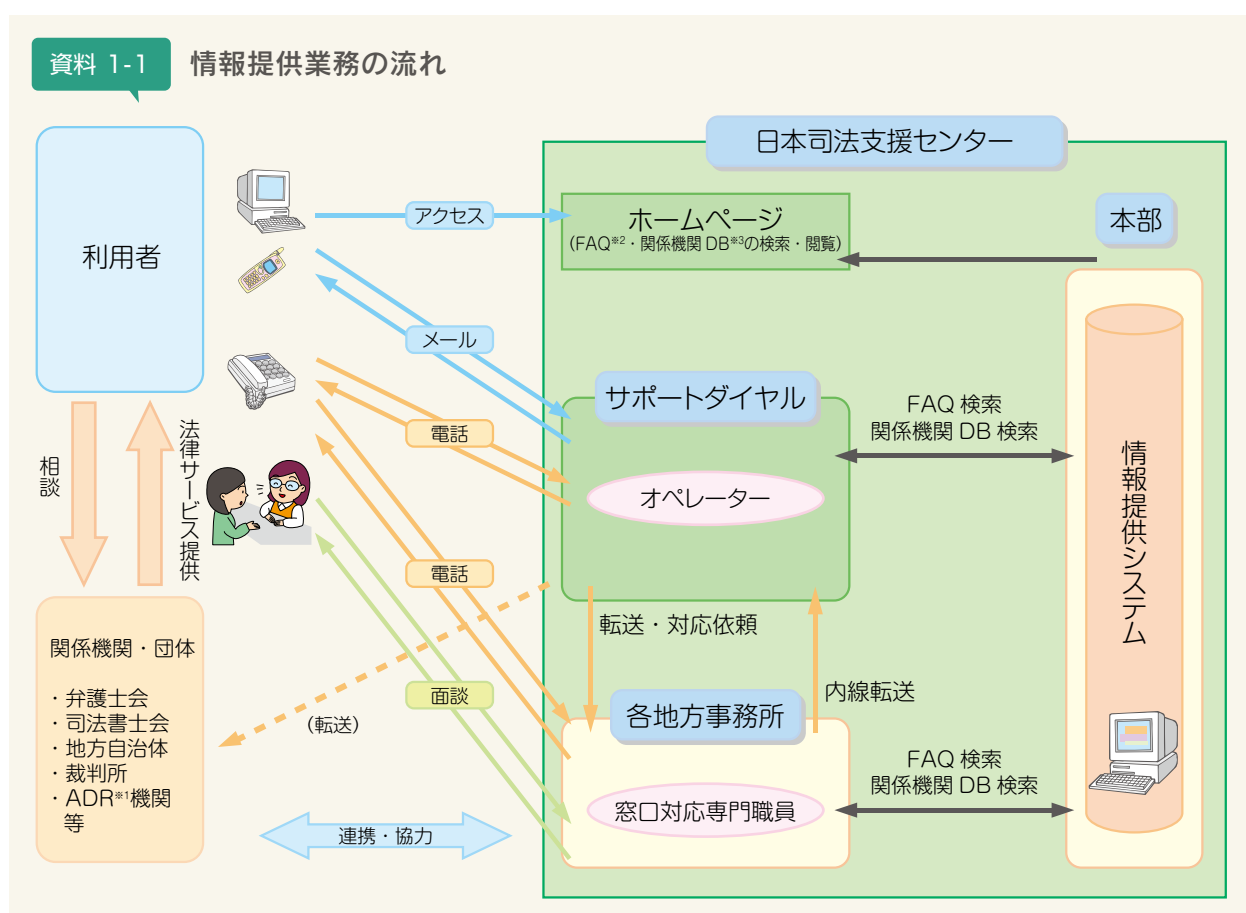
このほか、総合法律支援法の基本理念である「誰もが、必要なときに、裁判その他の法による紛争解決手続きを利用できる社会を実現」するためには、利用者である国民が、法やその基礎になっているものの考え方等を備えていることが必要であるとの観点から、平成22年度から、情報提供業務の一環として法教育に取り組んでいる。

平成24年度は、10月14日に京都市、12月9日に岐阜市で、昨年度と同様、法務省、文部科学省、最高裁、日弁連などとの共催のもと「法教育シンポジウム」を開催し、法教育のさらなる普及・発展のための実践報告、パネルディスカッション等を実施した。一方地方事務所では、関係機関や市民一般に対し、法テラスが設立された意義や法テラスの業務の説明、各種法制度等の講演会を実施するなどして、法教育活動に取り組んでいる。



1-2 業務の概要

情報提供業務は、法的トラブルを抱えながらも、どこか、誰に、相談したらいいかわからない方々に対し、①裁判その他の法による紛争の解決のための制度の有効な利用に資する情報（法制度情報）及び、②弁護士、司法書士など隣接法律専門職などの業務に関する情報（関係機関・団体情報）を提供するものである。利用資格等の制限はないので、全国民に開かれた、司法サービスの玄関口ともいえる業務である。上記関係機関・団体との連携をはかりながら、サポートダイヤルにおいては電話とメールで、全国各地の地方事務所においては面談と電話で個別のお問合せに対応しているが、それ以外にも、ホームページやリーフレットを利用した一般的な情報提供も行っている（資料1-1）。



(注 1) ADR …裁判外紛争解決手続
 (注 2) FAQ …よくある質問と答え
 (注 3) DB …データベース

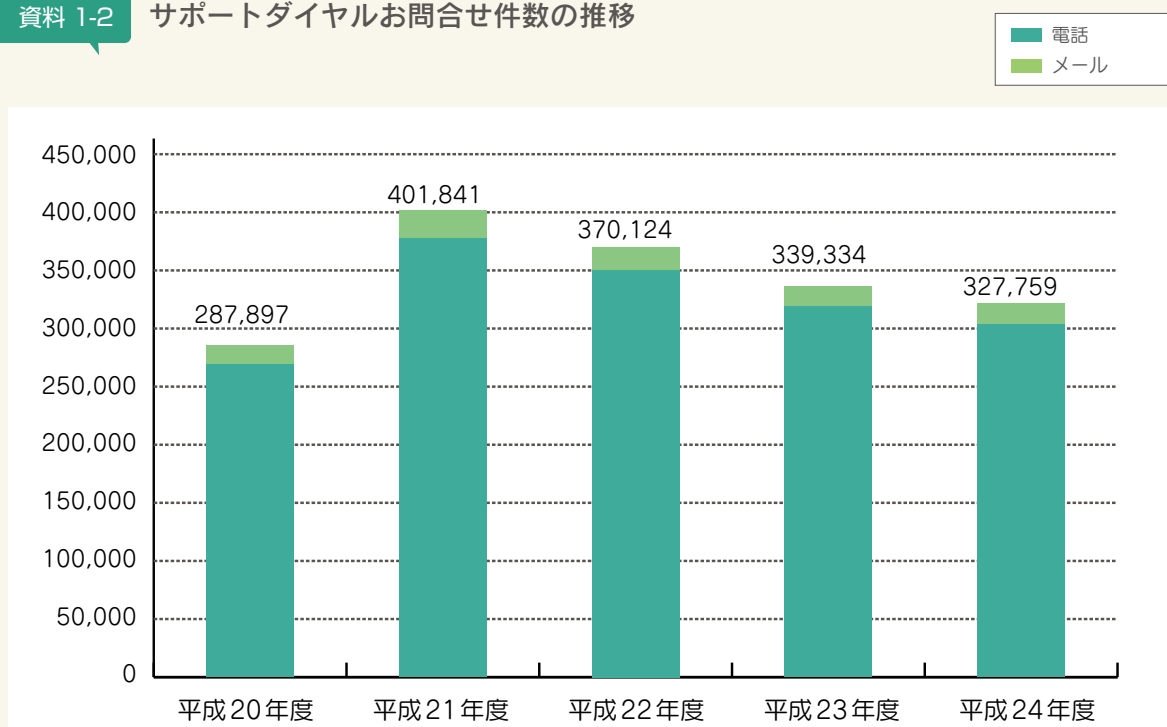
1-3 お問い合わせ件数

(1) サポートダイヤル

全国からのお問合せに応じるサポートダイヤルを設け、電話とメールによる情報提供を行っている。電話受付時間は平日午前9時から午後9時まで、土曜日は午前9時から午後5時までとして、お勤めの方も利用しやすいようにしている。サポートダイヤルでは、法的問題や電話対応の研修を積んだオペレーターが対応している。また、サポートダイヤルに寄せられたお問合せ等は、集計・分析し、関係機関への情報提供及びホームページからの情報発信等に活用している。

平成20年度から24年度までの5年間に、サポートダイヤルに寄せられたお問合せ件数の推移は、資料1-2、1-3のとおりである。平成20年2月のホームページリニューアルにともない、件数は上向き傾向となり、平成20年10月以降は報道や広報活動の影響でお問合せが一気に増加した。平成21年6月には、メールも合わせると開業月のお問合せ件数を越え、平成22年2月には、累計利用件数が100万件を突破した。その後、平成25年1月7日に、累計利用件数は200万件に到達し、その後も着実に伸び続けている。

資料 1-2 サポートダイヤルお問合せ件数の推移



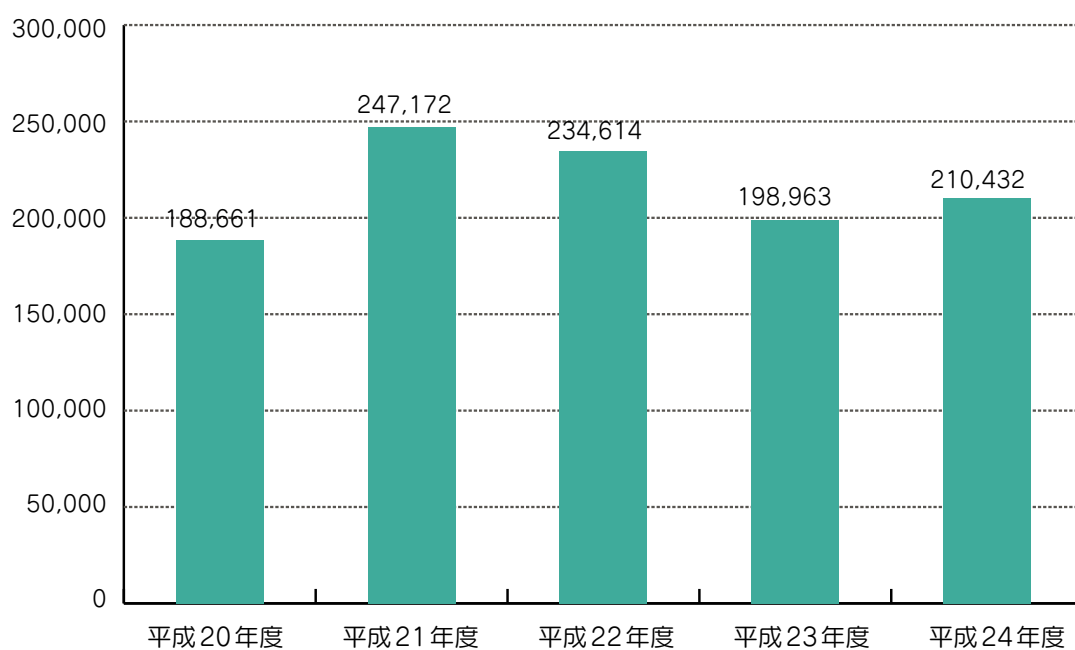
資料 1-3 平成20年度～24年度サポートダイヤルお問合せ件数

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
電話	271,610	377,267	350,654	321,781	308,825
メール	16,287	24,574	19,470	17,553	18,934
合計	287,897	401,841	370,124	339,334	327,759
前年比（電話）	126.4%	138.9%	92.9%	91.8%	96.0%
前年比（メール）	278.8%	150.9%	79.2%	90.2%	107.9%
前年比（合計）	130.4%	139.6%	92.1%	91.7%	96.6%

(2) 地方事務所

地方事務所では、支部も含め全国61か所に窓口対応専門職員を配置し、面談と電話によるお問合せに対応している。窓口対応専門職員は、消費生活相談関係の有資格者、裁判所のOBなどが多い。平成20年度から24年度までの、地方事務所全体のお問合せ件数の推移は資料1-4のとおりである。

資料 1-4 地方事務所お問合せ件数の推移

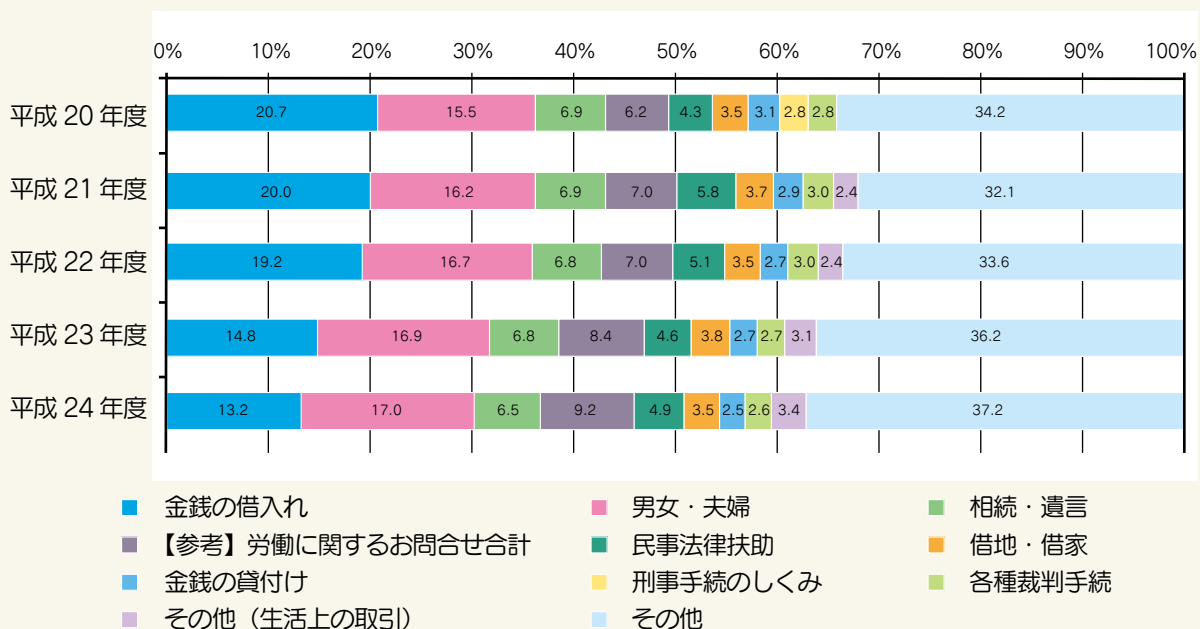


1-4 お問合せの傾向

(1) サポートダイヤル

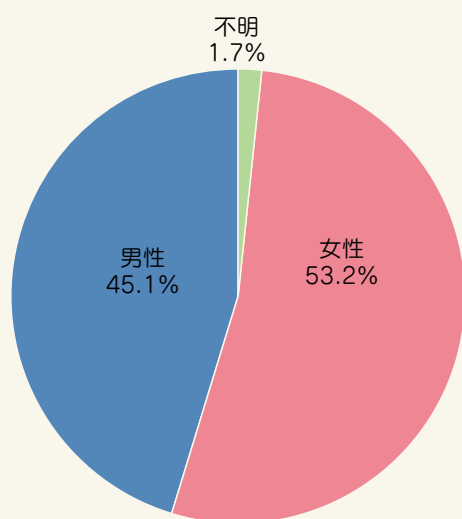
サポートダイヤルにおける平成20年度から24年度までのお問合せ分野別内訳は、資料1-5のとおりである。平成20年度から平成22年度までは金銭の借入れ（多重債務など）、男女・夫婦（離婚など）の順となっていたが、金銭の借入れに関するお問合せの割合が徐々に減少する一方で、男女・夫婦が増加し、平成23年度には逆転して、男女・夫婦、金銭の借入れの順になっている。平成24年度には、金銭の借入れに関するお問合せの割合がさらに減少したのに対し、労働に関するお問合せの割合は増加し続けている。

資料1-5 サポートダイヤルお問合せ分野別内訳の推移



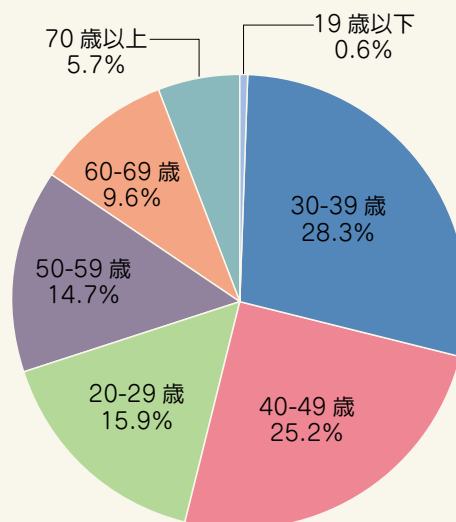
平成24年度におけるサポートダイヤル利用者の男女比は、資料1-6のとおりである。女性の利用者が男性より約8ポイント多かった。サポートダイヤル利用者の年代比と、年代別の男女比については、資料1-7、1-8のとおりである。30歳代と40歳代の利用者が、全体の半数以上を占めている。

資料 1-6 平成 24 年度サポートダイヤル利用者男女比

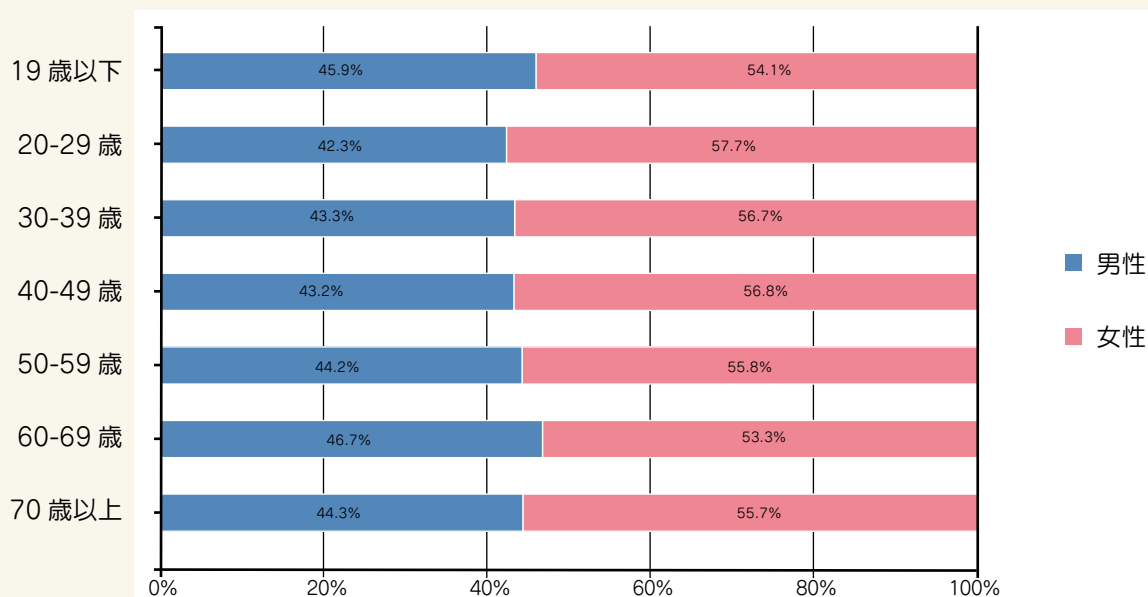


資料 1-7 平成 24 年度サポートダイヤル利用者年代比

(注) 年代は、任意で聞き取りを行った。



資料 1-8 平成 24 年度サポートダイヤル利用者年代別男女比



お問合せ分野ごとの男女比は資料1-9のとおりである。男女・夫婦、相続・遺言、子どもなどの分野は女性からのお問合せが多く、各種裁判手続、賃金・退職金、刑事手続のしくみ、インターネット取引などの分野は男性の比率が高くなっている。

資料1-9 平成24年度サポートダイヤルにおけるお問合せ分野別男女比（上位30分野）

順位	相談分野	件数			割合		
		合計	男性	女性	全件数における割合	分野別男女比	
						男性	女性
1	男女・夫婦	54,779	15,318	39,461	17.0%	28.0%	72.0%
2	金銭の借入れ	42,469	22,869	19,600	13.2%	53.8%	46.2%
3	【参考】労働に関するお問合せ合計	29,664	15,612	14,052	9.2%	52.6%	47.4%
4	相続・遺言	21,006	7,493	13,513	6.5%	35.7%	64.3%
5	民事法律扶助	15,624	7,374	8,250	4.9%	47.2%	52.8%
6	借地・借家	11,326	5,498	5,828	3.5%	48.5%	51.5%
7	その他（生活上の取引）	10,983	5,813	5,170	3.4%	52.9%	47.1%
8	各種裁判手続	8,341	4,723	3,618	2.6%	56.6%	43.4%
9	金銭の貸付け	8,004	4,030	3,974	2.5%	50.3%	49.7%
10	犯罪被害者	6,990	3,187	3,803	2.2%	45.6%	54.4%
11	定年・退職・解雇	6,260	3,290	2,970	1.9%	52.6%	47.4%
12	生活福祉	5,980	3,119	2,861	1.9%	52.2%	47.8%
13	高齢者・障害者	5,924	2,192	3,732	1.8%	37.0%	63.0%
14	職場のいじめ・嫌がらせ	5,427	2,500	2,927	1.7%	46.1%	53.9%
15	賃金・退職金	4,685	2,916	1,769	1.5%	62.2%	37.8%
16	刑事手続のしくみ	4,477	2,517	1,960	1.4%	56.2%	43.8%
17	子ども	4,428	1,324	3,104	1.4%	29.9%	70.1%
18	その他（職場）	4,428	2,526	1,902	1.4%	57.0%	43.0%
19	弁護士	4,380	1,986	2,394	1.4%	45.3%	54.7%
20	損害賠償	4,141	2,244	1,897	1.3%	54.2%	45.8%
21	その他の法律事務	3,640	1,783	1,857	1.1%	49.0%	51.0%
22	情報提供	2,913	1,462	1,451	0.9%	50.2%	49.8%
23	その他（家族）	2,882	940	1,942	0.9%	32.6%	67.4%
24	インターネット取引	2,733	1,646	1,087	0.8%	60.2%	39.8%
25	その他（犯罪・刑事事件）	2,430	1,406	1,024	0.8%	57.9%	42.1%
26	医療保険	2,292	1,145	1,147	0.7%	50.0%	50.0%
27	その他（法テラス）	2,194	1,141	1,053	0.7%	52.0%	48.0%
28	民事上の問題	2,149	1,194	955	0.7%	55.6%	44.4%
29	人身事故	2,116	1,181	935	0.7%	55.8%	44.2%
30	その他（会社）	2,097	1,436	661	0.7%	68.5%	31.5%

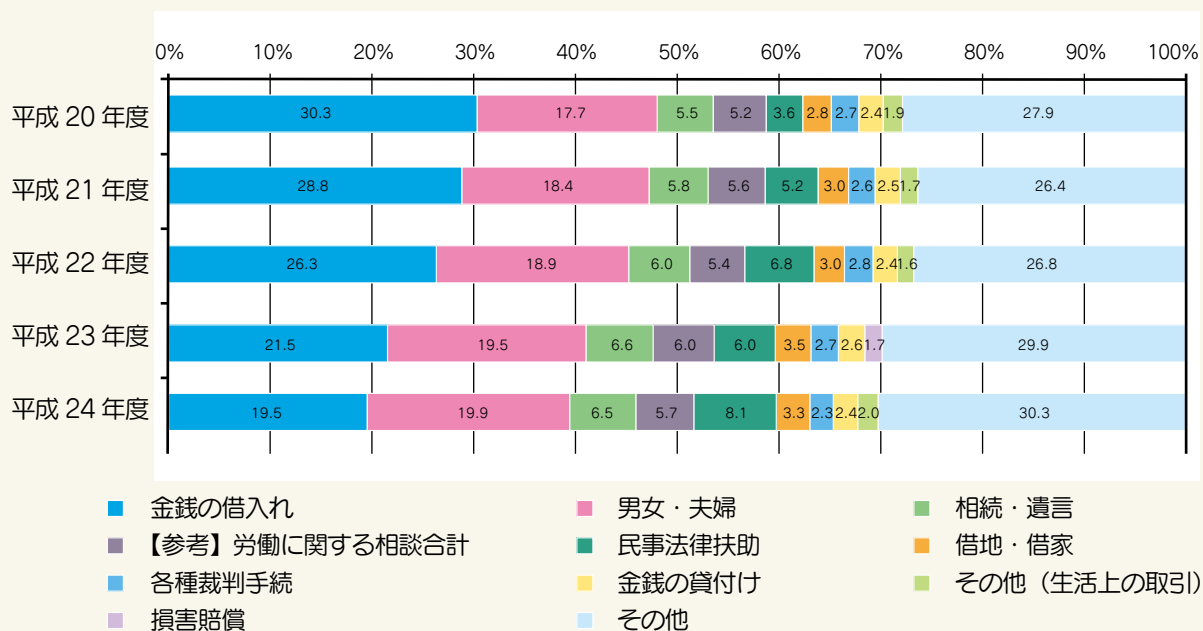
（注1）「【参考】労働に関するお問合せ合計」は、表中の「定年・退職・解雇」「賃金・退職金」の件数に加え、“職場”“福祉”“保険”といった相談分野の中で労働に関連した件数分も含む。

（注2）資料1-6に示した、利用者の男女比（男性45.1%、女性53.2%）と比較して、男性からの相談が10ポイント以上多い（55.1%以上）分野を青色、女性からの相談が10ポイント以上多い分野（63.2%以上）を赤色で表示した。

(2) 地方事務所

平成20年度から24年度の地方事務所におけるお問合せ分野別内訳は、資料1-10のとおりである。平成23年度には金銭の借入れの割合が、男女・夫婦の割合を上回っていたが、平成24年度には順位が逆転し、男女・夫婦がわずかに金銭の借入れを上回った。この傾向はサポートダイヤルと同じである。

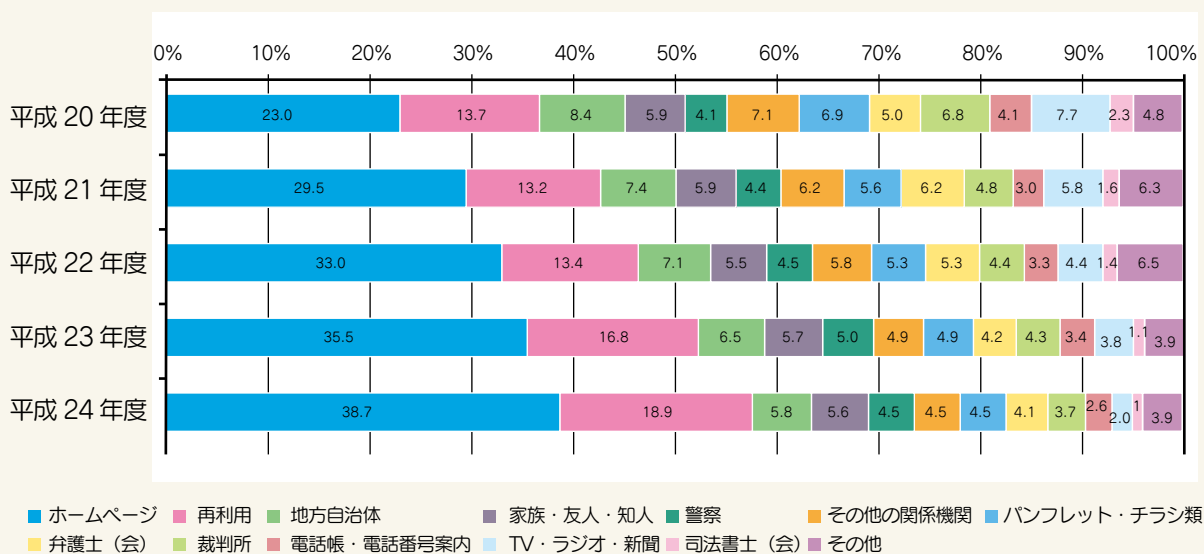
資料1-10 地方事務所お問合せ分野別内訳の推移



1-5 認知媒体 (サポートダイヤル、地方事務所)

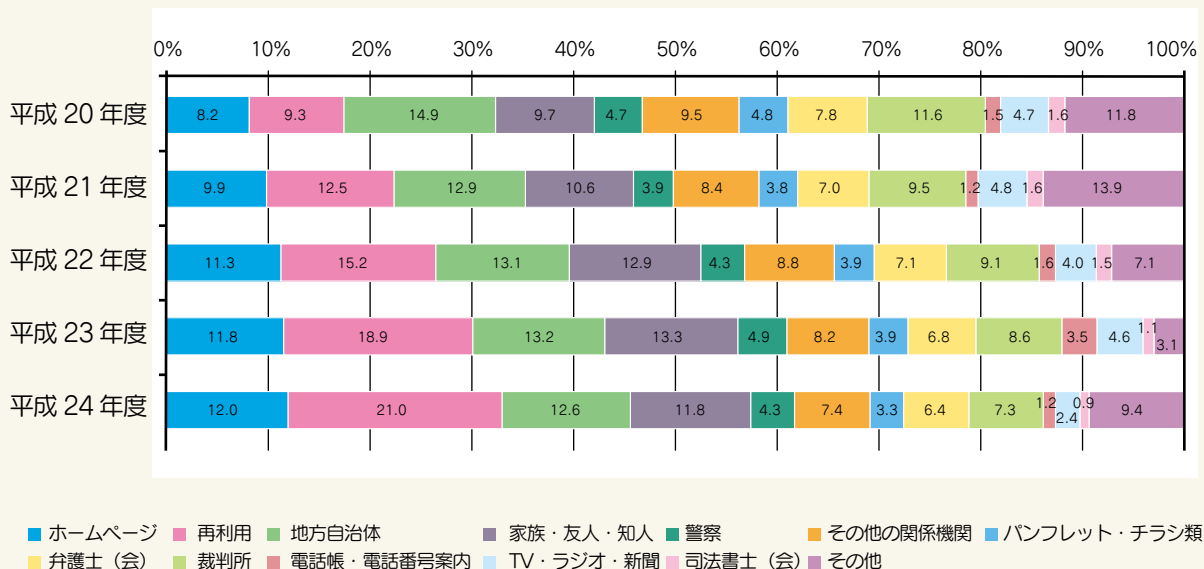
平成20年度から24年度のサポートダイヤルにおける法テラスの認知媒体内訳は、資料1-11のとおりである。平成20年度以降一貫して、ホームページの割合が最も高く、その割合は年々増加し続けている。インターネットが普及した結果、法的トラブルを抱えた方が、情報を求めて、まずはインターネットを検索し、検索結果から法テラスのホームページを閲覧するケースが多いのではないかと考えられる。

資料1-11 サポートダイヤル認知媒体内訳の推移



平成20年度から24年度の地方事務所における法テラスの認知媒体内訳は、資料1-12のとおりである。地方事務所の場合は、地方自治体（都道府県庁や市区町村役所）、裁判所、弁護士会などの関係機関から法テラスを紹介され、利用に至るケースが多い。

資料1-12 地方事務所認知媒体内訳の推移



サポートダイヤル認知媒体を男女比で見たものが資料1-13である。サポートダイヤル利用者の男女比（男性：女性が45：55）に照らし合わせると、地方自治体、パンフレット・リーフレット、タウンページ、チラシ、広報誌、新聞・テレビの報道や新聞広告、口コミ（家族・友人・知人）、104については、女性の比率が高く、ラジオCM、司法書士（会）については、男性の比率が高い。

資料1-13 平成24年度サポートダイヤル認知媒体男女比

認知媒体	件数			割合		
	合計	男性	女性	全体における割合	媒体別男女比 男性	女性
関係機関	51,181	23,064	28,117	23.8%	45.1%	54.9%
地方自治体	12,522	4,496	8,026	5.8%	35.9%	64.1%
警察	9,720	4,928	4,792	4.5%	50.7%	49.3%
その他の関係機関	9,583	4,082	5,501	4.5%	42.6%	57.4%
裁判所	8,044	3,603	4,441	3.7%	44.8%	55.2%
弁護士（会）	8,891	4,529	4,362	4.1%	50.9%	49.1%
司法書士（会）	2,421	1,426	995	1.1%	58.9%	41.1%
広報	98,320	44,781	53,539	45.8%	45.5%	54.5%
ホームページ(PC)	70,321	33,738	36,583	32.8%	48.0%	52.0%
ホームページ(携帯)	12,754	5,500	7,254	5.9%	43.1%	56.9%
パンフレット・リーフレット	6,443	2,378	4,065	3.0%	36.9%	63.1%
タウンページ	4,815	1,627	3,188	2.2%	33.8%	66.2%
チラシ	1,381	530	851	0.6%	38.4%	61.6%
広報誌	935	265	670	0.4%	28.3%	71.7%
新聞広告	730	303	427	0.3%	41.5%	58.5%
ポスター	585	261	324	0.3%	44.6%	55.4%
折込チラシ	217	92	125	0.1%	42.4%	57.6%
ラジオCM	139	87	52	0.1%	62.6%	37.4%
報道	3,425	1,261	2,164	1.6%	36.8%	63.2%
TV報道	2,120	771	1,349	1.0%	36.4%	63.6%
新聞記事	1,120	395	725	0.5%	35.3%	64.7%
ラジオ報道	185	95	90	0.1%	51.4%	48.6%
その他	61,720	26,390	35,330	28.8%	42.8%	57.2%
再利用	40,588	18,532	22,056	18.9%	45.7%	54.3%
家族・友人・知人	11,936	4,186	7,750	5.6%	35.1%	64.9%
104	736	272	464	0.3%	37.0%	63.0%
その他	8,460	3,400	5,060	3.9%	40.2%	59.8%
合計	214,646	95,496	119,150	100.0%	44.5%	55.5%

（注）認知媒体件数は任意で聞き取りを行った。

1-6 利用者の地域分布

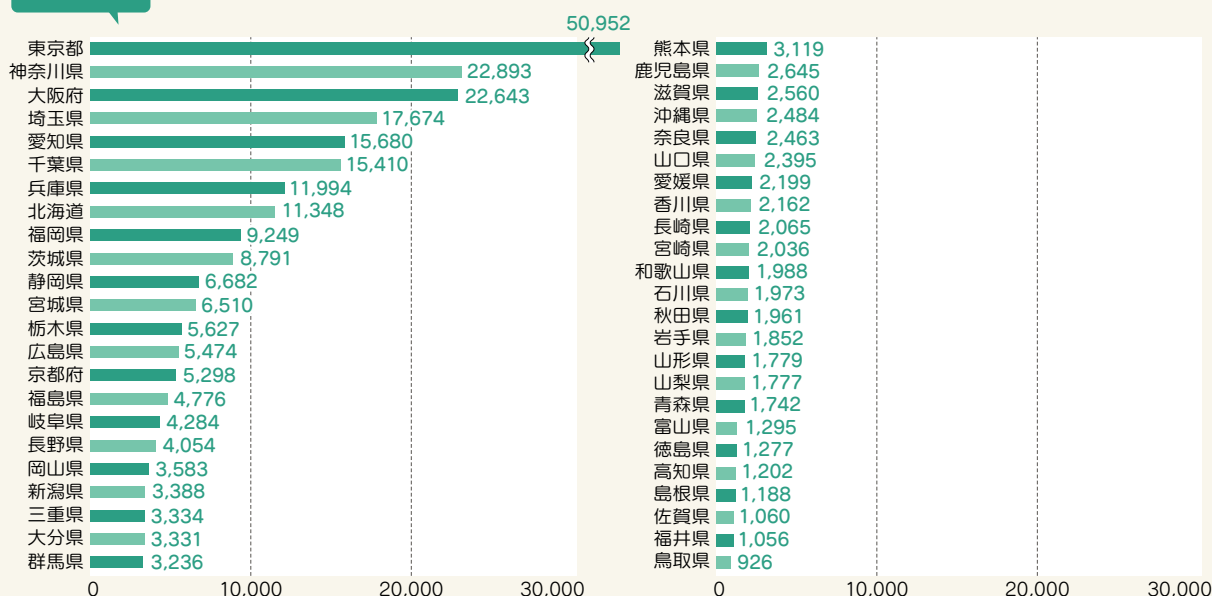
(1) サポートダイヤル

平成24年度の都道府県別サポートダイヤル利用件数は、資料1-14のとおりである。東京、大阪をはじめとする大都市圏での利用が多い。

また、人口1万人あたりの利用件数（都道府県別）は、資料1-15のとおりである。

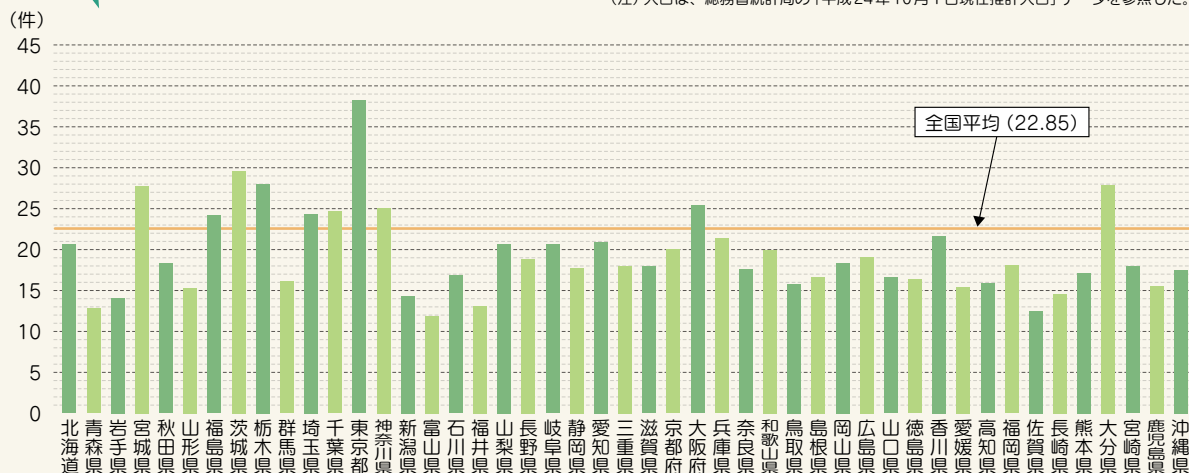
なお、法テラスの情報提供業務においては、基本的に匿名でお問合せに応じているので、居住地域の聞き取りは必ずしも行っていないが、最寄りの相談機関を紹介する際に居住地域を確認している。

資料 1-14 平成24年度都道府県別サポートダイヤル利用件数



資料 1-15 平成24年度人口1万人あたりのサポートダイヤル利用件数（都道府県別）

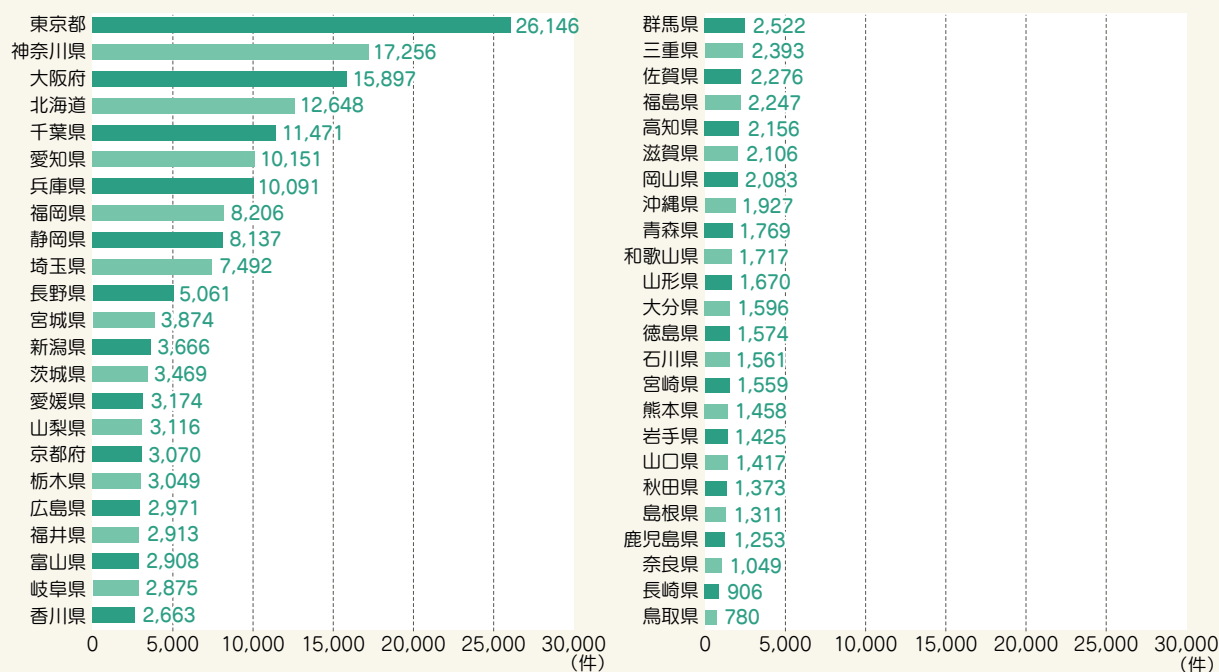
(注) 人口は、総務省統計局の「平成24年10月1日現在推計人口」データを参照した。



(2) 地方事務所

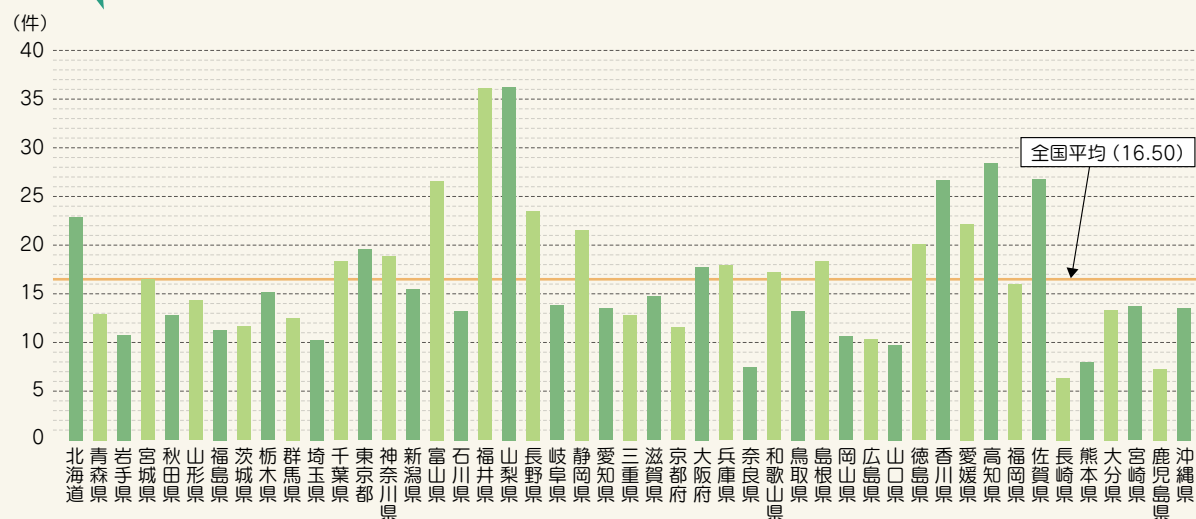
平成24年度の地方事務所ごとのお問合せ件数は、資料1-16のとおりである。
また、人口1万人あたりのお問合せ件数（都道府県別）は、資料1-17のとおりである。

資料 1-16 平成24年度地方事務所ごとのお問合せ件数（電話・面談の合計数）



（注）北海道は札幌（6,517）、函館（1,501）、旭川（1,634）、釧路（2,996）の合計

資料 1-17 平成24年度人口1万人あたりの都道府県別お問合せ件数（電話・面談の合計数）

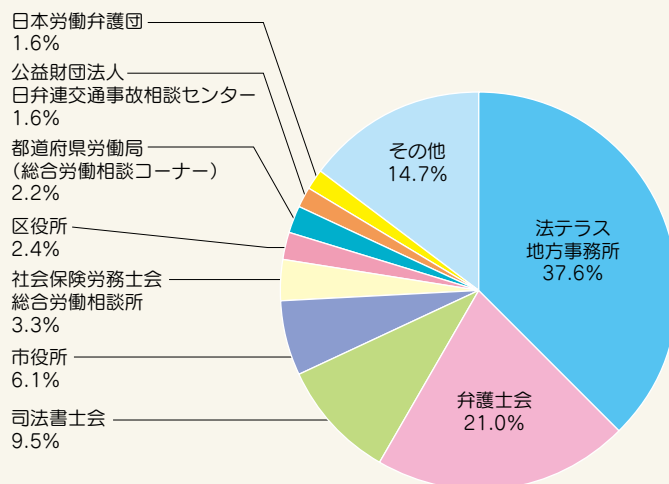


1-7 紹介先関係機関 (サポートダイヤル、地方事務所)

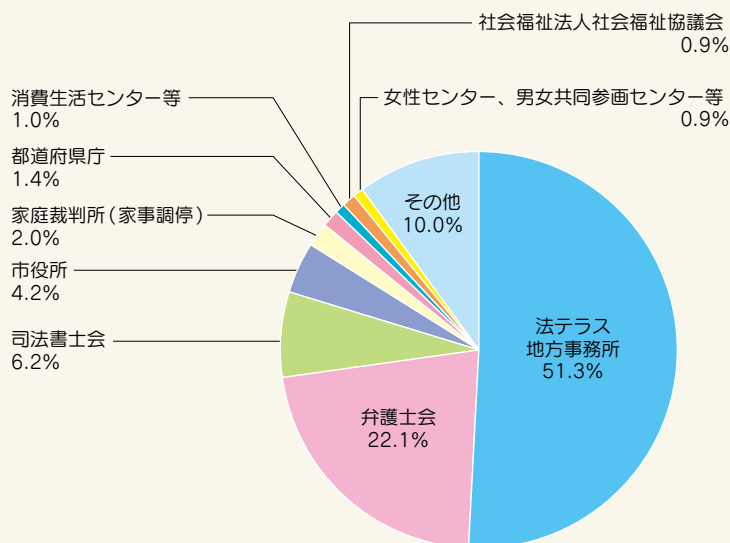
サポートダイヤルと地方事務所では、利用者の希望に応じて、適切な相談窓口を紹介している。利用者の居住지를聴取し、お問合せの内容に適した相談窓口をデータベースから検索して、相談窓口のある機関の所在地や電話番号などを案内する。平成24年度にサポートダイヤルと地方事務所に寄せられたお問合せに対して、紹介した関係機関の内訳は、資料1-18、1-19のとおりである。利用者が民事法律扶助制度による法律相談などを希望している場合には、申込先窓口として法テラスの地方事務所を案内する。地方事務所以外の主要な紹介先関係機関としては、弁護士会や司法書士会の法律相談センター、地方自治体の窓口、裁判所、労働相談の窓口等がある。

資料 1-18 平成24年度サポートダイヤル紹介先関係機関内訳

(注) 利用者への情報提供の際には、1件のお問合せにつき、複数の関係機関相談窓口を紹介する場合がある。



資料 1-19 平成24年度地方事務所紹介先関係機関内訳



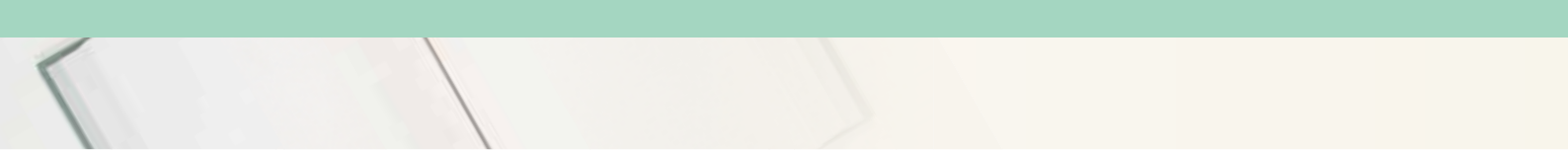
1-8 法教育

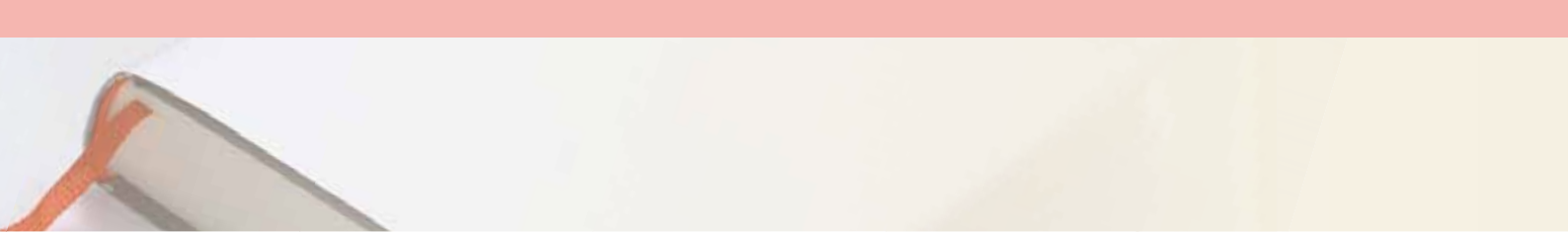
平成24年度には京都と岐阜の2か所で法教育シンポジウムを開催した。各会場での開催内容は資料1-20のとおりである。

資料1-20 平成24年度法教育シンポジウム開催内容

	法教育シンポジウムin京都	法教育シンポジウムin岐阜
日時	平成24年10月14日（日）13時～16時30分	平成24年12月9日（日）13時～16時30分
会場	龍谷大学アバンティ響都ホール	ふれあい福寿会館 大会議室
主催	日本司法支援センター（法テラス）、法務省、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会、京都弁護士会、京都新聞社、全国地方新聞社連合会	日本司法支援センター（法テラス）、法務省、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会、岐阜県弁護士会、岐阜新聞社、全国地方新聞社連合会
後援	京都府教育委員会、京都市教育委員会、日本司法書士会連合会、京都司法書士会、公益社団法人商事法務研究会、公益財団法人大学コンソーシアム京都、一般社団法人共同通信社	岐阜県教育委員会、岐阜市教育委員会、日本司法書士会連合会、岐阜県司法書士会、公益社団法人商事法務研究会、一般社団法人共同通信社
開会挨拶	梶谷 剛（日本司法支援センター理事長）	大川 真郎（日本司法支援センター理事）
基調講演	「京都法教育推進プロジェクトの成果と今後の展望」 笠井 正俊氏（京都大学大学院法学研究科教授）	「学校教育における法教育の意義 ― 期待と課題 ―」 大杉 昭英氏（岐阜大学教育学部教授）
法教育実践報告	「京都法教育推進プロジェクトにおける実践報告」 三浦 清孝氏（京都市立紫竹小学校教諭） 上畑 直久氏（京都市立京都御池中学校教諭） 福田 博天氏（京都市立京都御池中学校教諭） 松宮 研二氏（京都府立嵯峨野高等学校教諭）	「中学校社会科における法教育の実践 ― その実態と課題 ―」 松原 元樹氏（岐阜市立加納中学校教諭）
パネルディスカッション	「法教育の普及に向けて」	「法教育の普及に向けて」
パネリスト	北澤 豪氏（サッカー元日本代表、公益財団法人日本サッカー協会理事） 三浦 清孝氏（京都市立紫竹小学校教諭） 上畑 直久氏（京都市立京都御池中学校教諭） 金井 健作氏（京都弁護士会法教育委員会副委員長、弁護士） 中川 深雪氏（内閣官房内閣参事官）	安藤 和津氏（エッセイスト、法教育推進協議会委員） 大杉 昭英氏（岐阜大学教育学部教授） 大野 正博氏（朝日大学法学部・大学院法学研究科教授） 松原 元樹氏（岐阜市立加納中学校教諭） 武藤 玲央奈氏（岐阜県弁護士会法教育委員会委員長、弁護士）
コーディネーター	丸山 嘉代氏（法務省大臣官房付）	丸山 嘉代氏（法務省大臣官房付）
法テラス業務説明	三浦 正毅（法テラス京都所長、弁護士）	鷲見 和人（法テラス岐阜所長、弁護士）
閉会挨拶	吉田 雄大氏（京都弁護士会副会長）	伊藤 公郎氏（岐阜県弁護士会会長）

（注）役職・所属は当時





2. 民事法律扶助業務

2-1 平成24年度における業務の概況

平成18年度の法テラス設立以降、民事法律扶助の援助開始決定件数は右肩上がりで増加してきた。しかし、東日本大震災の影響などもあって、平成23年度に初めて件数が減少したため、平成24年度は再び件数を増加させるべく、本部・地方事務所一丸となって取り組んできたところ、平成23年度を約500件上回った。また、平成24年4月1日から業務を開始した震災法律援助業務で約2,700件の震災代理援助及び震災書類作成援助を行ったため、実質的には約3,200件の増加といえる。

援助事件の内容としては、多重債務事件が減少し、家事事件が増加する傾向が顕著になっている。こうした家事事件に対する利用者のニーズの高まりを受け、平成24年度は、民事法律扶助制度の利用促進ワーキングチームを設置した。ワーキングチームでは、「民事法律扶助制度の利用促進・拡充を図るとともに、より利用しやすい制度を目指して」、各地方事務所における業務の実態調査、業務改善策の検討を行い、民事法律扶助制度を利用者に周知するためのパンフレットや契約弁護士・司法書士向けのガイドの原稿作成等を行った。

民事法律扶助の今後の課題としては、法テラスの共通テーマにも設定された高齢者又は障がい者など自ら相談場所へ赴くことが困難な方を対象に、出張・巡回法律相談を積極的に実施するなど、埋もれがちな法的ニーズを掘り起し、きめ細かく対応していく活動が求められている。

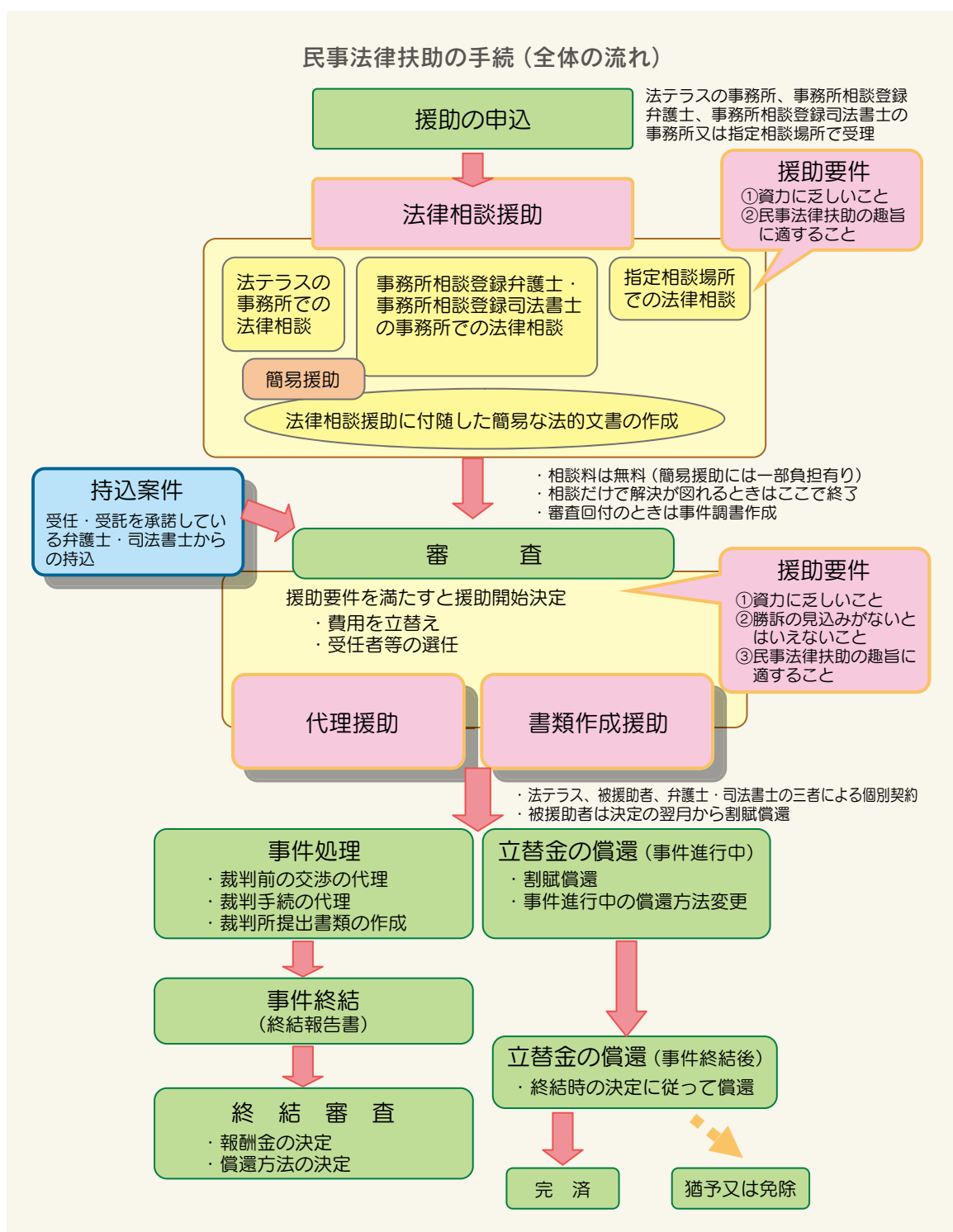


より利用しやすい制度をめざし業務改善等に取り組む

2-2 業務の概要

民事法律扶助業務とは、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い（法律相談援助）、必要な場合、民事裁判等手続の準備及び追行のための弁護士又は司法書士の費用等の立替えを行う（代理援助、書類作成援助）業務である。法律相談援助は、法テラスの事務所のほか、法テラスに登録した事務所相談登録弁護士・司法書士の事務所などでも行っている。

資料 2-1 民事法律扶助の手続（全体の流れ）

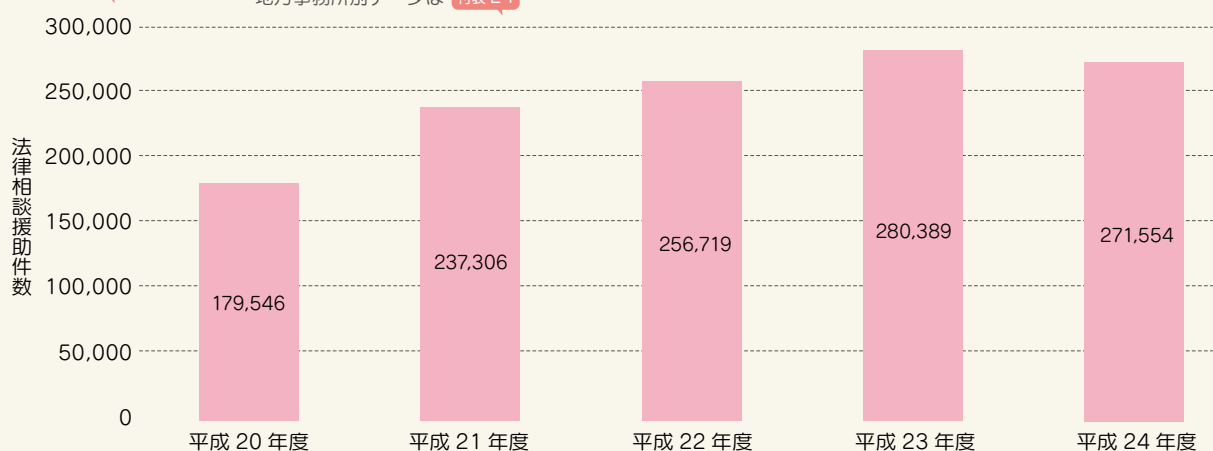


2-3 業務の状況

法律相談援助件数は、平成20年度179,546件、平成21年度237,306件（前年度比32.2%増）、平成22年度256,719件（同8.2%増）、平成23年度280,389件（同9.2%増）、平成24年度271,554件（同3.2%減）である。平成24年度は前年度の実績を下回っているように見えるが、これは、東日本大震災の被災地域における法律相談の多くが、平成24年4月から導入された震災法律相談援助として実施されたためである（135ページ）。震災法律相談援助の件数42,981件を加えると、平成24年度の法律相談援助の件数は314,535件となり、前年度実績を大きく上回る。

資料 2-2 法律相談援助件数の推移

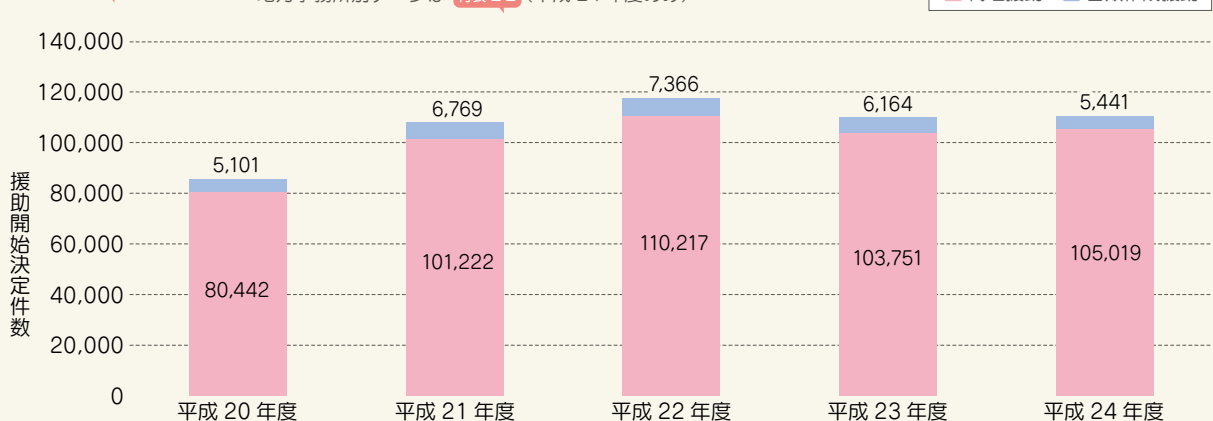
地方事務所別データは 付表 2-1



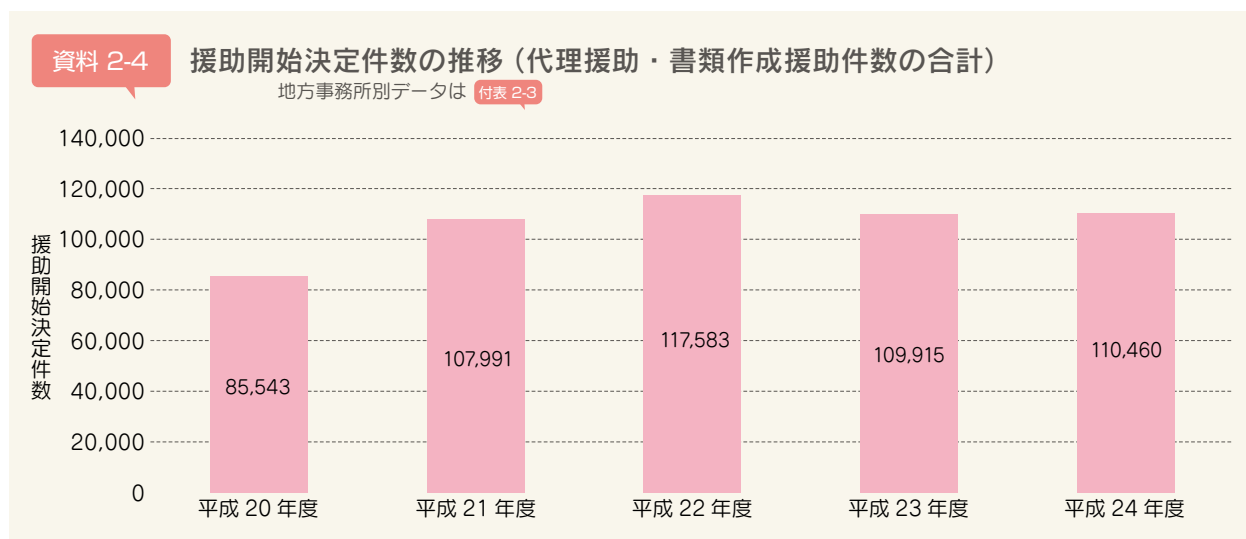
代理援助開始決定件数は、平成20年度80,442件、平成21年度101,222件（前年度比25.8%増）、平成22年度110,217件（同8.9%増）、平成23年度103,751件（同5.9%減）、平成24年度105,019件（同1.2%増）、書類作成援助開始決定件数は、平成20年度5,101件、平成21年度6,769件（同32.7%増）、平成22年度7,366件（同8.8%増）、平成23年度6,164件（同16.3%減）、平成24年度5,441件（同11.7%減）であった。平成23年度は代理援助・書類作成援助とも前年度の実績と比べて減少したが、平成24年度においては、代理援助が再び前年度を上回った。震災代理援助の件数2,699件を加えると、平成24年度の代理援助の件数は107,718件であり、前年度比3.8%増となる。

資料 2-3 援助開始決定件数の推移

地方事務所別データは 付表 2-2（平成 24 年度のみ）



平成23年度に初めて減少した援助開始決定件数は、平成24年度は再び前年度を上回った。書類作成援助の減少以上に代理援助が増加したことになり、平成22年度の117,583件に次ぐ件数となった。しかし、震災法律援助業務の援助開始決定件数2,707件を合算しても113,167件であり、まだ平成22年度の96.2%に留まっているといえる。

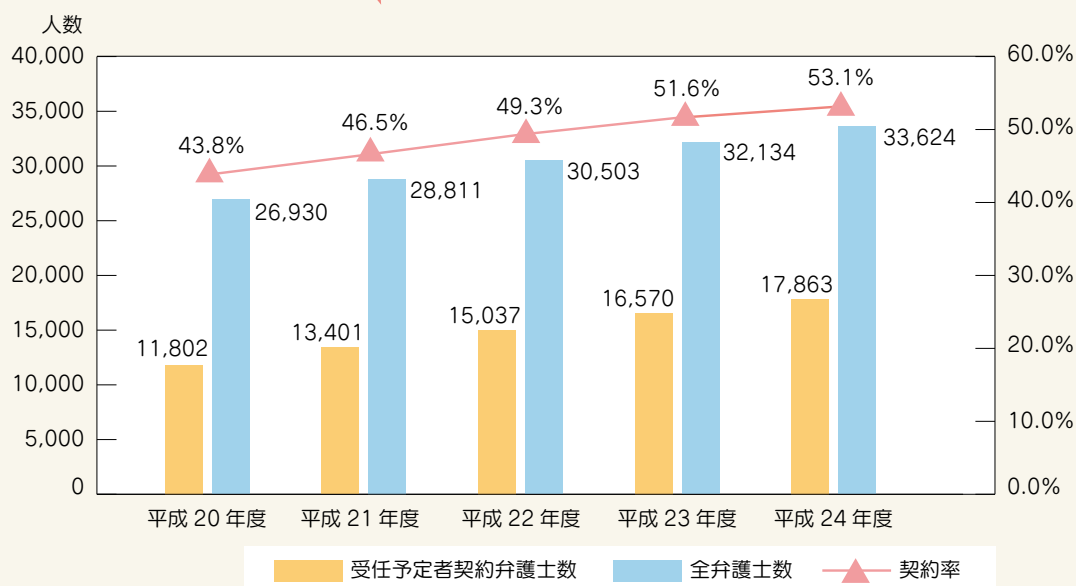


2-4 契約弁護士・司法書士数の推移

法テラスでは、民事法律扶助の担い手となる契約弁護士・司法書士の確保に努めている。平成20年度末時点における契約弁護士数（受任予定者契約）は11,802名、平成21年度は13,401名（前年度比13.5%増）、平成22年度は15,037名（同12.2%増）、平成23年度は16,570名（同10.2%増）、平成24年度は17,863名（同7.8%増）となり、いずれも前年度より増加した。

資料 2-5 契約弁護士数の推移

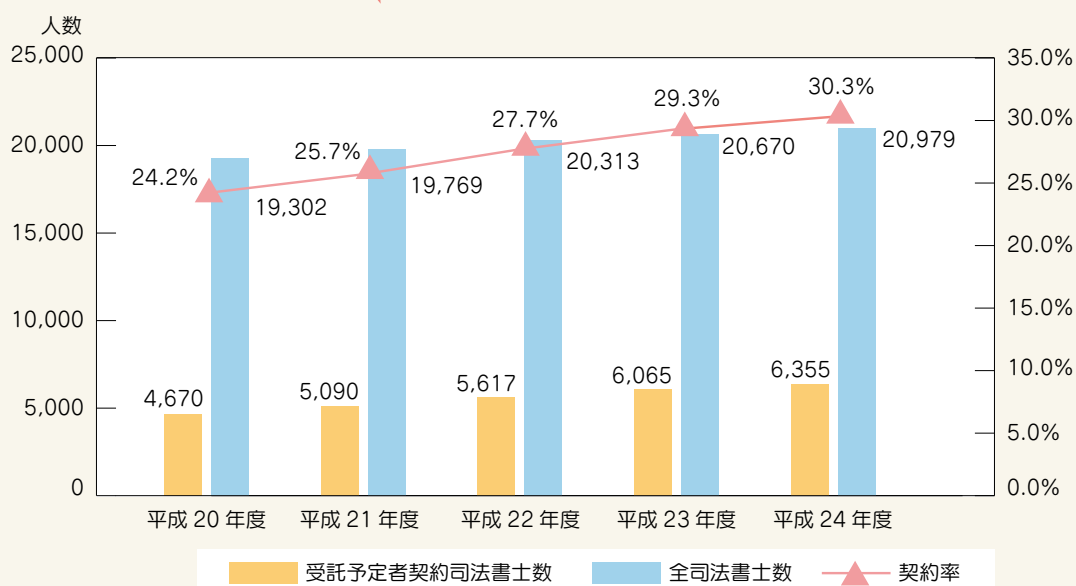
地方事務所別データは 付表 2-4



平成20年度末時点における契約司法書士数（受託予定者契約）は4,670名、平成21年度末は5,090名（前年度比9.0%増）、平成22年度末は5,617名（同10.4%増）、平成23年度末は6,065名（同8.0%増）、平成24年度末は6,355名（同4.8%増）となり、いずれも前年度より増加した。

資料 2-6 契約司法書士数の推移

地方事務所別データは 付表 2-6

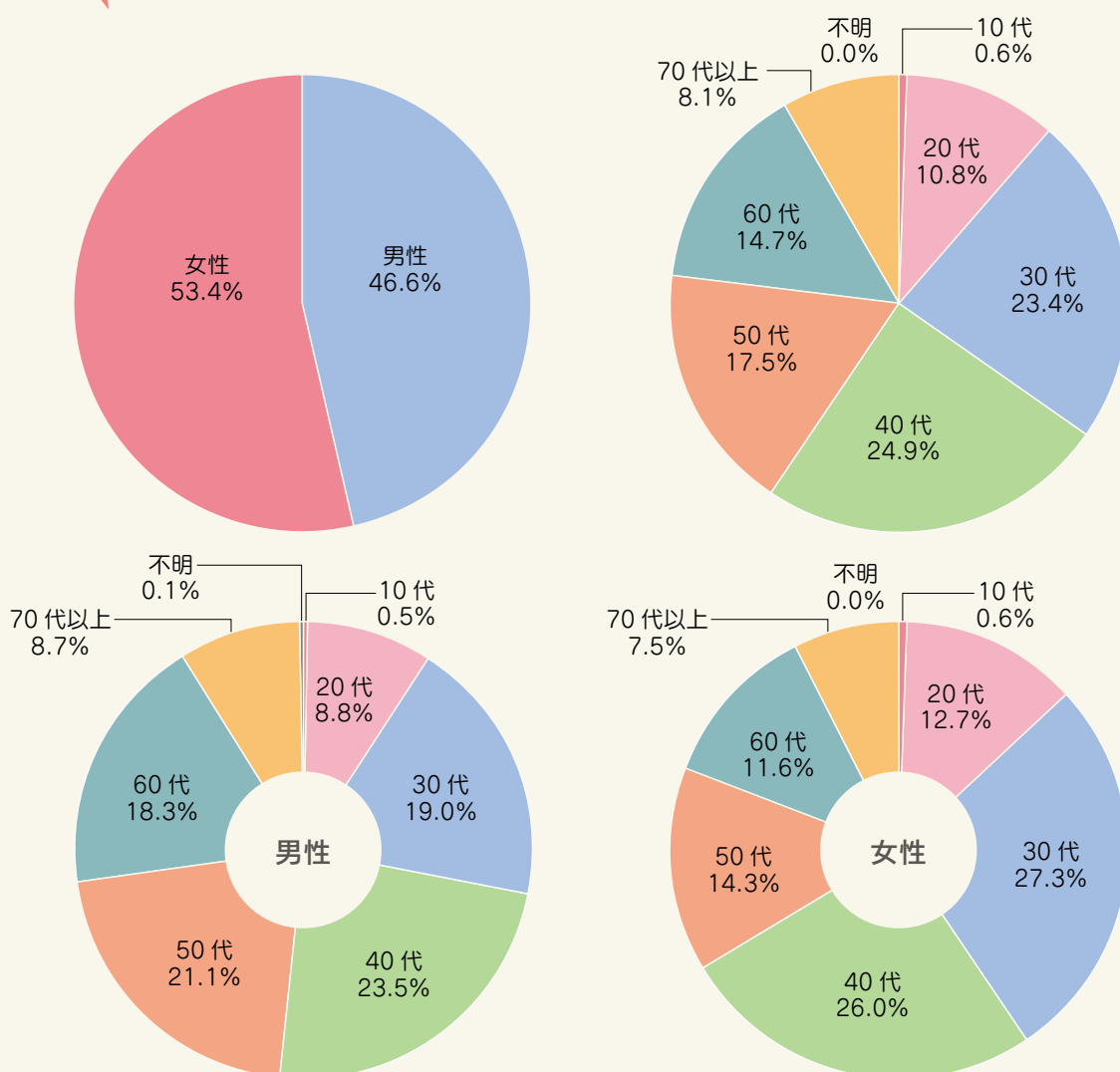


2-5 代理援助・書類作成援助を受けた人の属性

平成24年度に代理援助・書類作成援助を受けた人は、女性が53.4%、男性が46.6%と、女性の比率が高くなっており、平成23年度までと同様の傾向を示した。年代別に見ると、男性は50歳代以上が48.1%と約半数を占めており、60歳代以上で全体の4分の1を超えている。一方、女性は30歳代、次いで40歳代の比率が高く、20歳代も1割を超えるなど、男性に比べて、若い年代が援助を受けている傾向がみられる。

資料 2-7

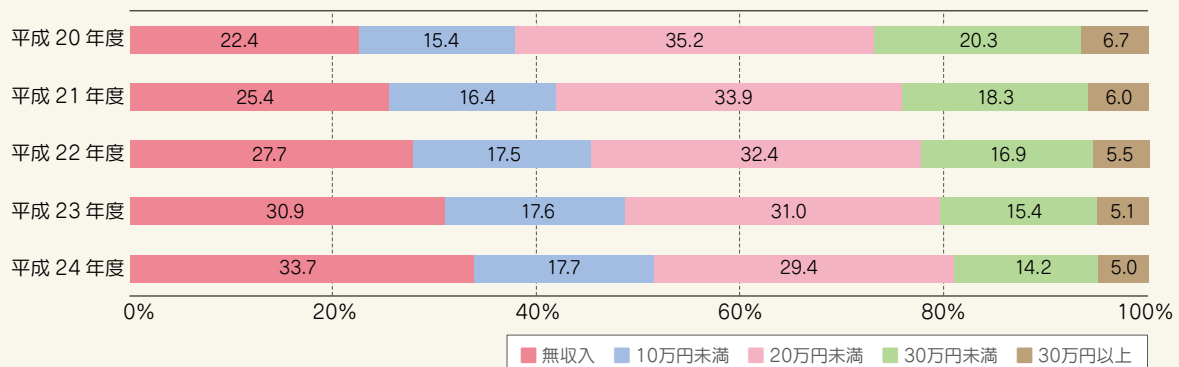
平成24年度に代理援助・書類作成援助を受けた人の性別、年代



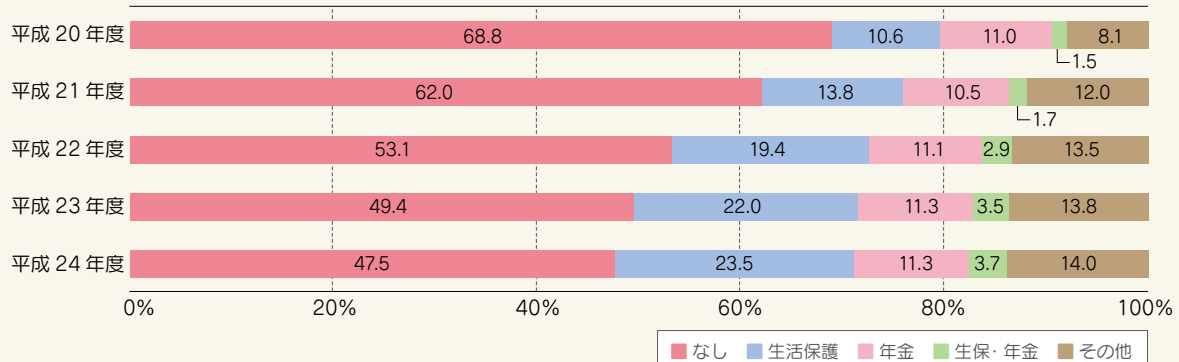
収入については、無収入の方が33.7%（前年度比2.8ポイント増）で、月額10万円未満の収入の方17.7%と合わせると51.4%（同2.9ポイント増）と、年々増加しており、平成24年度は半数を超えるに至った。また、生活保護のみを受給している方も増加していて、平成24年度は23.5%（同1.5ポイント増）となり、生活保護と年金の両方を受給している方3.7%と合わせて27.2%と、4分の1以上を占めている。

このことは、職業別割合で無職の方の割合が増加していて、平成24年度は47.8%（同0.1ポイント増）であったこととも整合している。

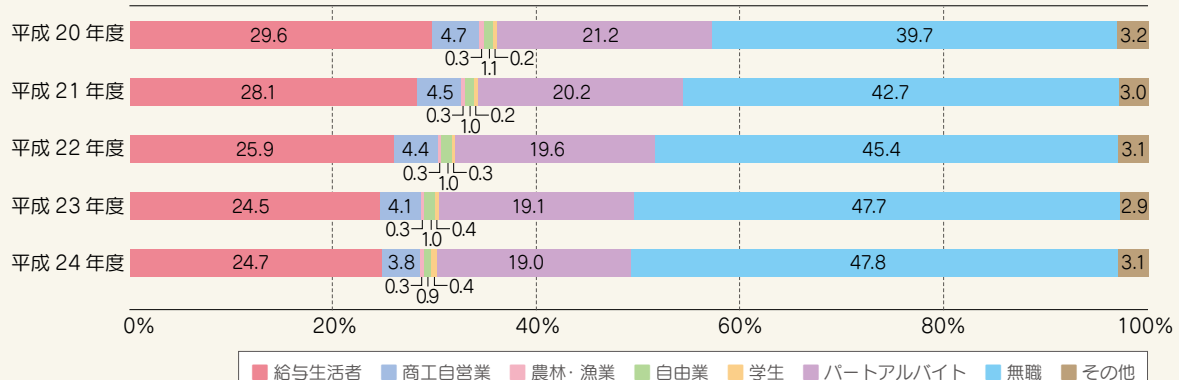
資料 2-8 代理援助・書類作成援助を受けた人の収入（月額）の推移



資料 2-9 代理援助・書類作成援助を受けた人の公的給付の推移



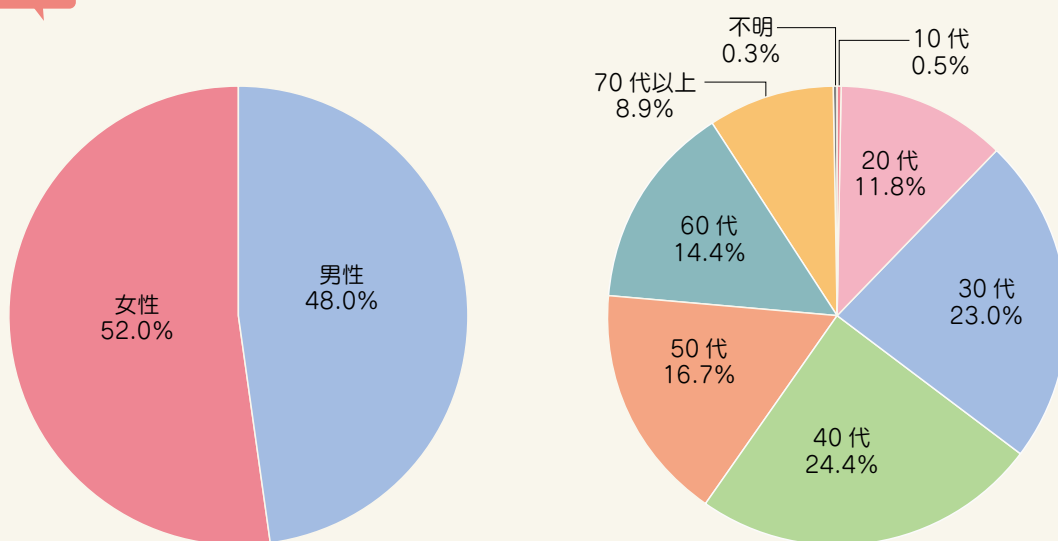
資料 2-10 代理援助・書類作成援助を受けた人の職業の推移



2-6 法律相談援助の状況

平成24年度に法律相談援助を受けた人は、女性が52.0%、男性が48.0%と、女性の比率が高くなっており、代理援助・書類作成援助と同様の傾向を示した。年代別に見ると、40歳代の比率が一番大きく、約4分の1となっている。次いで30歳代、50歳代となっており、年代別に見ても、代理・書類作成援助と同様の傾向になっている。

資料 2-11 平成24年度に法律相談援助を受けた人の性別、年代

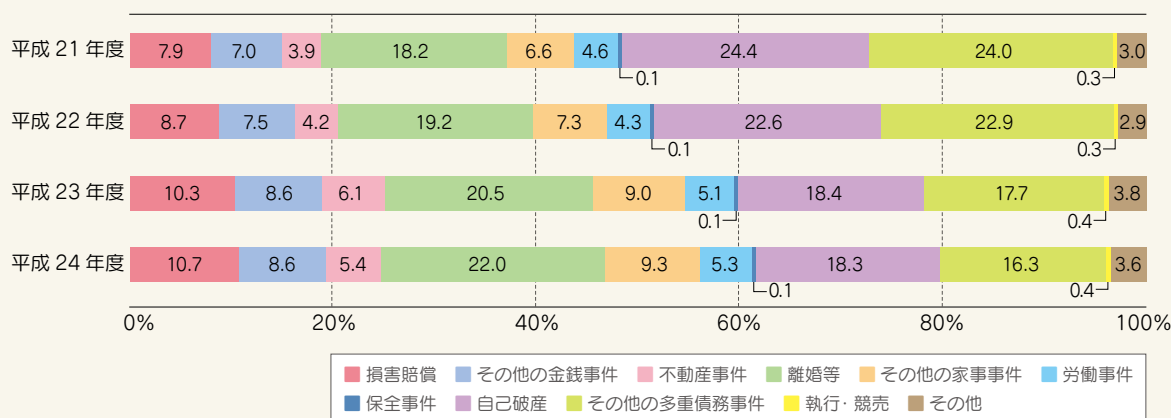


法律相談援助を事件別に見ると、離婚等請求事件が最も多く22.0%となっている。

平成21年度以降、離婚等請求事件及び親子関係などその他の家事事件に関する相談は増加傾向にあり、一方で自己破産事件及び任意整理などその他の多重債務事件に関する相談の占める割合は減少傾向にある。しかし、平成24年度における自己破産事件及びその他の多重債務事件の合計は34.6%で、離婚等請求事件及びその他の家事事件の合計の31.3%を上回っており、依然として多重債務事件に関する相談が全体に占める割合は大きい。

資料 2-12 法律相談援助の事件別内訳の推移

地方事務所別データは 付表 2-8 (平成24年度のみ)



2-7 法律相談費の推移

平成20年度における法律相談援助にかかる法律相談費は910,776,030円、平成21年度1,166,625,450円、平成22年度1,281,838,562円、平成23年度1,425,300,155円、平成24年度1,272,097,810円で、平成23年度までは前年度の実績と比べて増加してきたが、平成24年度において初めて前年度を下回った。震災法律相談援助にかかる法律相談費234,316,108円を加えると1,506,413,918円となり、前年度実績を上回る。

資料 2-13 法律相談費の推移

地方事務所別データは 付表 2-9

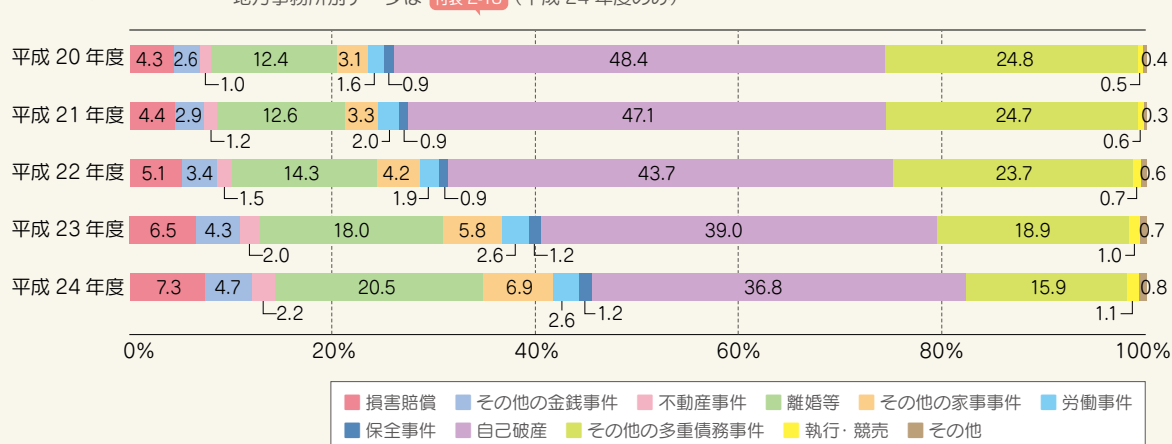


2-8 代理援助の状況

平成24年度の代理援助を事件別に見ると、自己破産事件が最も多く36.8%であり、任意整理などその他の多重債務事件の15.9%と合わせて52.7%と全体の半数を超えているものの、全体に占める割合は、前年度から5.2ポイント減少した。一方で、離婚等請求事件は前年度から2.5ポイント増加し、親子関係などその他の家族事件と合わせると27.4%と、全体に占める割合が初めて4分の1を超過した。また、金銭事件も、損害賠償請求事件及びその他の金銭事件を合わせて12.0%となり、年々増加の傾向にある。

資料 2-14 代理援助の事件別内訳の推移

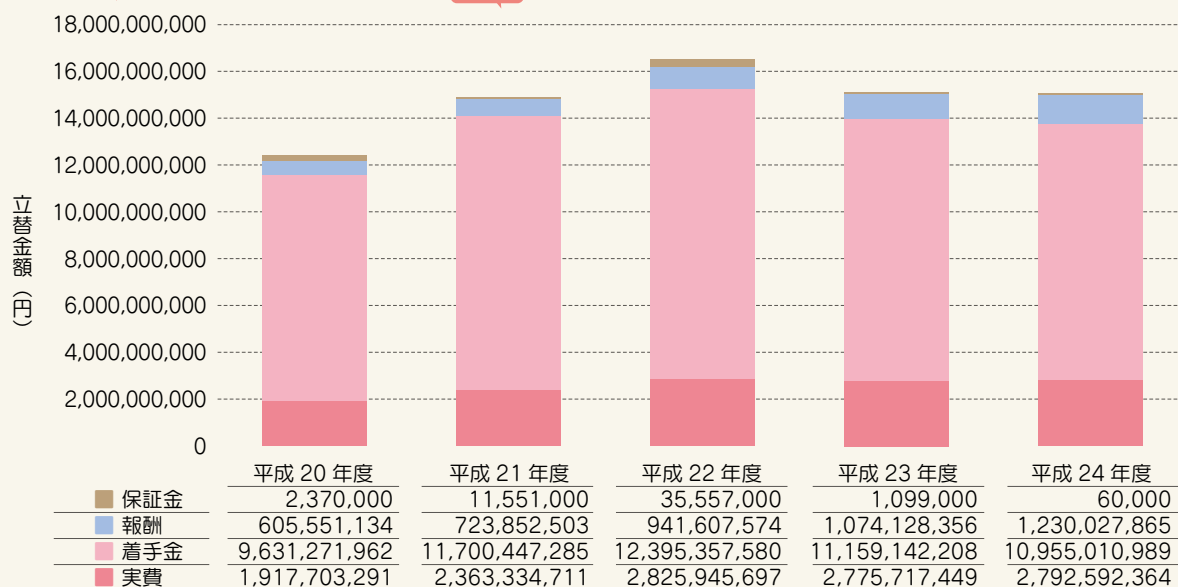
地方事務所別データは 付表 2-10 (平成 24 年度のみ)



代理援助に係る立替金合計（常勤弁護士により援助が提供された場合の代理援助負担金を含む）は、平成20年度12,156,896,387円、平成21年度14,799,185,499円、平成22年度16,198,467,851円、平成23年度15,010,087,013円、平成24年度14,977,691,218円であった。

資料 2-15 代理援助立替金実績の推移

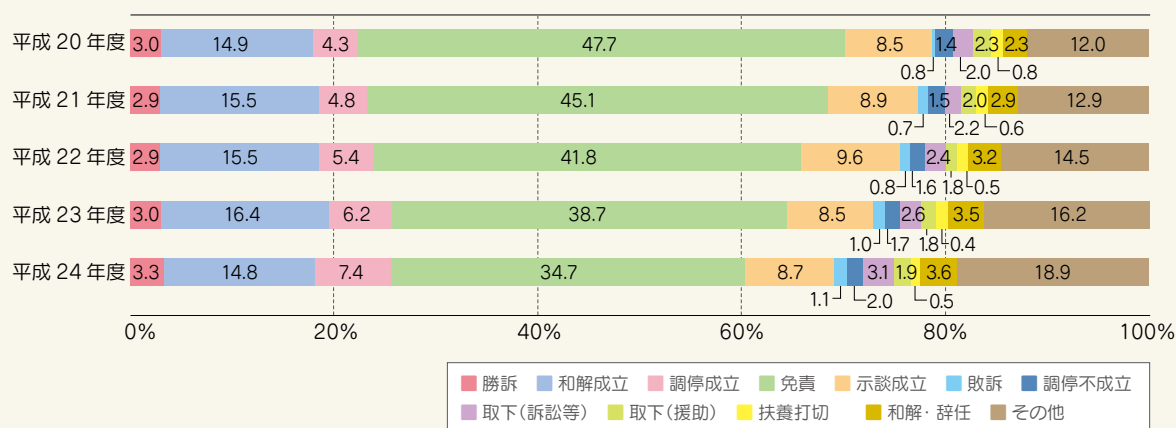
地方事務所別データは 付表 2-11



平成24年度における事件の結果は、勝訴・和解成立等により成功裡に終了したものが68.9%と多く、敗訴は1.1%、調停不成立は2.0%である。多重債務事件の減少に伴い、免責も減少してきている状況がうかがわれる。

資料 2-16 代理援助の結果別内訳の推移

地方事務所別データは 付表 2-12（平成 24 年度のみ）

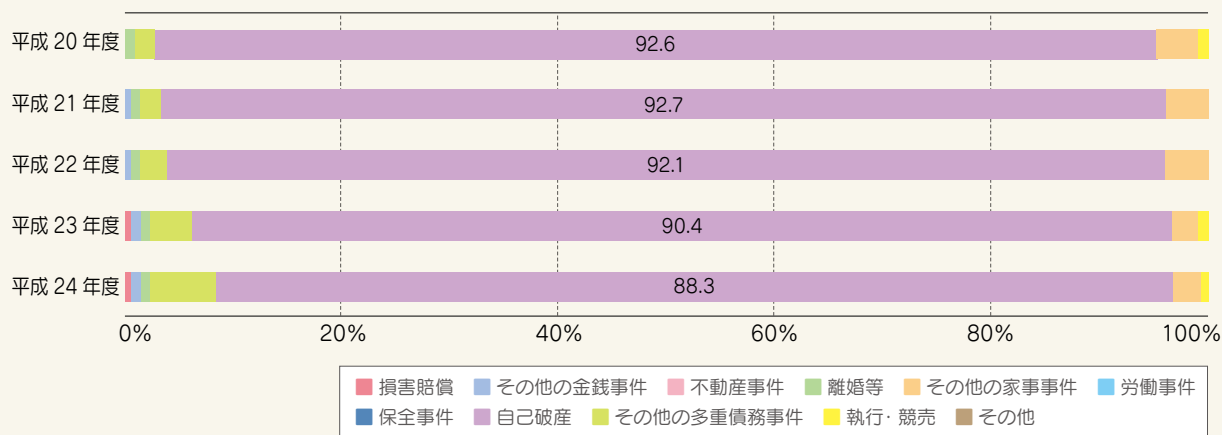


2-9 書類作成援助の状況

平成24年度における書類作成援助では、88.3%が自己破産事件となっている。前年度から2.1ポイント減少し、次第に割合は減っているものの、依然として書類作成援助の大半を占めている。

資料 2-17 書類作成援助事件の事件別内訳の推移

地方事務所別データは 付表 2-13 (平成 24 年度のみ)

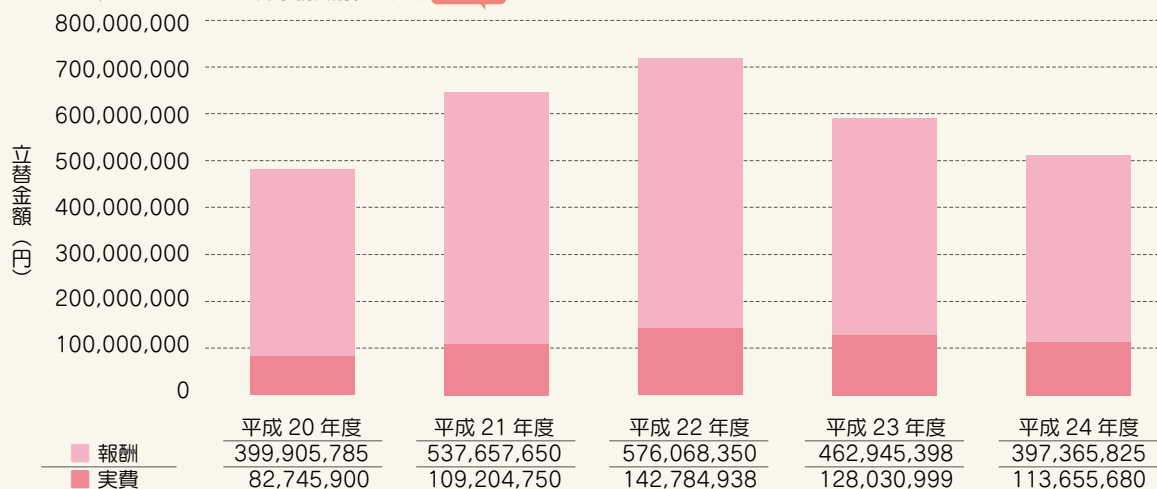


	損害賠償	金銭事件 その他	不動産事件	離婚等	家事事件 その他	労働事件	保全事件	自己破産	多重債務事件 その他	執行・競売	その他
平成20年度	0.2%	0.2%	0.1%	0.5%	1.7%	0.2%	0.1%	92.6%	3.8%	0.3%	0.3%
平成21年度	0.2%	0.4%	0.2%	0.7%	1.9%	0.1%	0.1%	92.7%	3.4%	0.2%	0.1%
平成22年度	0.2%	0.6%	0.1%	0.6%	2.4%	0.3%	0.1%	92.1%	3.2%	0.3%	0.1%
平成23年度	0.4%	0.8%	0.3%	0.7%	3.8%	0.3%	0.1%	90.4%	2.6%	0.4%	0.2%
平成24年度	0.4%	0.6%	0.3%	1.1%	6.2%	0.2%	0.1%	88.3%	2.1%	0.5%	0.2%

書類作成援助に係る立替金合計は、平成20年度482,651,685円、平成21年度646,862,400円、平成22年度718,853,288円、平成23年度590,976,397円、平成24年度511,021,505円であった。

資料 2-18 書類作成援助立替金実績の推移

地方事務所別データは 付表 2-14



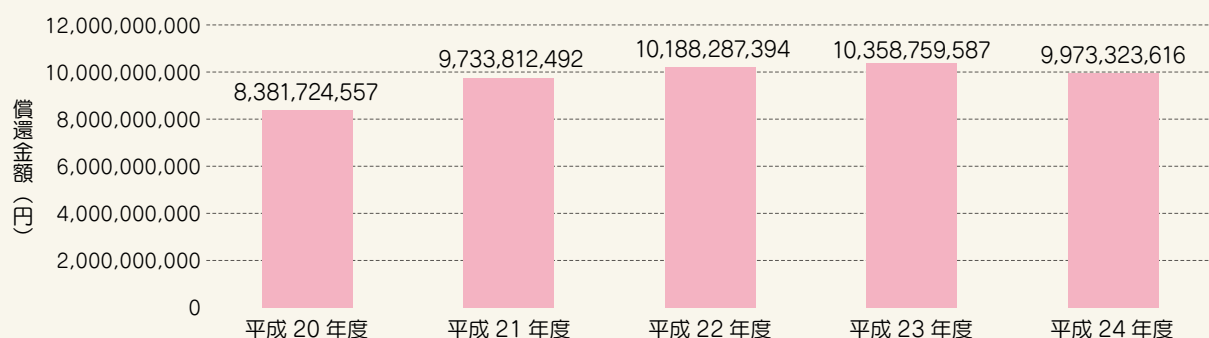
2-10 立替金の償還

(1) 償還

援助開始決定を受けた人は、立替えを受けた弁護士又は司法書士の費用等を、免除（後述）や猶予の決定を受けた場合を除き、完済まで毎月割賦償還する。

立替金償還実績の推移は資料2-19のとおりである。

資料 2-19 立替金償還実績の推移

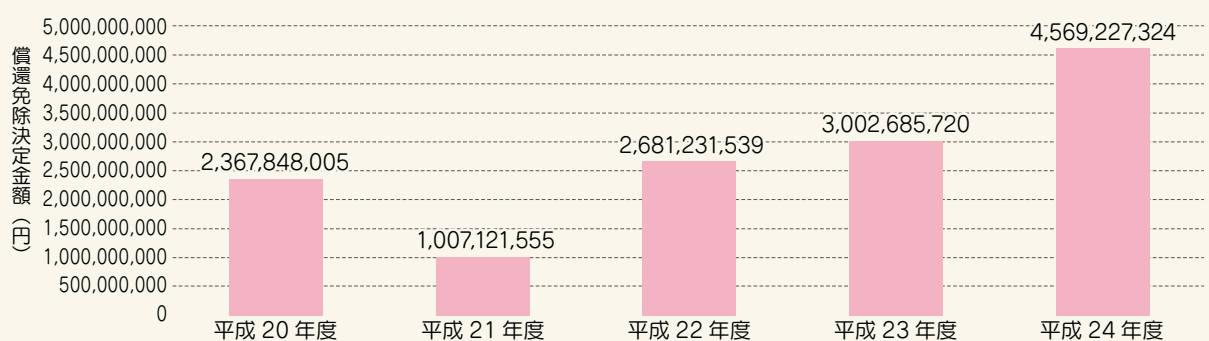


(2) 立替金の免除

立替金については、生活保護を受給しているなどの要件を満たす場合は、償還を免除することが可能である。

立替金償還免除（みなし消滅を含む）実績の推移は、資料2-20のとおりである。

資料 2-20 立替金償還免除実績の推移



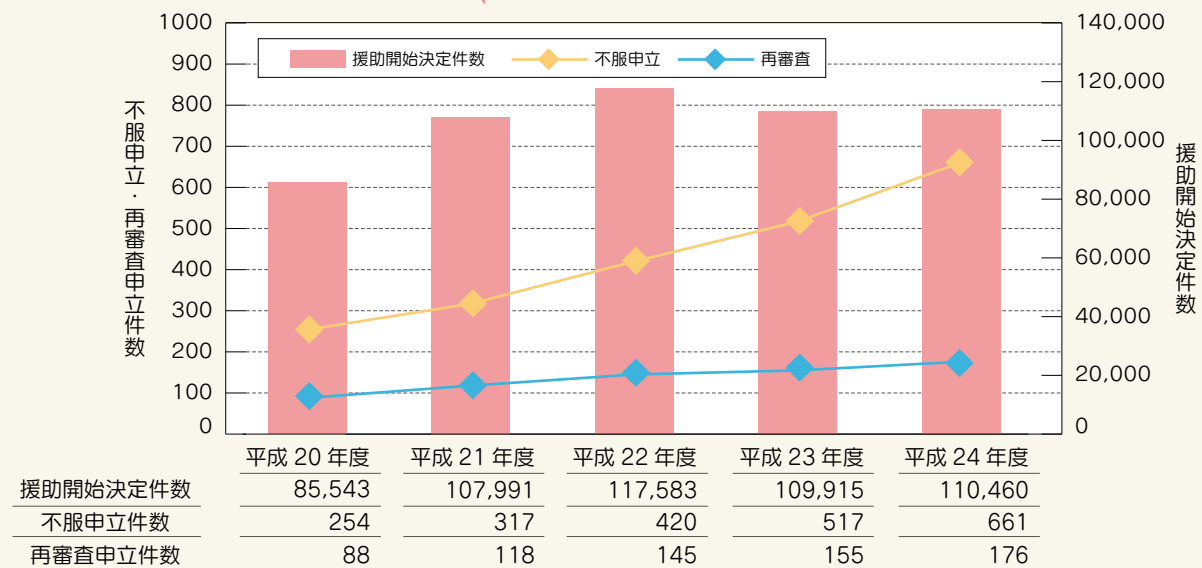
2-11 不服申立と再審査

援助事件（代理援助事件又は書類作成援助事件）に関して地方事務所長がした決定に対し不服のある申込者、被援助者、受任者等は、地方事務所長に対し不服申立てをすることができる。さらに、上記不服申立てに対する決定に不服がある不服申立人は、理事長に対し再審査の申立てをすることができる。

平成24年度の不服申立件数は661件（前年度比27.9%増）、再審査申立件数は176件（同13.5%増）であった。不服申立件数、再審査申立件数とも昨年度を上回る結果となった。

資料 2-21 不服申立と再審査申立件数の推移

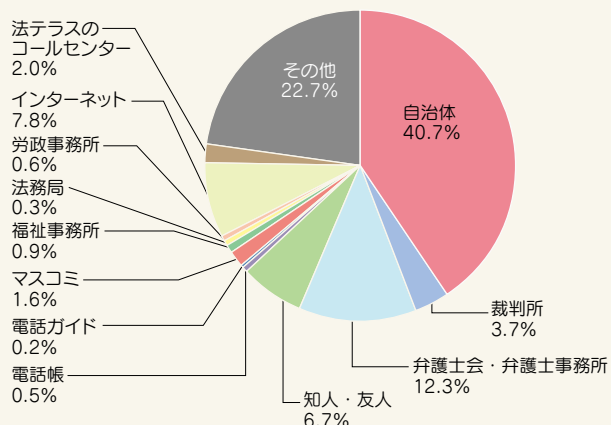
地方事務所別データは 付表 2-15（平成 24 年度のみ）



2-12 紹介機関

平成24年度に法律相談援助を受けた人が、どの機関から法律相談援助の利用を紹介されたかは資料 2-22のとおり。自治体が40.7%と最も多く、次いで弁護士会・弁護士事務所12.3%、インターネット7.8%、知人・友人6.7%、裁判所3.7%となっており、前年度とほぼ同じ結果となった。

資料 2-22 平成 24 年度に法律相談援助を受けた人の紹介機関



機関名	件 数
自治体	110,500
弁護士会・弁護士事務所	33,294
インターネット	21,180
知人・友人	18,268
裁判所	9,950
法テラス コールセンター	5,539
マスコミ	4,452
福祉事務所	2,384
労政事務所	1,579
電話帳	1,358
法務局	736
電話ガイド	647
その他	61,667
合計	271,554

付表 2-1 法律相談援助件数の推移

地方事務所	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
東京	29,841	40,013	40,397	40,555	40,449
神奈川	11,175	15,431	16,788	17,309	17,154
埼玉	5,771	8,133	9,156	11,528	11,020
千葉	4,273	6,077	8,267	10,076	10,097
茨城	3,422	4,920	4,715	4,362	2,047
栃木	1,775	2,304	2,364	2,445	2,494
群馬	1,566	2,134	2,148	2,107	2,277
静岡	3,892	5,940	5,870	6,074	6,623
山梨	1,567	1,952	1,834	2,385	2,761
長野	1,456	2,221	2,307	2,369	2,866
新潟	2,130	3,080	3,624	4,601	4,453
大阪	14,892	20,509	22,635	23,692	23,638
京都	3,749	5,112	6,148	6,667	6,854
兵庫	8,708	10,482	11,485	11,269	11,042
奈良	2,341	2,768	2,947	3,187	3,429
滋賀	1,173	1,454	2,003	2,338	2,540
和歌山	1,410	1,721	1,624	1,799	1,762
愛知	4,509	6,150	6,453	7,278	7,823
三重	1,435	1,771	1,690	2,157	2,742
岐阜	2,066	2,403	2,451	2,693	2,842
福井	1,048	1,343	1,239	1,220	1,406
石川	1,232	1,718	1,860	1,743	2,084
富山	723	827	1,067	1,213	1,231
広島	3,837	6,036	6,907	6,971	7,220
山口	2,137	3,081	3,473	3,218	3,207
岡山	1,382	1,899	2,184	2,305	2,687
鳥取	1,611	1,723	1,782	1,835	1,914
島根	1,301	1,604	1,477	1,367	1,783
福岡	8,280	10,760	12,986	13,250	14,030
佐賀	1,265	1,567	1,861	2,156	2,272
長崎	3,393	4,115	4,632	4,743	4,798
大分	3,866	4,638	4,456	4,392	4,276
熊本	1,954	3,008	3,696	4,399	5,127
鹿児島	1,373	2,030	2,659	4,267	4,612
宮崎	2,476	3,494	4,496	4,927	5,111
沖縄	1,064	1,336	2,615	4,667	5,541
宮城	4,440	5,383	5,227	11,618	2,125
福島	2,285	2,830	2,933	3,430	863
山形	1,907	2,606	2,415	2,394	2,375
岩手	1,868	2,270	2,520	3,634	1,060
秋田	2,904	2,910	2,596	2,707	3,005
青森	2,923	3,516	3,609	3,902	3,940
札幌	8,702	10,481	10,525	10,241	10,391
函館	1,523	1,534	1,533	1,436	1,538
旭川	1,519	1,804	2,064	2,198	2,340
釧路	2,134	2,990	3,331	3,452	3,402
香川	1,113	1,762	1,794	1,957	2,090
徳島	1,059	1,353	1,335	1,789	2,128
高知	1,453	2,029	2,423	2,087	2,089
愛媛	1,623	2,084	2,118	1,980	1,996
全国合計	179,546	237,306	256,719	280,389	271,554

付表2-2 平成24年度援助決定件数等状況

地方事務所	代理援助の決定状況				書類作成援助の決定状況			
	前期より継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越	前期より継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越
東京	28,926	16,923	17,954	27,895	379	224	295	308
神奈川	9,398	6,988	6,803	9,583	230	270	231	269
埼玉	5,608	4,491	4,518	5,581	249	203	215	237
千葉	3,677	3,473	3,192	3,958	123	129	139	113
茨城	2,157	1,631	1,673	2,115	32	30	38	24
栃木	1,412	1,227	1,174	1,465	25	27	20	32
群馬	1,835	1,234	1,373	1,696	78	46	40	84
静岡	3,658	2,150	2,506	3,302	284	211	248	247
山梨	659	661	632	688	31	15	22	24
長野	1,164	955	971	1,148	104	93	101	96
新潟	1,647	1,550	1,318	1,879	84	122	121	85
大阪	13,078	9,656	9,669	13,065	533	538	603	468
京都	3,217	2,867	2,632	3,452	154	175	149	180
兵庫	5,817	4,083	3,930	5,970	463	415	423	455
奈良	1,324	1,403	1,232	1,495	78	63	71	70
滋賀	756	812	713	855	39	52	49	42
和歌山	1,216	757	864	1,109	77	51	65	63
愛知	3,926	3,566	3,430	4,062	90	170	133	127
三重	689	770	744	715	63	112	103	72
岐阜	813	833	802	844	31	47	33	45
福井	588	499	497	590	7	15	15	7
石川	925	978	962	941	26	36	29	33
富山	511	441	451	501	57	33	38	52
広島	2,390	2,130	2,019	2,501	102	151	119	134
山口	1,009	761	1,032	738	52	49	60	41
岡山	1,180	1,170	1,202	1,148	56	67	63	60
鳥取	654	550	559	645	46	19	30	35
島根	459	487	469	477	10	19	21	8
福岡	6,632	6,055	5,820	6,867	511	532	560	483
佐賀	730	679	630	779	55	64	50	69
長崎	1,481	1,324	1,404	1,401	61	53	76	38
大分	1,122	1,195	1,271	1,046	30	28	37	21
熊本	2,201	1,536	1,528	2,209	190	141	141	190
鹿児島	1,313	1,362	1,331	1,344	138	173	165	146
宮崎	1,901	1,640	1,548	1,993	112	40	66	86
沖縄	1,370	1,062	1,090	1,342	381	318	439	260
宮城	4,080	2,597	3,415	3,262	76	28	76	28
福島	993	800	820	973	71	33	64	40
山形	1,178	1,055	1,097	1,136	19	19	18	20
岩手	1,142	1,008	1,022	1,128	22	33	36	19
秋田	901	783	898	786	59	42	70	31
青森	1,172	1,021	1,122	1,071	84	101	114	71
札幌	3,663	5,007	4,604	4,066	107	141	151	97
函館	541	639	629	551	30	25	32	23
旭川	1,028	1,021	1,167	882	55	24	37	42
釧路	1,115	1,192	1,269	1,038	26	26	36	16
香川	374	417	378	413	20	12	19	13
徳島	602	538	537	603	33	26	36	23
高知	473	434	457	450	108	156	182	82
愛媛	777	608	637	748	41	44	47	38
全国合計	133,482	105,019	105,995	132,506	5,732	5,441	5,926	5,247

付表2-3 援助決定件数の推移

地方事務所	援助開始決定						援助終結決定					
	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	前年比 (倍)	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	前年比 (倍)
東京	13,677	17,875	18,952	17,660	17,147	0.97	10,935	13,302	15,702	17,871	18,249	1.02
神奈川	5,173	6,941	7,586	7,422	7,258	0.98	3,389	5,048	6,268	7,136	7,034	0.99
埼玉	2,769	4,170	4,618	4,791	4,694	0.98	2,599	3,400	3,934	4,110	4,733	1.15
千葉	1,963	2,805	3,694	3,444	3,602	1.05	1,451	1,997	2,785	3,188	3,331	1.04
茨城	1,749	2,244	2,123	1,448	1,661	1.15	1,153	1,587	1,930	1,882	1,711	0.91
栃木	804	1,124	1,265	1,156	1,254	1.08	591	688	985	1,152	1,194	1.04
群馬	965	1,371	1,421	1,263	1,280	1.01	666	894	1,267	1,252	1,413	1.13
静岡	1,654	2,388	2,405	2,264	2,361	1.04	1,396	1,597	2,144	2,156	2,754	1.28
山梨	473	612	593	595	676	1.14	408	444	623	507	654	1.29
長野	687	911	1,033	991	1,048	1.06	578	736	860	888	1,072	1.21
新潟	1,246	1,487	1,694	1,551	1,672	1.08	994	1,100	1,431	1,673	1,439	0.86
大阪	7,651	9,249	10,759	10,511	10,194	0.97	6,653	6,811	8,774	10,497	10,272	0.98
京都	2,118	2,744	3,178	3,105	3,042	0.98	1,923	2,231	2,715	2,813	2,781	0.99
兵庫	4,169	4,948	5,144	4,535	4,498	0.99	3,620	3,890	4,975	4,449	4,353	0.98
奈良	1,220	1,308	1,405	1,280	1,466	1.15	932	1,162	1,324	1,211	1,303	1.08
滋賀	525	673	769	791	864	1.09	458	493	598	901	762	0.85
和歌山	848	968	944	822	808	0.98	692	814	878	796	929	1.17
愛知	2,428	3,464	3,771	3,736	3,736	1.00	2,195	2,461	3,214	3,567	3,563	1.00
三重	721	943	876	773	882	1.14	651	731	893	816	847	1.04
岐阜	695	785	831	846	880	1.04	580	746	706	847	835	0.99
福井	482	559	490	485	514	1.06	321	436	435	458	512	1.12
石川	753	1,086	1,112	980	1,014	1.03	698	855	974	1,119	991	0.89
富山	418	566	546	479	474	0.99	311	520	495	499	489	0.98
広島	1,834	2,178	2,449	2,213	2,281	1.03	1,683	2,359	2,123	2,266	2,138	0.94
山口	724	1,058	1,059	792	810	1.02	718	702	996	1,149	1,092	0.95
岡山	832	1,030	1,191	1,169	1,237	1.06	797	619	1,002	1,870	1,265	0.68
鳥取	623	679	647	640	569	0.89	469	608	602	625	589	0.94
島根	396	549	497	477	506	1.06	333	435	485	503	490	0.97
福岡	4,082	5,100	6,465	6,377	6,587	1.03	3,329	4,031	5,625	6,098	6,380	1.05
佐賀	571	656	679	773	743	0.96	474	573	530	737	680	0.92
長崎	1,148	1,351	1,490	1,242	1,377	1.11	774	1,066	1,212	1,503	1,480	0.98
大分	1,053	1,211	1,326	1,188	1,223	1.03	777	975	1,294	1,235	1,308	1.06
熊本	1,100	1,444	1,736	1,663	1,677	1.01	766	1,023	1,245	1,592	1,669	1.05
鹿児島	888	1,104	1,305	1,494	1,535	1.03	779	836	1,118	1,384	1,496	1.08
宮崎	1,132	1,400	1,746	1,611	1,680	1.04	791	1,109	1,441	1,591	1,614	1.01
沖縄	711	897	1,099	1,367	1,380	1.01	594	614	932	1,081	1,529	1.41
宮城	3,363	3,804	3,376	2,564	2,625	1.02	2,921	3,253	3,331	3,118	3,491	1.12
福島	903	1,241	1,158	872	833	0.96	723	938	1,130	1,078	884	0.82
山形	1,032	1,324	1,228	1,076	1,074	1.00	1,009	1,112	1,272	1,036	1,115	1.08
岩手	1,296	1,397	1,422	926	1,041	1.12	1,051	1,290	1,357	1,205	1,058	0.88
秋田	983	1,156	1,190	875	825	0.94	973	1,013	1,191	1,105	968	0.88
青森	1,298	1,493	1,493	1,238	1,122	0.91	982	1,297	1,497	1,265	1,236	0.98
札幌	3,612	4,153	4,682	5,022	5,148	1.03	3,273	3,852	4,175	4,546	4,755	1.05
函館	813	805	812	645	664	1.03	621	766	772	747	661	0.88
旭川	832	941	1,112	1,074	1,045	0.97	681	846	915	991	1,204	1.21
釧路	1,032	1,248	1,403	1,366	1,218	0.89	791	1,073	1,295	1,309	1,305	1.00
香川	354	452	490	433	429	0.99	240	381	468	480	397	0.83
徳島	553	658	667	575	564	0.98	490	519	693	588	573	0.97
高知	534	706	857	660	590	0.89	422	615	710	751	639	0.85
愛媛	656	735	795	655	652	1.00	450	600	658	738	684	0.93
全国合計	85,543	107,991	117,583	109,915	110,460	1.00	70,105	84,448	101,979	110,379	111,921	1.01

付表 2-4

契約弁護士数の推移

地方 事務所	契約弁護士数																														
	平成20年度					平成21年度					平成22年度					平成23年度					平成24年度										
	センター 相数	事務所 相数	受任 予定者 数	受託 予定者 数	(参考) 単位数 会員数	受任 予定者 数	受託 予定者 数	センター 相数	事務所 相数	受任 予定者 数	受託 予定者 数	(参考) 単位数 会員数	受任 予定者 数	受託 予定者 数	センター 相数	事務所 相数	受任 予定者 数	受託 予定者 数	(参考) 単位数 会員数	受任 予定者 数	受託 予定者 数	センター 相数	事務所 相数	受任 予定者 数	受託 予定者 数	(参考) 単位数 会員数	受任 予定者 数	受託 予定者 数			
東京	2,310	1,859	2,693	2,075	13,014	20.7%	2,654	2,210	3,181	2,848	13,811	23.0%	3,066	2,642	3,735	3,217	14,506	25.7%	3,518	3,038	4,185	3,521	15,090	27.7%	3,926	3,485	4,632	3,867	15,679	29.5%	
神奈川	466	473	559	475	1,028	54.4%	567	582	683	660	773	621	622	617	722	63.8%	783	782	889	702	639	66.4%	872	880	944	742	681	742	69.7%		
埼玉	229	271	303	281	483	62.7%	237	294	330	315	535	61.7%	276	346	372	352	577	64.5%	333	395	424	394	639	66.4%	372	438	474	442	674	69.7%	
千葉	143	259	269	256	433	62.1%	191	303	314	291	488	64.3%	232	347	365	336	542	67.3%	282	394	416	389	581	71.6%	325	449	467	435	640	73.0%	
茨城	115	112	112	112	151	74.2%	127	133	133	131	173	76.9%	139	146	146	144	189	78.1%	160	168	168	168	209	80.4%	175	184	184	184	223	82.5%	
栃木	84	86	87	85	128	68.0%	94	100	101	99	140	72.1%	102	112	113	109	156	72.4%	112	124	122	122	175	72.6%	119	136	139	135	188	73.9%	
群馬	129	132	133	131	186	71.5%	146	149	151	151	203	74.4%	160	164	167	166	216	77.3%	171	180	183	181	237	77.2%	182	192	198	193	255	77.6%	
静岡	230	204	217	191	305	71.1%	242	228	241	220	330	73.0%	263	246	259	235	350	74.0%	300	286	286	270	381	77.7%	307	292	304	277	401	76.8%	
山梨	71	71	70	68	84	83.3%	75	75	74	72	87	85.1%	80	80	79	77	93	84.9%	87	87	86	84	103	83.5%	93	93	92	90	107	86.0%	
長野	125	128	126	124	154	81.8%	135	140	138	135	164	84.1%	149	156	154	154	184	83.7%	161	171	169	166	200	84.5%	172	184	182	179	213	85.4%	
新潟	146	147	149	148	183	81.4%	159	164	168	167	202	83.2%	177	182	185	184	218	84.9%	199	202	203	201	233	87.1%	212	214	215	212	243	88.5%	
大阪	1,561	1,463	1,932	850	3,400	56.8%	1,759	1,779	2,150	1,020	3,577	60.1%	1,975	2,053	2,378	1,156	3,714	64.0%	2,161	2,262	2,533	1,265	3,857	65.7%	2,310	2,414	2,667	1,355	3,998	66.7%	
京都	343	326	351	319	453	77.5%	388	368	397	361	493	80.5%	420	404	432	394	534	80.9%	467	441	477	437	589	81.0%	500	475	509	465	632	80.5%	
兵庫	408	415	418	408	587	71.2%	441	454	463	442	621	74.6%	472	494	500	467	675	74.1%	534	552	560	523	715	78.3%	570	594	605	563	757	79.9%	
奈良	108	105	105	104	129	81.4%	110	110	109	133	82.7%	113	114	114	110	141	117	137	83.2%	119	121	120	116	141	85.1%	129	130	130	124	152	85.5%
滋賀	74	73	73	70	92	79.3%	80	82	82	78	100	82.0%	88	90	90	87	112	80.4%	104	106	106	103	124	85.5%	115	117	117	115	135	86.7%	
和歌山	71	82	85	82	103	82.5%	83	96	99	94	115	86.1%	87	100	104	99	121	86.0%	90	101	107	102	124	86.3%	110	114	115	108	131	87.8%	
愛知	416	390	613	41	1,258	48.7%	486	472	724	123	1,352	53.6%	585	565	819	197	1,444	56.7%	657	638	896	250	1,545	58.0%	731	718	960	294	1,615	59.4%	
三重	76	76	77	72	113	68.1%	87	92	93	86	125	74.4%	95	100	101	94	137	73.7%	108	116	117	106	151	77.5%	114	122	123	110	159	77.4%	
岐阜	95	92	90	89	126	71.4%	92	93	94	93	131	71.8%	97	102	104	100	144	72.2%	98	102	106	100	156	67.9%	115	117	121	113	163	74.2%	
福井	60	60	60	59	71	84.5%	63	64	64	63	76	84.2%	75	76	76	74	99	85.4%	78	79	79	76	91	86.8%	82	83	83	78	95	87.4%	
石川	99	99	99	100	116	85.3%	106	106	106	107	122	86.9%	107	108	108	108	125	86.4%	121	122	122	121	141	86.5%	132	134	134	131	153	87.6%	
富山	56	56	54	50	70	77.1%	60	60	59	53	81	72.8%	69	71	71	61	86	82.6%	73	75	75	65	97	77.3%	78	78	79	70	99	79.8%	
広島	214	233	251	247	382	65.7%	256	281	300	298	424	70.8%	295	319	338	334	449	75.3%	322	349	366	357	478	76.6%	345	373	392	380	500	78.4%	
山口	96	101	93	93	118	78.8%	102	110	102	102	125	81.6%	106	115	107	107	132	81.1%	109	119	111	111	133	83.5%	112	120	115	115	145	79.3%	
岡山	194	193	197	192	256	77.0%	223	223	227	223	282	80.5%	237	237	243	238	300	81.0%	255	257	261	255	313	83.4%	271	273	278	271	340	81.8%	
鳥取	44	40	39	39	49	79.6%	45	45	44	44	54	83.0%	49	49	48	45	57	84.2%	52	52	51	51	60	85.0%	54	55	54	54	64	84.4%	
島根	42	39	39	39	46	84.8%	43	43	43	43	54	79.6%	45	45	45	45	58	82.6%	53	53	53	53	64	82.8%	55	55	55	55	67	82.1%	
福岡	539	531	571	537	820	69.6%	581	580	626	590	876	71.5%	614	617	667	624	924	72.2%	659	669	713	688	985	72.4%	725	737	778	730	1,039	74.9%	
佐賀	53	57	54	53	64	84.4%	57	65	62	61	73	84.9%	67	75	72	71	82	87.8%	74	80	78	77	86	90.7%	77	83	82	80	92	89.1%	
長崎	97	90	90	88	113	79.6%	99	101	101	99	123	82.1%	111	113	113	113	137	82.5%	123	125	125	124	147	85.0%	131	133	133	130	154	86.4%	
大分	89	91	91	90	110	82.7%	95	97	97	97	113	85.8%	106	108	108	108	125	86.4%	109	110	111	111	141	84.7%	114	112	112	112	133	84.2%	
熊本	131	124	126	124	175	72.0%	142	139	142	138	195	72.8%	159	156	160	155	205	78.0%	173	171	174	169	220	79.1%	185	182	185	180	230	80.4%	
鹿児島	84	79	79	79	113	69.9%	90	92	93	92	132	70.5%	104	106	107	106	144	74.3%	121	122	122	122	167	73.7%	130	132	133	132	175	76.0%	
宮崎	75	74	74	75	86	86.0%	77	79	80	91	86.8%	85	86	86	87	99	86.9%	98	99	99	100	111	89.2%	100	101	101	102	121	83.5%		
沖縄	92	93	96	95	210	45.7%	105	113	114	110	217	52.5%	114	124	125	119	229	54.6%	128	134	134	128	234	57.3%	135	142	142	134	243	58.4%	
宮城	223	231	242	200	311	77.8%	242	252	264	219	331	79.8%	249	260	271	228	360	75.3%	289	300	309	267	376	82.2%	305	316	322	283	395	64.5%	
福島	95	97	96	96	121	79.3%	112	115	113	113	143	79.0%	126	127	128	128	154	83.1%	134	136	137	135	153	89.5%	147	152	152	151	168	90.5%	
山形	60	62	59	58	70	84.3%	61	63	60	59	71	84.5%	68	70	68	67	79	86.1%	73	75	74	73	83	89.2%	80	80	79	78	89	88.8%	
山形	61	62	63	60	72	87.5%	62	64	65	62	67	85.3%	65	67	68	65	80	85.0%	77	79	80	77	95	84.2%	79	81	82	79	92	89.1%	
秋手	54	57	58	53	62	93.5%	57	61	62	57	66	93.9%	57	60	61	57	67	91.0%	61	64	65	61	64	92.9%	64	66	67	62	73	91.8%	
青森	67	63	64	63	71	90.1%	73	71	72	72	84	85.7%	76	76	77	75	89	86.5%	83	83	83	83	81	97	85.6%	87	88	88	86	107	82.2%
札幌	359	368	393	374	504	78.0%	354	381	416	395	543	76.6%	404	448	478	454	592	80.7%	451	502	529	505	632	83.7%	475	520	546	520	661	82.6%	
札幌	30	27	27	27	33	81.8%	31	31	31	31	36	86.1%	32	32	32	32	39	82.1%	37	37	37	37	44	84.1%	39	38	39	39	48	81.3%	
旭川	23	34	34	33	44	77.3%	28	41	41	40	50	82.0%	32	44	42	42	54	81.5%	48	57	57	54	63	90.5%	54	62	62	59	69	89.3%	
釧路	44	43	43	43	53	81.1%	44	46	46	46	59	78.0%	48	51	51	51	59	86.4%	51	54	54	54	64	84.4%	59	62	62	62	70	86.6%	
徳島	80	76	75	74	120	62.5%	78	77	76	75	125	60.8%	87	86	85	84	133	64.7%	92	91	91	90	139	65.5%	101	101	100	99	151	66.2%	
香川	56	55	55	55	68	80.9%	64	64	64	64	76	84.2%	64	64	64	64	74	86.5%	73	73	73	73	83	88.0%	73	73	73	73	90	81.1%	
高知</																															

(注1) 契約弁護士数は、いずれも各年度末現在。

(注2) 弁護士数(会員数)は、日弁連資料による。

付表 2-5

契約弁護士法人数の推移

地方 事務所	契約弁護士法人数																			
	平成20年度				平成21年度				平成22年度				平成23年度				平成24年度			
	センター 相談	事務所相談	受任予定者	受託予定者	センター 相談	事務所相談	受任予定者	受託予定者	センター 相談	事務所相談	受任予定者	受託予定者	センター 相談	事務所相談	受任予定者	受託予定者	センター 相談	事務所相談	受任予定者	受託予定者
東京	27	27	28	28	29	31	33	32	33	36	44	37	41	48	57	46	46	53	62	50
神奈川	3	3	3	3	6	6	7	7	7	8	8	9	8	12	12	13	11	14	15	13
埼玉	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	10	10	10	10	11	11	11	11
千葉	4	4	4	4	5	5	5	5	6	6	6	6	6	6	6	6	9	9	10	10
茨城	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3
栃木	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	4	4	4	4
群馬	1	1	1	1	3	3	3	3	3	4	4	4	5	5	5	5	6	6	6	6
静岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
長野	3	3	3	3	3	3	4	4	5	5	6	6	6	6	6	7	7	7	7	7
新潟	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
大阪	26	27	28	19	34	35	35	27	44	46	47	36	50	52	53	41	55	58	60	45
京都	5	5	6	6	6	6	7	7	9	10	10	9	11	12	12	11	11	12	12	11
兵庫	5	5	5	5	7	7	7	7	9	9	9	9	14	14	14	14	14	14	14	14
奈良	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
和歌山	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2
愛知	10	10	12	11	15	15	17	15	17	17	20	17	19	20	23	20	22	25	27	24
三重	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岐阜	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	6	6	6	6	6	6	6	6
福井	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
石川	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4
富山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島	3	3	3	3	5	5	5	5	5	5	5	5	7	7	7	7	10	10	10	10
山口	2	2	2	2	5	5	5	5	5	5	5	5	6	7	7	7	6	8	8	8
岡山	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	4	4
鳥取	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	5	5	5	5
島根	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福岡	4	3	5	3	7	7	8	6	9	8	9	7	12	11	12	10	13	12	13	11
佐賀	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4
長崎	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	4	4	4	4	5	5	5	5
大分	8	8	8	8	11	11	11	11	13	13	13	13	13	13	13	13	12	12	12	12
熊本	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4
鹿児島	2	2	2	2	4	4	4	4	7	7	7	7	9	9	9	9	11	11	11	11
宮崎	5	5	5	5	6	6	6	6	8	8	8	8	9	9	9	9	10	10	10	10
沖縄	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	0	0	1	1
宮城	4	4	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	7	7	7	7
福島	4	4	4	4	5	5	5	5	6	6	6	6	6	6	6	6	7	7	7	7
山形	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4
岩手	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2
秋田	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
青森	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
札幌	3	3	3	3	4	4	4	4	9	10	10	10	12	13	14	13	15	16	17	16
旭川	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
函館	0	0	0	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
釧路	4	4	4	4	5	5	5	5	7	7	7	7	8	8	8	8	9	9	9	9
仙台	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1
徳島	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	5	5	5	5
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	1	2	2	2	1	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	2	3	3	3
全国合計	169	170	177	165	217	221	229	216	266	273	298	263	318	331	348	315	364	382	400	363

(注) 契約弁護士法人数は、いずれも各年度末現在。

付表 2-6

契約司法書士数の推移

地方 事務所	契約司法書士数											
	平成20年度				平成21年度				平成22年度			
	センター 相数	事務所 相数	現任 予定者	受託 予定者 契約率	(参考) 単位数 会員数	受託 予定者 契約率	センター 相数	事務所 相数	現任 予定者	受託 予定者 契約率	(参考) 単位数 会員数	受託 予定者 契約率
東京	259	339	335	364	3,024	12.0%	299	397	395	414	3,133	13.2%
神奈川	175	192	193	204	870	23.4%	191	221	224	236	904	26.1%
埼玉	134	158	159	171	741	22.1%	142	171	174	174	741	23.5%
千葉	82	98	90	103	596	17.3%	96	116	111	113	623	18.1%
茨城	52	73	54	77	294	26.2%	54	76	59	61	298	20.5%
栃木	50	60	59	61	211	28.9%	53	64	63	64	219	29.2%
群馬	84	87	86	89	293	30.4%	85	88	87	89	293	30.4%
群馬	85	88	89	89	431	20.6%	88	94	97	98	439	22.3%
山梨	31	31	32	127	25.2%	32	32	32	32	128	25.0%	35
長野	90	105	106	108	352	30.7%	94	113	115	117	363	32.2%
新潟	63	75	73	80	303	26.4%	70	84	81	87	302	28.9%
大阪	244	263	266	272	2,092	13.0%	299	335	337	340	2,157	15.9%
京都	154	169	171	173	499	34.7%	161	186	188	191	512	37.3%
兵庫	256	325	329	346	913	37.9%	308	363	362	373	938	39.5%
奈良	44	44	44	44	193	22.8%	47	48	48	48	195	24.6%
滋賀	49	49	49	49	193	25.4%	51	54	54	54	202	26.7%
和歌山	26	26	27	28	154	18.2%	28	29	29	29	152	19.1%
三重	72	82	81	82	289	30.5%	76	89	88	90	285	34.0%
岐阜	57	69	64	77	341	22.6%	60	74	68	75	349	21.5%
福井	18	21	20	22	133	16.5%	20	26	25	27	135	20.0%
石川	47	52	52	55	181	30.4%	52	58	58	61	184	33.2%
富山	27	30	32	34	170	20.0%	27	35	39	41	169	24.3%
石川	140	153	151	158	453	34.9%	163	172	170	175	463	37.8%
山口	65	68	67	77	240	32.1%	71	76	73	80	283	33.6%
岡山	63	69	62	69	319	21.6%	69	79	73	78	329	23.7%
鳥取	22	36	29	40	103	38.8%	23	37	30	35	108	32.4%
島根	20	21	21	23	128	18.0%	21	22	22	24	126	19.0%
福根	223	282	302	312	807	38.7%	260	333	351	363	839	43.3%
佐賀	36	37	36	37	115	32.2%	33	34	33	33	117	28.2%
長崎	46	47	47	47	158	29.7%	47	50	50	50	157	31.8%
大分	36	37	36	39	171	22.8%	39	40	39	41	171	24.0%
熊本	82	84	83	89	328	27.1%	86	93	90	96	314	30.6%
鹿児島	97	101	101	106	282	37.6%	97	103	103	109	295	36.9%
宮崎	44	46	45	47	167	28.1%	47	51	50	51	168	30.4%
沖縄	46	51	51	53	212	25.0%	50	61	62	63	210	30.0%
宮城	93	95	93	97	277	35.0%	92	95	92	95	285	33.3%
山形	50	56	53	61	166	36.7%	55	64	63	65	167	38.9%
岩手	23	26	26	26	155	16.8%	23	26	26	26	151	17.2%
秋田	56	57	59	70	128	54.7%	55	56	58	68	124	54.8%
青森	36	39	39	42	128	32.8%	37	40	41	43	133	32.3%
札幌	141	150	157	161	392	41.1%	141	157	168	173	413	41.5%
函館	13	15	15	15	49	30.6%	11	13	13	13	49	26.5%
旭川	19	25	22	25	67	37.3%	21	24	24	26	71	37.3%
釧路	23	24	24	26	85	30.6%	22	24	24	26	85	30.6%
青森	34	33	33	35	165	21.2%	45	44	45	47	165	28.5%
徳島	39	39	38	40	149	26.8%	39	40	42	44	149	28.5%
高知	49	47	45	49	117	41.9%	59	57	55	56	117	47.9%
愛媛	30	43	43	44	241	18.3%	35	48	48	49	241	20.3%
全国合計	3,910	4,443	4,414	4,670	19,302	24.2%	4,276	4,942	4,922	5,090	19,769	25.7%

(注1) 契約司法書士数は、いずれも各年度末現在。

(注2) 司法書士数(会員数)は、日司連資料による。

付表 2-7

契約司法書士法人数の推移

地方 事務所	契約司法書士法人数																
	平成20年度				平成21年度				平成22年度								
	センター 相談	事務所相談	受任予定者	受託予定者	センター 相談	事務所相談	受任予定者	受託予定者	センター 相談	事務所相談	受任予定者	受託予定者					
東京	8	8	9	14	15	13	19	21	22	19	26	29	30	17	27	30	31
神奈川	8	8	8	7	7	11	14	14	14	13	17	17	17	13	18	18	18
埼玉	2	3	3	3	3	2	3	3	3	3	5	5	5	5	3	5	5
千葉	1	1	1	2	2	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2	5	5
茨城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	2	2	2	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	5	5	5	5
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
大阪	3	3	3	6	6	7	9	9	9	9	13	14	14	13	18	17	17
京都	2	2	2	2	2	2	3	4	4	4	3	5	5	5	9	9	9
兵庫	7	8	7	8	8	8	10	10	10	10	12	12	12	10	12	12	12
奈良	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
滋賀	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知	9	9	9	9	9	10	13	15	15	12	16	18	18	12	15	17	17
三重	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
岐阜	1	1	1	3	3	3	4	4	4	4	5	5	5	4	5	5	5
福井	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	1	1	1
広島	5	5	5	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
山口	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
岡山	1	2	2	3	3	2	4	5	5	2	5	6	6	3	6	7	7
鳥取	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	1	1	1	1	1	1	2	4	4	4	2	5	5	8	10	11	11
佐賀	1	1	1	2	2	3	4	4	4	5	5	5	5	6	7	7	7
長崎	3	3	3	3	3	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本	4	4	4	5	5	5	5	5	5	5	6	6	6	5	6	6	6
鹿児島	2	2	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
宮崎	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
沖縄	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
宮城	1	1	1	0	0	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	3	3
福島	2	2	2	3	3	2	2	3	3	1	1	2	2	1	2	2	2
山形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
札幌	2	2	2	3	3	3	4	4	4	4	3	4	4	3	4	4	4
函館	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
旭川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
釧路	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
青川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
高知	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
愛媛	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
全国合計	82	85	85	106	109	110	117	143	149	150	137	173	181	153	197	205	206

(注) 契約司法書士法人数は、いずれも各年度末現在。

付表 2-8 平成 24 年度法律相談援助事件の事件別内訳

地 方 事 務 所	金銭事件			不動産 事件	家事事件			労働 事件	保全 事件	多重債務事件			執行・ 競売	その他	合計
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計			
東 京	3,995	3,782	7,777	2,968	7,911	3,905	11,816	3,144	30	6,840	5,243	12,083	116	2,515	40,449
神奈川	1,762	1,125	2,887	901	4,090	1,487	5,577	799	14	3,630	2,839	6,469	97	410	17,154
埼 玉	1,044	761	1,805	540	3,091	908	3,999	412	16	2,370	1,545	3,915	54	279	11,020
千 葉	928	610	1,538	518	2,359	1,023	3,382	465	7	2,331	1,683	4,014	27	146	10,097
茨 城	191	81	272	49	439	142	581	65	4	632	423	1,055	6	15	2,047
栃 木	261	173	434	63	588	217	805	89	1	541	490	1,031	16	55	2,494
群 馬	235	157	392	79	691	164	855	110	6	460	287	747	9	79	2,277
静 岡	851	577	1,428	333	1,741	750	2,491	332	8	946	781	1,727	32	272	6,623
山 梨	276	250	526	152	611	262	873	125	2	592	437	1,029	14	40	2,761
長 野	297	269	566	92	781	289	1,070	119	2	451	489	940	19	58	2,866
新 潟	502	520	1,022	178	1,158	450	1,608	214	1	667	652	1,319	8	103	4,453
大 阪	2,607	1,931	4,538	1,260	3,990	1,895	5,885	1,567	24	5,300	3,810	9,110	112	1,142	23,638
京 都	936	719	1,655	592	1,627	731	2,358	483	17	647	708	1,355	41	353	6,854
兵 庫	1,299	917	2,216	447	2,471	951	3,422	608	4	1,910	2,140	4,050	44	251	11,042
奈 良	402	279	681	169	756	353	1,109	159	4	660	480	1,140	15	152	3,429
滋 賀	345	218	563	115	783	147	930	125	4	409	295	704	21	78	2,540
和歌山	254	133	387	69	392	160	552	73	3	314	321	635	7	36	1,762
愛 知	983	653	1,636	408	2,006	666	2,672	609	10	1,019	1,145	2,164	24	300	7,823
三 重	328	209	537	79	655	226	881	123	4	423	494	917	11	190	2,742
岐 阜	307	265	572	123	873	253	1,126	133	0	472	297	769	6	113	2,842
福 井	154	106	260	63	392	126	518	57	2	270	211	481	1	24	1,406
石 川	222	200	422	60	581	273	854	87	3	324	271	595	25	38	2,084
富 山	95	98	193	57	367	127	494	79	0	215	150	365	5	38	1,231
広 島	746	669	1,415	389	1,688	788	2,476	306	24	1,219	1,182	2,401	35	174	7,220
山 口	321	279	600	168	826	351	1,177	145	2	415	589	1,004	14	97	3,207
岡 山	329	301	630	121	754	324	1,078	192	1	283	250	533	25	107	2,687
鳥 取	209	220	429	77	425	186	611	79	1	229	342	571	10	136	1,914
島 根	214	141	355	74	423	201	624	70	1	230	292	522	9	128	1,783
福 岡	1,427	1,080	2,507	750	2,541	1,279	3,820	661	8	2,847	2,995	5,842	38	404	14,030
佐 賀	304	208	512	80	454	267	721	146	7	420	308	728	17	61	2,272
長 崎	550	441	991	247	999	503	1,502	157	8	852	894	1,746	22	125	4,798
大 分	429	354	783	279	891	357	1,248	215	1	700	931	1,631	6	113	4,276
熊 本	717	643	1,360	263	967	420	1,387	180	4	714	1,018	1,732	11	190	5,127
鹿児島	581	562	1,143	295	956	431	1,387	120	4	647	828	1,475	33	155	4,612
宮 崎	602	479	1,081	260	1,013	472	1,485	198	8	693	1,226	1,919	41	119	5,111
沖 縄	644	515	1,159	389	917	571	1,488	182	4	875	1,186	2,061	31	227	5,541
宮 城	164	137	301	104	524	213	737	117	9	525	289	814	11	32	2,125
福 島	89	49	138	32	220	80	300	36	2	156	182	338	4	13	863
山 形	187	179	366	87	594	249	843	83	2	422	503	925	10	59	2,375
岩 手	68	53	121	40	199	105	304	17	3	386	168	554	7	14	1,060
秋 田	317	344	661	160	629	370	999	116	4	414	554	968	14	83	3,005
青 森	421	296	717	264	781	386	1,167	164	5	708	778	1,486	8	129	3,940
札 幌	912	954	1,866	550	2,153	851	3,004	586	34	2,279	1,714	3,993	52	306	10,391
函 館	158	115	273	53	296	101	397	70	4	375	335	710	3	28	1,538
旭 川	275	205	480	108	494	187	681	97	4	426	493	919	13	38	2,340
釧 路	329	294	623	102	880	320	1,200	149	0	595	619	1,214	8	106	3,402
香 川	247	194	441	76	482	200	682	96	0	390	310	700	0	95	2,090
徳 島	234	185	419	89	466	201	667	74	4	383	373	756	11	108	2,128
高 知	215	241	456	98	392	201	593	54	2	482	306	788	0	98	2,089
愛 媛	198	170	368	97	367	167	534	69	2	517	372	889	9	28	1,996
全国合計	29,161	23,341	52,502	14,567	59,684	25,286	84,970	14,356	314	49,605	44,228	93,833	1,152	9,860	271,554

割合	10.7%	8.6%	19.3%	5.4%	22.0%	9.3%	31.3%	5.3%	0.1%	18.3%	16.3%	34.6%	0.4%	3.6%	100.0%
----	-------	------	-------	------	-------	------	-------	------	------	-------	-------	-------	------	------	--------

付表 2-9

法律相談費の推移

地方 事務所	平成20年度					平成21年度					平成22年度					平成23年度					平成24年度				
	センター 相談件数	事務所 相談件数	件数計	簡易援助 件数	金額	センター 相談件数	事務所 相談件数	件数計	簡易援助 件数	金額	センター 相談件数	事務所 相談件数	件数計	簡易援助 件数	金額	センター 相談件数	事務所 相談件数	件数計	簡易援助 件数	金額	センター 相談件数	事務所 相談件数	件数計	簡易援助 件数	金額
東京	27,450	2,391	29,841	86	155,103,900	35,498	4,516	40,014	115	206,816,460	33,850	6,547	40,397	82	214,215,648	34,272	6,283	40,555	127	217,827,150	32,874	7,575	40,449	137	202,766,200
神奈川	8,218	2,957	11,175	26	55,317,000	9,461	5,970	15,431	59	79,515,500	10,130	6,658	16,788	36	89,155,500	10,433	6,876	17,309	59	86,960,500	10,366	6,788	17,154	51	85,877,950
埼玉	3,173	2,598	5,771	81	30,805,950	4,082	4,071	8,133	37	39,684,750	3,846	5,310	9,156	44	45,646,650	5,957	5,671	11,528	81	60,099,900	5,536	5,484	11,020	93	51,120,300
千葉	2,461	1,812	4,273	18	22,655,850	3,592	2,485	6,077	14	31,251,150	5,554	2,713	8,267	35	41,852,500	6,360	3,716	10,076	28	50,895,420	5,937	4,160	10,097	47	48,631,800
茨城	926	2,496	3,422	16	15,528,210	1,165	3,755	4,920	18	21,234,150	945	3,770	4,715	17	21,648,900	1,095	3,267	4,362	8	21,895,650	202	1,845	2,047	9	7,338,450
栃木	269	1,506	1,775	9	9,546,600	351	1,953	2,304	6	12,272,400	318	2,046	2,364	10	12,865,600	316	2,129	2,445	13	12,465,600	354	2,140	2,494	13	12,398,400
群馬	732	834	1,566	0	8,085,000	917	1,217	2,134	0	10,510,500	854	1,294	2,148	0	10,589,250	940	1,167	2,107	3	9,266,300	1,250	1,027	2,277	5	9,328,200
静岡	2,882	1,010	3,892	12	16,908,150	3,902	2,038	5,940	31	24,502,050	3,122	2,748	5,870	32	24,209,800	4,104	1,970	6,074	47	27,318,900	4,360	2,263	6,623	64	24,672,900
山梨	928	639	1,567	2	7,988,400	1,046	906	1,952	1	9,893,100	603	1,231	1,834	2	9,606,450	1,393	992	2,385	6	11,719,050	1,620	1,141	2,761	4	13,422,150
長野	623	833	1,456	9	7,215,600	796	1,425	2,221	7	10,902,150	553	1,754	2,307	11	11,728,500	492	1,877	2,369	17	12,623,100	400	2,466	2,866	30	14,331,450
新潟	723	1,407	2,130	13	11,695,950	1,320	1,761	3,081	13	15,196,650	1,301	2,323	3,624	26	18,797,100	2,327	2,274	4,601	26	24,211,950	1,767	2,686	4,453	32	21,815,850
大阪	10,669	4,223	14,892	17	81,748,800	13,689	6,820	20,509	17	108,209,850	14,365	8,270	22,635	29	123,804,450	15,761	7,931	23,692	28	117,666,053	15,682	7,956	23,638	42	121,159,160
京都	2,512	1,237	3,749	26	18,907,350	3,561	1,551	5,112	21	24,586,800	2,834	3,314	6,148	30	30,910,950	4,569	2,098	6,667	28	32,732,650	4,502	2,352	6,854	33	31,804,500
兵庫	5,186	3,522	8,708	45	48,102,600	6,258	4,224	10,482	45	49,982,100	6,199	5,286	11,485	63	58,076,550	6,665	4,604	11,269	62	54,308,220	5,566	5,476	11,042	84	56,102,550
奈良	778	1,563	2,341	5	11,626,850	1,068	1,700	2,768	4	13,540,800	825	2,122	2,947	10	14,833,350	1,131	2,056	3,187	16	14,826,000	974	2,455	3,429	19	15,219,750
滋賀	451	722	1,173	14	5,860,050	588	886	1,454	10	6,984,600	663	1,340	2,003	17	8,794,800	986	1,352	2,338	23	12,028,800	914	1,626	2,540	17	10,445,400
和歌山	549	861	1,410	5	8,187,900	699	1,022	1,721	3	9,233,700	753	871	1,624	5	8,470,350	952	847	1,799	3	9,448,950	946	816	1,762	2	8,649,900
愛知	3,599	910	4,509	30	22,487,850	4,614	1,536	6,150	27	29,647,800	3,940	3,413	6,453	68	32,092,300	5,337	1,941	7,278	64	35,288,950	5,598	2,225	7,823	78	36,122,600
三重	798	637	1,435	1	8,060,850	864	907	1,771	6	9,964,900	537	1,153	1,690	9	8,822,100	1,074	1,083	2,157	12	12,877,200	1,159	1,583	2,742	15	14,981,400
岐阜	1,522	544	2,066	2	5,568,350	1,698	705	2,403	15	9,013,200	1,378	1,073	2,451	6	8,215,250	1,921	772	2,693	23	11,926,950	2,028	814	2,842	18	7,541,100
福井	555	493	1,048	1	5,348,700	666	675	1,341	0	6,720,000	494	745	1,239	0	6,515,250	574	646	1,220	0	5,990,250	612	794	1,406	1	6,892,200
石川	534	698	1,232	0	7,218,750	712	1,006	1,718	3	9,902,550	515	1,345	1,860	3	10,406,550	780	963	1,743	6	9,091,950	794	1,290	2,084	3	11,183,550
富山	669	54	723	0	2,982,000	735	92	827	1	3,622,500	762	305	1,067	0	4,819,500	737	476	1,213	4	5,584,750	684	567	1,231	3	4,742,850
広島	1,373	2,464	3,837	5	19,336,800	2,184	3,852	6,036	8	30,216,900	1,959	4,948	6,907	14	34,074,600	2,475	4,496	6,971	33	33,631,200	2,859	4,361	7,220	28	33,607,220
山口	1,101	1,036	2,137	2	10,318,350	1,411	1,670	3,081	6	14,240,200	604	2,869	3,473	8	17,300,850	1,342	1,876	3,218	20	15,634,500	1,239	1,968	3,207	13	14,348,250
岡山	784	598	1,382	7	7,822,500	1,043	856	1,899	13	10,329,900	706	1,478	2,184	14	11,982,650	1,124	1,181	2,305	15	11,816,700	1,309	1,378	2,887	21	13,604,850
鳥取	918	693	1,611	11	6,442,200	895	828	1,723	10	9,668,850	729	1,053	1,782	13	6,814,500	857	978	1,835	20	9,456,300	844	1,070	1,914	14	7,406,700
島根	1,027	274	1,301	11	4,649,400	1,196	408	1,604	15	5,299,350	818	659	1,477	15	5,488,350	877	490	1,367	12	6,819,750	1,033	750	1,783	13	6,285,300
福岡	5,613	2,667	8,280	1	39,065,640	6,684	4,076	10,760	21	49,910,800	6,620	6,366	12,986	46	60,498,900	7,272	5,978	13,250	44	61,974,150	6,985	7,045	14,030	44	64,598,650
佐賀	669	596	1,265	6	6,755,700	732	835	1,567	5	8,512,350	745	1,116	1,861	12	10,062,150	808	1,348	2,156	14	10,857,000	751	1,521	2,272	20	10,648,050
長崎	1,398	1,995	3,393	20	15,400,100	1,504	2,611	4,115	22	18,258,750	1,449	3,183	4,632	27	19,396,410	2,122	2,621	4,743	78	22,955,070	1,777	3,021	4,798	69	19,150,950
大分	2,914	952	3,866	0	19,278,000	2,606	2,032	4,638	1	22,795,500	1,325	3,131	4,456	4	22,407,500	2,279	2,113	4,392	17	19,829,250	2,202	2,074	4,276	26	19,769,400
熊本	952	1,002	1,954	8	9,942,600	1,367	1,641	3,008	5	15,453,060	966	2,730	3,696	22	16,747,500	1,482	2,917	4,399	25	21,186,900	1,335	3,792	5,127	39	22,228,500
鹿児島	715	658	1,373	6	5,617,500	720	1,310	2,030	13	8,932,350	736	1,923	2,659	35	11,895,450	1,173	3,094	4,267	48	22,083,850	989	3,623	4,612	39	20,852,650
宮崎	823	1,653	2,476	8	13,191,150	1,061	2,433	3,494	19	17,298,750	1,269	3,227	4,496	33	22,011,258	1,309	3,618	4,927	58	23,740,500	1,229	3,882	5,111	68	23,547,300
沖縄	827	237	1,064	4	4,503,110	973	363	1,336	2	5,173,670	1,153	1,462	2,615	18	10,542,320	1,907	2,760	4,667	24	22,238,600	2,334	3,207	5,541	26	25,035,040
宮城	2,522	1,918	4,440	6	20,660,850	2,893	2,490	5,383	8	25,195,900	2,291	2,936	5,227	3	25,131,750	9,609	2,009	11,618	7	69,144,980	418	1,707	2,125	1	7,733,370
福島	1,284	1,001	2,285	4	11,818,800	1,364	1,466	2,830	8	13,179,600	857	2,076	2,933	12	14,680,050	1,902	1,528	3,430	7	20,065,620	122	741	863	4	3,326,880
山形	482	1,425	1,907	3	10,549,740	612	1,994	2,606	15	13,585,950	186	2,229	2,415	10	13,148,100	565	1,829	2,394	21	12,544,800	616	1,759	2,375	6	11,762,100
岩手	519	1,349	1,868	3	9,853,200	878	1,392	2,270	13	10,805,550	758	1,762	2,520	9	11,678,100	2,151									

付表 2-10 平成 24 年度代理援助事件の事件別内訳

地 方 事 務 所	金銭事件			不動産 事件	家事事件			労働 事件	保全 事件	多重債務事件			執行・ 競売	その他	合計
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計			
東 京	965	922	1,887	444	2,930	1,082	4,012	502	208	6,907	2,698	9,605	159	106	16,923
神奈川	453	203	656	141	1,615	420	2,035	150	77	2,637	1,183	3,820	85	24	6,988
埼 玉	257	147	404	91	1,021	338	1,359	98	60	1,835	576	2,411	50	18	4,491
千 葉	190	92	282	42	706	216	922	75	27	1,629	450	2,079	31	15	3,473
茨 城	109	57	166	39	275	70	345	37	14	659	349	1,008	17	5	1,631
栃 木	65	39	104	21	264	85	349	22	11	445	248	693	17	10	1,227
群 馬	109	40	149	19	384	85	469	42	12	354	169	523	15	5	1,234
静 岡	195	107	302	49	428	176	604	53	20	731	362	1,093	17	12	2,150
山 梨	49	21	70	21	126	38	164	16	6	257	110	367	14	3	661
長 野	76	52	128	21	230	70	300	25	7	290	164	454	17	3	955
新 潟	124	81	205	23	383	150	533	43	12	481	223	704	17	13	1,550
大 阪	822	528	1,350	236	1,651	561	2,212	292	114	3,827	1,413	5,240	105	107	9,656
京 都	291	180	471	127	720	215	935	93	74	784	308	1,092	41	34	2,867
兵 庫	373	201	574	71	894	270	1,164	116	35	1,403	633	2,036	48	39	4,083
奈 良	121	98	219	41	295	122	417	46	22	443	179	622	22	14	1,403
滋 賀	77	46	123	16	181	42	223	24	8	290	107	397	12	9	812
和歌山	79	39	118	11	199	75	274	9	7	222	103	325	9	4	757
愛 知	300	146	446	74	1,029	247	1,276	101	53	1,080	462	1,542	47	27	3,566
三 重	65	30	95	13	213	51	264	16	13	261	89	350	12	7	770
岐 阜	42	44	86	10	241	43	284	16	1	326	92	418	8	10	833
福 井	40	19	59	9	131	34	165	11	4	170	77	247	4	0	499
石 川	76	60	136	14	267	111	378	13	16	253	133	386	21	14	978
富 山	15	26	41	12	116	40	156	10	6	140	65	205	10	1	441
広 島	151	72	223	32	425	179	604	56	34	872	277	1,149	22	10	2,130
山 口	62	29	91	19	161	44	205	17	5	271	136	407	12	5	761
岡 山	110	81	191	15	244	105	349	46	7	417	130	547	6	9	1,170
鳥 取	49	38	87	14	111	48	159	5	5	152	111	263	5	12	550
島 根	53	21	74	6	109	48	157	9	7	164	61	225	5	4	487
福 岡	464	272	736	135	1,065	472	1,537	168	92	1,815	1,446	3,261	55	71	6,055
佐 賀	60	27	87	8	134	39	173	20	13	288	74	362	9	7	679
長 崎	94	64	158	23	197	86	283	30	14	541	244	785	19	12	1,324
大 分	101	57	158	17	262	61	323	42	17	403	224	627	9	2	1,195
熊 本	168	96	264	38	299	95	394	24	21	518	256	774	5	16	1,536
鹿児島	127	95	222	38	308	80	388	15	21	421	227	648	23	7	1,362
宮 崎	113	115	228	35	225	102	327	36	18	510	451	961	24	11	1,640
沖 縄	127	56	183	34	203	119	322	26	21	262	169	431	20	25	1,062
宮 城	193	137	330	54	689	230	919	85	40	756	364	1,120	32	17	2,597
福 島	65	35	100	21	204	75	279	39	11	216	117	333	11	6	800
山 形	75	42	117	13	195	100	295	16	9	352	238	590	10	5	1,055
岩 手	47	35	82	28	215	87	302	9	15	401	158	559	9	4	1,008
秋 田	44	27	71	17	134	57	191	10	9	314	161	475	3	7	783
青 森	59	43	102	19	140	30	170	28	4	453	218	671	10	17	1,021
札 幌	312	196	508	93	1,032	311	1,343	177	63	2,170	569	2,739	46	38	5,007
函 館	31	19	50	4	100	22	122	13	1	296	147	443	3	3	639
旭 川	86	60	146	16	180	56	236	22	13	333	238	571	12	5	1,021
釧 路	65	45	110	17	234	108	342	33	4	470	199	669	11	6	1,192
香 川	30	18	48	8	88	23	111	8	2	177	53	230	6	4	417
徳 島	36	25	61	4	121	52	173	3	6	190	91	281	6	4	538
高 知	49	30	79	9	91	28	119	8	4	174	38	212	0	3	434
愛 媛	33	25	58	6	70	35	105	12	5	310	106	416	3	3	608
全国合計	7,697	4,938	12,635	2,268	21,535	7,233	28,768	2,767	1,268	38,670	16,696	55,366	1,154	793	105,019

割合	7.3%	4.7%	12.0%	2.2%	20.5%	6.9%	27.4%	2.6%	1.2%	36.8%	15.9%	52.7%	1.1%	0.8%	100.0%
----	------	------	-------	------	-------	------	-------	------	------	-------	-------	-------	------	------	--------

付表 2-11

代理援助立替金実績の推移

地方事務所	平成22年度				平成21年度				平成20年度				平成19年度			
	実費	報酬	保証金	合計	実費	着手金	報酬	保証金	合計	実費	着手金	報酬	保証金	合計		
東京	3,150,821.37	15,448,482.22	75,340.88	20,674,644.47	39,392,930.33	1,957,788.35	10,023,159.81	40,700.00	24,481,353.37	50,271.532	2,049,382.150	11,417.493	5,090.00	26,839,755.75		
神奈川	127,239.39	597,755.70	44,748.85	789,742.94	170,615.31	755,637.620	57,162.72	3,400.00	988,119.63	202,076.625	825,593.10	70,880.94	0	1,005,470.69		
千葉	6,010.134	327,147.00	26,540.94	403,727.776	87,302.47	441,922.89	30,465.792	0	560,314.087	11,653.338	516,719.76	38,124.23	15,000	677,395.321		
埼玉	46,318.96	227,347.00	15,948.95	289,614.91	62,449.837	315,454.50	21,885.33	0	399,802.875	87,338.334	356,871.850	24,842.93	1,000.00	508,960.156		
茨城	42,557.70	207,027.00	4,893.90	254,477.70	51,439.655	251,288.30	11,250.145	20.00	314,002.080	51,550.722	255,373.34	8,899.984	0	285,922.046		
栃木	18,766.44	96,177.50	5,493.20	120,402.883	26,886.30	132,452.50	4,722.80	0	164,046.81	14,248.200	96,946.50	1,800.00	186,217.500	31,415.780		
群馬	22,655.30	113,750.00	7,220.89	144,076.839	31,347.120	156,321.875	9,970.700	0	172,939.695	30,166.255	129,397.560	17,155.545	0	174,388.879		
静岡	35,363.93	11,693.75	11,970.00	372,633.92	50,655.361	247,375.50	14,868.81	0	312,918.932	245,340.454	50,655.361	223,748.460	0	300,944.054		
山梨	10,444.00	54,466.50	4,590.267	70,281.517	13,435.300	71,441.500	5,188.745	0	90,105.545	66,136.550	66,136.550	8,426.830	0	88,223.081		
長野	15,244.40	77,647.00	6,822.920	99,947.765	20,633.103	97,413.500	9,942.604	0	127,998.957	108,468.375	101,530.900	15,844.005	0	152,377.291		
新潟	26,596.145	134,165.00	6,945.916	167,807.211	30,224.678	156,666.70	9,347.353	0	204,653.827	187,896.050	177,896.050	35,922.888	0	214,225.198		
大阪	17,146.31	866,944.00	53,555.40	1,082,497.071	202,365.596	1,089,952.200	57,705.06	0	299,390.712	261,213.792	1,131,549.435	84,741.937	3,810.000	1,494,118.824		
京都	48,229.365	232,988.74	17,887.127	1,000	284,004.955	61,292.285	293,631.550	26,413.195	0	381,346.031	73,385.074	309,870.700	24,554.947	5,860.000	437,757.10	
兵庫	65,395.744	441,737.450	36,951.020	94,087.714	98,110.110	491,536.800	33,153.33	35.00	629,862.864	117,753.955	504,872.543	47,503.794	0	684,136.282		
奈良	26,719.50	1,448,937.5	6,822.929	163,641.984	28,792.782	142,028.000	8,571.359	0	179,360.039	34,852.476	149,958.388	11,672.333	45.000	194,355.188		
滋賀	11,534.727	59,147.00	4,029.850	67,807.211	13,942.638	71,821.250	4,445.878	0	90,137.796	18,225.739	81,231.50	5,492.931	600.000	105,541.190		
愛知	9,878.258	99,066.00	6,028.223	123,721.221	21,676.510	111,085.150	5,048.659	100.00	139,592.719	22,320.635	97,652.258	3,993.958	2,880.000	132,105.445		
岐阜	59,562.559	282,782.50	33,922.989	379,532.301	37,817.100	36,495.641	20.000	498,046.042	95,161.067	398,558.870	50,543.555	0	544,188.482	985,703.37		
三重	14,185.701	75,042.500	6,110.300	95,700.920	19,048.812	95,473.950	5,652.200	0	120,191.082	18,815.450	97,583.110	10,001.643	0	116,400.203		
岐阜	16,125.15	61,983.00	5,914.850	103,733.921	18,277.955	91,559.500	7,663.243	0	117,530.939	16,044.415	88,412.100	4,728.881	0	111,688.798		
福井	11,053.10	54,935.000	2,988.82	68,576.932	13,174.240	61,886.000	3,424.295	0	76,507.035	12,881.750	62,881.750	3,925.582	0	71,757.007		
石川	18,533.29	91,945.00	8,844.650	117,822.170	26,944.755	123,332.200	10,885.650	0	161,200.225	26,346.689	117,468.600	12,124.000	0	139,635.682		
富山	8,129.78	42,944.000	3,893.980	53,986.740	10,055.790	47,626.000	1,226.950	0	59,886.740	1,507.550	54,750.500	3,981.871	0	70,227.921		
山梨	7,075.66	19,482.000	1,326.830	46,684.886	44,939.865	230,667.250	11,670.443	0	297,276.659	54,584.723	284,314.900	14,193.93	0	318,127.16		
山口	17,108.52	85,444.00	3,955.975	107,959.267	24,394.226	119,480.150	4,161.241	0	147,968.629	26,413.423	111,426.75	7,702.477	0	145,544.375		
岡山	18,933.00	101,493.50	4,750.482	125,012.722	22,616.800	123,632.700	3,389.590	0	149,899.590	29,804.460	141,670.000	10,338.477	0	18,804.957		
広島	13,820.72	67,490.00	2,291.949	84,002.940	15,077.827	71,059.800	4,613.300	0	90,579.927	14,652.269	65,107.550	4,453.380	0	83,719.629		
島根	9,947.922	48,116.500	3,288.839	59,512.921	13,347.043	62,910.500	6,828.839	0	67,339.764	7,923.734	59,245.250	12,845.211	0	71,193.129		
福岡	65,067.466	440,343.50	20,924.912	546,297.328	105,728.980	534,694.950	35,533.921	0	678,997.861	138,213.032	635,860.150	48,701.973	1,000.000	824,755.655		
佐賀	12,965.145	60,317.450	3,341.068	82,383.141	14,482.200	73,748.550	4,777.600	0	90,006.930	14,765.428	69,256.250	6,680.019	700.000	90,399.707		
長崎	26,337.18	132,701.00	5,665.155	164,094.373	29,362.321	142,440.150	4,792.942	0	176,796.113	35,887.460	167,838.400	7,938.933	0	211,703.613		
大分	24,898.268	123,568.120	5,920.701	154,777.109	25,877.788	128,317.950	6,797.872	0	159,866.116	28,272.680	129,979.250	8,171.688	1,800.000	168,668.228		
熊本	24,610.937	123,886.72	7,731.150	156,330.659	28,829.467	151,111.250	8,287.119	0	188,227.836	39,835.366	170,960.250	14,042.47	200.000	225,719.073		
鹿児島	8,613.45	91,928.50	8,824.180	118,555.675	21,555.900	107,584.900	4,627.489	400.000	134,717.489	25,946.196	121,742.200	10,172.921	0	157,788.317		
宮崎	24,902.558	129,533.50	9,272.716	163,538.924	30,917.402	148,393.900	12,028.224	0	191,876.528	38,980.117	178,644.550	13,143.39	0	231,359.068		
沖縄	10,336.75	55,660.000	9,244.915	76,011.961	15,302.648	73,823.050	8,885.187	1,500.000	99,554.885	20,812.223	86,629.000	125.0051	0	121,561.724		
宮城	75,897.440	368,017.000	28,194.614	488,770.054	82,002.179	423,897.150	31,021.084	1,000.000	579,914.113	83,576.962	398,438.998	1,000.000	503,088.965	62,939.667		
京都	20,713.00	101,010.00	5,331.333	126,515.603	26,757.160	138,461.700	7,854.304	0	173,053.169	26,856.670	120,069.350	9,889.400	0	157,225.240		
山形	21,881.67	117,821.500	3,118.900	144,127.917	28,833.465	145,754.550	9,109.260	0	183,447.296	27,571.377	139,842.431	8,193.830	0	167,768.18		
秋田	28,972.300	149,165.000	7,973.400	185,517.200	30,008.110	157,489.150	11,451.110	0	198,946.720	31,161.365	99,989.300	30,045.000	0	191,166.151		
岩手	28,933.15	118,130.000	4,290.028	146,456.343	24,892.172	131,588.750	5,946.424	0	161,490.717	25,563.750	118,179.900	6,445.15	0	150,193.57		
青森	26,089.70	140,775.00	5,935.500	722,653.050	27,972.008	142,092.375	3,287.603	0	773,557.986	28,777.750	136,788.500	5,930.700	500.000	171,742.700		
山形	21,881.67	117,821.500	3,118.900	144,127.917	28,833.465	145,754.550	9,109.260	0	183,447.296	27,571.377	139,842.431	8,193.830	0	167,768.18		
秋田	28,972.300	149,165.000	7,973.400	185,517.200	30,008.110	157,489.150	11,451.110	0	198,946.720	31,161.365	99,989.300	30,045.000	0	191,166.151		
岩手	28,933.15	118,130.000	4,290.028	146,456.343	24,892.172	131,588.750	5,946.424	0	161,490.717	25,563.750	118,179.900	6,445.15	0	150,193.57		
山形	21,881.67	117,821.500	3,118.900	144,127.917	28,833.465	145,754.550	9,109.260	0	183,447.296	27,571.377	139,842.431	8,193.830	0	167,768.18		
秋田	28,972.300	149,165.000	7,973.400	185,517.200	30,008.110	157,489.150	11,451.110	0	198,946.720	31,161.365	99,989.300	30,045.000	0	191,166.151		
岩手	28,933.15	118,130.000	4,290.028	146,456.343	24,892.172	131,588.750	5,946.424	0	161,490.717	25,563.750	118,179.900	6,445.15	0	150,193.57		
山形	21,881.67	117,821.500	3,118.900	144,127.917	28,833.465	145,754.550	9,109.260	0	183,447.296	27,571.377	139,842.431	8,193.830	0	167,768.18		
秋田	28,972.300	149,165.000	7,973.400	185,517.200	30,008.110	157,489.150	11,451.110	0	198,946.720	31,161.365	99,989.300	30,045.000	0	191,166.151		
岩手	28,933.15	118,130.000	4,290.028	146,456.343	24,892.172	131,588.750	5,946.									

付表 2-12 平成 24 年度代理援助事件の結果別内訳

地 方 事務所	勝訴	和解成立	調停成立	免責	示談成立	敗訴	調停 不成立	取下 (訴訟等)	取下 (援助)	扶助 打切	解任・ 辞任	その他	合計
東 京	453	2,782	1,048	6,258	1,584	155	281	400	364	143	944	3,542	17,954
神奈川	182	1,552	537	2,261	133	57	124	193	215	2	314	1,233	6,803
埼 玉	148	460	378	1,740	374	36	111	164	147	5	238	717	4,518
千 葉	97	261	253	1,301	380	28	40	102	44	9	120	557	3,192
茨 城	43	126	98	551	12	16	30	0	2	0	87	708	1,673
栃 木	56	117	82	399	207	13	23	39	46	2	35	155	1,174
群 馬	53	276	128	427	17	20	51	81	41	67	53	159	1,373
静 岡	46	544	194	880	97	29	42	66	42	14	105	447	2,506
山 梨	9	153	76	230	6	3	9	20	7	1	12	106	632
長 野	57	203	97	312	31	25	19	35	34	11	30	117	971
新 潟	53	249	126	383	155	17	25	43	32	3	49	183	1,318
大 阪	313	783	718	3,877	881	86	173	236	265	17	257	2,063	9,669
京 都	121	221	261	787	389	51	76	123	6	0	53	544	2,632
兵 庫	172	204	309	1,292	703	59	82	132	38	13	150	776	3,930
奈 良	47	91	125	402	204	13	29	33	26	1	48	213	1,232
滋 賀	29	45	54	248	99	8	18	16	24	2	28	142	713
和歌山	22	47	67	362	121	15	24	27	8	1	17	153	864
愛 知	207	346	387	1,024	394	59	117	156	68	22	79	571	3,430
三 重	68	75	85	227	124	18	23	29	20	2	16	57	744
岐 阜	25	146	79	298	18	8	24	25	22	0	39	118	802
福 井	32	26	37	159	103	10	12	16	1	14	1	86	497
石 川	59	82	93	255	174	25	18	44	39	3	17	153	962
富 山	30	98	23	132	15	6	12	20	28	6	5	76	451
広 島	95	147	174	714	244	29	43	51	3	39	12	468	2,019
山 口	24	245	60	406	12	11	18	21	2	0	20	213	1,032
岡 山	71	152	98	469	39	35	25	38	15	0	3	257	1,202
鳥 取	22	134	45	178	17	4	7	15	12	2	10	113	559
島 根	22	137	42	157	0	11	4	25	9	0	9	53	469
福 岡	134	1,495	354	1,846	285	52	91	210	53	0	270	1,030	5,820
佐 賀	20	114	53	223	29	5	20	19	12	0	22	113	630
長 崎	38	100	59	515	292	13	9	20	34	3	0	321	1,404
大 分	14	334	70	375	28	15	28	36	46	0	38	287	1,271
熊 本	58	351	118	493	29	30	41	84	47	2	79	196	1,528
鹿児島	50	140	117	389	200	21	22	71	0	5	48	268	1,331
宮 崎	62	179	65	425	251	27	11	55	46	0	114	313	1,548
沖 縄	42	246	77	324	52	10	19	38	1	0	41	240	1,090
宮 城	104	370	325	1,032	513	40	93	117	10	16	132	663	3,415
福 島	35	84	56	216	117	8	23	49	1	0	47	184	820
山 形	0	144	79	305	184	4	20	26	19	3	35	278	1,097
岩 手	7	242	59	377	18	1	25	33	32	16	29	183	1,022
秋 田	30	251	38	288	14	7	25	29	12	1	39	164	898
青 森	28	334	52	465	28	7	10	22	17	0	37	122	1,122
札 幌	107	549	352	1,949	287	49	107	226	57	18	17	886	4,604
函 館	22	69	26	236	136	4	7	18	0	8	4	99	629
旭 川	15	371	71	318	40	1	26	8	25	37	18	237	1,167
釧 路	20	253	89	494	49	2	22	48	35	2	57	198	1,269
香 川	21	82	22	141	3	10	9	6	12	0	15	57	378
徳 島	33	23	46	167	104	5	16	28	3	10	6	96	537
高 知	37	75	22	180	8	11	16	23	13	0	15	57	457
愛 媛	36	166	21	270	13	13	5	14	21	4	1	73	637
全国合計	3,469	15,674	7,845	36,757	9,213	1,182	2,105	3,330	2,056	504	3,815	20,045	105,995

割合	3.3%	14.8%	7.4%	34.7%	8.7%	1.1%	2.0%	3.1%	1.9%	0.5%	3.6%	18.9%	100.0%
----	------	-------	------	-------	------	------	------	------	------	------	------	-------	--------

付表 2-13 平成 24 年度書類作成援助事件の事件別内訳

地 方 事務所	金銭事件			不動産 事件	家事事件			労働 事件	保全 事件	多重債務事件			執行・ 競売	その他	合計
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計			
東 京	4	4	8	2	7	14	21	3	0	178	8	186	1	3	224
神奈川	1	0	1	1	2	12	14	1	0	248	4	252	0	1	270
埼 玉	2	1	3	1	3	6	9	0	1	178	10	188	1	0	203
千 葉	0	0	0	0	4	5	9	1	0	116	1	117	2	0	129
茨 城	0	1	1	0	0	2	2	0	0	24	2	26	1	0	30
栃 木	0	0	0	0	0	2	2	0	0	24	0	24	0	1	27
群 馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44	2	46	0	0	46
静 岡	0	0	0	1	2	9	11	0	0	196	1	197	1	1	211
山 梨	0	0	0	0	0	2	2	0	0	13	0	13	0	0	15
長 野	1	1	2	0	3	3	6	0	0	82	3	85	0	0	93
新 潟	0	1	1	0	1	3	4	0	0	109	7	116	1	0	122
大 阪	0	2	2	1	3	59	62	0	1	456	11	467	3	2	538
京 都	0	1	1	0	3	56	59	0	1	110	4	114	0	0	175
兵 庫	0	2	2	0	3	30	33	0	0	370	8	378	2	0	415
奈 良	0	0	0	0	1	4	5	0	0	58	0	58	0	0	63
滋 賀	1	0	1	0	0	2	2	0	0	48	1	49	0	0	52
和歌山	0	1	1	0	0	2	2	0	0	45	2	47	1	0	51
愛 知	1	2	3	1	3	13	16	0	0	148	1	149	0	1	170
三 重	0	0	0	0	0	3	3	1	0	106	2	108	0	0	112
岐 阜	0	1	1	0	3	1	4	0	0	42	0	42	0	0	47
福 井	0	1	1	0	0	0	0	0	0	13	1	14	0	0	15
石 川	0	0	0	0	1	7	8	0	0	25	2	27	0	1	36
富 山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	3	33	0	0	33
広 島	1	0	1	0	0	11	11	1	0	135	3	138	0	0	151
山 口	2	0	2	0	1	0	1	1	0	45	0	45	0	0	49
岡 山	0	0	0	2	0	3	3	0	0	59	3	62	0	0	67
鳥 取	0	1	1	0	0	2	2	0	0	16	0	16	0	0	19
島 根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	0	19	0	0	19
福 岡	1	3	4	3	6	32	38	3	2	463	16	479	2	1	532
佐 賀	0	0	0	0	0	1	1	0	0	62	1	63	0	0	64
長 崎	0	0	0	0	0	6	6	0	0	45	2	47	0	0	53
大 分	0	0	0	0	0	1	1	0	0	25	2	27	0	0	28
熊 本	2	2	4	0	0	6	6	0	0	129	1	130	1	0	141
鹿児島	1	2	3	0	2	5	7	0	0	158	3	161	2	0	173
宮 崎	0	2	2	2	0	1	1	0	0	34	0	34	1	0	40
沖 縄	0	0	0	0	1	2	3	0	0	309	4	313	2	0	318
宮 城	0	0	0	0	0	1	1	0	0	27	0	27	0	0	28
福 島	0	0	0	0	1	0	1	0	0	32	0	32	0	0	33
山 形	0	1	1	0	0	0	0	0	0	18	0	18	0	0	19
岩 手	1	0	1	0	0	1	1	0	0	30	1	31	0	0	33
秋 田	0	1	1	1	1	0	1	0	0	36	2	38	1	0	42
青 森	0	0	0	0	0	1	1	1	0	96	2	98	1	0	101
札 幌	1	0	1	0	2	10	12	0	0	126	2	128	0	0	141
函 館	0	0	0	0	0	1	1	0	0	23	1	24	0	0	25
旭 川	0	1	1	0	2	1	3	0	0	19	0	19	1	0	24
釧 路	0	1	1	0	1	5	6	0	0	19	0	19	0	0	26
香 川	0	0	0	0	0	1	1	0	0	11	0	11	0	0	12
徳 島	0	0	0	0	1	4	5	0	0	20	0	20	1	0	26
高 知	1	0	1	0	4	4	8	0	1	146	0	146	0	0	156
愛 媛	0	0	0	0	0	6	6	0	1	37	0	37	0	0	44
全国合計	20	32	52	15	61	340	401	12	7	4,802	116	4,918	25	11	5,441

割合	0.4%	0.6%	1.0%	0.3%	1.1%	6.2%	7.3%	0.2%	0.1%	88.3%	2.1%	90.4%	0.5%	0.2%	100.0%
----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	------	-------	------	------	--------

付表 2-14

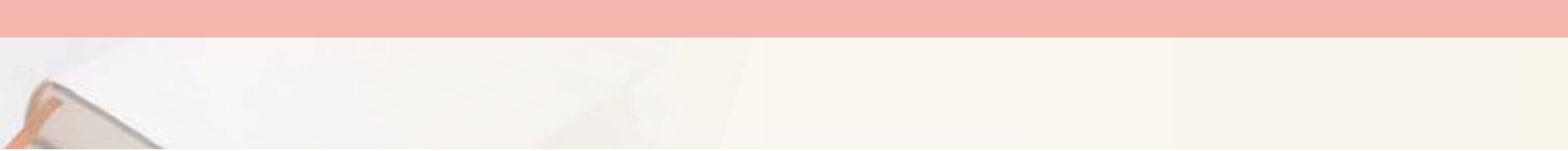
書類作成援助立替金実績の推移

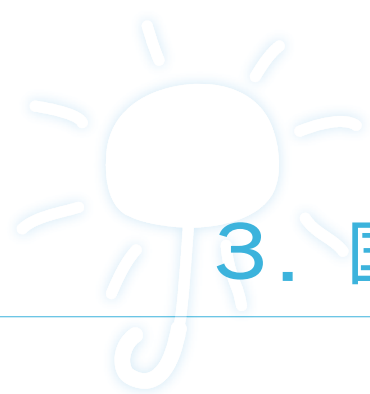
地方 事務所	平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	実績	報酬	合計	実績	報酬	合計	実績	報酬	合計	実績	報酬	合計	実績	報酬	合計
東京	1,791,400	7,407,750	9,199,150	2,726,000	13,245,750	15,971,750	5,324,690	22,483,750	27,808,440	5,503,550	20,318,500	25,822,050	3,557,190	13,677,700	17,234,890
神奈川	2,357,000	11,397,750	13,754,750	3,627,000	17,544,250	21,171,250	4,874,340	18,474,340	24,189,090	5,022,710	18,143,500	23,166,210	6,009,880	19,388,250	25,398,130
埼玉	2,595,000	11,124,200	13,719,200	3,014,000	15,375,150	18,389,150	3,874,890	15,879,000	19,753,890	5,124,090	17,761,800	22,885,890	4,400,380	14,744,625	19,145,005
千葉	1,753,000	8,468,500	10,221,500	2,973,500	14,595,000	17,568,500	4,619,650	17,028,000	21,647,650	3,538,980	13,408,500	16,947,480	2,522,750	9,370,500	11,893,250
茨城	711,000	3,528,000	4,239,000	1,120,000	5,505,250	6,625,250	776,290	3,666,000	4,442,290	564,780	2,357,250	2,922,030	475,740	2,042,250	2,517,990
群馬	346,000	1,722,000	2,068,000	606,000	3,003,000	3,609,000	600,610	2,430,750	3,031,360	589,770	2,275,500	2,865,270	946,950	1,821,750	2,768,700
群馬	637,000	3,167,000	3,804,000	663,000	3,276,000	3,939,000	937,030	4,305,000	5,242,030	746,740	3,375,750	4,122,490	988,610	3,465,000	4,453,610
静岡	3,152,500	15,534,750	18,687,250	5,129,500	24,642,000	29,771,500	5,201,750	21,261,500	26,463,250	5,372,998	18,125,972	23,498,970	4,209,500	15,932,750	20,142,250
山梨	577,000	2,845,500	3,422,500	612,000	3,018,750	3,630,750	442,500	2,010,750	2,453,250	317,590	1,459,500	1,777,080	355,350	1,123,500	1,478,850
長野	1,080,000	5,339,250	6,419,250	1,761,000	8,667,250	10,418,250	1,819,350	8,158,500	9,977,850	1,875,960	7,197,750	9,073,710	1,596,510	6,688,500	8,285,010
新潟	1,903,000	8,850,000	10,653,000	2,112,000	10,439,625	12,551,625	2,741,830	12,216,750	14,958,580	2,329,120	10,038,000	12,367,120	2,448,745	9,379,125	11,827,870
大阪	5,695,500	28,239,750	33,935,250	7,543,500	37,209,375	44,752,875	11,389,750	43,643,250	55,032,640	11,583,250	39,989,200	51,572,450	10,851,080	38,367,700	49,218,780
京都	2,337,000	9,618,750	11,955,750	2,346,000	11,224,500	13,570,500	2,998,760	12,300,750	15,300,510	3,632,410	11,721,625	15,354,035	3,719,750	11,586,175	15,305,925
兵庫	7,688,000	37,285,500	44,973,500	10,104,500	49,817,250	59,921,750	12,097,430	47,341,000	59,438,430	10,401,490	35,583,250	45,994,740	8,516,650	30,069,875	38,586,525
奈良	1,711,500	7,796,250	9,507,750	1,387,500	6,588,750	7,976,250	1,950,490	7,371,000	9,321,490	1,843,710	5,670,000	7,513,710	1,814,410	4,436,250	6,250,660
滋賀	377,000	1,832,250	2,209,250	795,000	3,927,000	4,722,000	1,020,900	4,494,000	5,514,900	688,690	2,856,000	3,544,690	1,021,300	4,000,500	5,021,800
和歌山	599,000	2,964,000	3,563,000	740,000	3,659,250	4,399,250	792,770	3,349,500	4,142,270	1,010,770	4,191,250	5,202,020	844,490	3,717,000	4,561,480
愛知	1,915,500	9,461,500	11,398,000	2,825,500	13,984,000	16,809,500	4,646,660	15,993,750	20,642,410	3,577,600	10,308,000	13,885,600	3,704,040	12,616,500	16,320,540
三重	2,311,000	11,513,250	13,824,250	2,907,000	14,432,250	17,339,250	2,901,960	12,143,250	15,045,210	2,034,380	7,932,750	9,967,130	2,434,345	8,851,500	11,285,845
岐阜	532,000	2,646,000	3,178,000	479,000	2,373,000	2,852,000	1,302,500	4,893,000	6,195,500	1,203,760	3,591,000	4,794,760	773,450	3,386,250	4,159,700
福井	482,000	2,362,500	2,844,500	572,000	2,835,000	3,407,000	410,000	2,037,000	2,447,000	363,870	1,596,000	1,949,870	235,290	1,097,250	1,332,540
石川	275,000	1,365,000	1,640,000	647,000	3,173,100	3,820,100	1,042,420	4,310,250	5,352,670	741,240	2,971,500	3,712,740	880,600	2,656,500	3,537,100
富山	1,003,000	5,008,500	6,011,500	2,383,500	11,770,500	14,154,000	1,723,660	8,287,250	10,010,910	508,290	2,520,000	3,028,290	485,160	2,220,750	2,705,910
広島	2,768,000	13,510,875	16,278,875	2,991,500	15,099,000	18,090,500	2,961,180	10,883,250	13,844,430	2,336,950	9,224,250	11,561,200	3,409,960	10,574,000	14,023,960
山口	558,000	2,787,750	3,345,750	985,000	4,777,500	5,762,500	1,345,220	5,643,750	6,988,970	701,400	2,798,610	3,499,650	929,510	3,546,375	4,475,885
岡山	418,000	2,042,250	2,460,250	809,000	3,969,000	4,778,000	1,239,610	4,536,000	5,775,610	885,640	3,409,876	4,295,510	1,487,220	5,271,000	6,758,220
鳥取	985,000	4,882,500	5,867,500	671,000	3,318,000	3,989,000	688,740	3,108,000	3,796,740	372,450	1,564,500	1,936,950	352,290	1,344,000	1,696,290
徳島	299,000	1,501,500	1,800,500	234,000	1,071,000	1,305,000	278,000	1,286,250	1,564,250	292,290	1,370,250	1,662,540	390,470	1,554,000	1,944,470
福岡	8,205,500	40,942,000	49,147,500	9,977,500	49,528,500	59,506,000	13,349,518	56,285,500	69,635,018	13,503,490	49,439,250	62,942,740	10,891,400	39,708,250	50,599,650
佐賀	481,000	2,383,500	2,864,500	616,000	3,087,000	3,703,000	1,699,160	7,140,000	8,839,160	1,439,770	5,586,000	7,025,770	1,594,120	4,840,500	6,434,620
長崎	1,075,000	5,276,250	6,351,250	1,294,000	6,247,500	7,541,500	1,806,600	6,856,500	8,663,100	1,420,460	4,851,000	6,271,460	1,222,510	4,137,000	5,359,510
大分	581,000	2,400,680	2,981,680	775,000	3,735,650	4,510,650	902,610	3,853,500	4,756,110	736,060	2,840,000	3,576,060	701,030	2,021,250	2,722,280
熊本	1,722,000	8,589,000	10,311,000	1,995,500	9,817,500	11,813,000	4,068,305	12,342,750	16,411,055	2,507,530	8,804,250	11,311,780	3,699,510	9,908,750	13,608,260
鹿児島	2,459,500	11,571,000	14,030,500	3,501,500	17,330,250	20,831,750	4,626,680	20,160,000	24,786,680	4,422,881	18,086,250	22,509,131	3,357,560	13,193,250	17,150,810
宮崎	981,000	4,836,430	5,817,430	1,893,000	9,297,750	11,190,750	2,338,460	10,292,750	12,631,210	2,147,200	7,012,175	9,159,375	668,160	2,667,000	3,335,160
沖縄	4,358,000	21,623,500	25,981,500	4,292,500	21,199,500	25,492,000	6,216,430	27,318,750	33,535,180	7,591,860	29,436,750	37,028,610	6,226,290	25,585,750	31,812,040
宮城	1,279,500	5,890,500	7,170,000	1,390,000	6,783,000	8,173,000	1,702,560	6,415,500	8,118,060	839,480	3,328,500	4,167,980	447,320	1,806,000	2,253,320
福島	759,000	3,759,000	4,518,000	1,189,000	5,843,250	7,032,250	1,459,640	6,388,250	7,827,890	898,450	4,094,000	4,992,450	731,610	2,336,250	3,067,860
山形	554,000	2,703,750	3,257,750	913,500	4,530,750	5,444,250	574,290	2,793,000	3,367,290	378,580	1,701,000	2,079,580	348,580	1,517,250	1,865,830
岩手	1,139,000	5,507,250	6,646,250	1,365,000	6,762,000	8,127,000	2,364,020	8,037,750	10,401,770	682,900	2,777,250	3,460,150	571,870	2,593,500	3,165,370
秋田	915,000	4,462,500	5,377,500	1,348,750	6,636,000	7,984,750	2,569,090	11,282,250	13,851,340	1,814,800	6,074,250	7,889,050	1,078,830	3,123,750	4,202,580
青森	2,371,000	11,681,500	13,952,500	3,969,500	19,582,500	23,552,000	4,430,340	19,383,000	23,813,340	2,551,180	10,568,250	13,119,430	1,974,050	7,623,000	9,597,050
札幌	2,861,500	13,487,250	16,348,750	2,996,000	14,751,000	17,747,000	5,137,580	17,067,750	22,206,330	4,851,310	15,015,000	19,866,310	3,774,670	10,480,250	14,254,920
旭川	399,000	1,953,000	2,352,000	542,000	2,688,000	3,230,000	539,580	2,562,000	3,101,580	459,160	2,058,000	2,517,160	429,870	1,942,500	2,372,370
旭川	1,136,500	5,607,000	6,743,500	1,246,500	6,116,250	7,362,750	863,590	3,682,350	4,546,940	2,093,730	4,032,000	6,125,730	443,030	1,753,500	2,196,530
釧路	341,000	1,664,350	2,005,350	462,000	2,289,000	2,751,000	621,590	1,815,500	2,437,080	673,740	2,352,000	3,025,740	426,450	1,724,250	2,150,700
香川	394,000	1,830,500	2,224,500	413,500	2,031,750	2,445,250	397,740	1,512,000	1,909,740	350,030	1,358,000	1,708,030	210,870	866,250	1,077,120
徳島	903,000	4,504,500	5,407,500	1,156,000	5,706,750	6,862,750	634,740	2,819,250	3,453,990	825,640	3,166,750	4,012,390	482,370	1,848,000	2,330,370
高知	2,557,000	12,594,750	15,151,750	4,450,000	21,971,250	26,421,250	5,306,370	23,520,000	28,826,370	3,798,300	15,104,250	18,902,550	3,328,790	11,607,750	14,936,540
愛媛	515,000	2,514,750	3,029,750	653,000	3,192,000	3,845,000	1,170,430	4,184,000	5,354,430	1,110,010	3,480,750	4,590,760	1,045,180	3,152,250	4,197,430
全国合計	82,745,900	399,905,785	482,651,685	109,204,750	537,657,650	646,862,400	142,784,938	576,088,350	718,853,288	128,030,999	482,945,398	590,976,397	113,655,680	397,365,825	511,021,505

(注) 実費及び報酬の金額は、いずれも立替金と書類作成援助負担金(常勤弁護士の場合)の合計額である。

付表 2-15 平成 24 年度不服申立と再審査（結果別内訳）

地方 事務所	前年度 継続 件数	新規 申立 件数	再審査 差戻し 件数	援助開始決定に関するもの						援助終結決定に関するもの						その他の事項に関するもの					
				申立 件数	結 果				継続中	申立 件数	結 果				継続中	申立 件数	結 果				継続中
					却下	採用	不採用	取下			却下	採用	不採用	取下			却下	採用	不採用	取下	
東 京	9	109	4	37	2	16	14	0	5	80	0	24	42	0	14	5	1	1	3	0	0
神奈川	5	31	0	4	0	3	1	0	0	31	0	8	21	2	0	1	0	1	0	0	0
埼 玉	0	15	0	3	0	1	1	1	0	11	0	2	6	1	2	1	0	0	1	0	0
千 葉	4	34	5	8	2	2	4	0	0	35	1	20	11	0	3	0	0	0	0	0	0
茨 城	2	6	1	3	0	0	2	0	1	5	0	1	4	0	0	1	0	1	0	0	0
栃 木	1	9	1	3	0	1	2	0	0	8	0	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0
群 馬	0	4	3	6	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
静 岡	0	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0
山 梨	0	5	0	0	0	0	0	0	0	4	0	1	2	0	1	1	0	0	1	0	0
長 野	1	7	0	2	2	0	0	0	0	6	4	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
新 潟	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
大 阪	3	43	1	15	0	1	12	1	1	28	0	9	16	0	3	4	0	0	4	0	0
京 都	6	22	0	13	0	7	4	0	2	8	0	3	5	0	0	7	0	2	5	0	0
兵 庫	1	27	0	12	5	0	7	0	0	16	5	1	10	0	0	0	0	0	0	0	0
奈 良	0	9	0	1	0	0	1	0	0	7	0	2	5	0	0	1	0	0	1	0	0
滋 賀	0	5	1	3	0	1	2	0	0	3	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	16	0	4	0	1	3	0	0	10	0	3	7	0	0	2	0	0	2	0	0
愛 知	5	24	0	5	0	0	5	0	0	22	0	10	11	1	0	2	1	0	1	0	0
三 重	2	7	2	5	0	2	1	0	2	4	0	0	4	0	0	2	0	0	2	0	0
岐 阜	1	9	1	7	3	3	0	0	1	4	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福 井	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石 川	0	11	0	5	0	3	2	0	0	5	0	3	0	0	2	1	0	1	0	0	0
富 山	0	9	0	1	0	0	0	0	1	7	0	3	3	0	1	1	0	0	1	0	0
広 島	3	2	0	1	0	0	1	0	0	4	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0
山 口	1	2	0	1	0	0	1	0	0	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
岡 山	0	16	0	9	0	9	0	0	0	6	0	5	1	0	0	1	0	1	0	0	0
鳥 取	0	7	0	3	0	1	2	0	0	4	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島 根	0	3	0	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福 岡	8	61	0	15	0	8	6	1	0	54	0	21	23	1	9	0	0	0	0	0	0
佐 賀	2	4	0	2	1	1	0	0	0	3	1	2	0	0	0	1	1	0	0	0	0
長 崎	0	17	0	4	0	4	0	0	0	13	0	5	8	0	0	0	0	0	0	0	0
大 分	0	7	0	0	0	0	0	0	0	7	0	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0
熊 本	0	7	0	0	0	0	0	0	0	5	0	4	1	0	0	2	0	0	2	0	0
鹿児島	0	5	0	2	0	2	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮 崎	1	2	0	0	0	0	0	0	0	3	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0
沖 縄	1	28	0	6	0	0	6	0	0	23	0	9	13	1	0	0	0	0	0	0	0
宮 城	0	28	0	9	4	5	0	0	0	14	6	6	0	2	0	5	2	3	0	0	0
福 島	0	5	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	3	0	0	3	0	0
山 形	0	3	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0
岩 手	0	3	0	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0
秋 田	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
青 森	1	6	0	3	0	0	3	0	0	4	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
札 幌	0	26	0	4	1	3	0	0	0	16	7	9	0	0	0	6	5	1	0	0	0
函 館	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭 川	1	3	0	0	0	0	0	0	0	4	0	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0
釧 路	0	5	0	2	0	1	1	0	0	3	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0
香 川	0	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0
徳 島	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0
高 知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛 媛	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
全国合計	58	661	19	206	24	78	88	3	13	481	30	180	222	10	39	51	10	13	28	0	0
本部 再審査	12	176	19	47	2	0	42	0	3	118	0	16	81	3	18	4	0	0	3	0	1





3. 国選弁護等関連業務

3-1 平成24年度における業務の概況

(1) 契約弁護士に対する規則等の通知

契約弁護士が国選弁護関連業務の背後にある諸規程を理解していることが過誤事案の防止に重要であると考えられることから、各地方事務所において、一般契約弁護士になろうとする弁護士に対し、「国選弁護業務の解説」及び「国選付添業務の解説」を配布するとともに、ホームページで紹介するなどの方法により、一般契約弁護士に対して規程等の周知を図った。さらに、本部において、報酬基準の骨格をなす考え方を説明した一般契約弁護士向けの文書（国選弁護報酬はどのように算定されているか）を作成し、日本弁護士連合会の機関誌「自由と正義」に寄稿した（平成25年4月号に掲載）。

(2) 職員研修等の実施

報酬基準は毎年改訂を繰り返して複雑化しており、過誤を生じる危険があることから、業務に関する各種知識を習得させることで過誤・不祥事を防止することを目的として、平成24年12月4日、5日の2日間にわたり、各地方事務所・支部の報酬算定担当職員を対象とする研修を実施した。その他、平成24年7月12日、13日に、各地方事務所・支部において職員を指導する立場にある事務局長を集めた会議を実施し、その際、報酬基準の骨格をなす考え方を説明した文書を配布するとともに、日常の業務の中で職員に対し事務処理にあたっての考え方を指導することの重要性を徹底した。

3-2 国選弁護関連業務

(1) 業務の概要

法テラスは、国選弁護事件及び国選付添事件に関し、①国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約の締結、②個別の事件における国選弁護人及び国選付添人候補者の指名及び裁判所等への通知、③国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の算定や支払等の業務を行っている。

(2) 国選弁護制度

国選弁護制度とは、刑事事件で勾留された人（被疑者）や起訴された人（被告人）が、貧困等の理由で自ら弁護人を選任できない場合に、本人の請求を受け又は法律の規定により、裁判所、裁判長又は裁判官が弁護人を選任する制度である。

司法統計年報によれば、平成24年に国選弁護人が付いた割合は、被疑者国選弁護事件については83.9%（注1）、被告人事件については、地裁事件で85.6%、簡裁事件で95.3%（注2）。

平成18年9月以前は、被告人のみに国選弁護人が付されていたが、平成18年10月からは、被疑者についても、殺人や現住建造物等放火、傷害致死、強盗など、一定の重い刑罰が定められている事件（死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件）に関しては、国選弁護人が付されることとされた。さらに、平成21年5月21日からは、被疑者国選弁護事件の対象範囲が拡大され、窃盗や傷害、詐欺など（死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件）の被疑者についても国選弁護人が付されることとされた（いずれも、被疑者に勾留状が発せられている場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができず、かつ、その被疑者から請求があった場合）。

（注1）平成24年検察統計年報及び平成24年司法統計年報の数値を基に算出。刑法犯、特別刑法犯のうち必要的弁護事件に該当する罪名で勾留された人員数に対する、被疑者の国選弁護人に選任された者の数の割合。ただし、統計上、一部の罰条の内訳が不明であるため、上記の値は推計値。

（注2）平成24年司法統計年報の数値を基に算出。弁護人が付いた被告人数に対する、国選弁護人に選任された者の数の割合。

資料 3-1 国選弁護関連業務の概要

契約の締結

国選弁護人契約の締結

国選付添人契約の締結

指名・通知用名簿の調製

関係機関（裁判所・弁護士会等）との協議

指名・通知

裁判所等からの指名通知請求

弁護士への打診・指名

裁判所等への指名・通知

裁判所等による選任

担当事件の終了

報酬等算定・支払

弁護士による活動報告書の提出

報酬基準に基づき報酬・費用算定

報酬・費用の支払

資料 3-2 通常第一審事件のうち国選弁護人が付いた割合

<被疑者>

	勾留状発布数 ①	うち必要的弁護事件数 (推計値) ②		③／②
		②	うち選任数 ③	
	①		③	
平成24年	112,047	86,839	72,871	83.9%

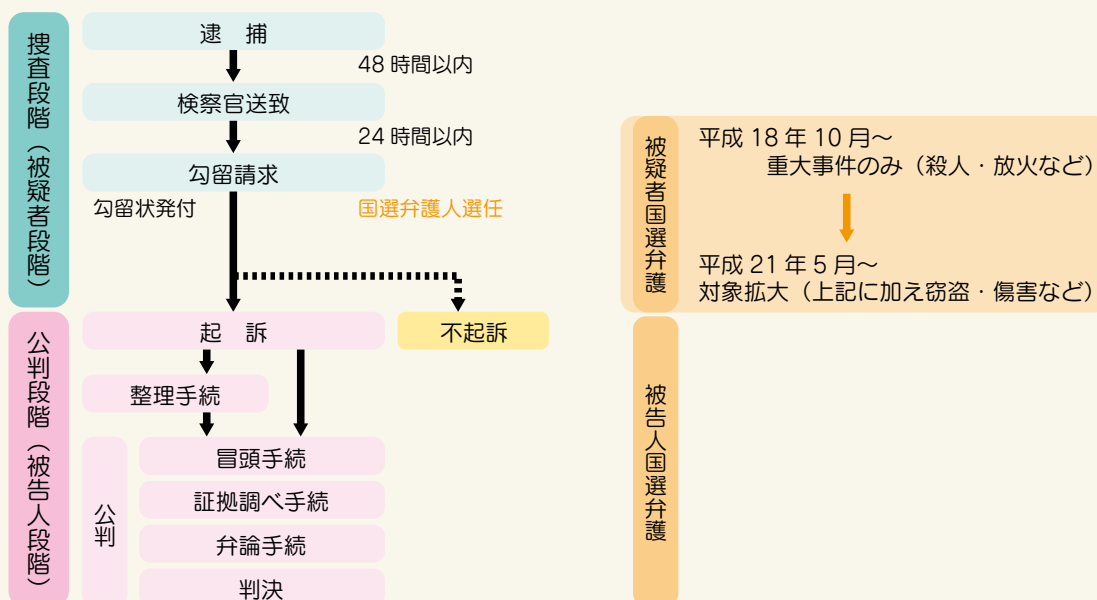
(注)①と②は平成24年検察年報、③は平成24年司法統計年報を基に作成

<被告人>

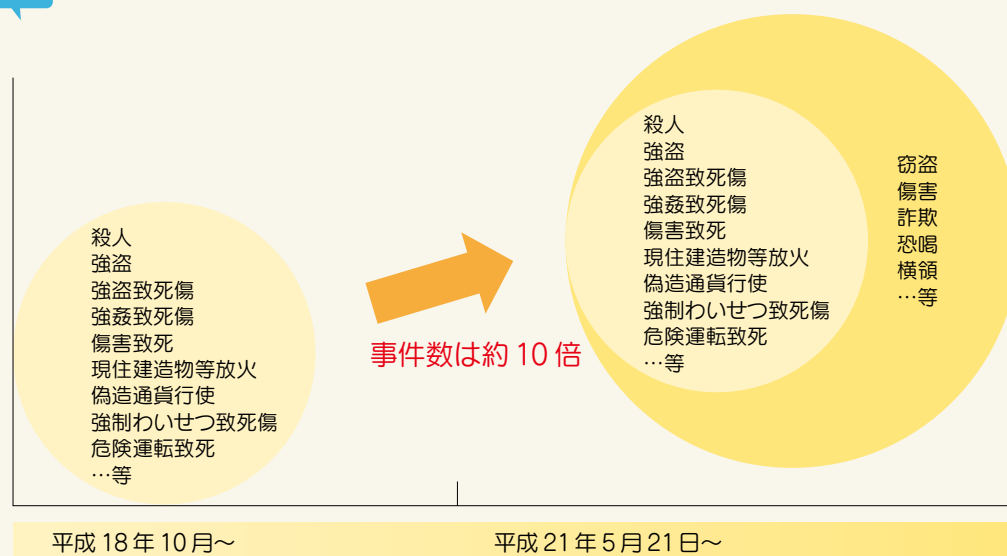
		終局総人員 ①	うち弁護人のついた被告人 ②		③／②
			②	うち国選 ③	
		①		③	
平成24年	地裁	56,734	56,393	48,275	85.6%
	簡裁	8,340	8,227	7,842	95.3%

(注)①～③はいずれも平成24年司法統計年報を基に作成

資料 3-3 刑事事件の流れと国選弁護制度



資料 3-4 被疑者国選弁護事件の対象範囲



(3) 弁護士との国選弁護人契約の締結

ア 契約の種類

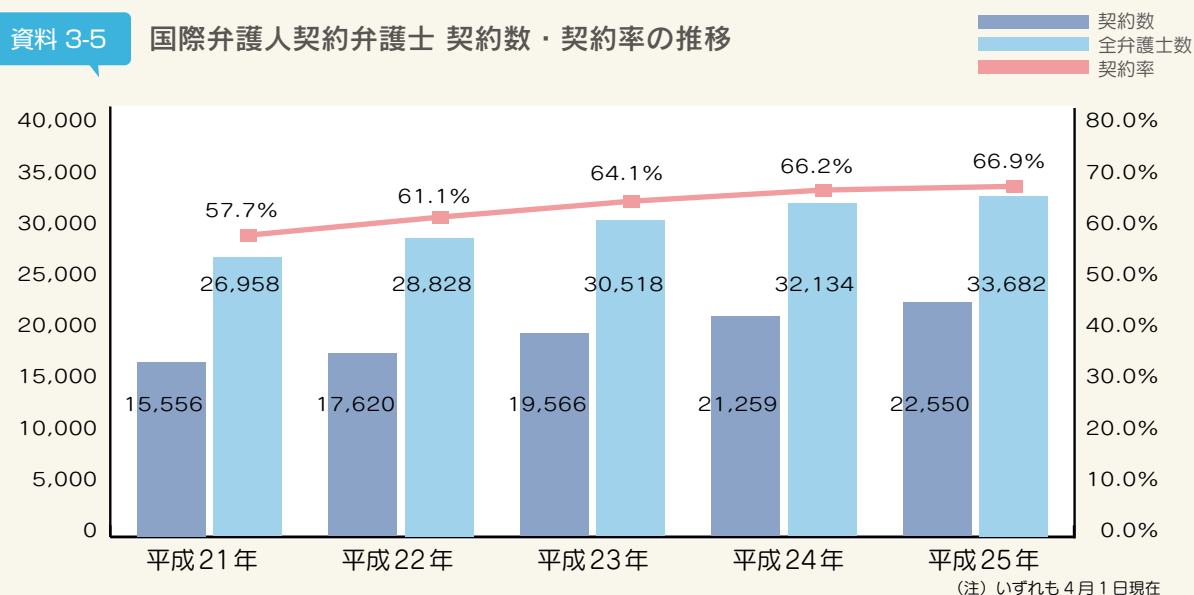
平成18年10月以降、裁判所等は、法テラスとの間で国選弁護人の事務を取り扱うことについて契約を締結している弁護士（以下、このような契約を「国選弁護人契約」といい、このような事務を取り扱う弁護士を「国選弁護人契約弁護士」という）の中から国選弁護人を選任している。国選弁護人契約には、取り扱う事件に対応して支給すべき報酬・費用が定められる契約（一般国選弁護人契約）と、法テラスに勤務して給与の支払を受ける契約（勤務契約）の2種類があり、前者の契約を締結する弁護士が一般国選弁護人契約弁護士、後者の契約を締結する弁護士が勤務弁護士（常勤弁護士）である。このうち一般国選弁護人契約は、報酬及び費用が事件ごとに定められる普通国選弁護人契約と、報酬及び費用がその取り扱う複数の事件について一括して定められる一括国選弁護人契約の2種類に区分される。一括国選弁護人契約は、複数の即決被告事件について、同一の弁護士を国選弁護人として選任することを想定した契約形態である。

イ 契約の方式

法テラスは、弁護士と一般国選弁護人契約を締結するときは、国選弁護人の事務に関する契約約款（平成18年5月25日法務大臣認可。その後複数回変更あり、平成23年3月7日法務大臣認可版が最新版。以下「国選弁護人契約約款」という）によらなければならない。国選弁護人契約約款は、国選弁護に関する事務の取扱いについて締結する契約の内容を規定したものであり、国選弁護人の契約の締結に関する事項、国選弁護人の候補者の指名通知に関する事項、報酬及び費用の算定基準と、その支払に関する事項並びに契約解除その他契約に違反した場合の措置に関する事項が定められている。

国選弁護人契約弁護士の人数は、各弁護士会の協力を得ながら毎年増加し、平成25年4月1日時点で22,550名となっており、これは全国の弁護士数の約67%に相当する。

資料 3-5 国際弁護人契約弁護士 契約数・契約率の推移



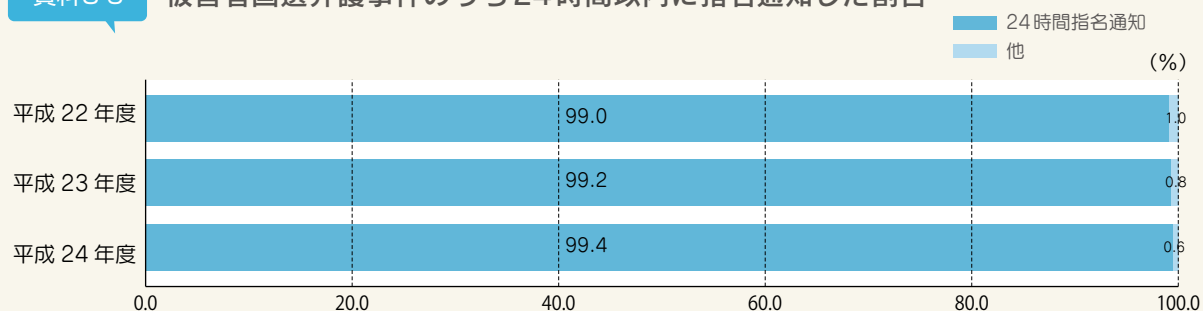
(4) 国選弁護人候補の指名通知

法テラスの地方事務所は、指名通知業務を迅速かつ確実に行うため、個別の事件において裁判所等から国選弁護人候補者の指名通知請求を受けたときは、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士の候補者を指名し、裁判所等に通知するための体制を整備することとされている。このような体制整備の中で、最も重要なものが指名通知を行うために用いる名簿の整備である。法テラスは、すべての地方事務所において、対応する弁護士会の協力を得て、地域の実情に応じて、被疑者国選弁護用名簿、被告人国選弁護用名簿等の名簿を調製している。

法テラスの地方事務所は、個別の事件において裁判所等から国選弁護人候補者の指名通知請求を受けたときは、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士の中から、国選弁護人の候補者を指名し、裁判所等に通知する。具体的には、地方事務所においては、裁判所との協議により、被疑者国選については原則として数時間以内、遅くとも24時間以内、被告人国選については原則として24時間以内、遅くとも48時間以内に指名通知を行う運用をしている。なお、被疑者国選については、土・日・祝日においても指名通知業務を行っている。

裁判所から指名通知の請求があった被疑者国選弁護事件のうち、24時間以内に指名通知した割合は、平成22年度が99.0%、平成23年度が99.2%、平成24年度が99.4%であった。

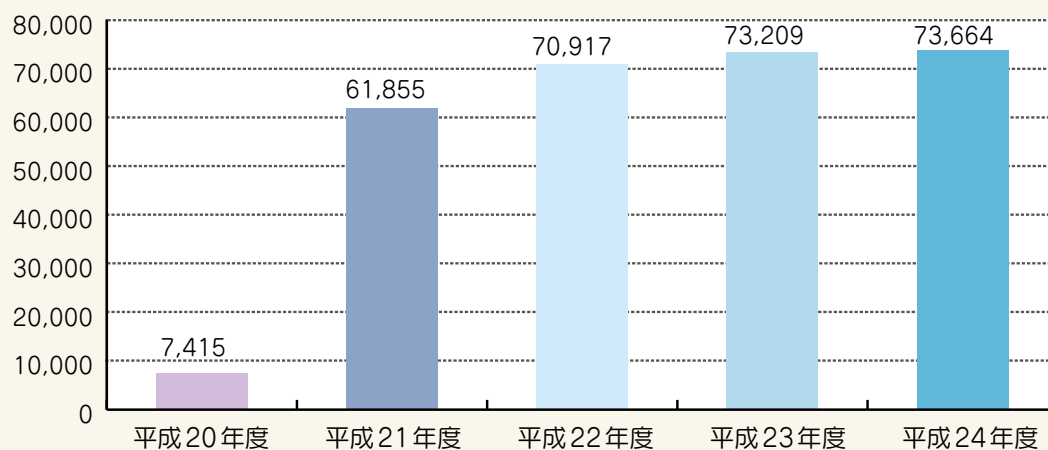
資料 3-6 被害者国選弁護事件のうち24時間以内に指名通知した割合



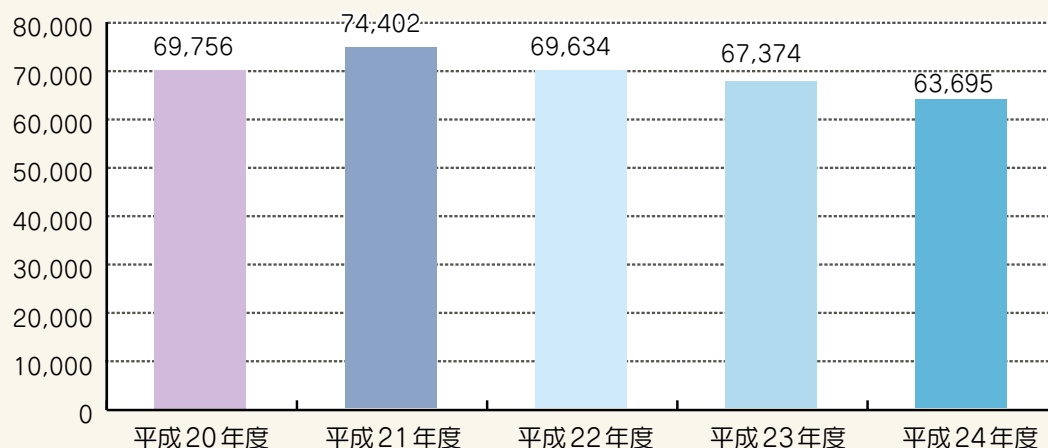
一般国選弁護人契約弁護士について指名通知業務を行う場合は、指名通知用名簿に基づき、あらかじめ定められた指定の手順に従って指名の打診を行い、弁護士の承諾を確認した上で、国選弁護人候補者として指名し、裁判所等に通知する。この場合、指名打診を受けた一般国選弁護人契約弁護士は、指名打診を承諾するように努めなければならないこととされている。

平成24年4月から平成25年3月までの受理件数は、被疑者国選弁護は73,664件、被告人国選弁護は63,695件（合計137,359件）であった。1か月あたりの平均件数は、被疑者国選弁護は約6,139件、被告人国選弁護は約5,308件（合計約11,447件）であり、前年度における1か月あたりの平均件数が被疑者は約38件増えたのに対し、被告人は約307件減り、合計は前年度より減少した。これは、起訴された被告人数が前年度より減少したためと思われる。

資料 3-7 被疑者国選弁護事件 受理件数の推移



資料 3-8 被告人国選弁護事件 受理件数の推移



(5) 国選弁護人に対する報酬及び費用の算定

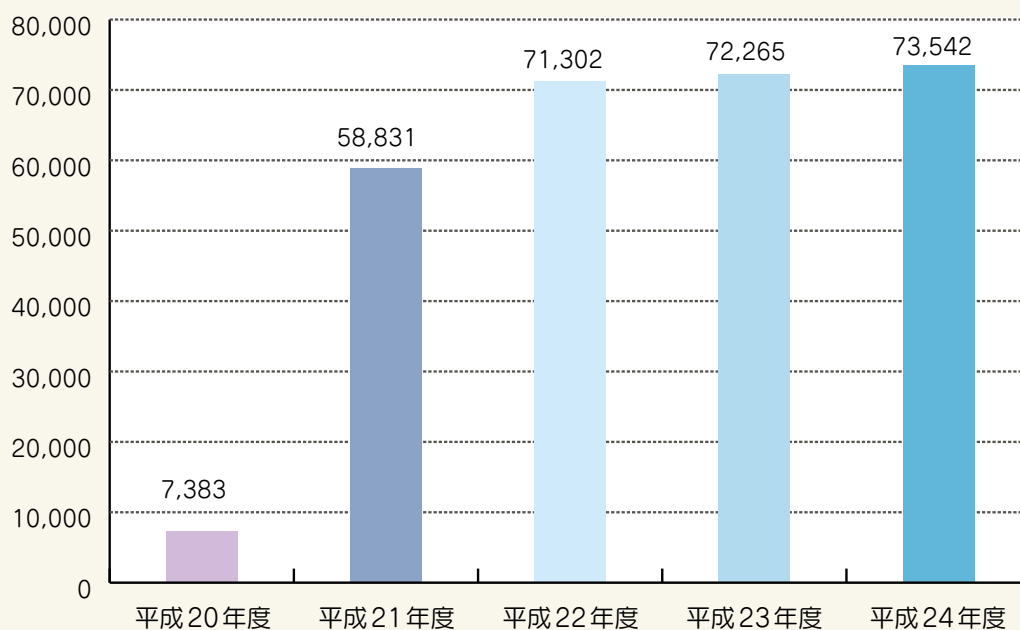
ア 概要

国選弁護人に対して支給する報酬・費用は、従前は裁判所が金額を決定し、支給していたが、平成18年10月の法テラスの業務開始に伴い、法テラスが金額を算定し、これを支給する仕組みとなった。

国選弁護人に支払う報酬・費用は、国選弁護人契約約款で定められる「報酬及び費用の算定基準」（以下「報酬基準」という）に基づき算定される。報酬基準は、法テラスの恣意が入らないように、あらかじめ定められた客観的な指標をもとに、類型的・画一的に算定する方針に基づいて設計されている。具体的には、①労力に見合った報酬を基本とした上で（労力基準）、②一定の成果に対しては別途報酬（成功報酬）の加算を行う（成果基準）、③費用は報酬と別立てで考える、の3点を軸に組み立てられている。

まず、被疑者国選弁護については、①労力基準として、接見が弁護活動の中心であることから、接見の回数を基本的な指標として、弁護活動全体の労力を評価することになっている。具体的には、4日に1回の接見を基準回数と定めて、接見回数に応じた基礎報酬を算定し、接見回数が基準回数を超えた場合には、多数回接見加算報酬を算定している。また、これとは別に、遠距離の移動を要した場合など、接見回数だけでは評価しきれない一定種類の活動については、別立てで労力を評価する指標を設定している。②成果基準として、勾留取消や示談といった特別の成果があった場合には、一定の加算がされる。③費用としては、遠距離接見等交通費、通訳人費用、訴訟準備費用が支給される。

資料 3-9 報酬算定件数の推移（被疑者）



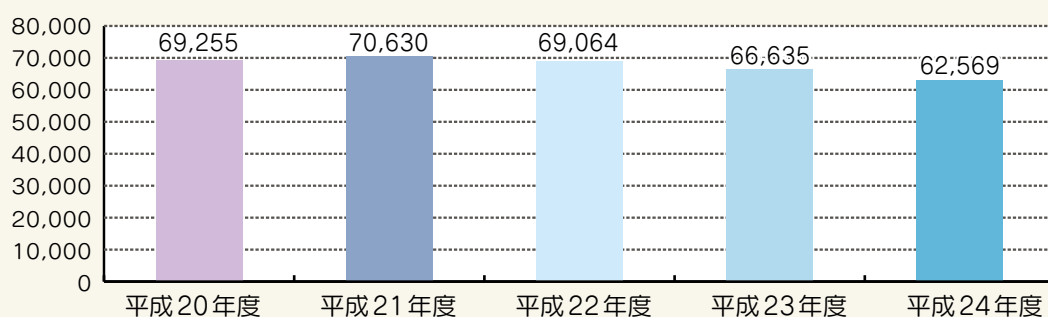
資料 3-10 被疑者国選弁護の基礎報酬及び多数回接見加算報酬

基礎報酬	26,400円+20,000円×（接見回数 or 基準回数－1）	
多数回接見加算報酬	基準1回超	+10,000円
	基準2回超	+16,000円
	基準3回以上超	上記16,000円に加え3回以降1回につき+4,000円（上限あり）

次に、第一審の被告人国選弁護については、①労力基準として、公判における活動が弁護活動の中心であることから、期日の回数と立会時間を基本的な指標として、弁護活動全体の労力を評価することになっている。もっとも、同じ公判回数で終了した事件であっても、対象事件の種別（即決事件、簡裁事件、地裁単独事件、地裁通常合議事件、地裁重大合議事件、裁判員裁判事件）によって事件に要する労力は、相当に異なっていると考えられる。そこで、対象事件の種別や整理手続に付されたか否かなど、事案の軽重・複雑さを示す指標をもとに類型分けをして、報酬を設定している。また、これとは別に、遠距離の移動を要したときなど、期日の回数と立会時間だけでは評価しきれない一定種類の活動については、別立てで労力を評価する指標を設定している。②成果基準として、無罪や公訴事実と比べて法定刑が軽い罪の事実が認定されたときや、示談成立等の特別の成果があったとき、一定の報酬が加算される。③費用としては、記録謄写費用、遠距離接見等交通費、出張旅費・日当・宿泊料、通訳人費用、訴訟準備費用が支給される。

なお、控訴審、上告審の被告人国選弁護についても、第一審の被告事件に準拠して、それぞれの報酬及び費用が定められている。

資料 3-11 報酬算定件数の推移（被告人）



資料 3-12 被告人国選弁護事件（裁判員以外）の基礎報酬

裁判所	公判前整理手続なし	公判前整理手続あり
簡裁	66,000円	70,000円
地裁単独	77,000円	80,000円
地裁通常合議	88,000円	90,000円
地裁重大合議	99,000円	100,000円

資料 3-13 裁判員裁判事件の基礎報酬

	弁護士複数（2名以上）	弁護士単独（1名）
公判前整理手続1～4回	（裁判官1裁判員4）170,000円 （裁判官3裁判員6）190,000円	170,000円 240,000円
公判前整理手続5～7回 （かつ公判3日以上）	240,000円	300,000円
公判前整理手続8～10回 （かつ公判3日以上）	300,000円	380,000円
公判前整理手続11回以上 （かつ公判4日以上）	400,000円	500,000円

資料 3-14 被告人国選弁護事件の公判加算報酬

例：単独（簡裁以外）	公判時間	公判1回目	公判2回目以降
	～45分未満	0円	5,800円
	45分～1.5時間未満	5,800円	8,200円
	1.5時間～2.5時間未満	8,200円	13,600円
	2.5時間～3.5時間未満	13,600円	20,500円
	3.5時間～4.5時間未満	20,500円	29,100円
	4.5時間～5.5時間未満	29,100円	40,600円
	5.5時間～	40,600円	47,400円

イ 報酬算定の手続

国選弁護人は、事件終了から14日以内に、法テラスの地方事務所に対し、報告書を提出して報酬及び費用を請求する。法テラスの地方事務所は、請求から7日以内に、国選弁護人から提出された報告書に基づき、支給すべき報酬及び費用を算定し、当該弁護士に対しその金額及び内訳を通知する。通知を受けた弁護士は、7日以内に、法テラスに対し、報酬及び費用の算定に対する不服申立てをすることができる。不服申立てを受けた法テラスの地方事務所は、再度算定を行い、7日以内にその結果を当該弁護士に通知する。国選弁護人に支給すべき報酬及び費用は、不服申立てがあったときは再算定を経たときに、不服申立てがないときは不服申立期間が経過したときに、その金額が確定する。

報酬及び費用の算定に対する平成24年4月から平成25年3月までの不服申立件数は、合計350件であり、1か月あたり約29件であって、前年度における1か月あたり平均件数約31件に比べて減少した。また、報酬算定に対する不服申立について「判断が容易であり、理事長による判断が明らかに必要でない」場合は地方事務所限りで処理する制度を導入して3年目に入ったが、平成24年度は、62件（約17.7%）が地方事務所限りで処理され、制度の運用は相当程度定着しているといえる。

(6) 国選報酬基準の改正

報酬決定に対して、国選弁護人契約弁護士から多数の不服をいただいているので、法テラスでは、それらを受けとめ、必要に応じて国選弁護報酬基準の改正のための手続をとってきた。しかし、国選弁護報酬基準を改正するためには、総合法律支援法に基づき、法務大臣と財務大臣の協議、法務大臣から最高裁判所及び日本司法支援センター評価委員会への求意見といくつもの手続を経た上で、最終的に法務大臣の認可を受けなければならないと、とりわけ厳しい近時の財政的制約のもとで、関係各方面への理解を得ることが必要となる。そこで、法テラスが提案したものの諸般の事情で改正に結びつかなかったもの

も多いのだが、次に掲げるものは、不服申立てが国選弁護報酬基準の改正に結実したもののうちのおもなものである。

- ①平成19年4月1日の改正では、示談について、これまで全損害について示談が成立しないと報酬算定の対象とならなかった扱いから、被害弁償を段階的に区分して特別成果加算が支給されるようになり、また、加算報酬が支払われる遠距離移動の対象活動が広がり、遠距離交通費が実費支給になった。
- ②平成19年11月1日の改正では、否認事件等について、これまで200枚超からしか謄写費用が支給されなかったものを、1枚目から支給されるようになった。また、無罪や縮小認定等が新たに特別成果加算の支給対象になった。
- ③平成20年9月1日の改正では、これまで全く手をつけられていなかった基礎報酬及び公判加算報酬の見直しと増額を行った。また、第1回公判期日から立会時間に応じた公判加算を行うことになった。
- ④平成22年4月1日の改正では、記録謄写費用の単価を20円から40円(を上限とする実費)に増額した。
- ⑤平成23年4月1日の改正では、第1回公判期日前の証人尋問等期日に出頭した場合の報酬が支給されるようになった。また、行政機関が発行する証明書(住民票や戸籍謄本等)についても、訴訟準備費用の支給対象になった。

3-3 国選付添関連業務

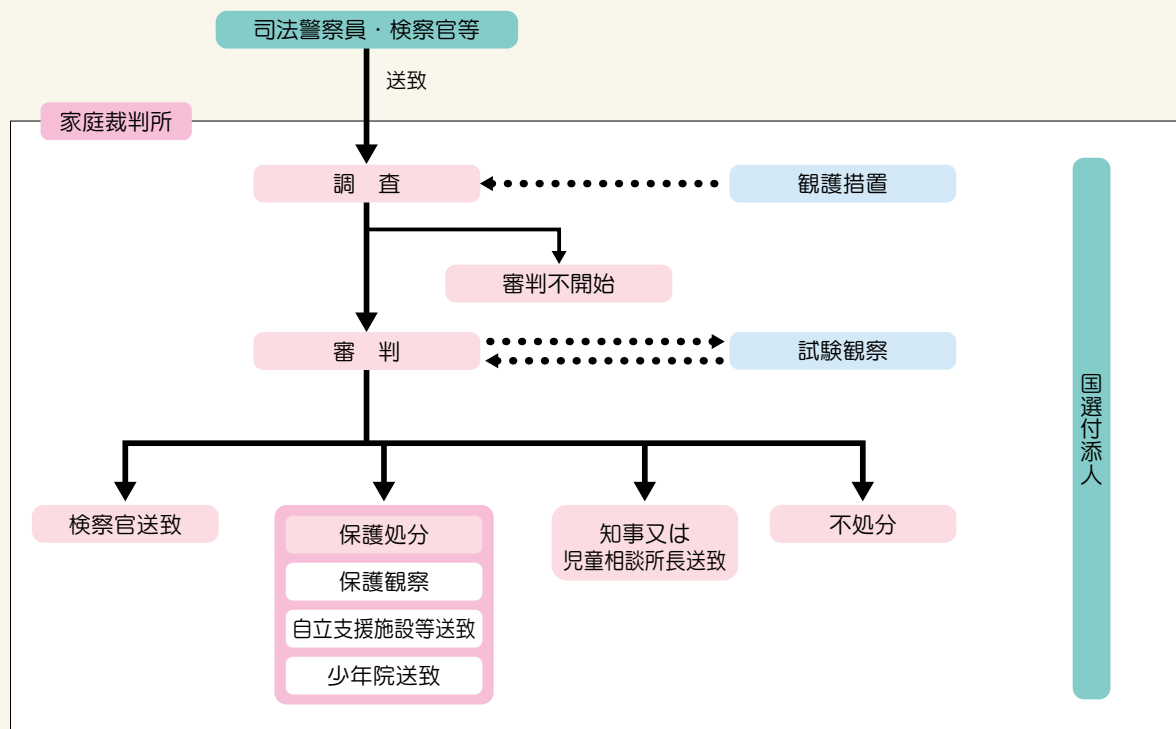
(1) 業務の概要

法テラスは、平成19年11月から、改正少年法の施行に伴い、少年審判事件における国選付添人の選任等に関する業務として、国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選付添人候補者の指名及び裁判所への通知、国選付添人に対する報酬・費用の算定や支払等の業務を行っている。

平成19年11月の業務開始時においては、国選付添人の選任の対象となる事件類型は、一定の重大事件、すなわち故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪、その他の死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪に係る事件に限られていた。これらの罪に係る事件について、裁判所が検察官関与決定をしたときは、国選付添人を付さなければならないとされていた(少年法第22条の3第1項)。また、これらの罪に係る事件について、少年を少年鑑別所に収容する決定(観護措置)がされたとき、裁判所の裁量で国選付添人を付することができるとされていた(同法第22条の3第2項)。

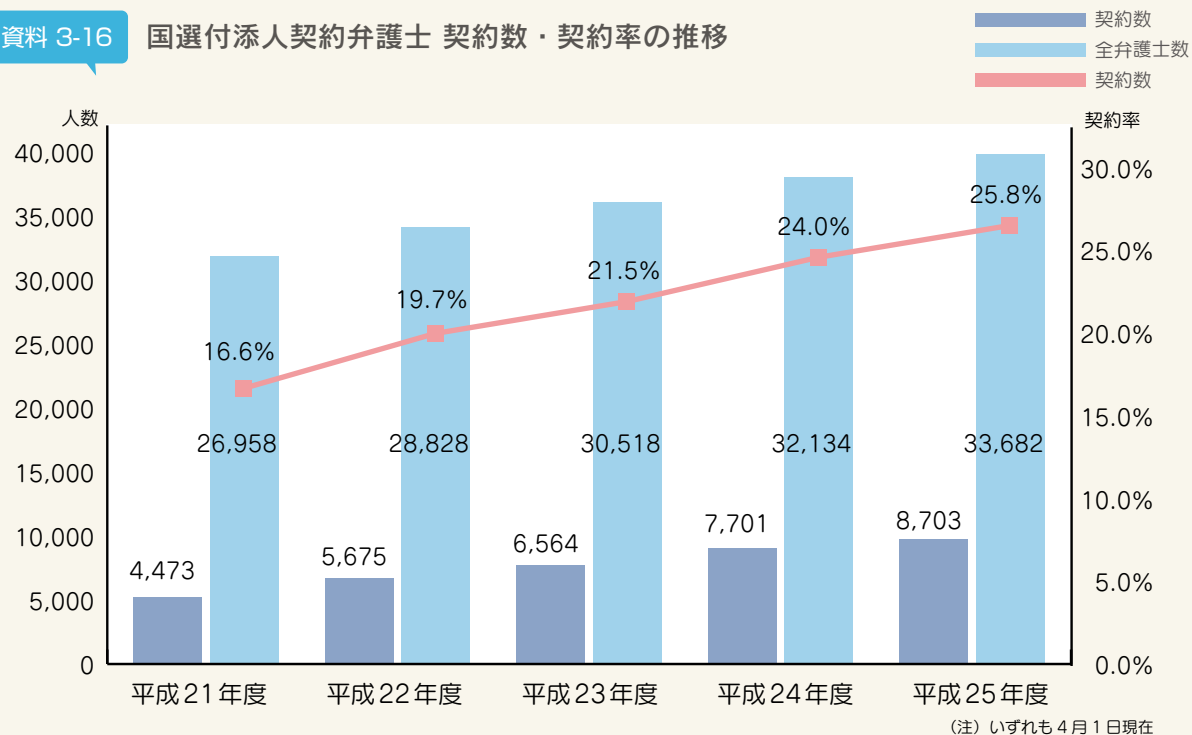
平成20年12月に改正少年法が施行され、家庭裁判所は、一定の重大事件においては、被害者等による少年審判の傍聴を許すことができることとなった(同法第22条の4第1項)。傍聴を許すにはあらかじめ弁護士である付添人の意見を聴かなければならず、このような付添人がいないときは、弁護士である付添人を付さなければならないこととなり(同法第22条の5第2項)、国選付添人の選任の対象となる事件の範囲が拡大した。

資料 3-15 少年事件の流れと国選付添制度



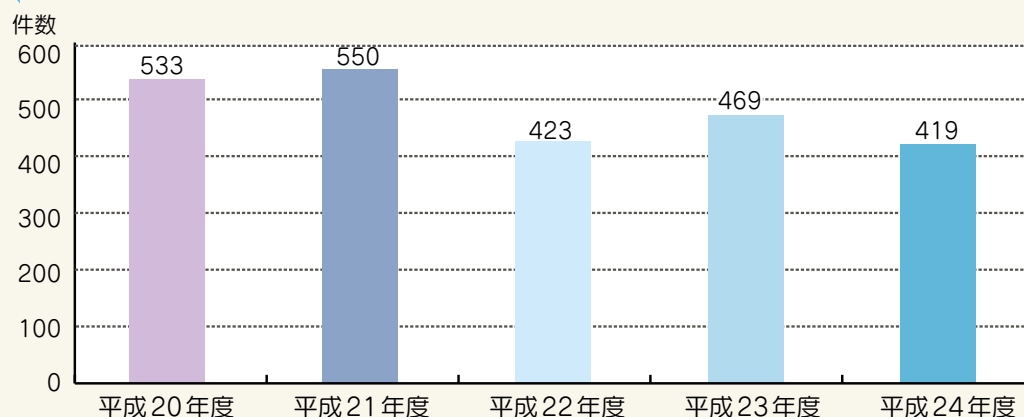
国選付添人契約弁護士の人数は、制度施行時の平成19年11月時点で654名であったが、その後は、各弁護士会の協力を得ながら毎月増加し、平成25年4月1日時点で8,703名となった。

資料 3-16 国選付添人契約弁護士 契約数・契約率の推移



平成24年4月から平成25年3月までの国選付添人の受理件数は合計419件である。国選付添人の選任率は、終局総人員中0.7%、観護措置人員中3.2%、付添人選任数中3.7%である。

資料 3-17 国選付添事件 受理件数の推移



資料 3-18 平成24年度一般保護事件のうち国選付添人が付いた割合

	総局総人員	うち観護措置あり	うち付添人のついた少年		終局総人員中の選任率 ④/①	観護措置人員中の選任率 ④/②	付添人選任数中の選任率 ④/③
	①	②	③	④			
平成24年	46,582	10,048	8,633	319	0.7%	3.2%	3.7%

(注)平成24年司法統計年報をもとに作成。国選付添人選任数は法テラスの国選付添事件受理件数とは異なる。

(2) 国選付添人に対する報酬及び費用の算定

国選付添人に対して支給する報酬・費用は、従前は裁判所が金額を決定し、支給していたが、平成18年10月の法テラスの業務開始に伴い、法テラスが金額を算定し、これを支給する仕組みとなった。

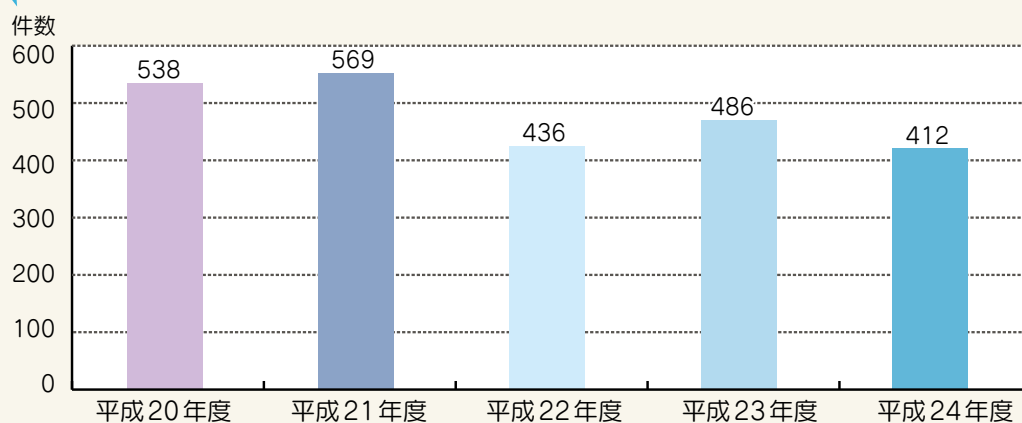
国選付添人に支払う報酬・費用は、国選付添人契約約款で定められる「報酬及び費用の算定基準」(以下「報酬基準」という)に基づき算定される。報酬基準は、法テラスの恣意が入らないように、あらかじめ定められた客観的な指標をもとに、典型的・画一的に算定する方針に基づいて設計されている。具体的には、①労力に見合った報酬を基本とした上で(労力基準)、②一定の成果に対しては別途報酬(成功報酬)の加算を行う(成果基準)、③費用は報酬と別立てで考える、の3点を軸に組み立てられている。

家庭裁判所において選任された国選付添人については、①労力基準として、審判期日における活動が付添活動の中心であることから、期日の回数と立会時間を基本的な指標として、付添活動全体の労力を評価することとしている。国選付添の対象事件は、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪、死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪など、いずれも重大・深刻な事件であることから、罪の軽重による分類ではなく、手続の類型(単独事件(検察官不関与)、合議事件(検察官不関与)、検察官関与事件)に応じて報酬を設計している。また、これとは別に、遠距離の移動を要したときなど、期日の回数と立会時間だけでは評価しきれない一定種類の活動については、別立てで労力を評価する指標を設計している。②成果基準として、非行事実が認められないことを理由に保護処分に付さ

ない旨の決定があったときや、示談成立等の特別の成果があったとき、一定の報酬が加算される。③費用としては、記録謄写費用、遠距離面会等交通費、出張旅費・日当・宿泊料、通訳人費用、審判準備費用が支給される。

なお、抗告審、再抗告審の国選付添についても、家庭裁判所において選任された国選付添人に準拠して、それぞれの報酬及び費用が定められている。

資料 3-19 報酬算定件数の推移（付添人）



資料 3-20 国選付添人の基礎報酬

類型	金額
単独事件（検察官不関与）	90,000円
合議事件（検察官不関与）	90,000円
検察官関与事件	100,000円

資料 3-21 実質審理期日に対する加算報酬

例：単独（検察官不関与）	審理時間	審理 1 回目	審理 2 回目以降
	～ 45分未満	0円	6,400円
	45分～ 1.5時間	6,400円	9,600円
	1.5時間～ 2.5時間	9,600円	16,800円
	2.5時間～ 3.5時間	16,800円	25,900円
	3.5時間～ 4.5時間	25,900円	37,200円
	4.5時間～ 5.5時間	37,200円	52,000円
	5.5時間～	52,000円	61,100円

付表 3-1 国選弁護士契約弁護士 契約数・契約率の推移（地方事務所別）

地方事務所	平成21年4月1日現在			平成22年4月1日現在			平成23年4月1日現在			平成24年4月1日現在			平成25年4月1日現在		
	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率
東京	5,847	13,024	44.9%	6,769	13,823	49.0%	7,791	14,517	53.7%	8,452	15,090	56.0%	8,888	15,717	56.6%
神奈川	699	1,025	68.2%	804	1,125	71.5%	897	1,216	73.8%	991	1,294	76.6%	1,063	1,357	78.3%
埼玉	358	482	74.3%	415	535	77.6%	456	577	79.0%	511	639	80.0%	530	674	78.6%
千葉	326	433	75.3%	383	487	78.6%	432	539	80.1%	471	581	81.1%	535	644	83.1%
茨城	125	151	82.8%	147	172	85.5%	155	187	82.9%	181	209	86.6%	196	222	88.3%
栃木	104	128	81.3%	115	139	82.7%	128	156	82.1%	139	175	79.4%	149	189	78.8%
群馬	149	186	80.1%	166	203	81.8%	179	216	82.9%	199	237	84.0%	216	254	85.0%
静岡	246	305	80.7%	270	327	82.6%	288	350	82.3%	324	381	85.0%	348	401	86.8%
山梨	75	84	89.3%	78	89	87.6%	84	93	90.3%	91	103	88.3%	99	107	92.5%
長野	131	155	84.5%	142	164	86.6%	161	184	87.5%	175	200	87.5%	191	212	90.1%
新潟	149	184	81.0%	168	203	82.8%	184	217	84.8%	201	233	86.3%	217	242	89.7%
大阪	1,876	3,402	55.1%	1,978	3,584	55.2%	2,075	3,721	55.8%	2,191	3,857	56.8%	2,285	4,001	57.1%
京都	333	453	73.5%	375	492	76.2%	414	534	77.5%	462	589	78.4%	495	633	78.2%
兵庫	394	588	67.0%	442	621	71.2%	485	675	71.9%	536	715	75.0%	577	763	75.6%
奈良	107	129	82.9%	114	133	85.7%	116	136	85.3%	120	141	85.1%	136	153	88.9%
滋賀	73	92	79.3%	78	100	78.0%	87	111	78.4%	103	124	83.1%	108	135	80.0%
和歌山	85	103	82.5%	97	115	84.3%	104	122	85.2%	108	124	87.1%	116	130	89.2%
愛知	788	1,260	62.5%	999	1,352	73.9%	1,091	1,444	75.6%	1,198	1,545	77.5%	1,257	1,617	77.7%
三重	101	114	88.6%	113	126	89.7%	124	137	90.5%	139	151	92.1%	147	159	92.5%
岐阜	103	126	81.7%	110	132	83.3%	122	144	84.7%	133	156	85.3%	137	165	83.0%
福井	61	71	85.9%	66	76	86.8%	77	88	87.5%	79	91	86.8%	83	95	87.4%
石川	106	116	91.4%	113	123	91.9%	115	125	92.0%	131	141	92.9%	143	153	93.5%
富山	56	69	81.2%	67	81	82.7%	75	86	87.2%	82	97	84.5%	89	100	89.0%
広島	244	383	63.7%	290	425	68.2%	318	450	70.7%	352	478	73.6%	376	503	74.8%
山口	99	118	83.9%	109	125	87.2%	115	132	87.1%	120	133	90.2%	128	146	87.7%
岡山	189	256	73.8%	214	282	75.9%	230	300	76.7%	245	313	78.3%	276	338	81.7%
鳥取	46	49	93.9%	53	54	98.1%	54	56	96.4%	59	60	98.3%	65	64	101.6%
島根	42	46	91.3%	48	54	88.9%	54	59	91.5%	60	64	93.8%	61	67	91.0%
福岡	604	821	73.6%	658	878	74.9%	701	928	75.5%	735	985	74.6%	804	1,041	77.2%
佐賀	56	64	87.5%	65	73	89.0%	74	82	90.2%	78	86	90.7%	82	93	88.2%
長崎	95	114	83.3%	108	123	87.8%	121	137	88.3%	129	147	87.8%	136	154	88.3%
大分	94	110	85.5%	99	113	87.6%	111	125	88.8%	118	131	90.1%	117	133	88.0%
熊本	134	176	76.1%	151	194	77.8%	165	205	80.5%	183	220	83.2%	188	231	81.4%
鹿児島	102	113	90.3%	123	132	93.2%	139	144	96.5%	155	167	92.8%	171	175	97.7%
宮崎	79	86	91.9%	83	91	91.2%	88	98	89.8%	102	111	91.9%	112	119	94.1%
沖縄	137	211	64.9%	135	217	62.2%	143	227	63.0%	151	234	64.5%	159	243	65.4%
宮城	231	311	74.3%	256	330	77.6%	287	360	79.7%	308	376	81.9%	330	396	83.3%
福島	111	122	91.0%	132	143	92.3%	139	153	90.8%	149	153	97.4%	160	167	95.8%
山形	62	70	88.6%	62	71	87.3%	69	79	87.3%	73	83	88.0%	81	88	92.0%
岩手	59	73	80.8%	66	78	84.6%	71	80	88.8%	84	95	88.4%	85	91	93.4%
秋田	50	63	79.4%	53	66	80.3%	55	68	80.9%	59	70	84.3%	62	73	84.9%
青森	61	72	84.7%	72	84	85.7%	79	88	89.8%	86	97	88.7%	94	107	87.9%
札幌	373	506	73.7%	391	541	72.3%	438	591	74.1%	472	632	74.7%	494	661	74.7%
函館	26	34	76.5%	31	36	86.1%	33	39	84.6%	39	44	88.6%	43	48	89.6%
旭川	35	44	79.5%	42	50	84.0%	43	54	79.6%	56	63	88.9%	62	70	88.6%
釧路	45	54	83.3%	50	59	84.7%	52	60	86.7%	57	64	89.1%	63	70	90.0%
香川	80	121	66.1%	86	125	68.8%	97	133	72.9%	101	139	72.7%	118	150	78.7%
徳島	60	68	88.2%	69	76	90.8%	70	75	93.3%	80	83	96.4%	81	90	90.0%
高知	55	70	78.6%	62	76	81.6%	65	79	82.3%	71	87	81.6%	74	87	85.1%
愛媛	95	123	77.2%	103	130	79.2%	115	141	81.6%	120	146	82.2%	123	154	79.9%
合計	15,556	26,958	57.7%	17,620	28,828	61.1%	19,566	30,518	64.1%	21,259	32,134	66.2%	22,550	33,682	66.9%

付表 3-2 国選弁護事件受理件数の推移（地方事務所・支部別）

地方事務所	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人
東京	872	9,448	6,648	9,991	7,061	8,737	7,419	8,637	7,232	8,025
多摩	207	1,284	1,473	1,420	1,773	1,403	2,047	1,401	1,975	1,217
神奈川	280	2,515	2,353	2,693	2,840	2,227	3,349	2,136	3,125	2,054
川崎	76	547	556	688	599	527	634	457	604	366
小田原	90	485	515	543	524	437	578	445	649	375
埼玉	421	2,314	3,064	2,498	3,294	2,130	3,462	1,902	3,603	2,007
川越	63	532	542	391	640	426	696	508	648	384
千葉	379	2,918	2,862	2,967	3,304	2,519	3,478	2,486	3,315	2,323
松戸	42	613	694	475	721	492	664	477	676	545
茨城	134	1,647	989	1,747	1,274	1,665	1,364	1,512	1,385	1,337
栃木	133	1,534	1,272	1,633	1,539	1,452	1,472	1,244	1,313	1,766
群馬	115	1,169	810	1,275	1,171	1,075	1,281	1,096	1,393	1,040
静岡	58	483	626	603	681	548	764	575	700	498
沼津	66	633	646	732	799	620	765	623	809	586
浜松	76	732	674	770	788	640	786	619	739	537
山梨	55	467	358	482	373	398	347	435	441	436
長野	78	866	564	835	669	817	734	935	817	917
新潟	73	970	824	1,041	944	968	919	852	832	675
大阪	730	6,683	5,251	7,343	6,157	7,574	6,460	7,466	6,759	7,460
京都	127	1,229	1,378	1,355	1,813	1,678	1,764	1,504	1,810	1,273
兵庫	155	1,257	1,161	1,483	1,360	1,500	1,497	1,322	1,703	1,182
阪神	54	613	627	634	664	708	700	737	706	628
姫路	54	629	547	735	596	751	691	652	805	802
奈良	78	752	703	550	743	678	765	719	855	700
滋賀	61	758	919	848	972	777	890	709	925	683
和歌山	66	708	467	853	622	853	618	741	622	599
愛知	373	2,840	2,674	3,346	2,995	2,814	3,155	2,881	3,170	2,719
三河	80	825	923	1,088	965	895	1,067	905	1,063	904
三重	83	875	746	886	785	781	839	808	943	795
岐阜	103	774	719	794	757	699	806	743	770	577
福井	34	245	298	311	318	271	345	309	374	297
石川	55	566	420	596	492	561	432	557	516	498
富山	28	293	223	281	263	284	290	293	297	312
広島	128	1,358	1,266	1,530	1,586	1,446	1,657	1,518	1,839	1,379
山口	67	805	703	794	796	726	797	610	732	601
岡山	98	969	920	1,139	1,045	1,045	1,280	1,115	1,327	1,034
鳥取	19	307	289	353	253	315	255	310	301	288
島根	43	325	259	328	291	314	332	335	298	290
福岡	281	2,622	2,298	2,823	2,686	2,960	2,743	2,644	2,624	2,369
北九州	114	854	892	1,013	1,020	839	997	816	1,017	783
佐賀	40	546	536	604	563	557	583	482	567	456
長崎	76	660	506	554	563	561	483	502	545	556
大分	45	411	435	543	501	550	468	559	463	462
熊本	117	852	865	841	1,037	872	957	865	1,027	952
鹿児島	80	740	542	718	606	689	654	596	622	584
宮崎	58	593	545	607	706	567	751	566	658	538
沖縄	95	1,051	1,012	951	1,061	976	1,157	992	1,100	805
宮城	144	1,125	1,280	1,291	1,373	1,088	1,108	940	1,198	950
福島	82	910	710	859	1,008	898	900	851	947	746
山形	21	471	379	492	411	440	487	411	453	405
岩手	32	471	441	510	533	487	428	404	501	405
秋田	38	449	362	433	406	434	378	427	400	327
青森	49	575	447	593	503	569	516	601	484	436
札幌	159	1,711	1,767	1,774	2,070	1,714	1,877	1,576	1,749	1,512
函館	38	211	213	179	294	217	303	214	314	252
旭川	38	341	286	312	339	311	337	247	314	228
釧路	30	488	373	397	464	450	426	397	449	392
香川	53	1,004	579	1,084	642	975	614	918	702	897
徳島	35	427	374	440	391	362	367	388	332	320
高知	54	494	388	517	558	643	551	641	383	400
愛媛	82	782	662	836	715	724	725	763	744	811
合計	7,415	69,756	61,855	74,402	70,917	69,634	73,209	67,374	73,664	63,695

付表 3-3

国選付添人契約弁護士 契約数・契約率の推移(地方事務所別)

地方 事務所	平成21年4月1日現在			平成22年4月1日現在			平成23年4月1日現在			平成24年4月1日現在			平成25年4月1日現在		
	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率
東京	530	13,024	4.1%	661	13,823	4.8%	791	14,517	5.4%	1,023	15,090	6.8%	1,180	15,717	7.5%
神奈川	185	1,025	18.0%	268	1,125	23.8%	344	1,216	28.3%	441	1,294	34.1%	522	1,357	38.5%
埼玉	139	482	28.8%	164	535	30.7%	189	577	32.8%	211	639	33.0%	229	674	34.0%
千葉	134	433	30.9%	180	487	37.0%	214	539	39.7%	247	581	42.5%	297	644	46.1%
茨城	83	151	55.0%	102	172	59.3%	110	187	58.8%	131	209	62.7%	143	222	64.4%
栃木	33	128	25.8%	47	139	33.8%	64	156	41.0%	79	175	45.1%	90	189	47.6%
群馬	51	186	27.4%	91	203	44.8%	107	216	49.5%	128	237	54.0%	141	254	55.5%
静岡	176	305	57.7%	198	327	60.6%	219	350	62.6%	254	381	66.7%	278	401	69.3%
山梨	33	84	39.3%	35	89	39.3%	50	93	53.8%	62	103	60.2%	71	107	66.4%
長野	58	155	37.4%	69	164	42.1%	92	184	50.0%	110	200	55.0%	125	212	59.0%
新潟	64	184	34.8%	80	203	39.4%	94	217	43.3%	109	233	46.8%	123	242	50.8%
大阪	510	3,402	15.0%	658	3,584	18.4%	752	3,721	20.2%	853	3,857	22.1%	987	4,001	24.7%
京都	155	453	34.2%	190	492	38.6%	222	534	41.6%	260	589	44.1%	290	633	45.8%
兵庫	108	588	18.4%	138	621	22.2%	162	675	24.0%	194	715	27.1%	231	763	30.3%
奈良	64	129	49.6%	85	133	63.9%	86	136	63.2%	89	141	63.1%	100	153	65.4%
滋賀	71	92	77.2%	74	100	74.0%	82	111	73.9%	99	124	79.8%	102	135	75.6%
和歌山	41	103	39.8%	52	115	45.2%	59	122	48.4%	59	124	47.6%	59	130	45.4%
愛知	151	1,260	12.0%	175	1,352	12.9%	195	1,444	13.5%	218	1,545	14.1%	241	1,617	14.9%
三重	47	114	41.2%	59	126	46.8%	69	137	50.4%	81	151	53.6%	88	159	55.3%
岐阜	62	126	49.2%	67	132	50.8%	82	144	56.9%	90	156	57.7%	94	165	57.0%
福井	50	71	70.4%	54	76	71.1%	65	88	73.9%	68	91	74.7%	72	95	75.8%
石川	53	116	45.7%	60	123	48.8%	65	125	52.0%	82	141	58.2%	94	153	61.4%
富山	45	69	65.2%	45	81	55.6%	47	86	54.7%	47	97	48.5%	47	100	47.0%
広島	24	383	6.3%	54	425	12.7%	62	450	13.8%	86	478	18.0%	117	503	23.3%
山口	42	118	35.6%	59	125	47.2%	69	132	52.3%	75	133	56.4%	84	146	57.5%
岡山	90	256	35.2%	117	282	41.5%	141	300	47.0%	160	313	51.1%	192	338	56.8%
鳥取	41	49	83.7%	48	54	88.9%	48	56	85.7%	49	60	81.7%	55	64	85.9%
島根	32	46	69.6%	39	54	72.2%	44	59	74.6%	49	64	76.6%	50	67	74.6%
福岡	240	821	29.2%	378	878	43.1%	389	928	41.9%	470	985	47.7%	526	1,041	50.5%
佐賀	47	64	73.4%	55	73	75.3%	65	82	79.3%	71	86	82.6%	75	93	80.6%
長崎	76	114	66.7%	90	123	73.2%	103	137	75.2%	111	147	75.5%	116	154	75.3%
大分	43	110	39.1%	51	113	45.1%	62	125	49.6%	69	131	52.7%	72	133	54.1%
熊本	70	176	39.8%	85	194	43.8%	94	205	45.9%	104	220	47.3%	118	231	51.1%
鹿児島	40	113	35.4%	71	132	53.8%	89	144	61.8%	107	167	64.1%	127	175	72.6%
宮崎	49	86	57.0%	66	91	72.5%	73	98	74.5%	87	111	78.4%	97	119	81.5%
沖縄	44	211	20.9%	72	217	33.2%	82	227	36.1%	85	234	36.3%	98	243	40.3%
宮城	108	311	34.7%	129	330	39.1%	160	360	44.4%	185	376	49.2%	204	396	51.5%
福島	65	122	53.3%	81	143	56.6%	87	153	56.9%	96	153	62.7%	112	167	67.1%
山形	46	70	65.7%	48	71	67.6%	56	79	70.9%	60	83	72.3%	69	88	78.4%
岩手	37	73	50.7%	47	78	60.3%	52	80	65.0%	65	95	68.4%	68	91	74.7%
秋田	28	63	44.4%	34	66	51.5%	35	68	51.5%	39	70	55.7%	42	73	57.5%
青森	32	72	44.4%	44	84	52.4%	53	88	60.2%	60	97	61.9%	68	107	63.6%
札幌	236	506	46.6%	266	541	49.2%	322	591	54.5%	369	632	58.4%	405	661	61.3%
函館	21	34	61.8%	27	36	75.0%	29	39	74.4%	35	44	79.5%	40	48	83.3%
旭川	22	44	50.0%	28	50	56.0%	29	54	53.7%	42	63	66.7%	51	70	72.9%
釧路	30	54	55.6%	36	59	61.0%	38	60	63.3%	45	64	70.3%	52	70	74.3%
香川	38	121	31.4%	44	125	35.2%	54	133	40.6%	58	139	41.7%	69	150	46.0%
徳島	56	68	82.4%	64	76	84.2%	65	75	86.7%	75	83	90.4%	76	90	84.4%
高知	30	70	42.9%	38	76	50.0%	41	79	51.9%	47	87	54.0%	51	87	58.6%
愛媛	43	123	35.0%	52	130	40.0%	62	141	44.0%	67	146	45.9%	65	154	42.2%
合計	4,473	26,958	16.6%	5,675	28,828	19.7%	6,564	30,518	21.5%	7,701	32,134	24.0%	8,703	33,682	25.8%

付表 3-4 国選付添事件受理件数の推移（地方事務所・支部別）

地方 事務所	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	4～3月計	4～3月計	4～3月計	4～3月計	4～3月計
東 京	30	38	29	35	30
多 摩	11	21	11	38	24
神奈川	41	26	43	48	36
川 崎	9	4	3	1	0
小田原	16	5	2	4	6
埼 玉	45	38	17	21	30
川 越	8	3	4	2	9
千 葉	35	69	35	70	33
松 戸	11	12	10	4	7
茨 城	8	13	8	5	12
栃 木	10	9	10	6	18
群 馬	19	17	25	4	3
静 岡	0	5	2	6	3
沼 津	3	3	4	6	2
浜 松	10	2	3	5	5
山 梨	0	3	1	3	0
長 野	0	9	3	3	0
新 潟	8	3	2	2	3
大 阪	54	71	45	33	48
京 都	5	8	3	6	3
兵 庫	9	3	12	5	7
阪 神	5	0	1	1	1
姫 路	4	3	1	4	4
奈 良	5	7	0	0	1
滋 賀	13	3	2	3	2
和歌山	1	3	1	1	0
愛 知	18	44	30	28	31
三 河	13	16	4	10	4
三 重	2	2	1	0	4
岐 阜	4	9	5	4	6
福 井	3	1	4	6	1
石 川	2	0	1	1	1
富 山	1	0	2	1	2
広 島	5	7	7	2	4
山 口	0	0	2	3	3
岡 山	3	8	8	3	13
鳥 取	1	0	0	1	1
島 根	4	0	2	1	0
福 岡	22	26	14	27	7
北九州	10	5	4	0	6
佐 賀	8	5	2	6	0
長 崎	1	1	4	0	1
大 分	0	2	0	0	14
熊 本	11	1	3	3	2
鹿児島	4	5	9	25	2
宮 崎	1	2	9	3	0
沖 縄	5	13	3	2	0
宮 城	19	12	6	6	1
福 島	2	0	0	1	0
山 形	1	0	0	5	3
岩 手	3	1	3	1	3
秋 田	0	1	2	0	0
青 森	4	0	2	1	0
札 幌	16	8	18	6	0
函 館	1	0	0	2	1
旭 川	0	1	1	1	0
釧 路	0	1	0	0	0
香 川	5	0	0	4	9
徳 島	0	1	0	0	12
高 知	2	0	0	0	1
愛 媛	2	0	0	0	0
合 計	533	550	423	469	419



4. 常勤弁護士に関する業務

4-1 業務の概要

(1) 常勤弁護士とは

常勤弁護士とは、法テラスとの間で、総合法律支援法第30条に規定する法テラスの業務に関し、他人の法律事務を取り扱う契約をしている弁護士のうち、法テラスに常時勤務する契約（勤務契約）をしている弁護士であり、民事法律扶助、国選弁護及び司法過疎対策等の重要な担い手である。

(2) 司法過疎対策業務

司法過疎対策業務とは、「弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせること」である（総合法律支援法第30条第1項第4号）。

そこで、司法過疎対策として、司法過疎地域に司法過疎地域事務所を設置して、常勤弁護士を常駐させるとともに、司法過疎地域に近接する地方事務所等に配置する常勤弁護士を巡回させている。

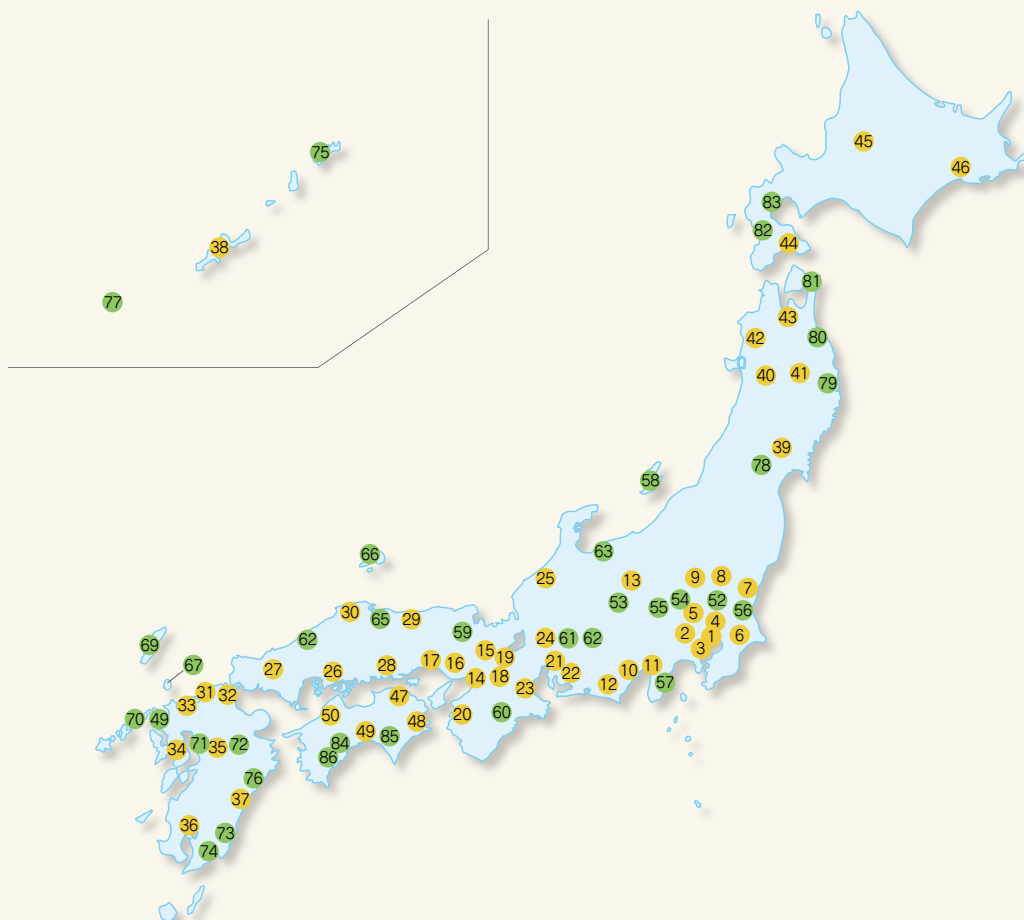
4-2 常勤弁護士の配置

(1) 配置

常勤弁護士は、平成25年3月31日現在、合計233名となり、資料4-1のとおり、合計86か所の事務所（全国50か所の地方事務所・支部、36か所の地域事務所）に配置されている。

常勤弁護士の配置数の推移は、資料4-2のとおりである。

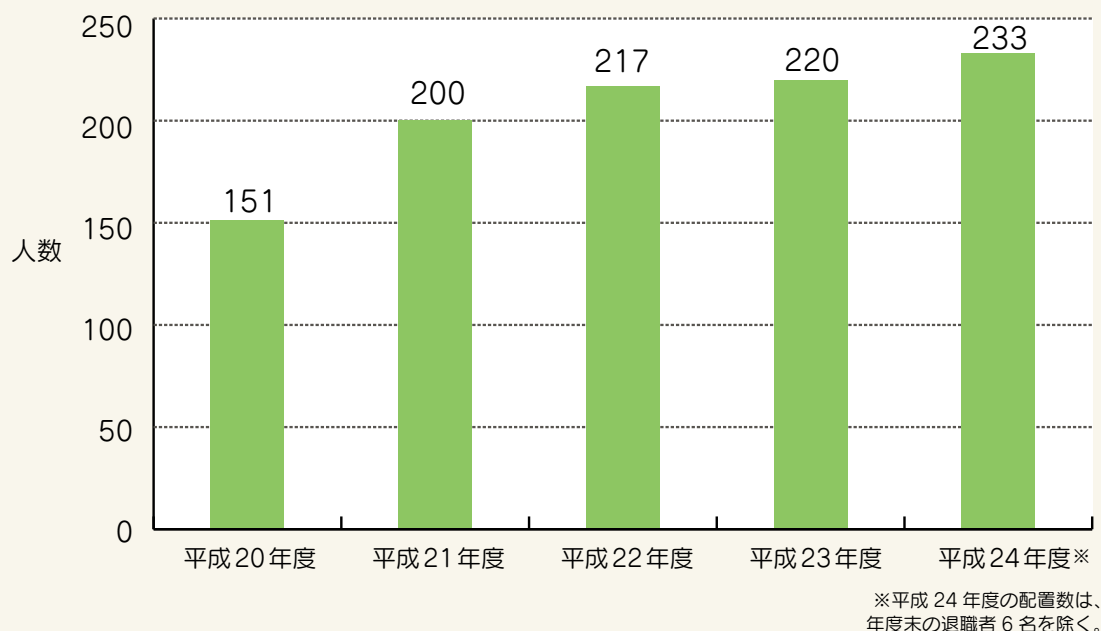
資料 4-1 常勤弁護士配置先一覧（平成 25 年 3 月 31 日現在）



地方事務所（43か所）・支部（7か所）				地域事務所（36か所）			
1 東京地方事務所	29	26 広島地方事務所	3	51 熊谷地域事務所	3	69 対馬地域事務所	1
2 東京地方事務所多摩支部	4	27 山口地方事務所	5	52 下妻地域事務所	2	70 平戸地域事務所	1
3 神奈川地方事務所	1	28 岡山地方事務所	1	53 松本地域事務所	1	71 雲仙地域事務所	1
4 埼玉地方事務所	6	29 鳥取地方事務所	1	54 佐世保地域事務所	2	72 高森地域事務所	1
5 埼玉地方事務所川越支部	4	30 島根地方事務所	2	55 秩父地域事務所	3	73 鹿屋地域事務所	1
6 千葉地方事務所	9	31 福岡地方事務所	4	56 牛久地域事務所	2	74 指宿地域事務所	1
7 茨城地方事務所	3	32 福岡地方事務所北九州支部	3	57 下田地域事務所	2	75 奄美地域事務所	1
8 栃木地方事務所	1	33 佐賀地方事務所	1	58 佐渡地域事務所	3	76 延岡地域事務所	1
9 群馬地方事務所	3	34 長崎地方事務所	2	59 福知山地域事務所	1	77 宮古島地域事務所	2
10 静岡地方事務所	7	35 熊本地方事務所	3	60 南和地域事務所	3	78 会津若松地域事務所	1
11 静岡地方事務所沼津支部	3	36 鹿児島地方事務所	1	61 可児地域事務所	3	79 宮古地域事務所	1
12 静岡地方事務所浜松支部	3	37 宮崎地方事務所	4	62 中津川地域事務所	1	80 八戸地域事務所	2
13 長野地方事務所	1	38 沖縄地方事務所	4	63 魚津地域事務所	2	81 むつ地域事務所	2
14 大阪地方事務所	10	39 福島地方事務所	2	64 倉吉地域事務所	2	82 江差地域事務所	2
15 京都地方事務所	3	40 山形地方事務所	1	65 浜田地域事務所	2	83 八雲地域事務所	1
16 兵庫地方事務所	2	41 岩手地方事務所	1	66 西郷地域事務所	1	84 須崎地域事務所	2
17 兵庫地方事務所阪神支部	3	42 秋田地方事務所	2	67 杵岐地域事務所	1	85 安芸地域事務所	2
18 奈良地方事務所	2	43 青森地方事務所	3	68 五島地域事務所	1	86 中村地域事務所	1
19 滋賀地方事務所	5	44 函館地方事務所	3				
20 和歌山地方事務所	2	45 旭川地方事務所	1				
21 愛知地方事務所	2	46 釧路地方事務所	2				
22 愛知地方事務所三河支部	4	47 香川地方事務所	4				
23 三重地方事務所	3	48 徳島地方事務所	1				
24 岐阜地方事務所	4	49 高知地方事務所	2				
25 福井地方事務所	1	50 愛媛地方事務所	3				

増員配置
新たな配置

資料 4-2 常勤弁護士の配置数の推移



(2) 司法修習直後の者からの採用

平成19年度から、日本弁護士連合会の協力を得て、司法修習を終了した新人弁護士を常勤弁護士として採用する制度を導入した。

この制度は、常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程（平成18年規程第22号）において、その任期を1年以内で理事長が個別に定める期間と定め、比較的短期間に即戦力となるよう養成すべく、当該任期中に、集合研修、OJT研修による実務指導などを実施するものである。

この制度の導入により、平成19年度は39名、平成20年度は50名、平成21年度は52名、平成22年度は34名、平成23年度は31名、平成24年度49名の常勤弁護士を新たに採用している。

なお、常勤弁護士の採用にあたっては、法テラスの職員としてのみならず、弁護士としての素養を見極め、より良い人材を確保するという観点から、日本弁護士連合会から常勤弁護士としての適性に関する意見を徴した上、法テラスの採用面接において、他者とのコミュニケーション能力などを審査し、採用を行っている。

(3) 法テラス法律事務所への配置

この制度による養成を終了した者及び採用時に養成の必要がない者については、各地の法テラス法律事務所に配置されることとなる。

法テラス法律事務所に配置された常勤弁護士は、平成25年3月31日現在、合計183名となり、合計81か所の事務所（全国45か所の地方事務所・支部、36か所の地域事務所）に配置されている。各地の法テラス法律事務所には、それぞれ1ないし8名の常勤弁護士が常駐している。

4-3 常勤弁護士の確保業務

有能で志の高い常勤弁護士を数多く確保するためには、常勤弁護士の業務内容、採用情報等に関する積極的な広報・説明が必要であることから、司法修習生、弁護士、法科大学院生、司法試験合格者等を対象として、常勤弁護士採用案内のパンフレットや募集要項等を配布するとともに、常勤弁護士の業務内容、意義・魅力、採用情報等に関する説明会を実施している。平成24年度には、合計11回にわたり、延べ1,000名以上の対象者に対して説明会を行った。

さらに、一定の法曹経験を有する弁護士からの応募者も確保するため、日本弁護士連合会の会員専用サイトの求人案内欄に常勤弁護士募集の広告を常時掲載した上、会員向けに毎月2回発信されているメールマガジンの求人案内情報欄にも同広告のURLを常時掲載してアクセスを促すなどし、転職を検討している既登録の弁護士に特に焦点を絞って情報提供を行い、経験豊富な中堅弁護士の確保に向けた効果的な周知を図るなど、より広い層に向けた積極的なリクルート活動を行うとともに、同連合会が開設し運用している就職採用フェイスブックにも就職情報を掲載している。

また、より早い段階から常勤弁護士への関心を促すべく、司法試験合格発表会場において、常勤弁護士の採用案内等を配布する広報活動を行ったり、司法研修所選択型実務修習に参加し、各地の法テラスの事務所に司法修習生を受け入れるなどしたりしたほか、平成21年度からは、全国の法科大学院からのエクスターンシップの申込を広く受け付け、各地の法テラスの事務所で法科大学院生の受入も実施しており、常勤弁護士等の業務を直接体験してもらうことにより、その業務への理解が深められるようにしている。

加えて、法テラスのホームページにおいても、常勤弁護士の業務内容、採用情報等を掲載し、電話やメールによる常勤弁護士志望者からの問合せに対して個別の説明も行っている。

4-4 司法過疎対策業務

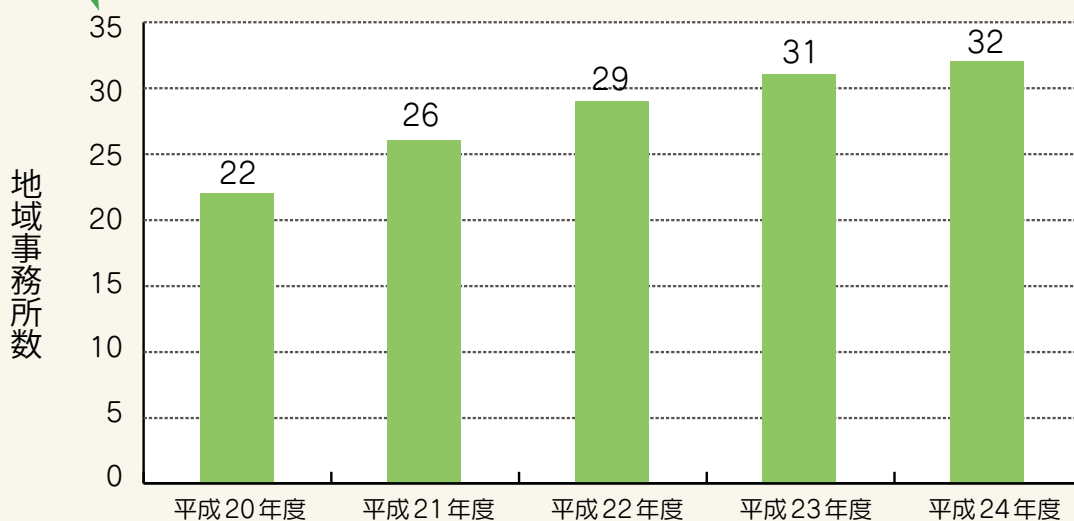
(1) 司法過疎地域事務所の設置

司法過疎対策としては、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士による司法サービスの提供がより乏しい地域の解消に優先的に取り組む必要がある。

そこで、司法過疎地域事務所は、①地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかおらず、②当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域を優先とし、加えて、③地裁支部単位で実働弁護士1人あたりの人口が非常に多数である地域のうち、④当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域において、⑤当該地裁支部管内の人口、民事・刑事の事件数、単位弁護士会・地方自治体等地域関係機関の支援体制等を考慮して設置している。

法テラスは、平成24年6月に北海道八雲町に常勤弁護士を配置した司法過疎地域事務所を設置しており、これを含めて司法過疎地域事務所数は32か所となった（資料4-1番号55から86）。司法過疎地域事務所の設置数の推移については、資料4-3のとおりである。

資料 4-3 司法過疎地域事務所の設置数の推移



いずれの司法過疎地域事務所においても、常勤弁護士が常駐し、民事法律扶助事件、国選弁護事件等のほか、有償で一般事件全般（総合法律支援法第30条第1項第4号に規定する有償事件。）を幅広く取り扱い、地域住民の法的ニーズに応えている。

4-5 常勤弁護士の活動のための環境整備

(1) 実務研修

法テラス法律事務所へ赴任した常勤弁護士については、日ごろの実務において学ぶ必要があると実感しているテーマを常勤弁護士から提出させ、そのテーマに関する知識・技術を身に付けられるような研修を実施するとともに、法曹三者の視点を取り入れた研修を実施している。

また、裁判員裁判においては、それ以前の刑事弁護とは異なる技術が必要とされる部分があることから、裁判員裁判への対応に主眼を置いた参加型の研修も実施している。具体的には、常勤弁護士が実際に行った裁判員裁判を素材とし、その内容を報告・研究する受講者参加型研修である。また、各法律事務所に法律相談に訪れる相談者が心理的問題、性格的問題、精神疾患を抱えていると思われる場合に、常勤弁護士がより専門的で多角的な視野を持ち適切な弁護方針を立てることができるようにすることを目的としたパーソナリティ障害対応研修を実施した。

さらに、常勤弁護士の業務は、取り扱う業務が総合法律支援法の定める範囲内に限定されていること、法テラス独自の報告作業や会計処理を行う必要があること、関係機関との連携により紛争の総合的解決を図ることができる立場にしていることなど、一般の弁護士とは異なる点があることから、先輩常勤弁護士から後輩常勤弁護士への技術・経験の伝承、常勤弁護士同士の意見交換も有益であるため、ゼミ形式の研修を実施することにより、常勤弁護士間の技術・経験の共有を図っている。

司法修習終了直後に採用した新人常勤弁護士に対しては、他の常勤弁護士に比して、より綿密な指導・育成が必要であることから、特に、法テラス本部主催の集合研修については、1月から1年間の任期に合わせ、任期終了時には常勤弁護士としての基本的な素養を習得できるよう、継続的な内容とした通年の研修スケジュールにより研修を実施することとした。

常勤弁護士の増加により、法テラス本部（東京）における一括研修だけでは、精緻な研鑽を積むことが困難になりつつあることから、ブロック別研修を導入し、全国を7つのブロックに分け、各地の実情を反映した内容とするため、各地で勤務する常勤弁護士に業務において必要と感じる研修を企画させ、それぞれ研修を実施することにより、地方の実情等も反映したより緻密な研修を実現した。

なお、支援センター及び常勤弁護士が、今後の重点課題と認識している自治体や福祉機関に潜在的法的需要を把握し連携の促進を図るため、常勤弁護士を職員として地方自治体（伊豆市）や社会福祉法人（長崎県・社会福祉法人南高愛隣会、滋賀県・社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団）に派遣し外部研修を受けさせている。

平成24年度に常勤弁護士又は内定者（法曹経験者）に対して実施した法テラス本部主催の実務研修は、資料4-4のとおりである。

資料 4-4 常勤弁護士・内定者に対する本部実務研修実施状況

1 法曹経験のある常勤弁護士対象

(1) 内定者業務研修

<実施日：平成24年10月18日>

講	義	総合法律支援法の概要
講	義	国選弁護・付添業務について
講	義	民事法律扶助業務について
講	義	受託業務概要
講	義	会計事務について
講	義	情報提供業務について

(2) 業務研修等

<実施日：平成24年4月19日～20日>

参加型研修	公判準備研修
講義	司法ソーシャルワークについて

<実施日：平成24年8月9日～10日>

参加型研修	法廷弁護技術研修
講義	裁判員裁判における法廷弁護活動

<実施日：平成24年9月13日>

事例研究	責任能力を争う事件の注意点
事例研究	直接主義の実質化
事例研究	行為責任を基礎とした量刑
事例研究	共犯事件における行為責任
事例研究	不定期刑についての量刑意見
事例研究	共犯事件における弁論の分離・併合

<実施日：平成24年11月8日～9日>

参加型研修	民事実務演習（労働）
講義	原発ADRについて
講義	行政ADRを活用した紛争解決について（公害紛争処理制度の活用）
講義	民事介入暴力
講義	成年後見

＜実施日：平成24年12月10日～11日＞

講 義	面接技法（１）・（２）
講 義	精神医科学
講 義	事例検討会
参加型研修	法律相談ロールプレイ
参加型研修	フィードバック・グループディスカッション
参加型研修	全体ディスカッション

2 司法修習終了直後に採用した新人常勤弁護士対象

(1) 新任業務研修

＜実施日：平成25年1月17日～18日＞

講 義	民事法律扶助の概説
講 義	犯罪被害者支援について
講 義	常勤弁護士の職務について
講 義	常勤弁護士として勤務するということ
講 義	各種手続について（１）（２）
講 義	国選弁護・付添業務概説
講 義	受託業務の概要
講 義	総合法律支援法の概説
講 義	会計事務について
講 義	情報提供業務について
講 義	法テラスにおける接遇のあり方

(2) 定期基礎研修

ア 新64期常勤弁護士対象 定期基礎研修

＜実施日：平成24年7月19～20日＞

参加型研修	実務研修（民事編）
参加型研修	実務研修（刑事編）
参加型研修	パネルディスカッション
参加型研修	グループディスカッション
講 義	先輩スタッフ弁護士の体験談
事例研究	事例相談

イ 新第65期常勤弁護士対象 定期基礎研修

＜実施日：平成25年2月14日～15日＞

参加型研修	民事実務演習（１）
参加型研修	刑事実務演習（１）
講 義	弁護士倫理
参加型研修	グループディスカッション
参加型研修	民事実務演習（２）
参加型研修	刑事実務演習（２）
講 義	先輩スタッフ弁護士の体験談
事例研究	事例相談

(3) 赴任前業務研修

＜実施日：平成24年10月19日＞

講	義	赴任後に使用する書式について
講	義	赴任後の業務関係について
講	義	法律事務所の会計について
講	義	情報セキュリティについて
講	義	地方事務所職員・法律事務所事務職員との関わり方について
講	義	スタッフの日常業務支援（養成事務所、赴任先事務所での業務遂行上の留意点と支援室でのサポート体制）
講	義	障がい者理解と関わり方

3 ブロック別研修

◎九州（福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島・宮崎・沖縄）

＜実施日：平成24年4月6日＞

講	義	被害者支援と無罪事件の報告
参加型研修		高齢者・障害者の事例を題材とするバス・セッション

◎関東B（東京・千葉・静岡・長野）

＜実施日：平成24年5月13日～14日＞

経験交流ゼミ	参加者が扱った事件の報告及び検討
経験交流ゼミ	法テラス千葉法律事務所の弁護士が担当した刑事事件の報告及び検討
講義	千葉県地域生活定着支援センターの担当者による、障害者及び高齢者の刑事弁護における同センターとの連携について
参加型研修	千葉県地域生活定着支援センター及び法テラス千葉法律事務所等の施設見学及びこれに付随する抗議等

◎関東A（埼玉・茨城・栃木・群馬・新潟）

＜実施日：平成24年5月25日＞

講	義	被虐待児、保護者のいない児童の保護システム
参加型研修		被虐待児、保護者のいない児童の保護システムについてケース検討
経験交流ゼミ		スタッフ意見交換

◎中部（愛知・三重・岐阜・福井・富山）

＜実施日：平成24年5月26日＞

経験交流ゼミ	裁判員裁判事例事件
経験交流ゼミ	遺産分割事件事例報告
経験交流ゼミ	2度目の執行猶予が付いた事例
経験交流ゼミ	国家賠償事件事例報告
経験交流ゼミ	クレプトマニアの刑が軽減された事例
経験交流ゼミ	強盗殺人事件経過報告
経験交流ゼミ	意見交換

◎近畿（大阪・兵庫・京都・奈良・滋賀・和歌山）

＜実施日：平成24年6月1日＞

講	義	労働事件のノウハウ
経験交流ゼミ		常勤弁護士が経験した事例についての報告及び意見交換
経験交流ゼミ		意見交換会

◎四国（香川・徳島・高知・愛媛）

＜実施日：平成24年6月9日～10日＞

経験交流ゼミ	刑事事件に関する活動報告及び意見交換
経験交流ゼミ	民事事件に関する活動報告及び意見交換
経験交流ゼミ	その他活動（連携等）に関する活動報告及び意見交換
講義	刑事精神鑑定の経験から

◎中国（広島・山口・鳥取・島根）

＜実施日：平成24年7月25日＞

講義	高齢者・障がい者の問題に関する講義と意見交換
講義	生活保護の問題に関する講義と意見交換

◎中部（愛知・三重・岐阜・福井・富山）

＜実施日：平成24年8月4日＞

経験交流ゼミ	労働事件を中心とした事例報告
経験交流ゼミ	外国人研修生技能実習生問題
経験交流ゼミ	労働審判
経験交流ゼミ	労働委員会のあっせん
経験交流ゼミ	関係諸機関との連携についての事例報告
経験交流ゼミ	関係諸機関との連携について
経験交流ゼミ	中部ブロック常勤弁護士間の経験交流

◎北海道・東北（北海道・福島・山形・岩手・秋田・青森）

＜実施日：平成24年8月24日～25日＞

講義	社会的包摂理念とパーソナルサポーターサービスの実務
経験交流ゼミ	活動報告及び質疑応答、スタッフ間の情報交換等

◎近畿（大阪・兵庫・京都・奈良・滋賀・和歌山）

＜実施日：平成24年8月27日＞

経験交流ゼミ	報告及び意見交換
講義	高齢者・障害者事件実務について

◎九州（福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島・宮崎・沖縄）

＜実施日：平成24年10月19日＞

講義	地域生活定着支援センター事業について
講義	福祉・介護サービスに関する知識と弁護士の役割

◎中国（広島・山口・鳥取・島根）

＜実施日：平成24年11月2日＞

参加型研修	倉吉病院の施設見学及び精神保健福祉士の講義、常勤弁護士の事例報告、意見交換
参加型研修	倉吉児童相談所の施設見学及び児童相談所職員との意見交換

◎中部（愛知・三重・岐阜・福井・富山）

＜実施日：平成24年11月3日＞

経験交流ゼミ	否認事件の弁護活動（主に反対尋問）～具体例の検証
経験交流ゼミ	外国人の家事事件
経験交流ゼミ	外国人（主に韓国籍・朝鮮籍）の家事手続き～離婚・相続放棄の実例を通じて
経験交流ゼミ	日本弁護士連合会委託法律援助を利用した生活保護廃止決定に対する審査請求
経験交流ゼミ	具体的事例から学ぶ反省点と今後の教訓～不貞慰謝料請求事件、刑事事件等を題材にして
経験交流ゼミ	全国経験交流会の報告等

◎四国（香川・徳島・高知・愛媛）

<実施日：平成24年11月3日～4日>

経験交流ゼミ	民事事件に関する活動報告及び意見交換（各スタッフ弁護士による活動報告及び意見交換）
経験交流ゼミ	その他の活動（連携等）に関する活動報告及び意見交換
講義	元家庭裁判所調査官から見た少年事件における付添人活動について
経験交流ゼミ	刑事事件に関する活動報告及び意見交換（各スタッフ弁護士による活動報告及び意見交換）

◎関東A（埼玉・茨城・栃木・群馬・新潟）

<実施日：平成24年11月16日>

講義	涉外家事
経験交流ゼミ	関東Aブロック常勤弁護士の経験交流

◎関東B（東京・千葉・静岡・長野）

<実施日：平成24年11月16日～17日>

講義	少年事件における弁護士に期待される役割について
参加型研修	法テラス静岡法律事務所見学
経験交流ゼミ	各地における関係機関及び弁護士会との連携の活動報告、意見交換等

◎近畿（大阪・兵庫・京都・奈良・滋賀・和歌山）

<実施日：平成24年11月22日>

講義	生活保護のノウハウ
経験交流ゼミ	意見交換会

◎中部（愛知・三重・岐阜・福井・富山）

<実施日：平成25年2月2日>

経験交流ゼミ	可児貧困ビジネス訴訟について
経験交流ゼミ	生活困窮者に対する建物明渡請求について
経験交流ゼミ	刑事事件の示談対応について
経験交流ゼミ	社会復帰後の環境整備等について
経験交流ゼミ	被害弁償が困難な場合の対応について
経験交流ゼミ	否認事件（不起訴処分）について

◎近畿（大阪・兵庫・京都・奈良・滋賀・和歌山）

<実施日：平成25年2月25日>

経験交流ゼミ	意見交換会
講義	障がい者の刑事事件について
経験交流ゼミ	意見交換会（常勤弁護士が経験した事例について報告及び意見交換）

◎関東A（埼玉・茨城・栃木・群馬・新潟）

<実施日：平成24年3月1日>

講義	障害者支援を取り巻く現状と問題
経験交流ゼミ	事例報告・検討
経験交流ゼミ	スタッフ弁護士意見交換

◎中国（広島・山口・岡山・鳥取・島根）

<実施日：平成25年3月8日>

講義	行刑についての講義
参加型研修	島根あさひ社会復帰促進センターの施設見学
参加型研修	島根あさひ社会復帰促進センター職員との意見交換

◎九州（福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島・宮崎・沖縄）

＜実施日：平成25年3月22日＞

講	義	裁判員裁判事件(無罪判決) について
講	義	家事事件手続法

◎北海道・東北（北海道・福島・山形・岩手・秋田・青森）

＜実施日：平成25年3月22日～23日＞

経験交流ゼミ	パーソナリティ障害対応研修の報告
経験交流ゼミ	「難しいパーソナリティの依頼者対応経験交流会」事例報告・質疑応答
経験交流ゼミ	活動報告会等

(2) 裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室

裁判員裁判弁護技術研究室においては、刑事弁護分野の第一人者であるベテラン弁護士を室長・研究員として任命し、日常的に、常勤弁護士が取り扱っている裁判員裁判事件について個別具体的な指導・助言を行い、常勤弁護士の弁護技術の向上を図っている。

これに加えて、平成23年6月からは常勤弁護士業務支援室を設置し、弁護士実務経験の豊富なベテラン弁護士や司法研修所の弁護士教官経験者、常勤弁護士のOB等を室長・専門員等として任命し、日常的に、常勤弁護士が取り扱っている民事・家事・一般刑事事件等について個別具体的な指導・助言を行い、かつ、新人常勤弁護士に対しては受任事件の起案の添削指導を行うなどして、常勤弁護士の業務能力の向上を図っている。

また、裁判員裁判弁護技術研究室及び常勤弁護士業務支援室の全面的な協力を得て、常勤弁護士に対する研修の内容を見直し、より充実した研修の実施にも努めている。

(3) その他の環境整備

常勤弁護士が事件処理等を行うにあたり、法曹同士のネットワーク・支援体制を整備するため、「常勤弁護士支援メーリングリスト」を整備することにより、常勤弁護士間の情報交換の場を提供するとともに、日本弁護士連合会の協力を得て、民事事件、刑事事件を始め、各分野の専門家である弁護士等がアドバイザースタッフとして同メーリングリストに参加し、常勤弁護士からの質問に対し随時適切なアドバイスを行っている。



5. 犯罪被害者支援業務

5-1 平成24年度における業務の概況

(1) 第2次犯罪被害者等基本計画における法テラスの課題

平成23年3月に閣議決定された第2次犯罪被害者等基本計画における、法テラスの検討するおもな課題として以下の2点がある。

- ① 被害者参加人への旅費等の支給（被害者参加旅費等支給）と被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件の緩和
- ② 損害賠償請求訴訟等の準備及び追行の過程で、代理人である弁護士等がカウンセラー等を犯罪被害者等との打合わせに同席させるための経費の公費負担

被害者参加旅費等支給については、最高裁、法務省刑事局と協議を重ね、裁判所と検察庁の協力のもと、法テラスが支給主体となることが確定した。平成25年12月1日から施行される。

カウンセラー同行費用の公費負担については、法テラスでは犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士や犯罪被害者支援団体、犯罪被害者団体、被害者等へのアンケートを実施し、多くのご協力をいただいた。このアンケートの結果を参考にしながら、民事法律扶助一課とともに法務省及び関係機関との協議をすすめ、民事法律扶助制度でカウンセラーの同行費用の立替えを実施することとして、準備を進めている。

(2) 性犯罪・DV被害者への支援

平成24年度の犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介業務では、制度開始以来紹介件数が初めて1,000件を超えた（平成24年度実績1,013件）。事件内容は性犯罪とDVの被害者が多く、合わせて全体の6割を超えている。事件数は性犯罪・DVとも昨年度より約3割増加しており、法テラスでは支援態勢の強化に取り組んでいる。

法テラスでは、内閣府が進める「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置・運営」に協力し、連携態勢の構築を図るように取り組んでいる。犯罪被害者支援業務担当職員研修では内閣府犯罪被害者等施策推進室参事官から平成24年5月に発表された「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」について講義いただいた。

また、経済的に余裕のない被害者等が法テラスの提供する援助制度を利用しやすくなるように、ワンストップ支援センターや被害者支援センターを日本弁護士連合会委託援助制度の指定相談場所とする連携が始まっている。

多くの地方事務所が、自治体が主催するDV防止法第9条連絡協議会へ参加し、連携を強化しており、DV専門相談を実施する地方事務所も少しずつ増えている。

被災地出張所である法テラス南三陸では、平成24年2月から内閣府男女共同参画局との連携により「女性の悩みごと相談」を実施している。この事業は内閣府の「東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業」の一環で、その必要性から当初の予定を再々延長し、平成26年3月までの継続となっている。

性犯罪・DVの案件は今後も増えると思われ、被害者個々の状況に寄り添った支援ができるよう、関係機関との連携を充実させるとともに、支援にあたる女性弁護士を増やしてほしいという被害者等からの要望に応えられるよう努めるなど、弁護士紹介の態勢の充実を図りたい。

(3) 研修

平成24年度の犯罪被害者支援業務担当職員研修ではワンストップ支援センターの講義のほかに、平成24年10月に障害者虐待防止法が施行されたことから、障害者の権利擁護に取り組んでいる弁護士による講義、警察庁犯罪被害者支援室の臨床心理士による犯罪被害者の心理と二次的被害の防止等についての講義及び研修参加者同士による事例検討会を実施した。また、サポートダイヤルの被害者支援ダイヤルのオペレーターに対して、DV、性犯罪の被害者対応についての研修や犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士による実際の支援活動に基づく講義を行った。

今後も犯罪被害者支援業務担当職員の知識とスキルの向上を図り、多種多様な事案にもきめ細やかな対応ができる態勢を整えていきたい。



研修を重ね、担当職員の知識とスキル向上を図る

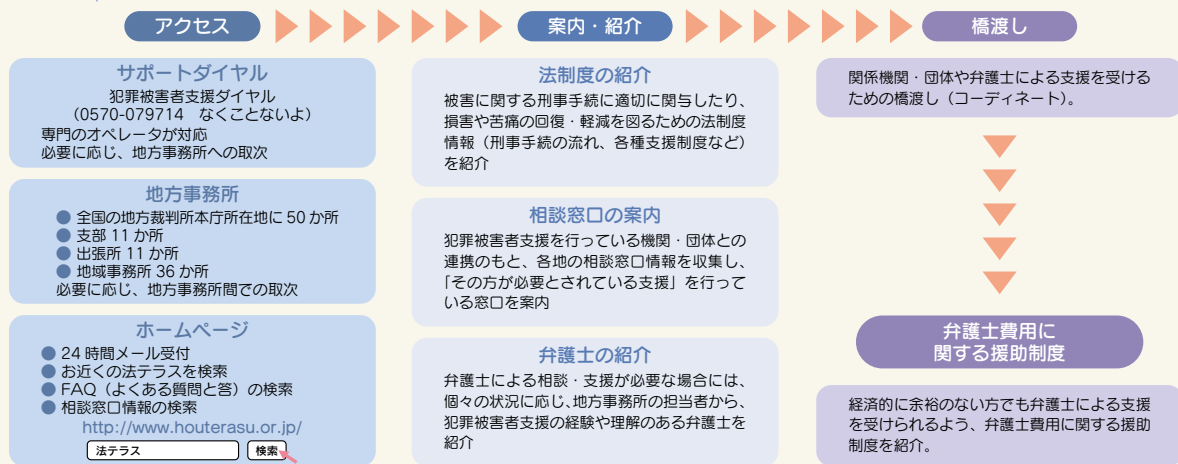
5-2 犯罪被害者支援業務

(1) 犯罪被害者支援業務等の概要

法テラスが実施する犯罪被害者支援業務は、犯罪の被害にあわれた方やご家族の方などが、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、次の業務を行うものである。

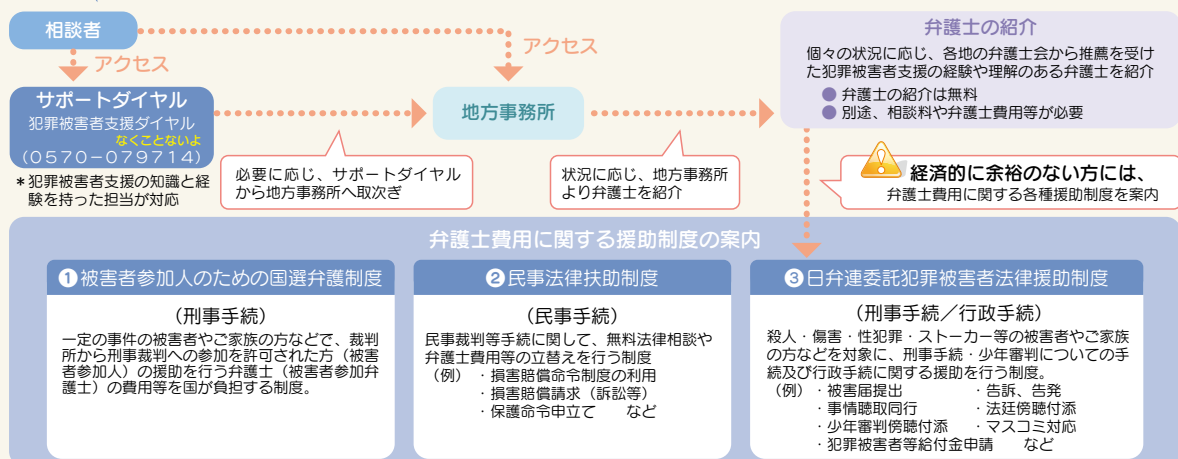
- (ア) 犯罪被害者支援を行っている機関・団体の案内（紹介、取次等）
- (イ) 刑事手続の仕組みや、損害や苦痛の回復・軽減を図るための制度に関する情報の提供
- (ウ) 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介
- (エ) 被害者国選弁護関連業務（後記5-3で詳述する）

資料 5-1 犯罪被害者支援業務の概要



また、経済的に余裕がなく、資力などについて一定の要件に該当する方は、資料5-2①～③の弁護士費用等に関する援助制度の対象となる。

資料 5-2 弁護士費用等に関する援助制度



(2) サポートダイヤル（犯罪被害者支援ダイヤル）

ア お問合せ件数について

サポートダイヤルには、一般ダイヤルの電話番号「0570-078374（おなやみなし）」のほか、犯罪被害者支援専用の電話番号「犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714（なくこないよ）」を設け、犯罪被害者支援の知識や経験を有する担当者が、二次的被害を与えることがないよう心情に配慮しながら、情報提供を行っている。

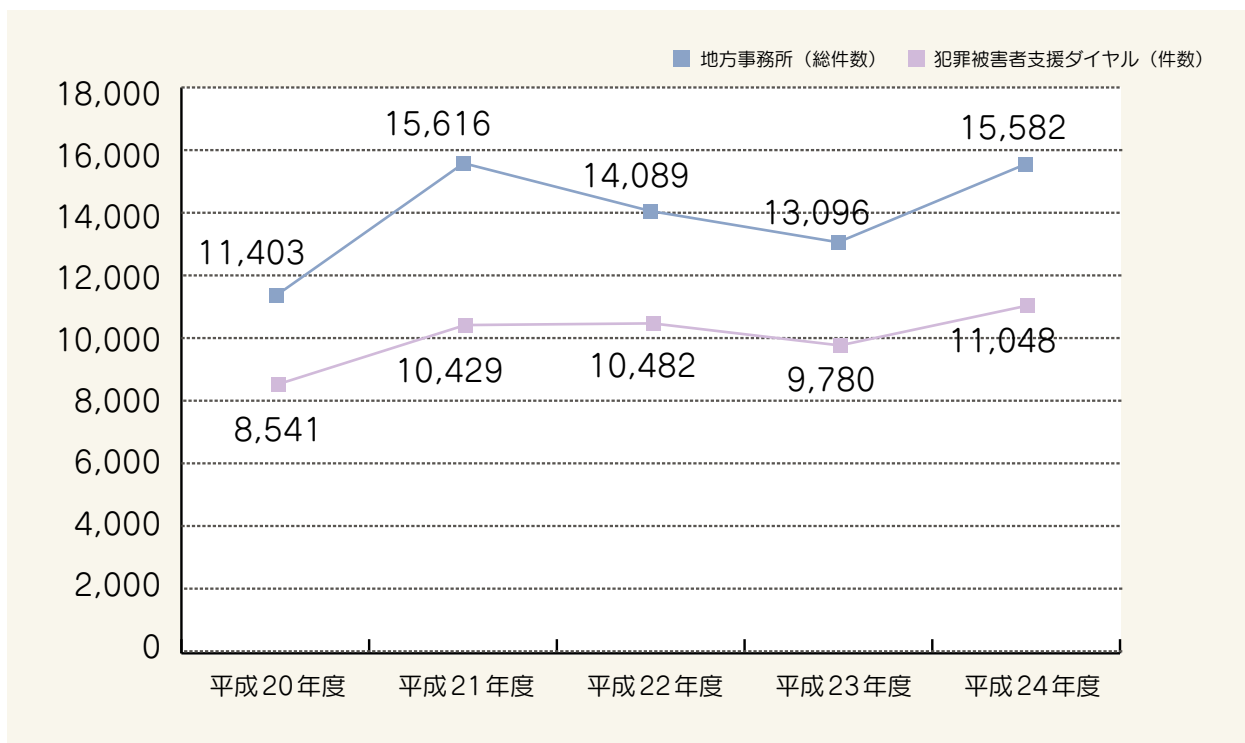
年度ごとのお問合せ件数は資料5-3のとおりである。平成23年度はサポートダイヤルの移転と東日本大震災の影響もあり、平成24年度のお問合せ件数は11,048件で前年度に比べて1,268件増加した。業務開始以降のお問合せ件数は計60,255件となった。

資料 5-3 犯罪被害者支援ダイヤルと地方事務所におけるお問合せ件数の推移

お問合せ対応実績	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
犯罪被害者支援ダイヤル（件数）	8,541	10,429	10,482	9,780	11,048
地方事務所（総件数）	11,403	15,616	14,089	13,096	15,582

【参考】 業務開始(平成18年10月)～平成24年度末

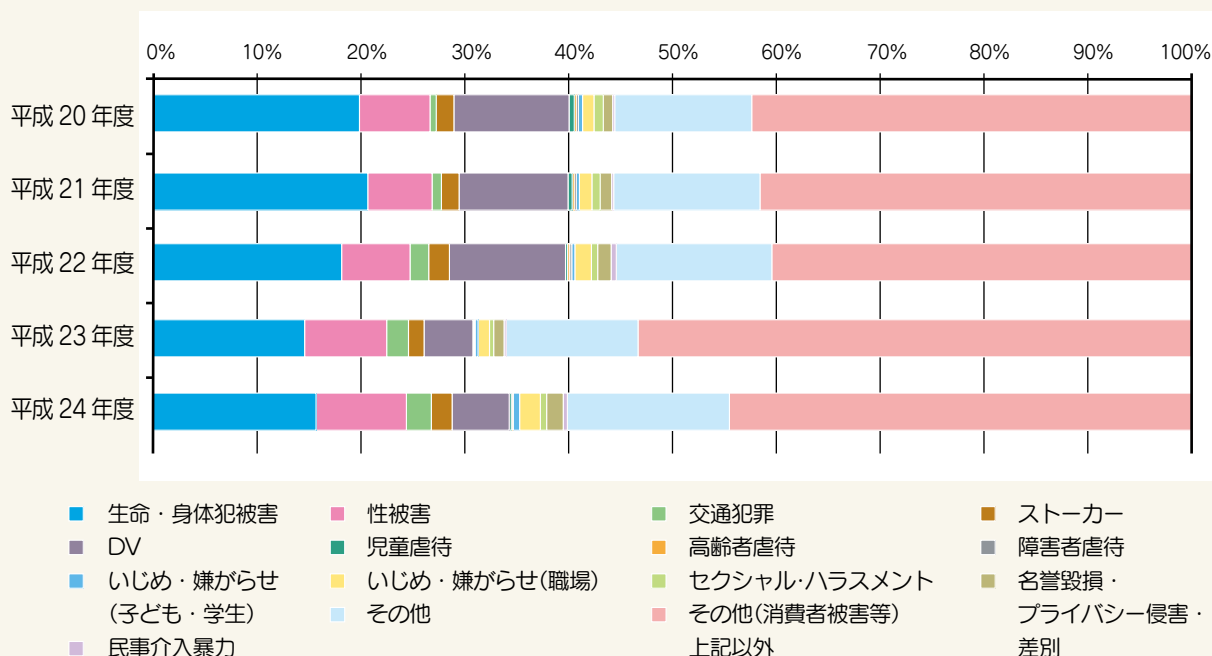
犯罪被害者支援ダイヤル（件数）	60,255 件
地方事務所（総件数）	78,802 件



イ お問合せ内容について

平成24年度におけるお問合せ内容の内訳は資料5-4のとおりである。生命・身体犯被害、性被害、ドメスティック・バイオレンス（DV）、交通犯罪、ストーカー、いじめ・嫌がらせ（職場、子ども・学生）、名誉毀損・プライバシー侵害・差別、セクシャル・ハラスメント、児童・高齢者・障害者虐待、民事介入暴力に関するお問合せのほか、「その他の被害者相談、刑事手続、犯罪の成否等」を合わせると、これらが5割以上（55.5%）であり、その他は、振り込め詐欺や不当請求などの消費者被害に関するものなどである。

資料5-4 犯罪被害者支援ダイヤルで対応したお問合せ内容の内訳の推移

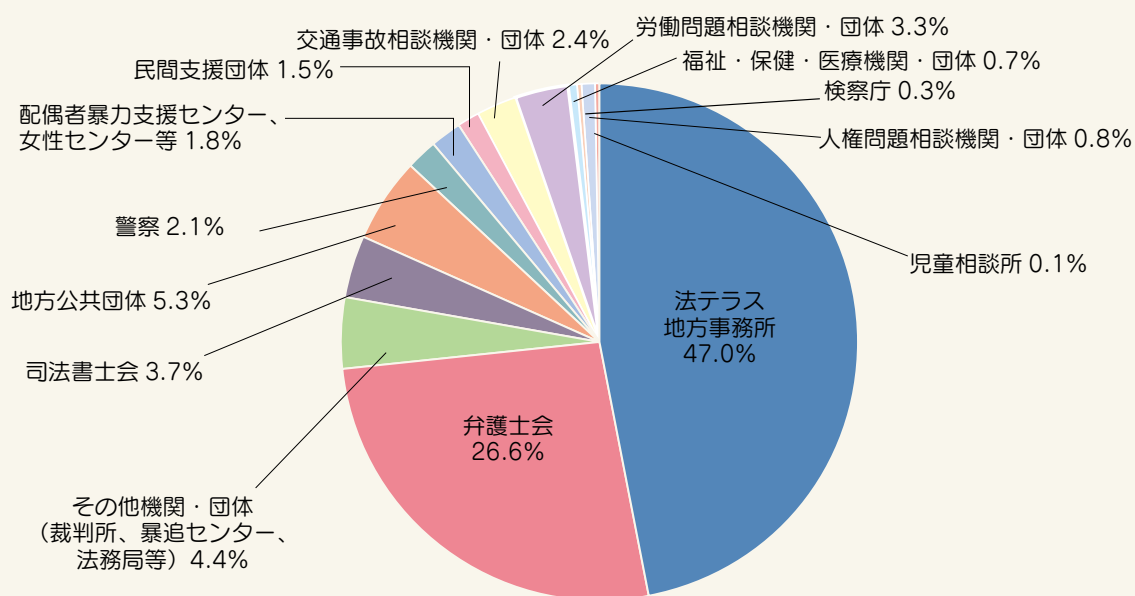


年度	生命・ 身体犯 被害	性被害	交通犯 罪	ストー カー	DV	児童虐 待	高齢者 虐待	障害者 虐待	いじめ・ 嫌がらせ (子ども・ 学生)	いじめ・ 嫌がらせ (職場)	セク シャル・ ハラス メント	名誉毀損・ プライバ シー侵害・ 差別	民事介 入暴力	その他	その他 (消費者 被害等) 上記以外	計
平成 20年度	19.9%	6.8%	0.6%	1.7%	11.1%	0.5%	0.2%		0.4%	1.1%	0.9%	0.9%	0.2%	13.2%	42.5%	100.0%
平成 21年度	20.7%	6.2%	0.9%	1.7%	10.5%	0.4%	0.2%		0.3%	1.2%	0.8%	1.1%	0.2%	14.1%	41.7%	100.0%
平成 22年度	18.2%	6.6%	1.8%	2.0%	11.2%	0.2%	0.2%		0.3%	1.6%	0.6%	1.3%	0.5%	15.0%	40.5%	100.0%
平成 23年度	14.6%	7.9%	2.1%	1.5%	4.7%	0.1%	0.1%	0.0%	0.3%	1.1%	0.4%	1.0%	0.2%	12.7%	53.3%	100.0%
平成 24年度	15.7%	8.7%	2.4%	2.0%	5.5%	0.2%	0.1%	0.1%	0.6%	2.0%	0.6%	1.6%	0.4%	15.6%	44.5%	100.0%

ウ 紹介先

平成24年度における犯罪被害者支援ダイヤルで対応したお問合せに対する紹介先は、資料5-5のとおり、法テラス地方事務所が約5割（47.0%）のほかは、弁護士会が最も多く、これに次いで地方公共団体、その他機関・団体（裁判所、暴追センター、法務局等）、司法書士会、警察、労働問題相談機関、交通事故相談機関、民間支援団体、配偶者暴力相談支援センター・女性センター、福祉・保健・医療機関・団体、人権問題相談機関・団体、検察庁となっている。

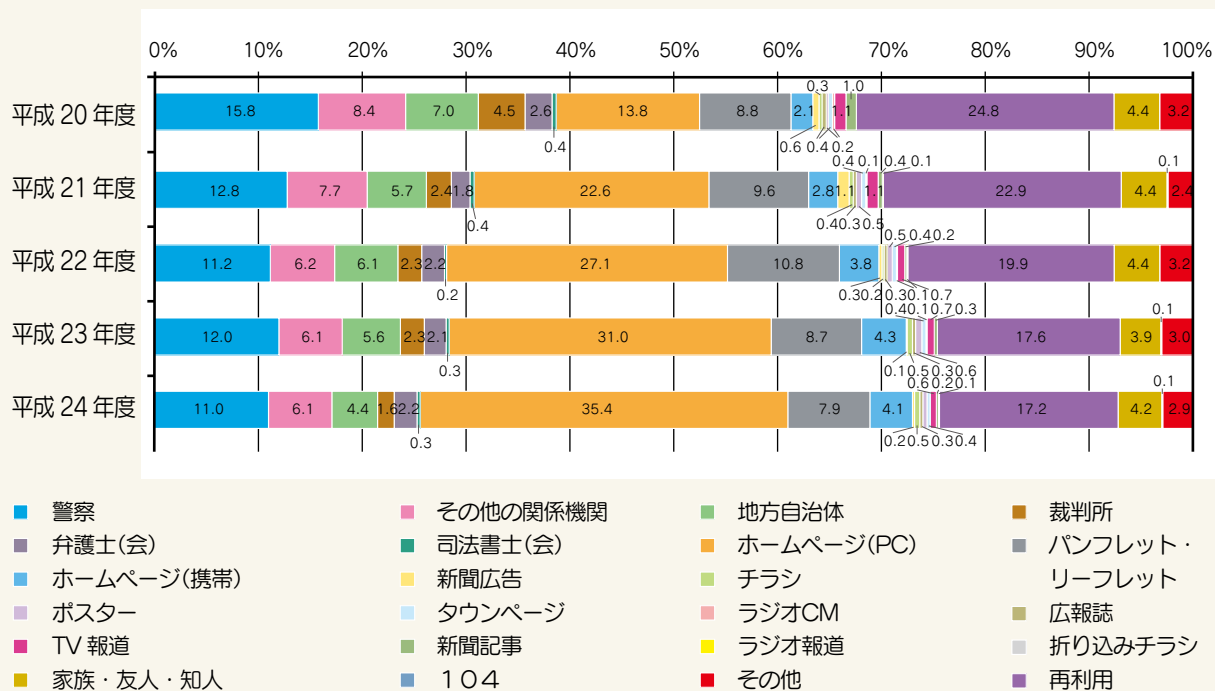
資料5-5 平成24年度犯罪被害者支援ダイヤルで対応したお問合せに対する紹介先



エ 認知媒体

平成24年度の犯罪被害者支援ダイヤルにおける認知媒体は資料5-6のとおりである。広報及び関係機関を通じて法テラスを知る場合が約7割（74.9%）となっている。特に広報のツールとしては、ホームページの割合が年々増加しており（平成23年度の35.3%から平成24年度は39.5%に増加）その重要性は高いといえる。

資料5-6 犯罪被害者支援ダイヤルの認知媒体の推移



認知媒体	警察	その他の関係機関	地方自治体	裁判所	弁護士(会)	司法書士(会)	ホームページ(PC)	パンフレット・リーフレット	ホームページ(携帯)	新聞広告	チラシ	広報誌
平成20年度	15.8%	8.4%	7.0%	4.5%	2.6%	0.4%	13.8%	8.8%	2.1%	0.6%	0.3%	0.4%
平成21年度	12.8%	7.7%	5.7%	2.4%	1.8%	0.4%	22.6%	9.6%	2.8%	1.1%	0.4%	0.3%
平成22年度	11.2%	6.2%	6.1%	2.3%	2.2%	0.2%	27.1%	10.8%	3.8%	0.3%	0.2%	0.3%
平成23年度	12.0%	6.1%	5.6%	2.3%	2.1%	0.3%	31.0%	8.7%	4.3%	0.1%	0.5%	0.3%
平成24年度	11.0%	6.1%	4.4%	1.6%	2.2%	0.3%	35.4%	7.9%	4.1%	0.2%	0.5%	0.3%

認知媒体	ポスター	タウンページ	ラジオCM	折り込みチラシ	TV報道	新聞記事	ラジオ報道	再利用	家族・友人・知人	104	その他	合計
平成20年度	0.2%	0.4%	0.2%	0.0%	1.1%	1.0%	0.0%	24.8%	4.4%	0.0%	3.2%	100.0%
平成21年度	0.5%	0.4%	0.1%	0.0%	1.1%	0.4%	0.1%	22.9%	4.4%	0.1%	2.4%	100.0%
平成22年度	0.5%	0.4%	0.0%	0.1%	0.7%	0.2%	0.1%	19.9%	4.4%	0.0%	3.2%	100.0%
平成23年度	0.6%	0.4%	0.0%	0.1%	0.7%	0.3%	0.0%	17.6%	3.9%	0.1%	3.0%	100.0%
平成24年度	0.4%	0.3%	0.0%	0.0%	0.6%	0.2%	0.1%	17.2%	4.2%	0.1%	2.9%	100.0%

(3) 地方事務所

法テラスでは、全国の地方事務所において、電話によるもののほか、担当者との面談による情報提供や、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介及び後述の被害者国選弁護関連業務を行っている。

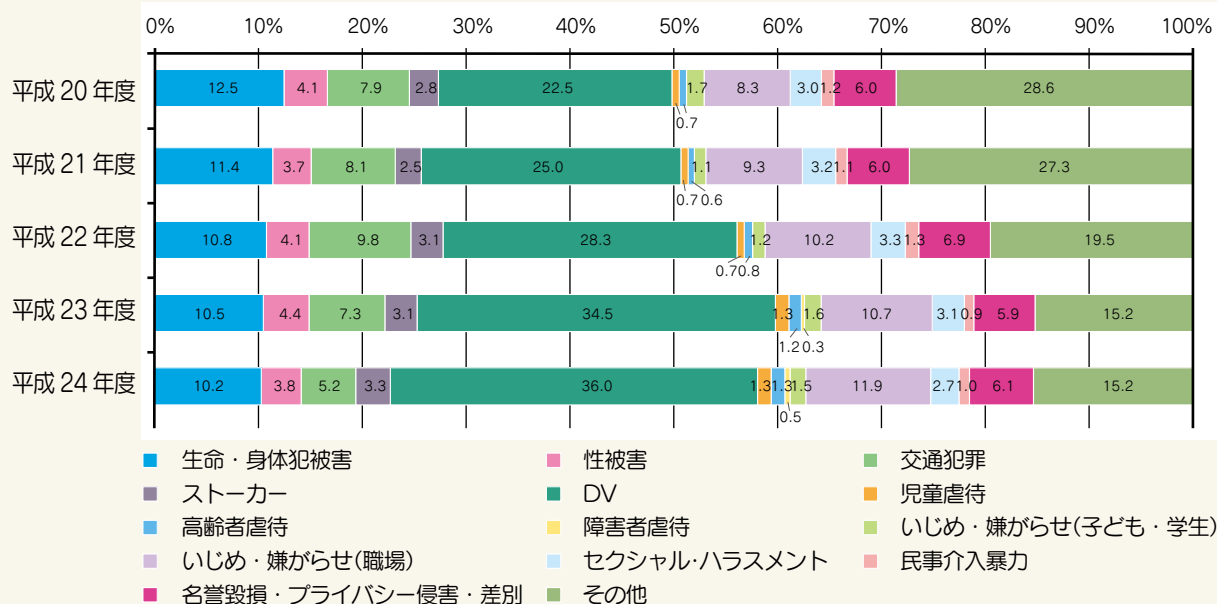
ア お問合せ件数について

業務開始以降の「犯罪被害・刑事手続等」に関するお問合せ件数は、前掲資料5-3、5-4のとおりである。年度ごとの件数は平成21年度をピークに昨年まで減少していたが、平成24年度は増加した。地方事務所ごとに広報活動を工夫しており、関係機関との連携等を通して、法テラス犯罪被害者支援業務の認知度は高まってきたが、なお一層の周知が必要であると考えられる。業務開始以降のお問合せ件数は計78,802件となった。

イ お問合せ内容について

平成24年度におけるお問合せ内容の内訳は資料5-7のとおりである。おもなお問合せ内容は、DV、いじめ・嫌がらせ（職場・子ども・学生）、生命・身体犯被害、交通犯罪、名誉毀損・プライバシー侵害・差別、性被害、セクシャル・ハラスメント、ストーカー、児童・高齢者・障害者虐待、民事介入暴力に関するお問合せのほか、「その他の被害者相談、刑事手続、犯罪の成否等（その他の被害者相談等）」であり、そのうちDV案件は全体の3割以上（36.0%）を占めている。

資料5-7 地方事務所に対応したお問合せ内容の内訳の推移

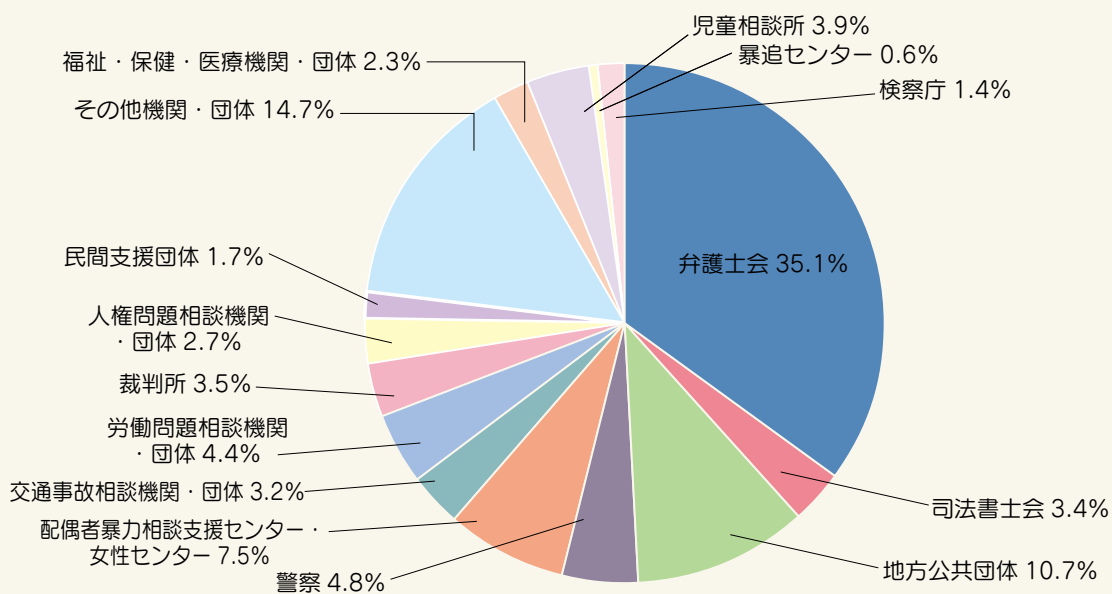


問い合わせ件数(実績管理1)	生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー	DV	児童虐待	高齢者虐待	障害者虐待	いじめ・嫌がらせ(子ども・学生)	いじめ・嫌がらせ(職場)	セクシャル・ハラスメント	民事介入暴力	名誉毀損・プライバシー侵害・差別	その他	計
平成20年度	12.5%	4.1%	7.9%	2.8%	22.5%	0.7%	0.7%	-	1.7%	8.3%	3.0%	1.2%	6.0%	28.6%	100.0%
平成21年度	11.4%	3.7%	8.1%	2.5%	25.0%	0.7%	0.6%	-	1.1%	9.3%	3.2%	1.1%	6.0%	27.3%	100.0%
平成22年度	10.8%	4.1%	9.8%	3.1%	28.3%	0.7%	0.8%	-	1.2%	10.2%	3.3%	1.3%	6.9%	19.5%	100.0%
平成23年度	10.5%	4.4%	7.3%	3.1%	34.5%	1.3%	1.2%	0.3%	1.6%	10.7%	3.1%	0.9%	5.9%	15.2%	100.0%
平成24年度	10.2%	3.8%	5.2%	3.3%	36.0%	1.3%	1.3%	0.5%	1.5%	11.9%	2.7%	1.0%	6.1%	15.2%	100.0%

ウ 紹介先

平成24年度における地方事務所で対応したお問合せに対する紹介先は、資料5-8のとおり、弁護士会が3割（35.1%）と最も多く、これに次いで地方公共団体、配偶者暴力相談支援センター・女性センター、交通事故相談機関・団体、警察となっている。

資料5-8 平成24年度地方事務所で対応したお問合せに対する紹介先



エ 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介業務について

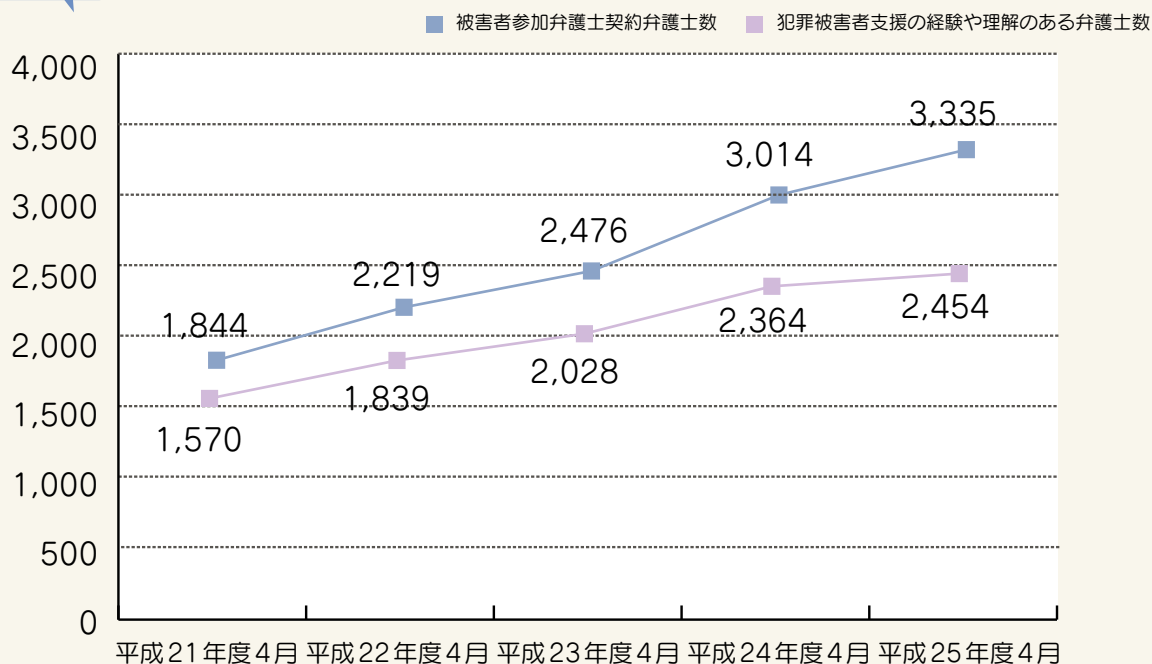
(ア) 弁護士数

弁護士会から推薦を受けた犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士は、資料5-9、5-10のとおり、平成25年4月1日現在で2,454名であり、前年度末より90名増加（約3.8%増）した。今後とも、弁護士確保の取組みを進めていく予定である。

資料 5-9 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移

地方 事務所名	人数					増減数	地方 事務所名	人数					増減数
	平成21年 4月1日	平成22年 4月1日	平成23年 4月1日	平成24年 4月1日	平成25年 4月1日			平成21年 4月1日	平成22年 4月1日	平成23年 4月1日	平成24年 4月1日	平成25年 4月1日	
東京	229	269	321	335	228	-1	岡山	29	29	27	42	41	12
神奈川	25	49	78	79	148	123	鳥取	11	11	10	21	21	10
埼玉	28	30	34	34	35	7	島根	14	13	16	17	20	6
千葉	43	43	56	102	92	49	福岡	149	177	187	196	217	68
茨城	31	39	43	49	54	23	佐賀	28	30	32	27	27	-1
栃木	22	22	31	40	42	20	長崎	15	15	24	28	34	19
群馬	25	25	25	25	25	0	大分	14	30	42	49	51	37
静岡	34	34	38	52	77	43	熊本	14	18	26	27	25	11
山梨	15	15	14	27	32	17	鹿児島	29	29	27	28	30	1
長野	42	76	76	75	75	33	宮崎	19	19	19	27	28	9
新潟	33	33	47	51	55	22	沖縄	12	11	11	11	11	-1
大阪	93	90	91	97	96	3	宮城	20	19	24	31	31	11
京都	51	84	94	104	107	56	福島	21	21	27	35	25	4
兵庫	59	64	63	66	65	6	山形	20	20	19	30	31	11
奈良	11	20	21	21	44	33	岩手	28	28	27	26	24	-4
滋賀	10	10	10	17	18	8	秋田	32	33	32	32	38	6
和歌山	28	28	29	36	35	7	青森	4	20	21	22	21	17
愛知	60	71	81	106	107	47	札幌	28	41	44	81	91	63
三重	32	32	31	31	31	-1	函館	14	13	12	16	18	4
岐阜	17	21	22	36	39	22	旭川	5	6	5	7	16	11
福井	22	21	23	33	35	13	釧路	17	17	17	19	19	2
石川	28	28	27	32	40	12	香川	23	37	26	28	31	8
富山	11	11	11	11	11	0	徳島	23	23	23	36	35	12
広島	10	11	12	22	19	9	高知	11	18	17	12	20	9
山口	16	16	16	16	16	0	愛媛	15	19	19	19	23	8
合計							1,570 1,839 2,028 2,364 2,454 884						

資料 5-10 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

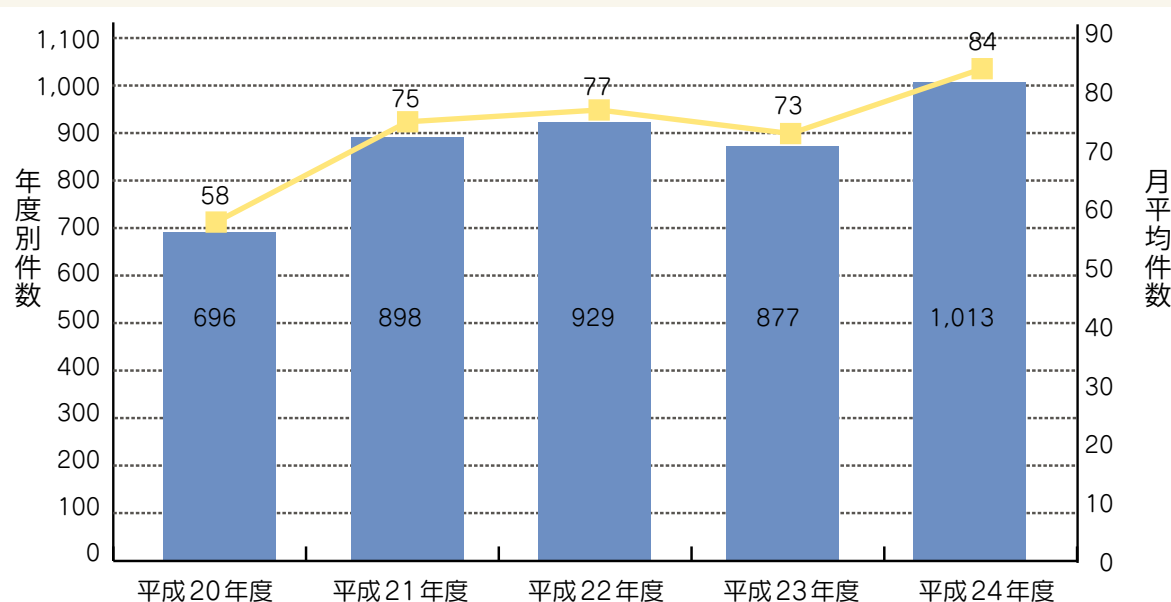


(イ) 紹介件数

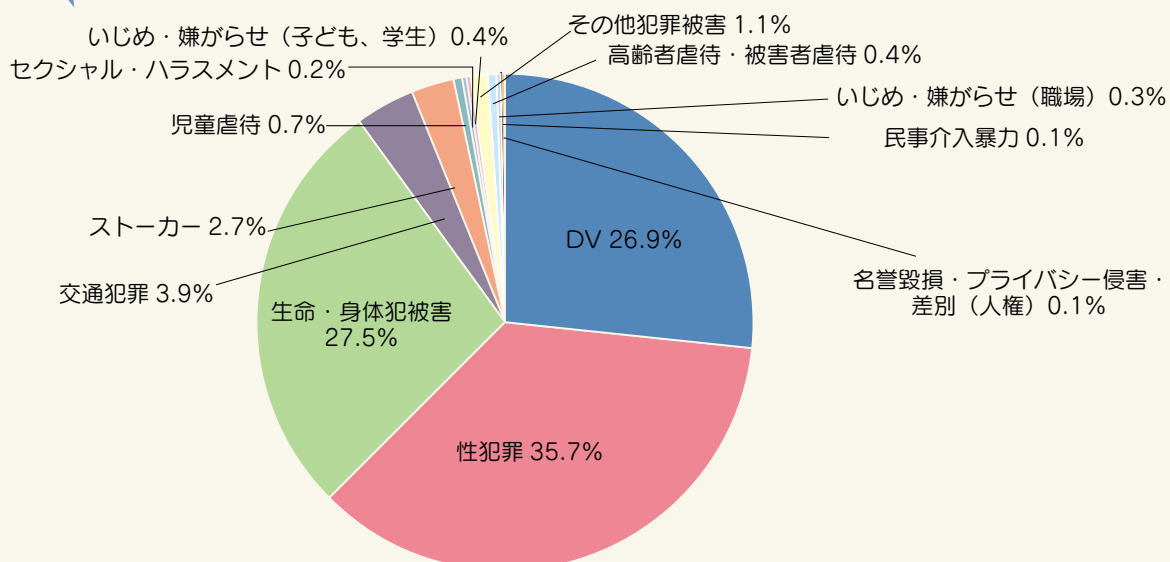
紹介件数及び被害種別内訳は、資料5-11、5-12のとおりである。年度ごとの件数は平成23年度は減少に転じたが、平成24年度は増加し1,000件を超え、1,013件となった。今後も弁護士を紹介する態勢の整備と拡充を図っていく。

また、弁護士を紹介した案件のおもな被害種別は、性被害、生命・身体犯被害、DVで、これらの被害種別で全体の9割を占めている。

資料 5-11 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介件数の年度別及び月平均件数の推移



資料5-12 平成24年度犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介案件の被害種別内訳



5-3 被害者国選弁護関連業務

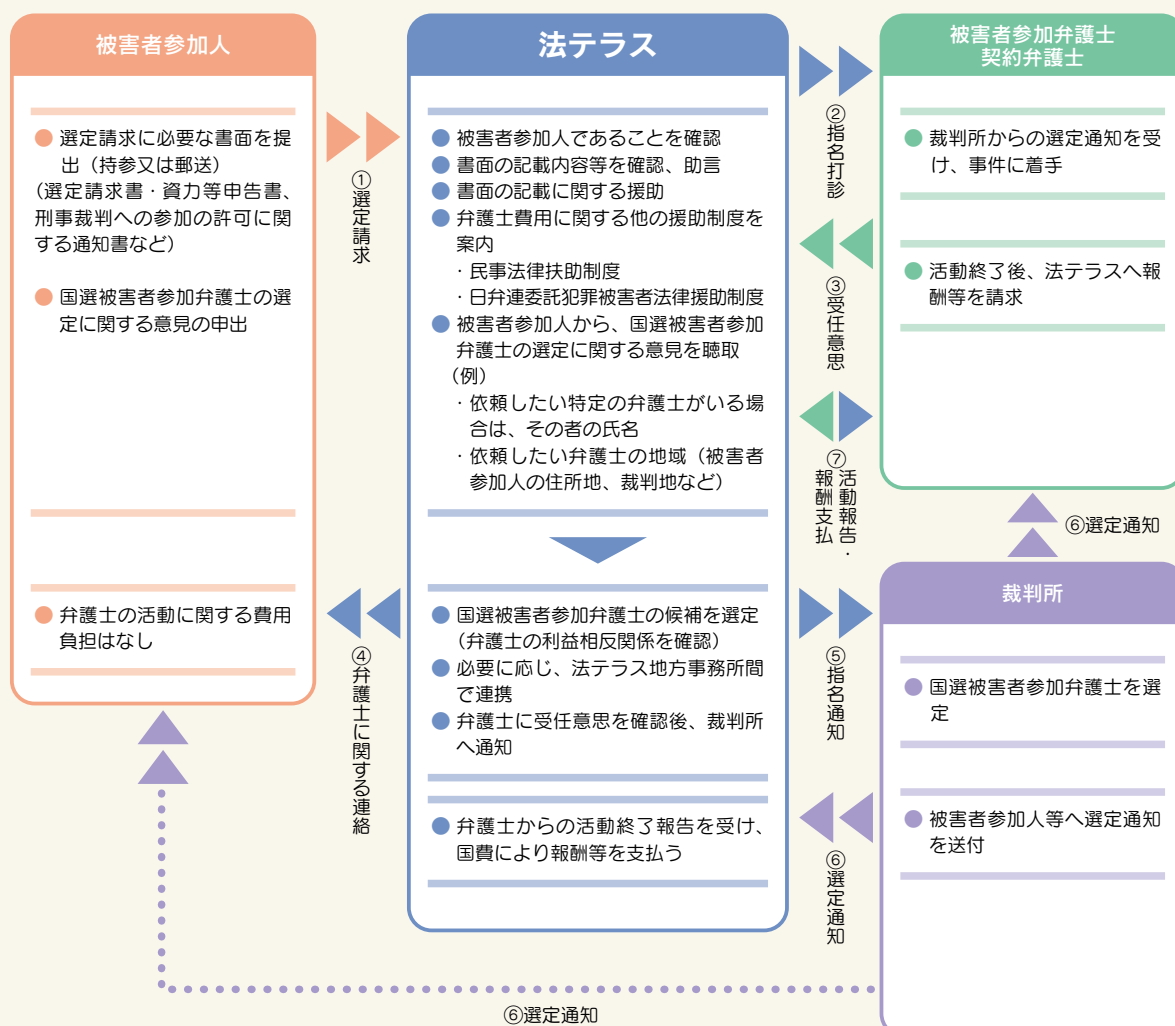
(1) 被害者参加制度等の概要

被害者参加制度とは、一定の重大犯罪の被害者等が、裁判所の決定により、公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することができる制度である。一定の重大犯罪とは、①殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、②強制わいせつ、強姦等の罪、③自動車運転過失致死傷等の罪、④逮捕及び監禁の罪、⑤略取、誘拐、人身売買の罪等である。

被害者参加人のための国選弁護制度とは、刑事裁判への参加を認められた犯罪被害者等（被害者参加人）が経済的に余裕のない方々である場合でも、弁護士による援助を受けられるようにするため、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度である。

法テラスでは、全国の地方事務所において、国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、被害者参加人の意見聴取、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の算定及び支払等の業務を行っている。

資料 5-13 国選被害者参加弁護士の選定請求手続の流れ



(2) 被害者国選弁護関連業務の実施状況

ア 被害者参加弁護士契約弁護士について

被害者参加弁護士契約弁護士の人数は資料5-14及び前掲資料5-10のとおり平成25年4月1日現在で3,335名であり、前年度末より321名増加（約10.6%増）した。被害者参加人のための国選弁護制度の円滑な実施を図るために、今後とも、さらなる契約弁護士確保の取組みを進めていく予定である。

資料 5-14 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

地方 事務所名	人数					増減数
	平成21年 4月1日	平成22年 4月1日	平成23年 4月1日	平成24年 4月1日	平成25年 4月1日	
東京	181	237	283	335	363	182
神奈川	67	84	106	128	149	82
埼玉	31	43	52	59	54	23
千葉	78	79	76	114	161	83
茨城	34	46	52	76	82	48
栃木	19	22	40	56	64	45
群馬	38	39	40	51	52	14
静岡	36	37	38	43	44	8
山梨	18	19	18	28	34	16
長野	51	61	78	92	92	41
新潟	33	45	56	69	83	50
大阪	85	107	125	132	134	49
京都	50	62	57	91	122	72
兵庫	41	50	58	64	82	41
奈良	16	43	45	52	37	21
滋賀	19	19	20	27	30	11
和歌山	26	26	28	35	34	8
愛知	77	79	79	110	117	40
三重	27	32	38	38	44	17
岐阜	16	19	20	27	32	16
福井	18	20	26	29	37	19
石川	16	30	30	38	39	23
富山	16	17	17	19	19	3
広島	44	52	58	88	91	47
山口	42	46	55	57	66	24
岡山	22	22	23	38	44	22
鳥取	23	23	21	23	23	0
島根	18	20	23	27	29	11
福岡	102	138	156	164	191	89
佐賀	29	30	37	37	50	21
長崎	59	58	60	68	71	12
大分	30	39	49	58	58	28
熊本	70	86	100	103	115	45
鹿児島	33	39	30	36	33	0
宮崎	47	52	53	84	81	34
沖縄	27	26	27	29	30	3
宮城	25	25	35	43	44	19
福島	19	22	23	23	26	7
山形	26	26	32	36	37	11
岩手	27	28	25	25	36	9
秋田	13	15	14	18	25	12
青森	4	20	16	24	24	20
札幌	52	72	72	102	110	58
函館	11	15	16	20	26	15
旭川	20	24	28	38	43	23
釧路	19	24	28	34	39	20
香川	17	19	26	28	29	12
徳島	29	28	29	47	46	17
高知	12	19	23	20	31	19
愛媛	31	35	35	31	32	1
合計	1,844	2,219	2,476	3,014	3,335	1,491

イ 選定請求状況について

制度施行（平成20年12月）から平成25年3月までに、計1,048件の選定請求を受け付けた。罪名別件数及び総件数に占める罪名別割合は資料5-15、5-16のとおり、強姦・強制わいせつ等が351件（33.5%）と最も多く、次いで殺人（殺人未遂）となっている。

司法統計によれば、通常第一審事件において、被害者参加が許可された者のうち国選被害者参加弁護士に委託した割合は全体で3割（30.4%）である（平成21年～平成24年）。

資料 5-15 選定請求件数及び罪名内訳

罪 名	選定請求件数						
	合計	(割合)	平成20年度 (4か月)	平成21年度 (12か月)	平成22年度 (12か月)	平成23年度 (12か月)	平成24年度 (12か月)
殺人（殺人未遂）	208	(19.8%)	6	50	40	45	67
傷害	159	(15.2%)	6	27	31	53	42
傷害致死	75	(7.2%)	4	5	19	25	22
強姦・強制わいせつ等	351	(33.5%)	6	68	77	91	109
危険運転致死傷	13	(1.2%)	0	3	3	2	5
業務上	5	(0.5%)	0	1	3	1	0
過失致死傷	3	(0.3%)	0	3	0	0	0
重過失	146	(13.9%)	5	31	31	40	39
自動車運転	13	(1.2%)	0	3	3	3	4
逮捕・監禁等	5	(0.5%)	0	2	1	1	1
略取・誘拐等	0	(0.0%)	0	0	0	0	0
人身売買	64	(6.1%)	2	9	21	19	13
強盗致死傷・強盗強姦等	5	(0.5%)	0	1	2	2	0
その他刑法犯	1	(0.1%)	0	1	0	0	0
特別法犯							
合計	1048	100.0%	29	204	231	282	302

資料 5-16 通常第一審事件のうち被害者参加の申出のあった件数と
国選弁護士への委託人員数（司法統計による）

罪名	被害者参加を許可された人員数					国選被害者参加弁護士への委託人員数					国選率 (B/A)
	21 年	22 年	23 年	24 年	合計 (A)	21 年	22 年	23 年	24 年	合計 (B)	
殺人（殺人未遂）	51	126	145	115	437	21	58	60	66	205	46.9%
傷害	65	63	60	71	259	24	27	31	29	111	42.9%
傷害致死	31	32	53	80	196	14	22	34	33	103	52.6%
強姦・強制わいせつ等	60	107	113	140	420	33	66	74	90	263	62.6%
危険運転致死傷	6	23	14	19	62	0	13	2	4	19	30.6%
業務上過失致死傷	14	12	19	66	111	0	0	1	0	1	0.9%
重過失致死傷	3	5	0	3	11	2	1	0	0	3	27.3%
自動車運転過失致死傷	282	345	369	381	1,377	23	34	22	50	129	9.4%
逮捕・監禁等	0	3	1	3	7	0	0	0	0	0	0.0%
略取・誘拐等	3	2	2	7	14	1	0	1	4	6	42.9%
強盗致死傷・強盗強姦等	15	70	75	55	215	8	39	29	32	108	50.2%
その他刑法犯	9	7	21	17	54	5	5	15	9	34	63.0%
道路交通法違反	20	43	27	40	130	0	7	3	6	16	12.3%
その他特別法犯	1	1	3	3	8	1	0	3	1	5	62.5%
合計	560	839	902	1,000	3,301	132	272	275	324	1,003	30.4%

（注）平成21年から平成24年の被害者参加の申出人数は3,356名であり、被害者参加の申出をした者のうち98.4%
（3,301名）参加が許可されている。





6. 震災法律援助業務

6-1 業務の概要

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、被災地に想像を絶する被害をもたらし、人々から平穏な日常生活を奪った。地震・津波・原発事故は、不動産、二重ローン、相続、損害賠償などの多くの法的問題を引き起こし、被災地の復旧・復興を図り、被災者の方が健全な生活を取り戻すためには、これらの法的問題を解決してゆくことが不可欠となっている。

震災後、被災者への法的支援は、主として情報提供業務と民事法律扶助業務の中で行われてきたが、平成24年3月23日、被災者への法的支援を目的とする「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（以下「法テラス震災特例法」）が成立し、4月1日より施行された。これにより、法テラスは、総合法律支援法の定める業務に加え、東日本大震災法律援助業務を行うこととなった。

この背景には、震災直後から、被災地の弁護士会等を中心に、被災者は資力要件を充たすものとして一律に民事法律扶助の対象とすべきであるとの要望書が寄せられたことや、避難所での巡回相談において、資力の確認に必要な家族の人数や資産の有無を、それらを失った者も多い被災者に問うことについて疑義を呈した現場の声があった。また、民事法律扶助制度による費用の立替えは、裁判手続を対象とするため、原子力損害賠償紛争解決センターや、個人版私的整理ガイドラインの利用など、被災者の法的問題の早期解決のために設けられた手続が対象とならず、その不都合が指摘されていた。

法テラス震災特例法による新たな制度には、被災者の実情に沿った支援を可能とする工夫が盛り込まれ、従来の民事法律扶助業務に比べ、被災者が法的支援を受けやすいものとなっている。具体的には、震災当時「被災地」に居住する者であれば、資力要件なく援助を受けられること、裁判所の手続のほか、に原発ADRなどが代理援助・書類作成援助の対象となること、事件の進行中は立替金の償還が猶予されること、などが特色である。

資料 6-1 震災法律援助業務と民事法律扶助業務の比較

	震災法律援助業務	民事法律扶助業務
利用者の条件	東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村（東京都を除く）に平成23年3月11日に住居や営業所等があった方	収入や資産(預貯金・不動産等)が一定額以下である方
無料法律相談の対象	刑事事件を除くすべて	刑事事件を除くすべて
弁護士・司法書士による「代理」の対象	■震災に起因する事件の以下の手続 ・民事・家事・行政に関する裁判所の手続 ・ADR機関の手続 ・行政不服審査などの行政手続 ・各種示談交渉（東京電力㈱に対する請求書提出等）	民事・家事・行政に関する裁判所の手続
弁護士・司法書士による「書類作成」の対象	■震災に起因する事件の以下の書類 ・訴状等の民事裁判上の書類 ・ADR手続上の書類 ・行政不服手続上の書類 ・東京電力㈱に対する請求書 等	訴状等の民事裁判上の書類
弁護士・司法書士費用の返済	事件の終了時から月々5千～1万円ずつ返済	原則として事件の開始時から月々5千～1万円ずつ返済

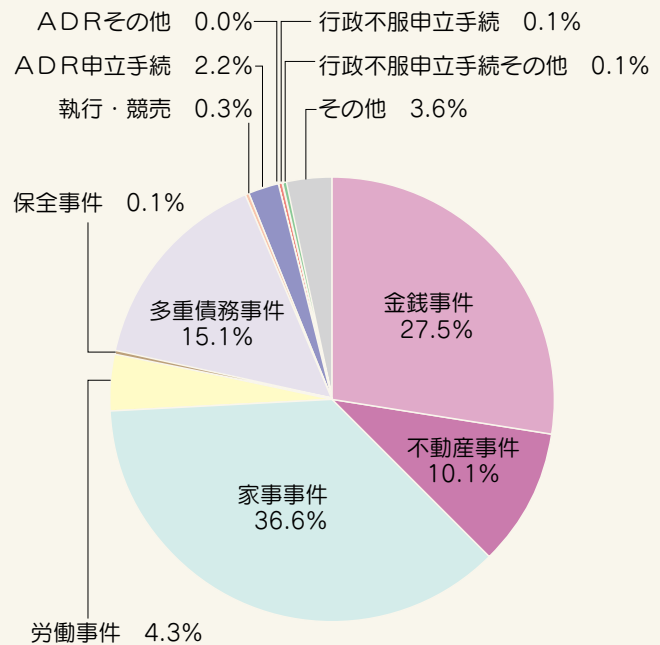
資料 6-2

平成24年度
震災法律相談援助・震災代理援助・
震災書類作成援助の件数

地 方 事 務 所	震災法律 相談援助	震災代理援助	震災書類 作成援助
東 京	258	1,694	0
神 奈 川	60	5	0
埼 玉	44	1	0
千 葉	164	7	1
茨 城	4,555	45	0
栃 木	1,387	3	0
群 馬	1	0	0
静 岡	2	0	0
山 梨	14	1	0
長 野	1	1	0
新 潟	306	1	0
大 阪	14	2	0
京 都	28	0	0
兵 庫	6	3	0
奈 良	0	0	0
滋 賀	3	1	0
和 歌 山	1	0	0
愛 知	1	0	0
三 重	4	0	0
岐 阜	3	0	0
福 井	4	11	0
石 川	2	0	1
富 山	4	0	0
広 島	11	6	0
山 口	0	0	0
岡 山	8	3	0
鳥 取	0	0	0
島 根	0	0	0
福 岡	0	0	0
佐 賀	1	0	0
長 崎	0	0	0
大 分	9	0	0
熊 本	3	1	0
鹿 児 島	3	0	0
宮 崎	1	0	0
沖 縄	8	1	0
宮 城	18,675	323	4
福 島	9,564	390	2
山 形	235	119	0
岩 手	7,424	74	0
秋 田	10	0	0
青 森	160	2	0
札 幌	0	1	0
函 館	2	0	0
旭 川	3	4	0
釧 路	0	0	0
香 川	0	0	0
徳 島	1	0	0
高 知	0	0	0
愛 媛	1	0	0
全国合計	42,981	2,699	8

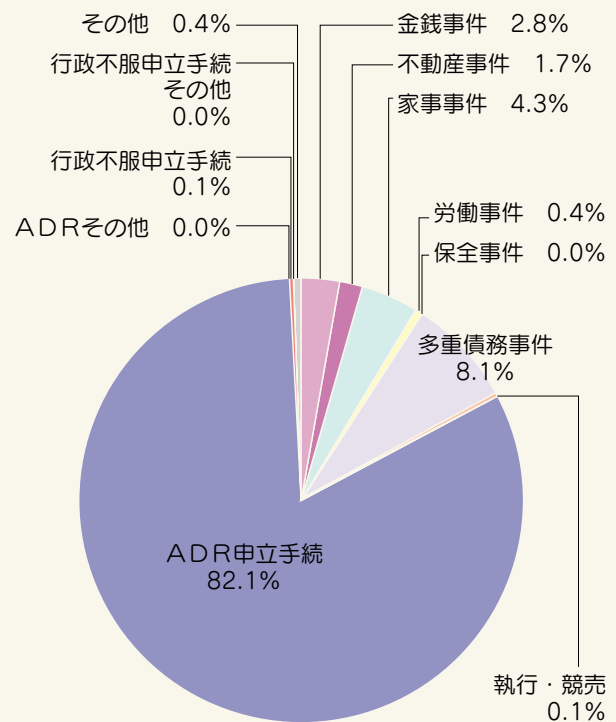
資料 6-3

平成24年度震災法律相談援助事件別内訳

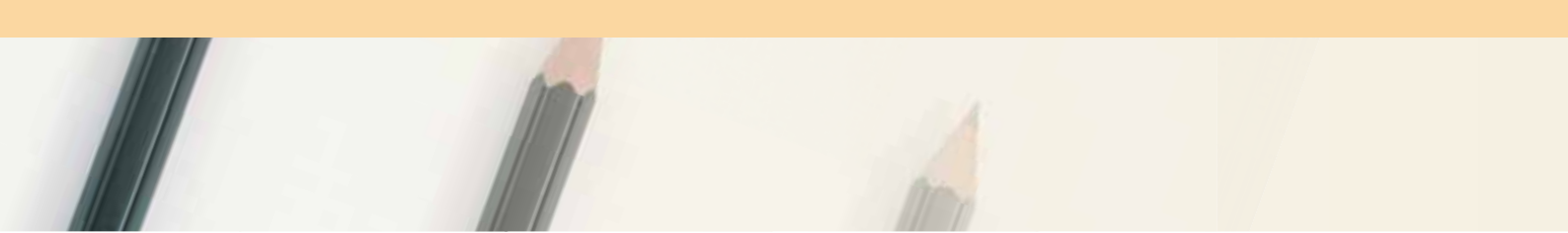


資料 6-4

平成24年度震災代理援助事件別内訳







7. 受託業務

7-1 業務の概要

総合法律支援法第30条第2項の規定により、法テラスは、本来業務（同条第1項）の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人又は国際機関の委託を受けて、被害者等の援助その他に関し、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる等の業務を行うことができることになっている。この規定に基づき、平成19年4月1日から、公益財団法人中国残留孤児援護基金からの委託による「中国・サハリン残留日本人国籍取得支援業務」を、また、同年10月1日からは日本弁護士連合会からの委託による「日本弁護士連合会委託援助業務」をそれぞれ開始し、現在に至っている。

こうした受託業務を通じて、法テラスは、本来業務にとどまらない、より広い法的サービスを提供することが可能となっている。

各業務の内容等は、以下のとおりである。

（1）中国・サハリン残留日本人国籍取得支援委託業務

ア 業務内容

日本に永住帰国した中国残留邦人等は、わが国における生活の安定等のために戸籍訂正手続その他戸籍に関する手続を必要とする。具体的には国籍確認訴訟の提起や戸籍に関する審判申立等を行うことになる。従前、公益財団法人中国残留孤児援護基金では公益財団法人日本財団の助成金を得て、それらの手続を円滑に行うために弁護士による法的援助を実施してきたが、このうちの身元判明者に対する援助について法テラスが受託している。

イ 援助要件等

①利用希望者が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律」第2条の中国残留邦人のうち、身元が判明している者で、②弁護士による援助の必要性・相当性があり、③援助内容が弁護士による戸籍訂正の申請（戸籍法第113条）その他戸籍に関する手続の代理等であることの3要件を充たした申込について、法テラス本部受託業務室が援助開始決定から、弁護士への報酬の支払及び終結決定等のすべての手続を行う。援助額は1件あたり弁護士報酬300,000円プラス交通費等の実費であり、弁護士報酬等について、利用者には負担を求めない。

ウ 平成24年度の実績

平成24年度は5件の援助申込があり、総額1,500,000円の弁護士報酬を援助した。5件とも就籍許可の審判申立である。

なお、援助に要する費用はすべて、公益財団法人中国残留孤児援護基金が、公益財団法人日本財団の助成を受けて法テラスに支払う委託費から支出される。

（2）日本弁護士連合会委託援助業務

ア 業務内容

総合法律支援法が規定する法テラスの本来業務である民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされない人々を対象として、人権救済の観点から弁護士報酬及び費用等の援助を行うというものであり、紛争解決制度の利用をより容易にし、法律専門家のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な法律支援の一環をなす事業である。具体的には、①刑事被疑者弁護援助、②少年保護事件付添援助、③犯罪被害者法律援助、④難民認定に関する法律援助、⑤外国人に対する法律援助、⑥子どもに対する法律援助、⑦精神障害者に対する法律援助、⑧心神喪失者等医療観察法法律援助、⑨高齢者・障

害者・ホームレス等に対する法律援助の9項目にわたり、活動をした弁護士の報酬や諸費用等を援助するものである。

各援助項目の対象者と援助内容は、資料7-1のとおりである。

資料 7-1 日本弁護士連合会委託援助業務の対象者及び援助内容一覧

	対象者	援助内容
①	身体を拘束された刑事被疑者（被疑者国選の対象事件であって勾留状が発せられた被疑者を除く）	被疑者との接見とアドバイス、警察官等との折衝、被害者との示談交渉その他被疑者段階の刑事弁護活動全般
②	家庭裁判所に送致された少年	少年との面会とアドバイス、家庭裁判所との折衝、環境調整、被害者との示談交渉その他付添人活動全般
③	犯罪被害者	被害届の提出、告訴・告発、検察審査会申立、法廷傍聴付添、少年審判状況説明聴取、修復的司法の一環としての加害者側との対話、刑事手続における和解交渉、犯罪被害者等給付金申請及び報道機関への対応・折衝その他犯罪被害者支援のために必要な活動
④	難民	難民認定申請、申請却下に対する異議申立、難民不認定処分等の取消訴訟等の活動
⑤	人道的見地から弁護士による緊急の援助を必要とする外国人	1 在留資格等の入管関係、就籍・帰化等の戸籍・国籍関係、社会保障関係の行政手続の代理等 2 在留資格がないために、民事法律扶助が利用できない外国人の訴訟代理
⑥	人権救済を必要としている子ども	1 児童相談所等との交渉、虐待を行う親との関係調整、離縁訴訟等の支援 2 触法少年の警察官調査に関する付添人活動
⑦	精神障害者	退院請求、処遇改善等の行政手続の代理
⑧	医療観察法の心神喪失者	退院許可申立・処遇改善等の行政手続の代理、国選付添人の医師に対する協力費用
⑨	人道的見地から弁護士による緊急の援助を必要とする高齢者・障害者・ホームレス等	生活保護申請、生活保護法に基づく審査請求の代理
⑩	上記①②を除く対象者	上記①②を除く各援助に関する法律相談

イ 援助要件等

日本弁護士連合会委託援助を利用するためには、①対象者に該当すること、②一定の資力要件（資力に乏しいこと）を充たすこと、③弁護士に依頼する必要性・相当性があることの3つの要件を充たさなければならない。

弁護士がこの援助制度を利用した案件を取り扱うためには、法テラスとの間で委託援助契約を締結する必要がある（総合法律支援法第29条第8項、第30条第2項1号）。同契約を締結した弁護士は、個別案件を申し込むにあたり援助希望者から事情聴取を行い、上記①から③の要件該当性を判断する。申込の受付は、当該弁護士の所属弁護士会に対応する法テラス地方事務所本所のみが行う。

援助開始決定、終結決定は地方事務所長が行い、委託要綱で定めた報酬、費用相当額を援助業務の活動内容に応じて支払う。また、弁護士による活動の結果、被援助者が、事件の終結により金銭その他財

産的利益を取得するなどして、生活状況が改善し、弁護士報酬、費用相当分を支払うことができないという状態を脱し、かつ、被援助者に負担させることが相当でないといえなくなった場合、弁護士報酬等は被援助者の負担となることがある。負担の要否は受任弁護士の意見を尊重して地方事務所長が決定するが、負担金を求める手続きは日本弁護士連合会又は各地の弁護士会が行うこととなっている。

ウ 平成24年度の実績

総申込受理件数について平成22年度は17,587件、平成23年度は19,826件であった。

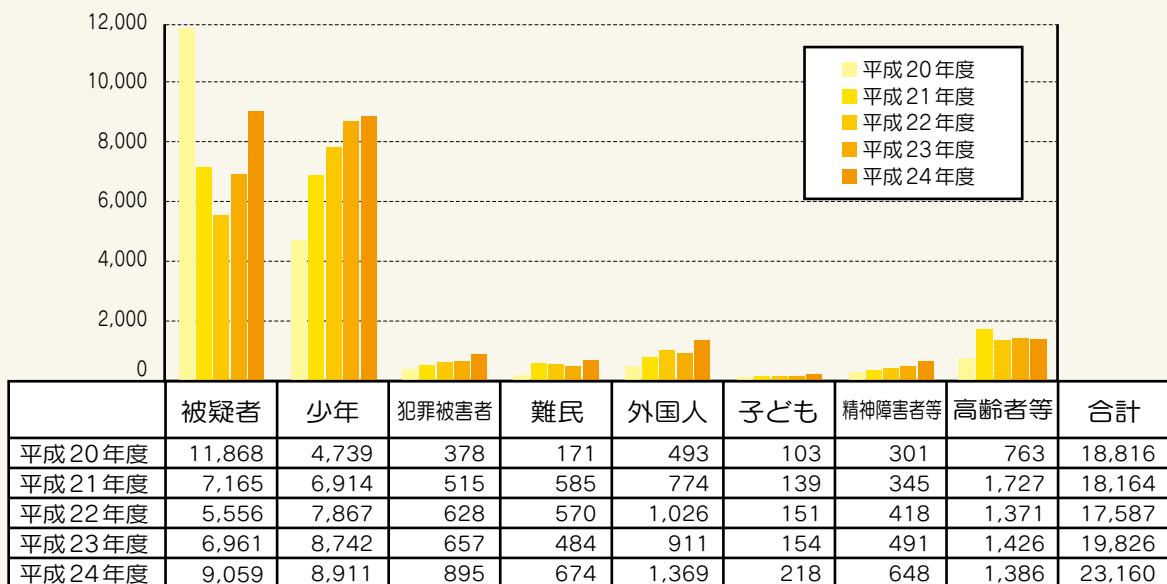
平成24年度は、23,160件の援助申込を受理し、平成19年10月1日からの受託業務開始以降最多である。平成23年度と比較しても3,334件の増加となっており、特に刑事被疑者弁護援助は2,098件増と大きく件数が増加した。平成21年5月に被疑者国選弁護対象事件が拡大されたことにより、平成22年度には申込受理件数が減少したものの、平成23年度以降は再び増加傾向にある。

各地方事務所における平成24年度の申込受理件数の実績は資料7-2、援助項目ごとの年度別申込受理件数の実績は資料7-3のとおりである。

資料 7-2 平成 24 年度申込受理件数（地方事務所別）

	被疑者	少年	犯罪被害者	難民	子ども	外国人	精神 障害者等	高齢者等	合計
東 京	2,447	852	156	456	56	730	25	271	4,993
神 奈 川	290	643	90	6	22	41	3	26	1,121
埼 玉	508	567	40	64	2	43	3	120	1,347
千 葉	460	452	19	6	5	49	4	73	1,068
茨 城	48	117	6	9	3	63	1	12	259
栃 木	21	131	4	0	0	1	0	3	160
群 馬	51	155	9	4	1	16	0	8	244
静 岡	172	141	13	0	2	4	1	30	363
山 梨	24	53	1	0	0	0	11	2	91
長 野	21	77	3	1	0	1	0	2	105
新 潟	85	93	11	0	0	2	2	3	196
大 阪	990	826	68	50	7	246	31	138	2,356
京 都	228	232	34	0	17	3	12	28	554
兵 庫	152	581	12	1	0	8	3	51	808
奈 良	47	105	10	1	0	2	4	37	206
滋 賀	36	70	6	0	0	0	0	10	122
和 歌 山	25	82	1	0	1	0	3	3	115
愛 知	369	614	47	28	15	121	23	78	1,295
三 重	16	127	2	0	1	0	1	14	161
岐 阜	41	100	3	0	0	7	2	19	172
福 井	38	34	6	0	0	2	0	15	95
石 川	48	51	10	0	0	0	1	14	124
富 山	26	33	2	0	0	0	0	20	81
広 島	148	265	25	0	8	3	26	29	504
山 口	40	62	2	0	2	0	1	3	110
岡 山	268	144	32	30	14	7	4	22	521
鳥 取	28	21	4	0	1	0	0	3	57
島 根	55	30	6	0	2	1	4	11	109
福 岡	694	596	56	17	24	4	412	174	1,977
佐 賀	54	97	13	0	3	2	5	14	188
長 崎	76	44	9	0	11	1	0	8	149
大 分	66	69	14	0	0	2	2	0	153
熊 本	54	186	9	0	0	1	1	7	258
鹿 児 島	44	63	23	0	0	0	35	3	168
宮 崎	107	67	6	0	2	1	1	1	185
冲 縄	97	195	15	0	0	1	0	4	312
宮 城	281	140	21	0	0	2	5	24	473
福 島	32	87	5	0	1	1	0	13	139
山 形	72	28	1	0	0	0	0	10	111
岩 手	70	19	6	0	1	0	3	1	100
秋 田	28	27	2	0	0	1	0	1	59
青 森	44	44	0	1	1	0	1	0	91
札 幌	473	196	20	0	4	2	17	6	718
函 館	42	30	12	0	0	0	0	3	87
旭 川	33	21	2	0	0	0	0	1	57
釧 路	26	29	12	0	2	0	0	1	70
香 川	33	136	18	0	3	1	0	42	233
徳 島	8	35	3	0	1	0	0	2	49
高 知	23	59	24	0	5	0	0	9	120
愛 媛	20	85	2	0	1	0	1	17	126
合 計	9,059	8,911	895	674	218	1,369	648	1,386	23,160

資料 7-3 年度別事業種別申込受理件数

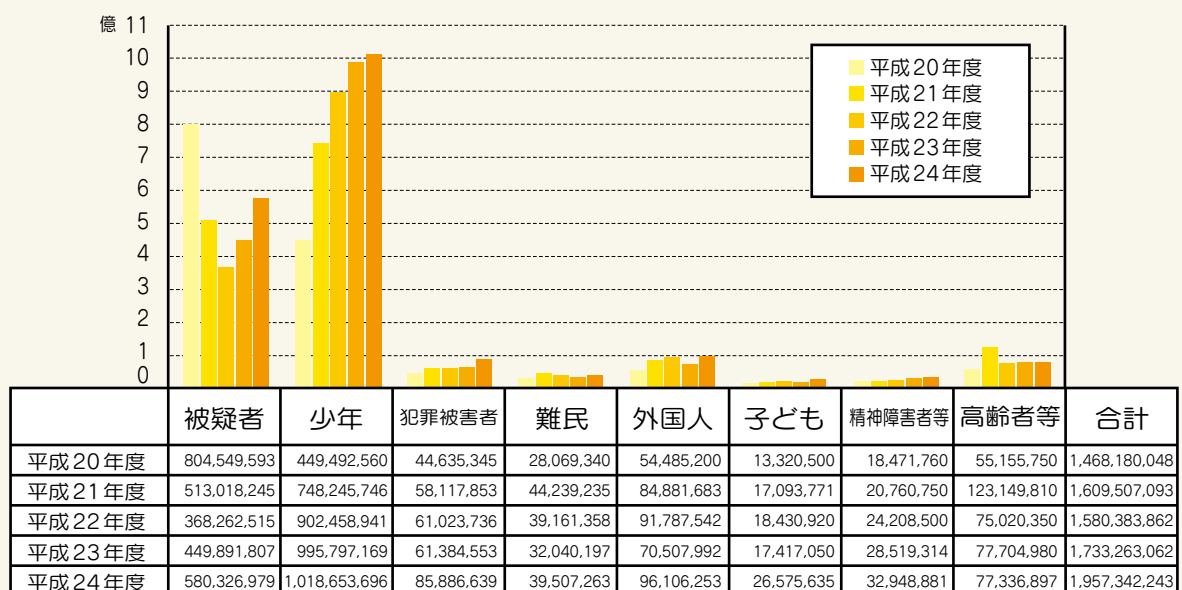


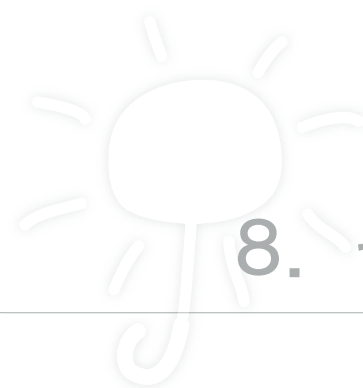
工 援助費用

援助費用については、平成22年度は、1,580,383,862円の援助がなされ、平成23年度は1,733,263,062円、平成24年度は1,957,342,243円であり、申込受理件数と同様、平成22年度の減少後、増額傾向にある。

なお、援助にかかる費用は、すべて日本弁護士連合会から法テラスに支払われる委託費から支出される。各事業種別の費用の内訳は、資料7-4のとおりである。

資料 7-4 年度別事業種別受託業務費用





8. その他

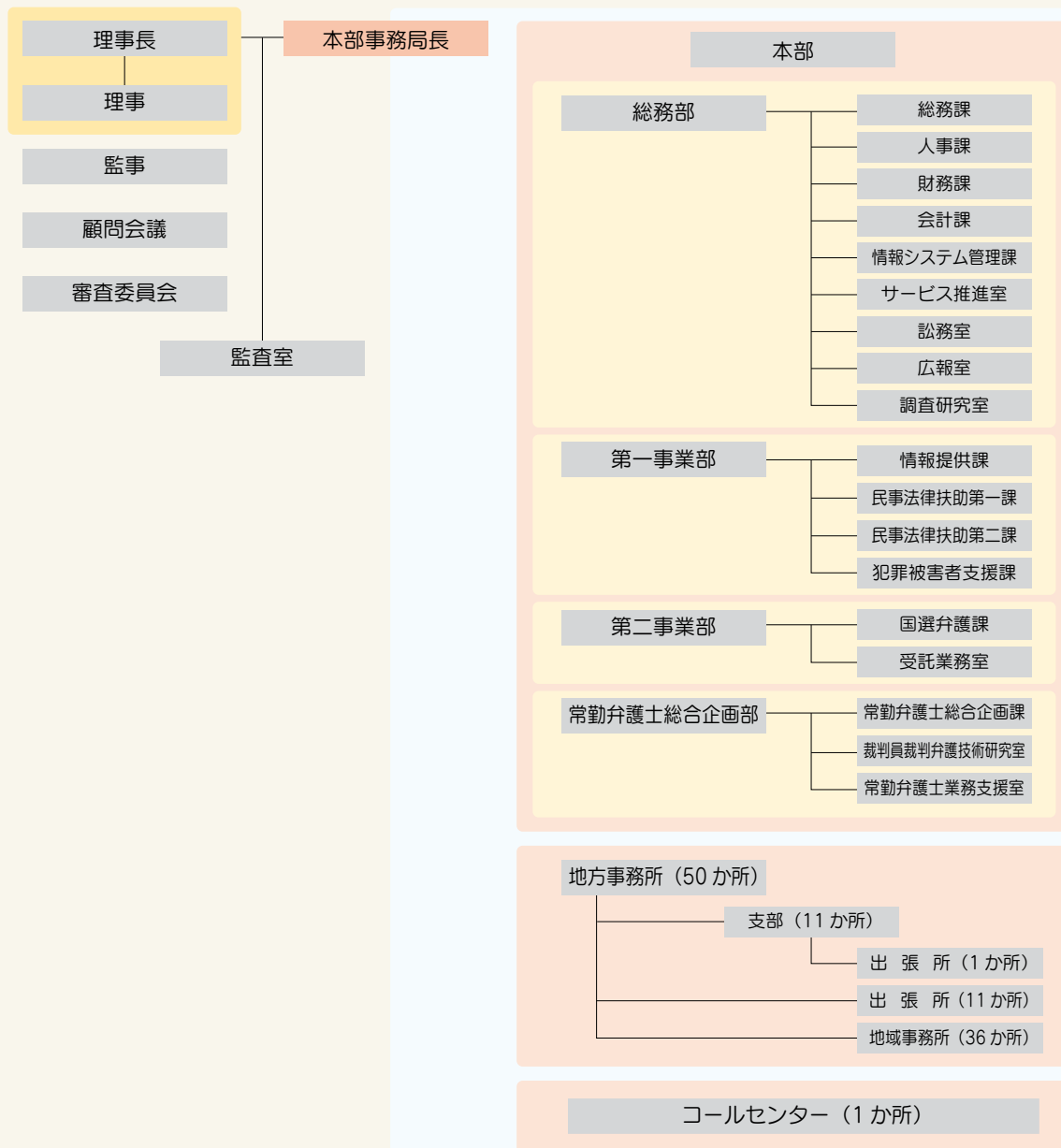
8-1 組織

(1) 本部と地方事務所の組織

本部及び地方事務所の組織図は、資料8-1のとおりである。

資料 8-1 本部及び地方事務所組織図

(平成25年3月31日現在)



(2) 事務所

全国の事務所所在地は、資料8-2のとおりである。

資料 8-2 法テラス全国事務所所在地 (平成25年3月31日現在)

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号
本部	164-8721	中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8F	0503383-5333
裁判員裁判弁護技術研究室	160-0004	新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル6F	0503383-0062
常勤弁護士業務支援室	160-0004	新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル6F	0503383-0062
東京地方事務所	160-0004	新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル1~3F	0503383-5300
霞が関分室	100-0013	千代田区霞ヶ関1-1-3 弁護士会館3F	0503383-5330
新宿出張所	160-0021	新宿区歌舞伎町2-42-10 ハローワーク新宿歌舞伎町庁舎5F	0503381-2312
上野出張所	110-0005	台東区上野2-7-13 JTB・損保ジャパン上野共同ビル6F	0503383-5320
池袋出張所	170-0013	豊島区東池袋1-35-3 池袋センタービル6F	0503383-5321
多摩支部	190-0012	立川市曙町2-8-18 東京建物ファースト立川ビル5F	0503383-5327
多摩支部八王子出張所	192-0046	八王子市明神町4-7-14 八王子ONビル4F	0503383-5310
神奈川地方事務所	231-0023	横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10F	0503383-5360
川崎支部	210-0007	川崎市川崎区駅前本町11-1 パシフィックマークス川崎ビル10F	0503383-5366
小田原支部	250-0012	小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル5F	0503383-5370
埼玉地方事務所	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館6F	0503383-5375
川越支部	350-1123	川越市脇田本町10-10 KJビル3F	0503383-5377
熊谷地域事務所	360-0037	熊谷市筑波3-195 熊谷駅前ビル7F	0503383-5380
秩父地域事務所	368-0041	秩父市番場町11-1 サンウッド東和2F	0503383-0023
千葉地方事務所	260-0013	千葉市中央区中央4-5-1 Qiball(きぼーる)2F	0503383-5381
松戸支部	271-0092	松戸市松戸1879-1 松戸商工会議所会館3F	0503383-5388
茨城地方事務所	310-0062	水戸市大町3-4-36 大町ビル3F	0503383-5390
下妻地域事務所	304-0063	下妻市小野子町1-66 JA常総ひかり県西会館1F	0503383-5393
牛久地域事務所	300-1234	牛久市中央5-20-11 ヨシダビル4F	0503383-0511
栃木地方事務所	320-0033	宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル2F	0503383-5395
群馬地方事務所	371-0022	前橋市千代田町2-5-1 前橋テルサ5F	0503383-5399
静岡地方事務所	420-0853	静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル2・11F	0503383-5400
沼津支部	410-0833	沼津市三園町1-11	0503383-5405
浜松支部	430-0929	浜松市中区中央1-2-1 イーステージ浜松オフィス4F	0503383-5410
下田地域事務所	415-0035	下田市東本郷1-1-10 パールビル3F	0503383-0024
山梨地方事務所	400-0032	甲府市中央1-12-37 IRIXビル1・2F	0503383-5411
長野地方事務所	380-0835	長野市新田町1485-1 長野市もんぜんぶら座4F	0503383-5415
松本地域事務所	390-0873	長野県松本市丸の内8-3 丸の内ビル3階	0503383-5417
新潟地方事務所	951-8116	新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル2F	0503383-5420
佐渡地域事務所	952-1314	佐渡市河原田本町394 佐渡市役所佐和田行政サービスセンター2F	0503383-5422
大阪地方事務所	530-0047	大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館B1F	0503383-5425
堺出張所	590-0075	堺市堺区南花田口町2-3-20 住友生命堺東ビル6F	0503383-5430
京都地方事務所	604-8005	京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427 京都朝日会館9F	0503383-5433
福知山地域事務所	620-0054	福知山市末広町1-1-1 中川ビル4F	0503383-0519
兵庫地方事務所	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワービル13F	0503383-5440
阪神支部	660-0052	尼崎市七松町1-2-1 フェスタ立花北館5F	0503383-5445
姫路支部	670-0947	姫路市北条1-408-5 光栄産業棟第2ビル	0503383-5448
奈良地方事務所	630-8241	奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6F	0503383-5450
南和地域事務所	638-0821	吉野郡大淀町下淵68-4 やすらぎビル4F	0503383-0025
滋賀地方事務所	520-0047	大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル5F	0503383-5454
和歌山地方事務所	640-8152	和歌山市十番丁15 市川ビル2F	0503383-5457
愛知地方事務所	460-0008	名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティビル15F	0503383-5460
三河支部	444-8515	岡崎市十王町2-9 岡崎市役所西庁舎1F	0503383-5465

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号
三重地方事務所	514-0033	津市丸之内34-5 津中央ビル	0503383-5470
岐阜地方事務所	500-8812	岐阜市美江寺町1-27 第一住宅ビル2F	0503383-5471
可児地域事務所	509-0214	可児市広見5-152 サン・ノーブルビレッジ・ヒロミ1F	0503383-0005
中津川地域事務所	508-0037	中津川市えびす町7-30 イシックス駅前ビル1F	0503383-0068
福井地方事務所	910-0004	福井市宝永4-3-1 三井生命福井ビル2F	0503383-5475
石川地方事務所	920-0911	金沢市橋場町1-8	0503383-5477
富山地方事務所	930-0076	富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館1F	0503383-5480
魚津地域事務所	937-0067	魚津市釈迦堂1-12-18 魚津商工会議所ビル5F	0503383-0030
広島地方事務所	730-0013	広島市中区八丁堀2-31 広島鴻池ビル1・6F	0503383-5485
山口地方事務所	753-0072	山口市大手町9-11 山口県自治会館5F	0503383-5490
岡山地方事務所	700-0817	岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル2F	0503383-5491
鳥取地方事務所	680-0022	鳥取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館5F	0503383-5495
倉吉地域事務所	682-0023	倉吉市山根572 サンク・ビエスビル202号室	0503383-5497
島根地方事務所	690-0884	松江市南田町60	0503383-5500
浜田地域事務所	697-0022	浜田市浅井町1580 第二龍河ビル6F	0503383-0026
西郷地域事務所	685-0015	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24-9 NTT隠岐ビル1F	0503383-5326
福岡地方事務所	810-0004	福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル4F	0503383-5501
北九州支部	802-0006	北九州市小倉北区魚町1-4-21 魚町センタービル5F	0503383-5506
佐賀地方事務所	840-0801	佐賀市駅前中央1-4-8 太陽生命佐賀ビル3F	0503383-5510
長崎地方事務所	850-0875	長崎市栄町1-25 長崎MSビル2F	0503383-5515
佐世保地域事務所	857-0806	佐世保市島瀬町4-19 バードハウジングビル402	0503383-5516
杵岐地域事務所	811-5135	杵岐市郷ノ浦町郷ノ浦174 吉田ビル3F	0503383-5517
五島地域事務所	853-0018	五島市池田町2-20	0503383-0516
対馬地域事務所	817-0013	対馬市厳原町中村606-3 おおたビル3F	0503383-0517
平戸地域事務所	859-5114	平戸市築地町510 森貸事務所1F	0503383-0468
雲仙地域事務所	854-0514	雲仙市小浜町北本町14番地 雲仙市小浜総合支所3F	0503383-5324
大分地方事務所	870-0045	大分市城崎町2-1-7	0503383-5520
熊本地方事務所	860-0844	熊本市中央区水道町1-23 加地ビル3F	0503383-5522
高森地域事務所	869-1602	阿蘇郡高森町大字高森1609-1 NTT西日本高森ビル1F	0503383-0469
鹿児島地方事務所	892-0828	鹿児島市金生町4番10号アーバンスクエア鹿児島ビル6階	0503383-5525
鹿屋地域事務所	893-0009	鹿屋市大手町14-22 南商ビル1F	0503383-5527
指宿地域事務所	891-0402	指宿市十町912-7	0503383-0027
奄美地域事務所	894-0006	奄美市名瀬小浜町4-28 A I SビルA棟1F	0503383-0028
宮崎地方事務所	880-0803	宮崎市旭1-2-2 宮崎県企業局3F	0503383-5530
延岡地域事務所	882-0043	延岡市祇園町1-2-7 UMC祇園ビル2F	0503383-0520
沖縄地方事務所	900-0023	那覇市楚辺1-5-17 プロフェスビル那覇2・3F	0503383-5533
宮古島地域事務所	906-0012	宮古島市平良字西里1125 宮古合同庁舎1F	0503383-0201
宮城地方事務所	980-0811	仙台市青葉区一番町3-6-1 一番町平和ビル6F	0503383-5535
南三陸出張所	986-0725	本吉郡南三陸町志津川字沼田56番地	0503383-0210
山元出張所	989-2203	亶理郡山元町浅生原字日向13番地1	0503383-0213
東松島出張所	981-0503	東松島市矢本字大溜1-1	0503383-0009
福島地方事務所	960-8131	福島市北五老内町7-5 イズム37ビル4F	0503383-5540
会津若松地域事務所	965-0871	会津若松市栄町5-22 フジヤ会津ビル1F	0503383-0521
二本松出張所	964-0917	二本松市本町1-60-2 旧安達地方広域行政組合自治センター1F	0503381-3803
ふたば出張所	979-0407	双葉郡広野町広洋台1-1-89	0503381-3805
山形地方事務所	990-0042	山形市七日町2-7-10 NANABEANS 8F	0503383-5544
岩手地方事務所	020-0022	盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2F	0503383-5546
宮古地域事務所	027-0076	宮古市栄町3-35 キャトル宮古5F	0503383-0518
大槌出張所	028-1115	岩手県上閉伊郡大槌町上町1番3号	0503383-1350
気仙出張所	022-0003	大船渡市盛町字宇津野沢9番地5	0503383-1402
秋田地方事務所	010-0001	秋田市中通5-1-51 北都ビルディング6F	0503383-5550
青森地方事務所	030-0861	青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F	0503383-5552

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号
八戸地域事務所	031-0086	八戸市大字八日町36 八戸第1ビル3F	0503383-0466
むつ地域事務所	035-0073	むつ市中央1-5-1	0503383-0067
札幌地方事務所	060-0061	札幌市中央区南1条西11-1 コンチネンタルビル8F	0503383-5555
函館地方事務所	040-0063	函館市若松町6-7 三井生命函館若松町ビル5F	0503383-5560
江差地域事務所	043-0034	檜山郡江差町字中歌町199-5	0503383-5563
八雲地域事務所	049-3106	二海郡八雲町富士見町21番地1	0503383-8366
旭川地方事務所	070-0033	旭川市3条通9-1704-1 住友生命旭川ビル6F	0503383-5566
釧路地方事務所	085-0847	釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1F	0503383-5567
香川地方事務所	760-0023	高松市寿町2-3-11 高松丸田ビル8F	0503383-5570
徳島地方事務所	770-0855	徳島市新蔵町1-3-1 徳島弁護士会館4F	0503383-5575
高知地方事務所	780-0870	高知市本町4-1-37 丸ノ内ビル2F	0503383-5577
須崎地域事務所	785-0003	須崎市新町2-3-26	0503383-5579
安芸地域事務所	784-0004	安芸市本町3-11-22 2F	0503383-0029
中村地域事務所	787-0014	四万十市駅前町13-15 アメニティオフィスビル1F	0503383-0467
愛媛地方事務所	790-0001	松山市一番町4-1-11 共栄興産一番町ビル4F	0503383-5580

(3) 根拠法

総合法律支援法（平成16年6月2日公布、法律第74号）

(4) 主務大臣

法務大臣

(5) 資本金

3億5,100万円（国の全額出資）

(6) 役員の状況

平成25年7月31日現在の役員は、次のとおりである。

理事長	梶 谷 剛	（平成23年4月10日就任）
理 事	田 中 晴 雄	（平成25年4月10日就任）
同	菅野富邇子	（平成22年4月10日就任）
同	廣 瀬 健 二	（平成22年4月10日就任）
同	安 岡 崇 志	（平成23年4月10日就任）
監 事	藤 原 藤 一	（平成22年4月10日就任）
同	山 下 泰 子	（平成24年9月3日就任）

(7) 職員の状況

平成25年3月31日現在、地方事務所の所長・副所長、常勤職員、非常勤職員等を含めて総数で1,563名である。

8-2 法テラスの認知状況

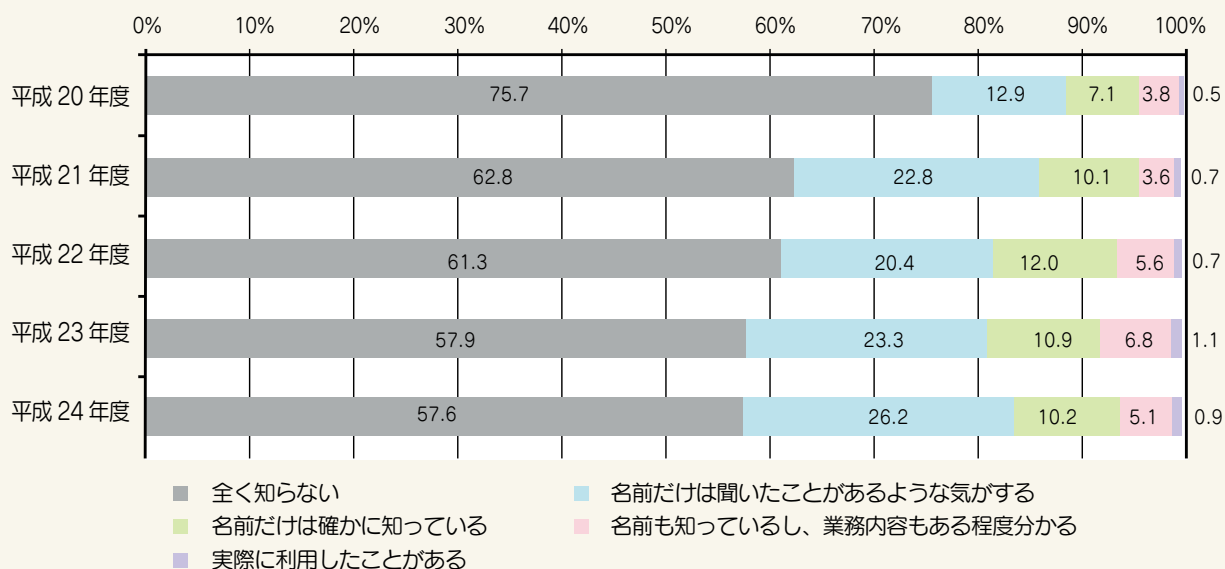
(1) 認知度の推移

法テラスでは、国民の法テラスの認知状況を把握し、今後の広報活動や各業務遂行上の参考とするため、「認知状況等調査」を実施している。

調査対象者全体における認知度は、平成24年度調査にて42.4%となっている。

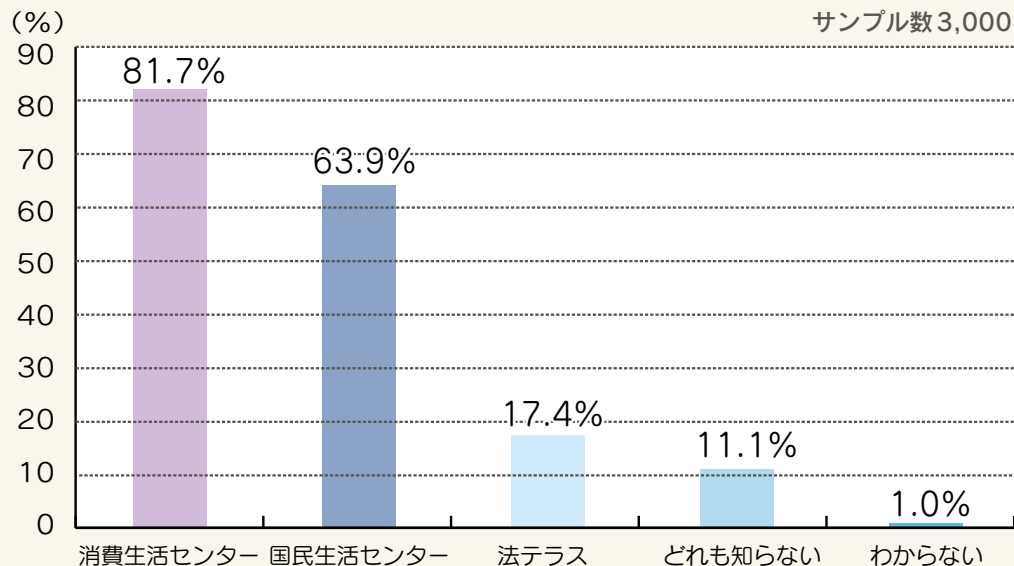
(注) 調査方法：わが国の人口における性別、年代、居住地構成に配慮したうえで無作為に抽出（RDD方式）した20歳以上の1,100名を対象とする電話調査。

資料8-3 法テラスの認知度の推移



〈参考〉地方消費者行政に関する特別世論調査（内閣府）

平成22年10月14日～10月24日実施
消費生活窓口として知っているもの（複数回答可）



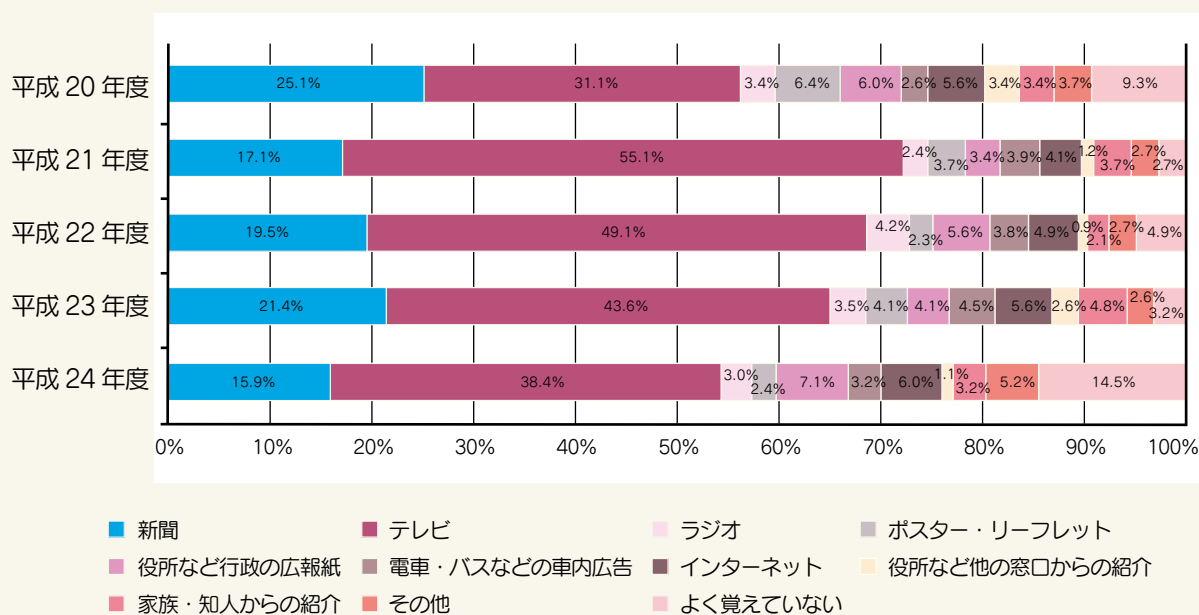
(2) 性別・年代別認知度

性別ごとの認知度では、男性が43.0%、女性が41.8%と若干男性が高い。
また、年代別は、20代から50代までの認知度に比べて、60代以上の認知度が低い。

(3) 認知経路

法テラスをどのようにして知ったか（認知経路）について尋ねた結果は資料8-4のとおりである。
「テレビ」（38.4%）、「新聞」（15.9%）、「ラジオ」（3.0%）といった、いわゆるマス・メディアを通じて知った割合が半数以上を占めているなか、「役所など行政の広報誌」（7.1%）、「インターネット」（6.0%）といった認知経路が伸びている。

資料8-4 認知経路の推移

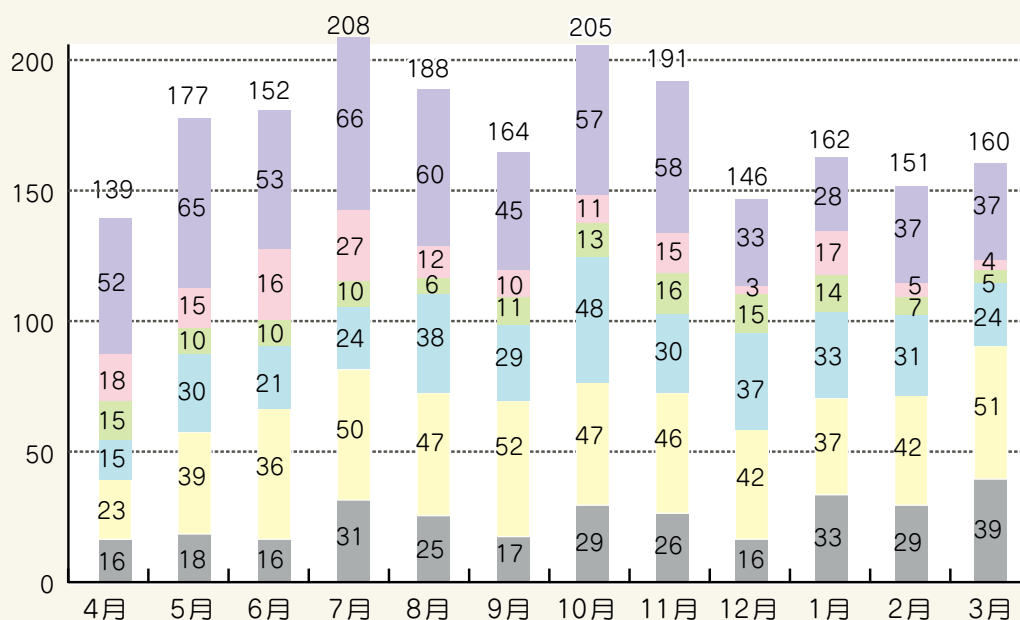


8-3 法テラスに寄せられた皆さまからの声

法テラスでは、多様な法的サービスを提供しており、これらのサービス提供の窓口となるサポートセンターや地方事務所はもとより、本部においても、利用者の方々から、電話やメール、書面などでさまざまな苦情やご意見・ご要望（以下「苦情等」という）が寄せられている。

資料8-5は、平成24年4月から平成25年3月までに寄せられた苦情等の受付件数の推移をみたものである。

資料 8-5 平成24年度月別苦情等受付件数の推移



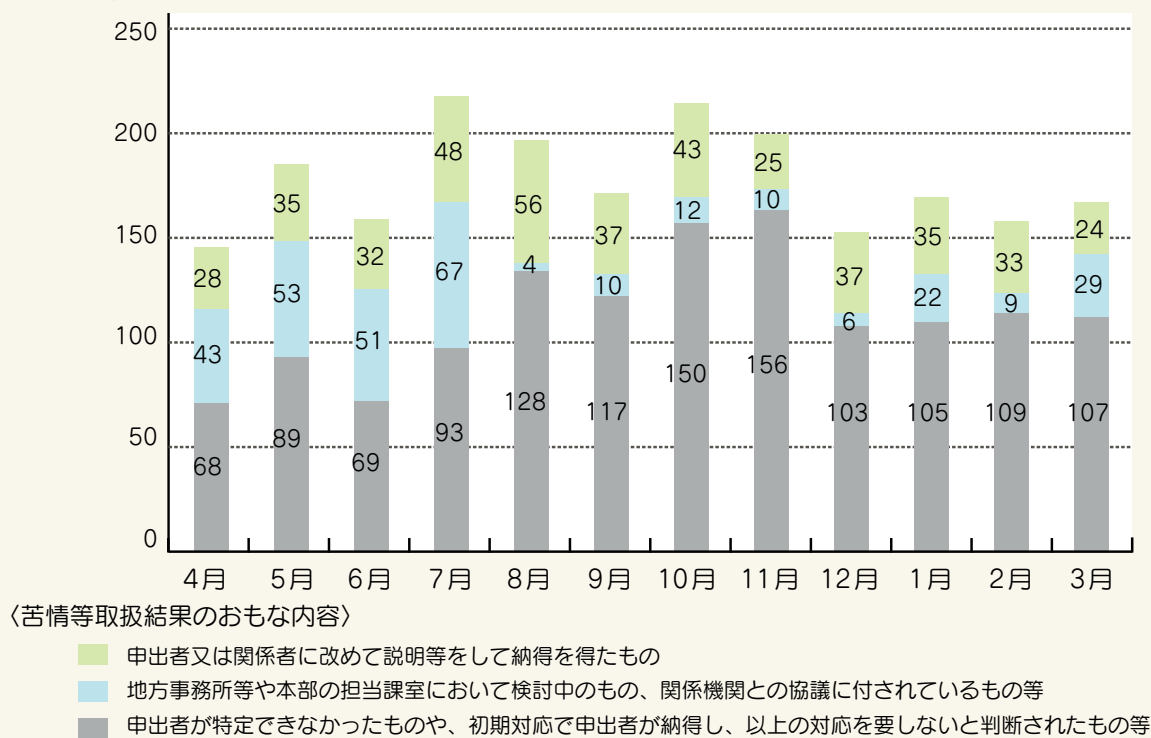
〈苦情等のおもな内容〉

- 地方事務所への電話が混み合っている等としてコールセンターにお問合せがあったもの
※平成24年3月から集計を開始
- 関係機関に関するご意見等
- コールセンターのオペレーターに関するもの
- 地方事務所等の職員に関するもの
→ 情報提供や利用手続の案内において、利用者への説明が不足していたことに起因する苦情等
- 弁護士・司法書士に関するもの
→ 法テラスの契約弁護士、契約司法書士による法律相談などについての苦情等
- 制度・業務等に関するもの
→ 「相談回数に制限があること」「コールセンターで法律相談ができないこと」など業務の改正に対する苦情

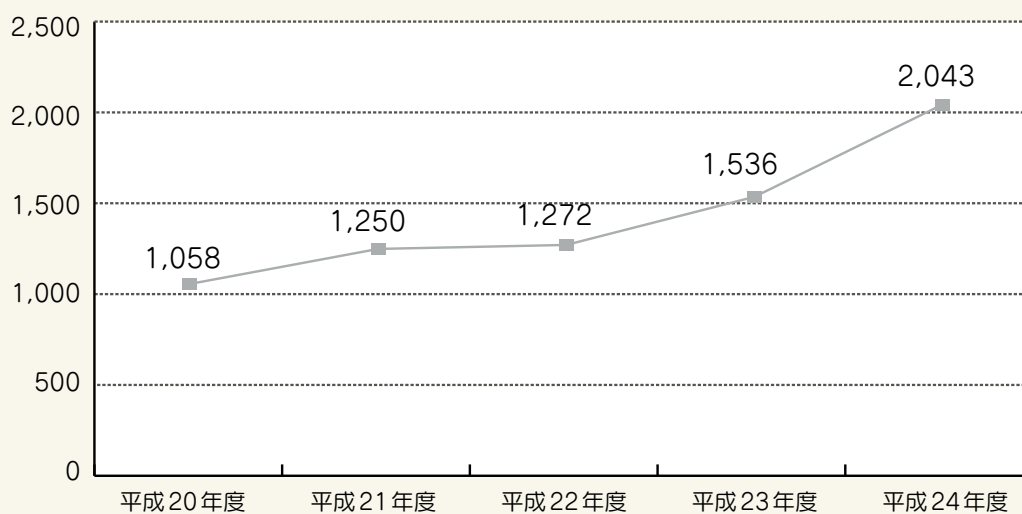
平成24年度の苦情等の件数は2,043件で、平成23年度件数1,536件より約33%増であった。年度ごとの苦情等受付件数の推移は資料8-7のとおりである。昨年度と比較すると増加の傾向を示しているが、これは、「弁護士・司法書士に関するもの」に関する申出が増加したことに加え、平成24年3月から「地方事務所への電話が混み合っている等としてコールセンターにお問合せいただいたもの」（591件）を苦情として集計したこと等に起因する。

資料8-6は、平成24年4月から平成25年3月までに寄せられた苦情等に対する取扱結果をまとめたものである。

資料 8-6 平成24年度苦情等取扱結果



資料 8-7 苦情等受付件数の推移



(注) 電話が混み合っている等のお問合せを除くと、平成24年度は1,452件で、平成23年度の1,480件と同程度である。

平成24年度 「皆さまの声」 に基づいた取組み事例等のご紹介

【情報提供関連】

皆さまからの声	法テラスの取組み事例等
情報提供を受けたいと思い、地方事務所へ午後4時過ぎに電話をしたら、情報提供は午後4時までだと言われた。業務時間は午後5時までではないのか。	情報提供担当職員の業務時間が午後4時までの場合、午後4時以降は地方事務所から法テラス・サポートダイヤルへお電話を転送し、なるべく多くの方に情報提供をお受けいただけるようにしました。また、情報提供の対応時間が午後4時までの地方事務所は、ホームページの地方事務所サイトにその旨を明記するよう改善しました。
法テラス・サポートダイヤルのオペレーターに、無料法律相談の「要件」について問い合わせたが、地方事務所へ問い合わせるようにとの一点張りであった。少なくとも制度に関しては把握しておくべきではないか。	ご指摘を踏まえ、システム上のデータベースを追加し、オペレーターに周知徹底しました。
法テラス・サポートダイヤルで、十分な説明もないまま住所を聞かれたが、非常に失礼ではないか。	法テラスでは、お電話いただいた方のお住まいの最寄の相談窓口をご案内するため、お住まいの市区町村をお伺いする場合があります。今後は、相談窓口などの情報をご案内するにあたり、趣旨を十分に説明し、納得していただいた上で市区町村をお伺いするよう、オペレーターへ周知しました。
働いているため、午後9時までに電話ができないので、ホームページ上でも相談窓口の検索ができるようにしてほしい。	お悩みの相談内容等に応じて、関係機関・団体の相談窓口情報（お問合せ先・方法、開催日等）を検索することができる相談窓口情報検索をホームページ上に公開しました。 ■ 相談窓口情報検索

【民事法律扶助関連】

皆さまからの声	法テラスの取組み事例等
民事法律扶助制度の資力基準や申込みの流れが分かりにくい。インターネットを見て、誰でも相談できると思い、法テラスに電話したが、要件に該当しなかった。30分近く話した時間が無駄になった。ホームページで資産の要件の基準の記載があれば、時間が無駄にならなかった。	ホームページの中に、「法テラス利用上の流れ」をSTEP1から6までに分け、具体的に説明するページを作成しました。さらに、「要件確認体験ページ」を設け、どなたでも簡単に要件の確認を体験していただけるようにしました。 ■ 法テラスの利用の流れ http://www.houterasu.or.jp/content/leaf_sample.pdf（パンフレット）

昨日、長い間悩んでいた自己破産に関する相談を、法テラスで受けて来ました。行政団体から『法テラス』の存在を教えて頂き、思い切って実行に移しましたが、ドアを開ける時は、かなりの勇気がいりましたが、各スタッフの親切な対応と担当弁護士の先生の親身な対応に大変感謝しております。今後の将来設計に一筋の光を感じました。本当にありがとうございました。

名前・住所・生年月日・収入及び相談内容など、弁護士ではないのに職員から、不必要と思われる詳細な個人情報まで聞かれた。

弁護士の事件処理が遅いのではないかと不安です。弁護士に伝えてほしい。

私ども法テラスといたしましては、今後とも更なる努力・改善を行い、どなたでもお気軽にご利用いただけるよう、より一層サービスの向上に努めて参りたいと考えております。法的トラブルでお困り際には、今後とも法テラスをご利用いただければ幸いです。

法律相談援助をご利用いただく際には、氏名、連絡先、住所、家族構成、収入等の個人情報を伺っており、これらの情報は、法律相談援助をご利用いただくことの可否を判断するために必要な情報です。今後は制度の概要等について、ていねいにご説明するよう全職員に対して、周知を行いました。

本件のお申出を法テラスから、担当弁護士に対し、利用者の声としてお伝えしたところ、改めて担当弁護士から利用者に対し、事件の進行状況について説明するとの回答をいただきました。その後、担当弁護士から利用者に連絡があり、ご納得いただきました。

【その他】

皆さまからの声

法テラスのパンフレットは、字が小さくて、読みづらいです。高齢者にとっては、小さな字は見えづらいので、字の大きなパンフレットを作してほしい。

自分の困っている問題を法テラスに相談してもよいのでしょうか。

法テラスの取組み事例等

小さな字が見えづらい方のために、字の大きなパンフレットを作成いたしました。

■高齢者向けパンフレット
<http://www.houterasu.or.jp/cont/100180264.pdf>

なお、法テラスでは、さまざまな方にご利用いただけるように、下記のパンフレットもご用意しておりますので、ぜひ、ご利用ください。

■知的障害者向けパンフレット
<http://www.houterasu.or.jp/cont/100179691.pdf>

■点字パンフレット
<http://www.houterasu.or.jp/cont/100517184.pdf>

ホームページ上に「法的トラブル診断シート」を作成いたしました。該当する項目をチェックしていただき、診断いただくほか、お問合せの多い事例ごとにご確認いただくことができます。

■法的トラブル診断シート
<http://www.houterasu.or.jp/shindan/>

車椅子で地方事務所に行けるかどうか教えてほしい。	ホームページ上に「バリアフリー施設情報」を掲載しました。 詳細につきましては、各地の事務所の地図・アクセス情報欄をご参照ください。 また、職員に対して、車椅子の押し方等について研修を実施しました。
窓口での受付時、相談内容を周囲に聞こえるような大声で話され、精神的に傷付けられた。今後は相談者の心情に配慮した対応を望む。	職員に対して、定期的に接遇研修を行うとともに、苦情等の事例を周知し、全職員で共有をしています。
ホームページの文字が小さくて読みにくい。	ご利用いただきやすいものとするため、ホームページの文字を拡大しました。 なお、法テラスのホームページからは、文字を拡大したり、色合いを変えたり、文章を読み上げるソフトウェアをダウンロードすることができます。 http://www.houterasu.or.jp/webud/

最後に、法テラスでは、これらの苦情等を「皆さまの声」として受け止め、適切に対応していくという姿勢を「基本方針」として以下のとおり掲げている。

基本方針

法律的なことで悩んでいる方や、困っている方、さまざまな事情で法律専門家等の援助が受けられない方のために、解決に向けた道しるべとなり、法律専門家等との架け橋となること。これが法テラスの仕事です。

法テラスでは、この仕事を、より多くの方に向けて、より良い方法で行うために、常に仕事のやり方を工夫したいと考えています。

このために、法テラスは、ご意見、ご要望、苦情など、法テラスに寄せられるさまざまな声を、法テラスのみならず、職員全員に宛てられたメッセージとして受け止め、責任ある対応をいたします。

お寄せいただいたご意見、ご要望、苦情をきっかけとして、業務のあり方を工夫するよう心掛けます。

法テラスに声をお寄せいただいた方の個人情報は、保有個人情報保護管理規程に基づいて保護します。

法テラスでは、以上を基本方針として、寄せられるさまざまな声を取扱ってまいります。

8-4 審査委員会

(1) 審査委員会とは

ア 審査委員会の設置趣旨

法テラスは、独立行政法人の枠組みに基づいて設けられた法人であり、原則論からすれば、その内部組織については、法人としての自立性に基づき、基本的に法テラスにおいて決定すべき事項ということになる。しかしながら、法テラスにおいては、他の独立行政法人とは異なり、その業務の遂行の上で、契約した弁護士や司法書士という法律の専門家の職務の独立性を確保しなければならない、という特別な課題が課せられている。そこで、総合法律支援法（以下「支援法」という）は、第29条において、法定の内部組織として、契約弁護士等の職務の特性に配慮して判断すべき事項について、弁護士等の職務の独立性を確保するとともに、その判断の客観性を確保するための第三者機関として、審査委員会を設置し、法テラスが契約弁護士等に対して契約上の措置をとる場合には、審査委員会の議決を経なければならないこととした（支援法第29条第8項第1号）。契約上の措置は、本来であれば、法テラスが契約当事者として判断すべき事項ではあるが、他方において、契約弁護士等の職務の独立性にも深く関わる問題であることから、この点に配慮し、他の独立行政法人等に例を見ない、審査委員会という独自の組織、制度を設けたものである。

イ 法令上の根拠

「支援センターに、その業務の運営に関し特に弁護士及び隣接法律専門職者の職務の特性に配慮して判断すべき事項について審議させるため、審査委員会を置く。」（支援法第29条第1項）

ウ 構成（資料8-8参照）

最高裁推薦裁判官1名、検事総長推薦検察官1名、日弁連会長推薦弁護士2名、有識者5名の計9名（支援法第29条第2項）

エ 委員の任期

2年（支援法第29条第3項）。

なお、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間となる（支援法第29条第4項）。

資料 8-8 日本司法支援センター審査委員会委員名簿

（平成25年8月1日現在）

委員長	小島 武司	桐蔭横浜大学学長
委員	佐藤 太勝	弁護士（札幌弁護士会）
委員	北岡 英男	最高検察庁検事
委員	合田 悦三	東京地方裁判所判事
委員	中川 英彦	前京都大学法学研究科教授
委員	長谷川裕子	中央労働委員会委員 全国労働委員会労働者側委員連絡協議会事務局長
委員	細田 初男	弁護士（埼玉弁護士会）
委員	飯室 勝彦	中京大学文学部教授
委員	早川 清人	司法書士（静岡県司法書士会）

（委員については、五十音順・敬称略）

(2) 審査委員会の審議事項

ア 審査委員会は、契約弁護士等の法律事務の取扱いについて苦情があった場合の措置その他の当該契約に基づき契約弁護士等に対してとる措置に関する事項（あらかじめ、審査委員会が軽微なものとしてその議決を経ることを要しないものとして定めたものを除く）、並びに法律事務取扱規程の作成及び変更に関する事項を審議し、議決するものとされている（支援法第29条第8項）。

契約弁護士等に対して契約に基づいてとる措置に関する事項について、審査委員会は、当該契約弁護士等に対し、契約に基づいた措置をとるべきか否か、措置をとるとしてどのような措置にするのかを審議し、議決することとなる（支援法第29条第8項第1号）。

契約弁護士等がその契約に違反した場合の措置については、法律事務取扱規程に定められることとなる（支援法第35条第2項）ため、法律事務取扱規程の作成及び変更についても、審査委員会の議決を経なければならないこととされている（支援法第29条第8項第2号）。

イ 審査委員会の運営

委員長は委員の互選によってこれを定め（支援法第29条第9項）、委員長が審査委員会を主宰する（支援法第29条第10項）。

ウ 審査委員会の開催頻度等

平成24年度は、おおむね毎月1回程度開催した。

エ 審査委員会議決の内訳（資料8-9参照）

オ 公表事項

審査委員会議事録と契約弁護士等にとった措置は、法テラスホームページ上に掲載している。

資料 8-9 審査委員会議決の内訳

年	不措置	契約の効力の停止	契約解除措置							合計
			契約拒絶期間							
			1年未満	1年	1年を超え 2年未満	2年	2年を超え 3年未満	3年	計	
平成20年度	10	0	2	3	0	7	0	4	16	26
平成21年度	6	2	4	5	1	6	0	5	21	29
平成22年度	2	2	1	5	2	7	0	2	17	21
平成23年度	6	3	8	1	0	10	0	6	25	34
平成24年度	6	15	2	3	2	10	0	6	23	44

8-5 顧問会議

(1) 設立の趣旨

法テラス本部では、より一層利用者本位の姿勢で業務運営を行うため、各界の有識者から、利用者である国民の立場に立った幅広い意見を聴取し、今後の業務運営に生かすことを目的として、平成20年4月10日、顧問会議を設置した。

平成24年度は下記のとおり2回開催し、法テラスの活動について市民の理解を得るための方策、司法と福祉の連携などについて意見を聴取した。

(2) 顧問会議メンバー（平成25年5月31日現在、敬称略）

＜座長＞ 竹下 守夫 国立大学法人一橋大学名誉教授
＜座長代理＞ 金平 輝子 日本司法支援センター元理事長
石井 卓爾 東京商工会議所副会頭
高木 剛 財団法人国際労働財団理事長
滝鼻 卓雄 株式会社読売新聞東京本社相談役
夏樹 静子 作家
片山 善博 慶応義塾大学教授
津島 雄二 弁護士
坂東 眞理子 昭和女子大学学長

(3) 顧問会議の開催状況

第9回 平成24年10月22日（月）

【報告案件】

- (1) 平成23年度業務実績評価について
- (2) 東日本大震災に対する取組みについて

【協議案件】

- (1) 法テラスの活動について市民の理解を得るための方策
 - ・ 広報における工夫
 - ・ サービスの質の向上
 - ・ コンプライアンスの確保等
- (2) その他

第10回 平成25年3月5日（火）

【報告案件】

- (1) 被災地出張所の設置
 - ・ 法テラスふたば、法テラス気仙の設置について
- (2) その他

【協議案件】

- (1) 司法と福祉の連携
 - ① 司法ソーシャルワーク
 - ② 成年後見関係
 - ③ 厚生労働省等との連携
- (2) その他

8-6 地方協議会

(1) 設立の趣旨

法テラスでは、法32条4項に基づき地域における業務の運営にあたり、協議会の開催等によって広く利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とし、当該地域の実情に応じた運営に努めるため全国の地方事務所において管内関係機関・団体が参加する地方協議会を開催している。

平成24年度は、参加者に対してアンケート調査を実施したり、法テラス震災特例法問題、成年後見問題、家庭問題などのテーマごとに開催するなど、全国で104の地方協議会を開催し、関係機関・団体との一層の連携を図っている。

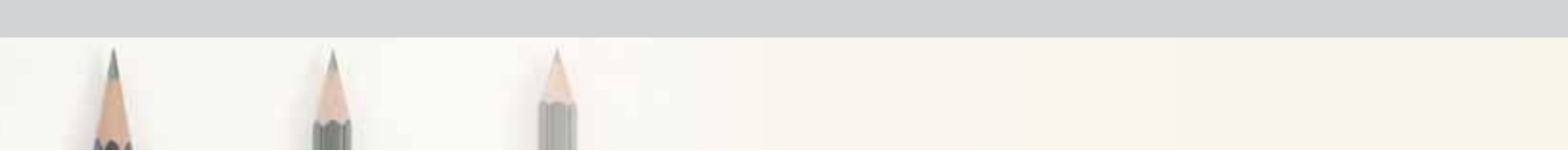
(2) 平成24年度地方協議会開催一覧

地方事務所	開催日	おもな課題等	参加者数
東京	平成25年1月31日	事業報告と法テラス利用方法、関係機関との連携における常勤弁護士役割について「司法ソーシャルワークと福祉との連携」	131名
東京(多摩)	平成24年9月12日	社会福祉協議会と法テラス多摩との懇談会	30名
	平成24年11月15日	業務状況、アンケート結果について、法テラスの利用について(自治体住民相談窓口担当部署対象)	16名
	平成25年3月12日	消費生活センターとの連携構築強化を図るための業務説明及び意見交換	7名
神奈川	平成24年11月27日	基調報告「DV被害者への支援及び法テラスとの連携方法～DV被害者とその影響下で育成された子どもへの影響について～」、意見交換	88名
神奈川(川崎)	平成24年11月21日	講演「弁護士によるDV被害者支援の現状」(川崎総合法律事務所本田正男弁護士)、講演「DV被害者支援とシェルター生活の状況について」(特定非営利活動法人グループ・ピボ副代表北澤朱貴)、業務報告、質疑応答・意見交換	28名
神奈川(小田原)	平成24年11月22日	基調報告「児童虐待問題と法テラス」、基調報告「ドメスティック・バイオレンス(DV)」、質疑応答	33名
埼玉	平成24年11月8日	実績報告、関係機関との連携について、スタッフ弁護士、窓口対応専門職員、関係機関の職員から報告	138名
	平成25年1月17日	業務概要説明、基調報告「労働問題の法的解決について」、「高齢者・障害者虐待について」、「法テラス秩父の利用方法について」	16名
埼玉(川越)	平成24年11月21日	業務説明及び実績報告、事前アンケート結果報告、スタッフ弁護士からの報告、意見交換	28名
千葉	平成25年2月18日	「スタッフ弁護士による司法ソーシャルワーク」、「高齢者・障害者出張法律相談の運用実績」、質疑応答・意見交換	56名
茨城	平成24年11月12日	業務報告、講演会「自殺予防の基礎知識」(筑波大学 医学医療系 災害精神支援学 高橋祥友教授)、意見交換会、記者レク	96名
	平成25年2月28日	基調報告、意見交換会	5名
栃木	平成25年2月18日	組織と業務の概要、業務実績、アンケートに基づく報告と意見交換「法テラスと関係機関団体との連携協力関係の在り方について～高齢者をめぐる諸問題をテーマに」(コーディネーター:田名部副所長)	12名
群馬	平成24年11月2日	業務説明及び実績報告、スタッフ弁護士による活動報告、関係機関による事業報告、事前アンケートの結果報告	64名
静岡	平成25年2月22日	民事事件(離婚問題)を巡る寸劇「法テラスの利用方法について」を通して、情報提供、民事法律扶助(相談援助・代理援助)への一連の流れを説明	67名
静岡(沼津)	平成25年2月21日	報告、寸劇、意見交換、質疑応答	27名
静岡(浜松)	平成25年2月4日	業務実績報告及び利用方法について、常勤弁護士活動状況、関係機関との更なる連携を目指して	57名
山梨	平成24年10月18日	業務報告、講演「高齢者・障害者の権利擁護における法テラスの役割」、関係機関・団体による取組の紹介	78名
長野	平成24年11月1日	法テラスの支援制度説明、スタッフ弁護士による対応事例紹介、各機関の支援状況説明、参加機関窓口の支援業務に対する質問等意見交換	21名

地方事務所	開催日	おもな課題等	参加者数
新潟	平成24年7月24日	業務説明、意見交換、後見人制度に関する事例検討等（参加者は佐渡地区の市役所、社会福祉協議会、特別支援学校、特別支援学級）	15名
	平成24年11月27日	業務説明、新潟県弁護士会及び新潟県司法書士会から活動状況報告、自己破産、離婚、成年後見人の選任申立てに関する事例説明	24名
大阪	平成25年1月28日	業務実績等報告、高齢者・障害者に対する法的援助の充実に向けて意見交換・質疑応答	59名
京都	平成25年1月18日	活動概況、講演「障害者福祉の現場から」（京都市発達障害者支援センター「かがやき」副センター長 澤 月子）、講演「高齢者福祉の現場から」（京都市長寿福祉課地域包括ケア・在宅福祉担当課長 松尾 晃一）	31名
兵庫	平成24年10月30日	労働問題への取組についてスタッフ弁護士による労働問題ロールプレイ	23名
	平成25年2月20日	業務報告、スタッフ弁護士によるロールプレイ（模擬法律相談）、司法過疎対策（巡回相談・出張相談）について	65名
奈良	平成25年2月27日	事例発表、小グループに分かれてのグループ・ディスカッション	122名
	平成25年3月14日	事例発表、小グループに分かれてのグループ・ディスカッション	12名
滋賀	平成24年11月26日	業務説明会（業務状況報告及び質疑応答）、事例検討会（関係機関・団体の取組を席上報告）、各事例について法テラスの取組の説明	46名
和歌山	平成24年10月29日	基調講演「成年後見の基礎と実務」（和歌山地方事務所民事担当副所長 金原 徹雄）、民事法律扶助業務を中心とする利用方法の説明、事前アンケートに基づく質疑応答と意見交換	87名
	平成25年1月24日	基調講演「成年後見の基礎と実務」（和歌山弁護士会高齢者・障害者支援センター運営委員会委員 木戸 貴絵 弁護士）、「法テラスの利用のすすめ」、今後の連携の在り方等、意見交換	51名
愛知	平成25年1月24日	業務内容、業務実績説明、講演「司法ソーシャルワーク」（法テラス東京法律事務所常勤弁護士 太田 晃弘）、事前アンケートに基づく説明	63名
愛知（三河）	平成24年11月28日	事業報告、講演「司法ソーシャルワーク」（法テラス東京法律事務所常勤弁護士 太田 晃弘）、意見交換会	33名
三重	平成24年10月3日	伊賀市、名張市の情報提供窓口機関として登録されている関係機関の相談窓口担当者との意見交換	12名
岐阜	平成24年11月29日	業務説明（法テラスの利用方法について）、事前アンケートに基づく意見交換、質疑応答	35名
福井	平成24年12月5日	業務説明、高齢者・障害者の法律問題について（福井県弁護士会人権擁護委員会高齢者障害者部会長）、事前アンケートに基づき意見交換	25名
石川	平成24年7月23日	民事法律扶助及び東日本大震災法律援助事業の案内、各機関・団体の取組状況の報告	26名
	平成24年9月25日	民事法律扶助及び東日本大震災法律援助事業の案内、各機関・団体の取組状況の報告、窓口相談全般に関する意見交換	8名
	平成24年11月12日	各機関・団体における取組状況の報告、民事法律扶助及び東日本大震災法律援助事業の案内（加賀地区）	3名
富山	平成24年11月2日	支援センターの概要及び事業内容説明、常勤弁護士からの取扱事件例の紹介、講演「常勤弁護士制度の意義と役割」（講師：本部特別参与 藤井範弘）	31名
	平成25年3月14日	業務状況等報告、意見交換、講演「家庭を巡るトラブルでの司法制度利用と『家事事件手続法』の施行」（講師：富山家庭裁判所判事 櫛橋直幸、同主任書記官 田中 裕）	22名
広島	平成24年6月20日	業務実績報告、法律事務所活動報告、関係機関の連携の在り方について	77名
	平成25年2月1日	出席機関の状況報告、意見交換「事例をもとにした連携の在り方」	15名
山口	平成24年10月19日	業務実績報告、常勤弁護士による事例を交えた法テラス利用の説明、参加関係機関からのお知らせ	121名
岡山	平成24年6月22日	中国財務局岡山財務事務所職員を対象とした法テラスの業務説明と多重債務の実例について	30名
	平成24年8月17日	介護支援専門員及び自治体職員を対象とした業務説明と高齢者への相談やケアプラン作成に役立てられる知識として成年後見制度、相続等についての情報提供	60名
	平成24年8月23日	介護支援専門員及び自治体職員を対象とした業務説明と法テラス活用方法及び弁護士費用に関する援助制度の流れの説明	80名
	平成24年10月3日	介護支援専門員及び自治体職員を対象とした業務説明と成年後見制度や法テラス活用の仕方、弁護士費用に関する援助制度の流れの説明	20名
	平成24年10月13日	多言語相談員及び自治体職員を対象とした業務説明と生活相談事例を基に関係する法律と相談に役立つポイントの紹介	7名
	平成24年12月3日	民生委員及びよろず相談員、社会福祉協議会職員を対象とした業務説明と弁護士から見た「相続」についての説明	16名

地方事務所	開催日	おもな課題等	参加者数
鳥取	平成24年11月9日	業務説明、実績報告、法律相談・民事法律扶助利用の流れの説明、常勤弁護士活動事例報告、事前アンケートに基づく質疑応答・意見交換、会議内容を受けての質疑応答・意見交換	13名
	平成24年11月19日	業務説明、実績報告、法律相談・民事法律扶助利用の流れの説明、常勤弁護士活動事例報告、事前アンケートに基づく質疑応答・意見交換、協議内容を受けての質疑応答・意見交換	12名
	平成24年11月28日	業務報告、常勤弁護士活動事例報告、事前アンケートに基づく質疑応答・意見交換、協議内容を受けての質疑応答・意見交換	26名
島根	平成24年5月30日	業務実績報告、講演「消費者問題について～近時の事例をもとに」、意見交換・質疑応答	53名
	平成24年11月26日	業務活動報告、スタッフ弁護士活動報告、関係機関との意見交換	21名
福岡	平成24年11月26日	業務実績報告、基調講演「DV被害者支援の取組と今後の課題」（福岡県弁護士会佐木さくら弁護士）、パネルディスカッション（パネリスト：福岡県警察、福岡県女性相談所、福岡市児童相談所、福岡県弁護士会においてDV被害者支援に携わっている担当者）	104名
福岡（北九州）	平成24年12月3日	業務実績報告、常勤弁護士及び常勤弁護士とともに連携して事業の解決に当たった福祉関係者から「地域福祉の観点から、関係機関・団体による包括的支援の在り方」に関する事例報告	66名
佐賀	平成24年12月10日	業務説明、事前アンケートに基づく意見交換会	22名
	平成25年2月14日	厚生労働省佐賀労働局との共催による、業務説明、活動状況報告、関係機関の諸制度の説明及び運用状況の報告と意見交換	18名
長崎	平成25年2月27日	常勤弁護士の活動及び連携事例紹介、長崎県弁護士会法教育委員会の活動及び連携事例を寸劇で紹介、質疑応答及び意見交換	46名
大分	平成24年7月18日	中津市、宇佐市、豊後高田市の関係機関と法テラスとの連携強化、業務説明、意見交換	25名
	平成24年11月21日	豊後大野市、竹田市の関係機関と法テラスとの連携強化、業務説明、意見交換	12名
	平成25年2月21日	平成24年度業務報告、法テラス業務説明、意見交換	11名
熊本	平成24年12月7日	業務概要説明、事例検討「高齢者の虐待問題について」、「高齢者の消費者問題について」	53名
鹿児島	平成25年3月15日	業務実績報告、講演「『成年後見の相談』及び『法テラス及び法律家の活用』について」（講師：鹿児島県司法書士会芝田淳司法書士）	95名
宮崎	平成24年12月19日	業務概況説明、関係機関との意見交換、質疑応答（県央地区）	48名
	平成25年2月5日	事前アンケートに基づく意見交換会（県北地区）	10名
	平成25年2月25日	事前アンケートに基づく意見交換会（県西地区）	19名
沖縄	平成25年3月6日	業務説明、沖縄弁護士会法律相談センター、沖縄県司法書士会総合相談センターの紹介、ケース紹介、参加機関の窓口紹介	35名
宮城	平成24年7月26日	震災特例法を中心とした業務説明、出張所の活動について（仙台サポートダイヤルの説明）、意見交換会、質疑応答	23名
	平成24年9月18日	震災特例法を中心とした業務説明、出張所の活動について（仙台サポートダイヤルの説明）、意見交換会、質疑応答	24名
	平成24年10月16日	震災特例法を中心とした業務説明、出張所の活動について（仙台サポートダイヤルの説明）、意見交換会、質疑応答	30名
	平成24年11月15日	震災特例法を中心とした業務説明、出張所の活動について（仙台サポートダイヤルの説明）、意見交換会、質疑応答	27名
	平成25年2月14日	平成24年度業務報告、法テラス宮城（本所・出張所）の活動報告と4回の地方協議会から見えてきた今後の課題について弁護士と社会福祉士による講演	97名
福島	平成24年9月5日	震災特例法について、原発損害賠償に関する取組、法テラス被災地出張所について	33名
山形	平成24年11月7日	業務概要報告、震災法律援助事業報告、政府インターネットテレビ上映（置賜地区）	16名
	平成24年11月14日	業務概要報告、震災法律援助事業報告、政府インターネットテレビ上映	40名
	平成24年11月20日	業務概要報告、震災法律援助事業報告、政府インターネットテレビ上映（庄内地区）	14名
岩手	平成24年11月7日	業務報告、震災法律援助業務と被災地出張所の活動に関する報告、「法テラスに期待する役割について」の協議	3名
	平成24年11月7日	業務報告、震災法律援助業務と被災地出張所の活動に関する報告、「法テラスに期待する役割について」の協議	12名
	平成24年11月7日	業務報告、震災法律援助業務と被災地出張所の活動に関する報告、「法テラスに期待する役割について」の協議	5名
	平成24年11月8日	業務報告、震災法律援助業務と被災地出張所の活動に関する報告、「法テラスに期待する役割について」の協議	8名

地方事務所	開催日	おもな課題等	参加者数
岩手	平成24年11月8日	業務報告、震災法律援助業務と被災地出張所の活動に関する報告、「法テラスに期待する役割について」の協議	5名
	平成24年11月8日	業務報告、震災法律援助業務と被災地出張所の活動に関する報告、「法テラスに期待する役割について」の協議	8名
秋田	平成24年11月5日	法テラスの業務とその利用について、常勤弁護士との活動と連携事例について、意見交換	49名
青森	平成24年11月2日	業務実績報告、常勤弁護士による事件処理等の事例説明、事前アンケート結果に基づく意見交換会	41名
	平成24年11月12日	業務実績報告、常勤弁護士による事件処理等の事例説明、事前アンケート結果に基づく意見交換会（八戸地区）	7名
	平成24年11月21日	業務実績報告、常勤弁護士による事件処理等の事例説明、事前アンケート結果に基づく意見交換会（弘前地区）	7名
札幌	平成24年10月10日	「情報提供」、「民事扶助1」、「民事扶助2」、「犯罪被害者」の4グループに分かれてスライドを映写後に討議、全体会では法テラスの震災業務への取組の紹介	86名
函館	平成24年10月22日	業務概況説明、法テラス法律事務所の事例紹介、関係機関による新制度・活動内容の紹介と質疑応答	98名
旭川	平成24年10月22日	東日本大震災法律相談援助事業の説明、DVD上映「情報提供業務と民事法律扶助業務」、事例紹介（情報提供から援助までを事例に沿って説明）、業務概況説明、関係機関との意見交換	45名
釧路	平成24年10月22日	関係機関・団体に対する業務説明及び現状報告、関係機関・団体との連携に関する意見交換、市町村広報誌の活用に関する意見交換（十勝地区）	16名
	平成24年10月29日	関係機関・団体に対する業務説明及び現状報告、関係機関・団体との連携に関する意見交換、市町村広報誌の活用に関する意見交換（北見・網走地区）	24名
	平成24年11月15日	関係機関・団体に対する業務説明及び現状報告、関係機関・団体との連携に関する意見交換、市町村広報誌の活用に関する意見交換（釧路・根室地区）	44名
香川	平成24年11月20日	香川県子ども女性相談センター職員へ概況説明、民事法律扶助制度説明、香川県子ども女性相談センター職員から直面している状況についての説明	5名
	平成25年2月15日	法テラスの概要説明、常勤弁護士より事例紹介、社会福祉協議会との意見交換、質疑応答	13名
徳島	平成24年10月23日	業務説明、平成24年度業務報告、講演「なぜ法テラスは重要か」講師大川貞郎理事、意見交換会	83名
高知	平成24年4月12日	貧困等の社会生活上の困難を抱えている人々に対する住まいの確保に関する支援事業等を行う特定非営利活動法人「あまやどり高知」の定款について	12名
	平成24年4月26日	特定非営利活動法人「あまやどり高知」の行う住まいの確保に関する支援事業等の契約申込書等書式について	11名
	平成24年5月17日	特定非営利活動法人「あまやどり高知」の設立総会について	10名
	平成24年6月9日	貧困等の社会生活上の困難を抱えている人々に対する住まいの確保に関する支援事業等を行う特定非営利活動法人「やどかりサポート」鹿児島役員からの講演	24名
	平成24年6月18日	特定非営利活動法人「あまやどり高知」の約款等について	10名
	平成25年3月19日	特定非営利活動法人「あまやどり高知」を中心とした連携方法等に係る意見交換について	13名
愛媛	平成24年10月19日	講演「法律扶助協会から法テラスにかわって」（愛媛県弁護士会長田所邦彦）、業務内容、実績報告、関係機関・団体からの業務報告等について、関係機関・団体から法テラス等への質問・要望等	87名





平成24年度のおもな出来事

4月 1 日

法テラス震災特例法施行

「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（法テラス震災特例法）が施行された。法テラスはこの法律に基づき、施行日から3年間にわたり「震災法律援助業務」を新たな業務として実施する。

9月6日・7日

大韓法律救助公団創立25周年記念シンポジウムに 梶谷剛理事長が参加

法テラスと相互協力を行っている大韓法律救助公団がソウルにおいて開催した創立25周年記念シンポジウムに、梶谷剛理事長が参加。



▲大韓法律救助公団創立25周年記念シンポジウム

9月30日

法テラス二本松オープン

福島県内初となる被災地出張所「法テラス二本松」がオープン。開所式には、滝実法務大臣(当時)が出席された。



▲法テラス二本松

10月14日
12月 9 日

法教育シンポジウム（京都・岐阜）

法テラス、法務省、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会、各地の弁護士会等の共催、地元の教育委員会、日本司法書士会連合会、各地の司法書士会等の後援のもと開催された。
京都ではサッカー元日本代表・公益財団法人日本サッカー協会理事の北澤豪氏、岐阜ではエッセイスト・法教育推進協議会委員の安藤和津氏がパネリストとして参加。



▲法教育シンポジウム

平成25年

1月 7 日

法テラス・サポートダイヤル（コールセンター） 利用件数200万件突破

平成18年10月の開業から約6年3か月で、利用件数200万件に。営業日1日平均1000件超、およそ40秒に1本を受電していた。

2月26日

常勤弁護士を被災自治体へ 任期付職員として派遣決定

被災自治体での人材確保を推進する総務省施策を活用し、東松島市、日弁連、法務省との協議との上、常勤弁護士を派遣することが決定。

3月17日

法テラスふたばオープン

福島県双葉郡広野町に沿岸部（浜通り）では初となる被災地出張所を設置。



▲法テラスふたば

3月24日

法テラス気仙オープン

岩手県大船渡市に県内2番目、被災3県で7番目となる被災地出張所「法テラス気仙」を開所。開所式には、谷垣法務大臣も参加。

3月25日

法テラス実施「東日本大震災の被災者等へ 法的支援に関するニーズ調査」の結果

平成24年11月16日～12月2日に行った調査の結果について記者を報告。報告書は法テラスHP上で公表している。



▲法テラス気仙

3月27日

連携した被災者支援の推進に向け、岩手県と協定書を締結

地方自治体が法テラスと協定書を締結し総合的な被災者支援について協働することは、全国初の取組み。

資料

総合法律支援法

(平成十六年六月二日法律第七十四号)
最終改正：平成二五年六月一二日法律第三三号

第一章	総則（第一条）
第二章	総合法律支援の実施及び体制の整備（第二条―第十二条）
第三章	日本司法支援センター
第一節	総則
第一款	通則（第十三条―第十八条）
第二款	日本司法支援センター評価委員会（第十九条）
第三款	設立（第二十条・第二十一条）
第二節	組織
第一款	役員及び職員（第二十二条―第二十八条）
第二款	審査委員会（第二十九条）
第三節	業務運営
第一款	業務（第三十条―第三十九条の三）
第二款	中期目標等（第四十条―第四十二条）
第四節	財務及び会計（第四十三条―第四十七条）
第五節	雑則（第四十八条―第五十一条）
第四章	罰則（第五十二条―第五十五条）
附則	

第一章 総則
(目的)
第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、法による紛争の解決が一層重要になることにかんがみ、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者（弁護士及び弁護士法人以外の者であって、法律により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる者をいう。以下同じ。）のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援（以下「総合法律支援」という。）の実施及び体制の整備に関し、その基本理念、国等の責務その他の基本となる事項を定めるとともに、その中核となる日本司法支援センターの組織及び運営について定め、もってより自由かつ公正な社会の形成に資することを目的とする。

第二章 総合法律支援の実施及び体制の整備
(基本理念)
第二条 総合法律支援の実施及び体制の整備は、次条から第七条までの規定に定めるところにより、民事、刑事を問わず、あまなく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することを目指して行われるものとする。
(情報提供の充実強化)
第三条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、法による紛争の迅速かつ適切な解決に資するよう、裁判その他の法による紛争の解決のための制度を有効に利用するための情報及び資料のほか、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者の業務並びに弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体（隣接法律専門職者が法律により設立を義務付けられている法人及びその法人が法律により設立を義務付けられている法人をいう。以下同じ。）の活動に関する情報及び資料が提供される態勢の充実強化が図られなければならない。
(民事法律扶助事業の整備発展)
第四条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、資力の乏しい者にも民事裁判等手続（裁判所における民事事件、家事事件又は行政事件に関する手続をいう。以下同じ。）の利用をより容易にする民事法律扶助事業が公共性の高いものであることにかんがみ、その適切な整備及び発展が図られなければならない。
(国選弁護人等の選任及び国選被害者参加弁護士の選定態勢の確保)
第五条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、迅速かつ確実に国選弁護人（刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定に基づいて裁判所若しくは裁判長又は裁判官が被告人又は被疑者に付する弁護人をいう。以下同じ。）及び国選付添人（少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）の規定に基づいて裁判所が少年に付

する弁護士である付添人をいう。以下同じ。）の選任並びに国選被害者参加弁護士（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号。以下「犯罪被害者等保護法」という。）の規定に基づいて裁判所が選定する犯罪被害者等保護法第五条第一項に規定する被害者参加弁護人をいう。以下同じ。）の選定が行われる態勢の確保が図られなければならない。
(被害者等の援助等に係る態勢の充実)
第六条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、被害者等（犯罪により害を被った者又はその者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）が刑事手続に適切に関与するとともに、被害者等が受けた損害又は苦痛の回復又は軽減を図るための制度その他の被害者等の援助に関する制度を十分に利用することのできる態勢の充実が図られなければならない。
(連携の確保強化)
第七条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、国、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者、裁判外紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第一条に規定する裁判外紛争解決手続をいう。第三十条第一項第六号及び第三十二条第三項において同じ。）を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びに高齢者又は障害者の援助を行う団体その他の関係する者の間における連携の確保及び強化が図られなければならない。
(国の責務)
第八条 国は、第二条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、総合法律支援の実施及び体制の整備に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
(地方公共団体の責務)
第九条 地方公共団体は、総合法律支援の実施及び体制の整備が住民福祉の向上に寄与するものであることにかんがみ、その地域における総合法律支援の実施及び体制の整備に関し、国との適切な役割分担を踏まえつつ、必要な措置を講ずる責務を有する。
(日本弁護士連合会等の責務)
第十条 日本弁護士連合会及び弁護士会は、総合法律支援の意義並びに弁護士の使命及び職務の重要性にかんがみ、基本理念にのっとり、会員である弁護士又は弁護士法人による協力体制の充実を図る等総合法律支援の実施及び体制の整備のために必要な支援をするよう努めるものとする。
2 弁護士及び弁護士法人は、総合法律支援の意義及び自らの職責にかんがみ、基本理念にのっとり、総合法律支援の実施及び体制の整備のために必要な協力をするよう努めるものとする。
3 隣接法律専門職者及び隣接法律専門職者団体は、総合法律支援の意義及び自らの職責にかんがみ、基本理念にのっとり、総合法律支援の実施及び体制の整備のために必要な協力をするよう努めるものとする。
(法制上の措置等)
第十一条 政府は、第八条の施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。
(職務の特性への配慮)
第十二条 この法律の運用に当たっては、弁護士及び隣接法律専門職者の職務の特性に常に配慮しなければならない。

第三章 日本司法支援センター
第一節 総則
第一款 通則
(この章の目的)
第十三条 日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）の組織及び運営については、この章の定めるところによる。
(支援センターの目的)
第十四条 支援センターは、総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的とする。
(法人格)
第十五条 支援センターは、法人とする。

(事務所)

第十六条 支援センターは、主たる事務所を東京都に置く。

2 支援センターは、前項の主たる事務所のほか、地域の実情、業務の効率性その他の事情を勘案して必要な地に、事務所を置くことができる。

(資本金)

第十七条 支援センターの資本金は、設立に際し、政府が出資する金額とする。

2 支援センターは、必要があるときは、法務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府及び地方公共団体（以下「政府等」という。）は、前項の規定により支援センターがその資本金を増加するときは、支援センターに出資することができる。

4 政府等は、前項の規定により支援センターに出資するときは、土地、建物その他の土地の定着物（以下「土地等」という。）を出資の目的とすることができる。

5 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

7 政府等以外の者は、支援センターに出資することができない。

(名称の使用制限)

第十八条 支援センターでない者は、日本司法支援センターという名称を用いてはならない。

第二款 日本司法支援センター評価委員会

(日本司法支援センター評価委員会)

第十九条 法務省に、支援センターに関する事務を処理させるため、日本司法支援センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 支援センターの業務の実績に関する評価に関すること。

二 その他この法律によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 評価委員会の委員には、少なくとも最高裁判所の推薦する裁判官一人以上が含まれるようにしなければならない。

4 前二項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。

第三款 設立

(理事長及び監事となるべき者)

第二十条 法務大臣は、支援センターの長である理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2 法務大臣は、前項の規定により理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名しようとするときは、あらかじめ、最高裁判所の意見を聴かなければならない。

3 法務大臣は、第一項の規定により理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名したときは、遅滞なく、その旨を最高裁判所に通知しなければならない。

4 第一項の規定により指名された理事長となるべき者及び監事となるべき者は、支援センターの成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長及び監事に任命されたものとする。

5 第二十四条第一項の規定は、第一項の理事長となるべき者の指名について準用する。

(設立委員)

第二十一条 法務大臣及び最高裁判所は、それぞれ設立委員を命じて、支援センターの設立に関する事務を処理させる。

2 最高裁判所の命ずる設立委員は、裁判官でなければならない。

3 設立委員は、支援センターの設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を法務大臣及び最高裁判所に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第二節 組織

第一款 役員及び職員

(役員)

第二十二条 支援センターに、役員として、理事長及び監事二人を

置く。

2 支援センターに、役員として、理事三人以内を置くことができる。

3 支援センターに、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事一人を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第二十三条 理事長は、支援センターを代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して支援センターの業務を掌理する。

3 監事は、支援センターの業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は法務大臣に意見を提出することができる。

5 法務大臣は、前項の規定による監事の意見の提出があったときは、遅滞なく、その内容を最高裁判所に通知しなければならない。

6 理事は、理事長の定めるところにより、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

7 前項ただし書の場合において、同項本文の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

(役員の任命)

第二十四条 理事長は、支援センターが行う事務及び事業に関して高度な知識を有し、適切、公正かつ中立な業務の運営を行うことができる者（裁判官若しくは検察官又は任命前二間にこれらであった者を除く。）のうちから、法務大臣が任命する。

2 監事は、法務大臣が任命する。

3 法務大臣は、前二項の規定により理事長又は監事を任命しようとするときは、あらかじめ、最高裁判所の意見を聴かなければならない。

4 理事は、第一項に規定する者のうちから、理事長が任命する。

5 理事長は、前項の規定により理事を任命したときは、遅滞なく、法務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

6 法務大臣は、第一項又は第二項の規定により理事長又は監事を任命したときは、遅滞なく、その旨を最高裁判所に通知しなければならない。

(役員の任期)

第二十五条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の解任)

第二十六条 法務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が準用通則法(第四十八条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号))をいう。以下同じ。)第二十二条の規定により役員となることのできない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。理事長又は理事が裁判官又は検察官となったときも、同様とする。

2 法務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 前項に規定するもののほか、法務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため支援センターの業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その役員を解任することができる。

4 法務大臣は、前二項の規定により理事長又は監事を解任しようとするときは、あらかじめ、最高裁判所の意見を聴かなければならない。

5 法務大臣は、第一項から第三項までの規定により理事長又は監事を解任したときは、遅滞なく、その旨を最高裁判所に通知しなければならない。

6 理事長は、第二項又は第三項の規定により理事を解任したときは、遅滞なく、法務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第二十七条 支援センターの役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第二十八条 支援センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二款 審査委員会

(審査委員会)

第二十九条 支援センターに、その業務の運営に関し特に弁護士及び隣接法律専門職者の職務の特性に配慮して判断すべき事項について審議させるため、審査委員会を置く。

2 審査委員会の委員(以下この条において「委員」という。)は、次に掲げる者(支援センターの役員及び職員以外の者に限る。)につき理事長が任命する。

- 一 最高裁判所の推薦する裁判官 一人
- 二 検事総長の推薦する検察官 一人
- 三 日本弁護士連合会の会長の推薦する弁護士 二人
- 四 優れた識見を有する者 五人

3 委員の任期は、二年とする。

4 第二十五条第一項ただし書及び第二項、第二十六条第二項並びに前二条の規定は、委員について準用する。

5 理事長は、委員が支援センターの役員若しくは職員となったとき又は第二項第一号から第三号までに規定する資格を失ったときは、当該委員を解任しなければならない。

6 理事長は、第四項において準用する第二十六条第二項の規定により裁判官、検察官又は弁護士である委員を解任しようとするときは、あらかじめ、それぞれ最高裁判所、検事総長又は日本弁護士連合会の会長の意見を聴かなければならない。

7 理事長は、第四項において準用する第二十六条第二項の規定により裁判官、検察官又は弁護士である委員を解任したときは、遅滞なく、その旨をそれぞれ最高裁判所、検事総長又は日本弁護士連合会の会長に通知しなければならない。

8 理事長は、次に掲げる事項について決定をしようとするときは、審査委員会の議決を経なければならない。

- 一 契約弁護士等(支援センターとの間で、次条に規定する支援センターの業務に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者をいう。以下同じ。)の法律事務の取扱いについて苦情があった場合の措置その他の当該契約に基づき契約弁護士等に対してとる措置に関する事項(あらかじめ、審査委員会が軽微なものとしてその議決を経ることを要しないものとして定めたものを除く。)

- 二 第三十五条第一項に規定する法律事務取扱規程の作成及び変更に関する事項

9 審査委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

10 委員長は、審査委員会を主宰する。

第三節 業務運営

第一款 業務

(業務の範囲)

第三十条 支援センターは、第十四条の目的を達成するため、総合法律支援に関する次に掲げる業務を行う。

- 一 次に掲げる情報及び資料を収集して整理し、情報通信の技術を利用する方法その他の方法により、一般の利用に供し、又は個別の依頼に応じて提供すること。

イ 裁判その他の法による紛争の解決のための制度の有効な利用に資するもの

ロ 弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者の業務並びに弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体の活動に関するもの

- 二 民事裁判等手続において自己の権利を実現するための準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない国民若しくは我が国に住所を有し適法に在留する者(以下「国民等」という。)又はその支払により生活に著しい支障を生ずる国民等を援助する次に掲げる業務

イ 民事裁判等手続の準備及び追行(民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む。)のため代理人に支払うべき報酬及びその代理人が行う事務の処理に必要な実費の立替えをすること。

ロ イに規定する立替えに代え、イに規定する報酬及び実費に相当する額を支援センターに支払うことを約した者のため、適当な契約弁護士等にイの代理人が行う事務を取り扱わせること。

ハ 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)その他の法律により依頼を受けて裁判所に提出する書類を作成することを業とすることができる者に対し民事裁判等手続に必要な書類の作成を依頼して支払うべき報酬及びその作成に必要な実費の立替えをすること。

二 ハに規定する立替えに代え、ハに規定する報酬及び実費に相当する額を支援センターに支払うことを約した者のため、適当な契約弁護士等にハに規定する書類を作成する事務を取り扱わせること。

ホ 弁護士法 その他の法律により法律相談を取り扱うことを業とすることができる者による法律相談(刑事に関するものを除く。)を実施すること。

三 国の委託に基づく国選弁護人及び国選付添人(以下「国選弁護人等」という。)の選任並びに国選被害者参加弁護士の選定に関する次に掲げる業務

イ 裁判所若しくは裁判長又は裁判官の求めに応じ、支援センターとの間で国選弁護人等の事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士(以下「国選弁護人等契約弁護士」という。)の中から、国選弁護人等の候補を指名し、裁判所若しくは裁判長又は裁判官に通知すること。

ロ 犯罪被害者等保護法第五条第一項の規定による請求があった場合において、裁判所に対し、これを通知するとともに、同条第二項の規定により提出を受けた書面を送付すること。

ハ 支援センターとの間で国選被害者参加弁護士の事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士(以下「被害者参加弁護士契約弁護士」という。)の中から、国選被害者参加弁護士の候補指名し、裁判所に通知すること。

二 イの通知に基づき国選弁護人等に選任された国選弁護人等契約弁護士及びハの通知に基づき国選被害者参加弁護士に選定された被害者参加弁護士契約弁護士にその事務を取り扱わせること。

四 弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせること。

五 被害者等の援助に関する次に掲げる情報及び資料を収集して整理し、情報通信の技術を利用する方法その他の方法により、一般の利用に供し、又は個別の依頼に応じて提供すること。この場合においては、被害者等の援助に精通している弁護士を紹介する等被害者等の援助が実効的に行われることを確保するために必要な措置を講ずるよう配慮すること。

イ 刑事手続への適切な関与及び被害者等が受けた損害又は苦痛の回復又は軽減を図るための制度その他の被害者等の援助に関する制度の利用に資するもの

ロ 被害者等の援助を行う団体その他の者の活動に関するもの

六 国、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者、裁判外紛争解決手続を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びに高齢者又は障害者の援助を行う団体その他の関係する者の間における連携の確保及び強化を図ること。

七 支援センターの業務に関し、講習又は研修を実施すること。

八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 支援センターは、前項の業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、第三十四条第一項に規定する業務方法書で定めるところにより、国、地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人その他の営利を目的としない法人又は国際機関の委託を受けて、

被害者等の援助その他に関し、次の業務を行うことができる。

- 一 その委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせること。
- 二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

3 支援センターが前二項の業務として契約弁護士等に取り扱わせる事務については、支援センターがこれを取り扱うことができるものと解してはならない。

（業務の合目的性）

第三十一条 前条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号の各業務並びに同条第二項第一号の業務は、その利益を得る者の権利を実現することに資すると認められる限りにおいて行うものとする。

（支援センター等の義務等）

第三十二条 支援センターは、前条に規定する業務が、これを必要とする者にとって利用しやすいものとなるよう配慮するとともに、第三十条第一項第二号及び第三号の各業務については、その統一的な運営体制の整備及び全国的に均質な遂行の実現に努めなければならない。

2 支援センターは、前項に規定する者が高齢者及び障害者等法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供を求めることに困難がある者である場合には、前条に規定する業務が利用しやすいものとなるように特別の配慮をしなければならない。

3 支援センターは、第三十条第一項第一号、第四号及び第五号並びに同条第二項第一号の各業務の運営に当たっては、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者、裁判外紛争解決手続を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びに高齢者又は障害者の援助を行う団体その他の関係する者の総合法律支援に関する取組との連携の下でこれを補完することに意を用いなければならない。

4 支援センターは、地域における業務の運営に当たり、協議会の開催等により、広く利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とし、当該地域の実情に応じた運営に努めなければならない。

5 地方公共団体は、支援センターに対して、その地域において行われる第三十条に規定する業務に関し必要な協力をすることができる。

6 支援センターは、業務の運営に当たり、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに隣接法律専門職者団体に対して、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（契約弁護士等の職務の独立性）

第三十三条 契約弁護士等は、支援センターが第三十条第一項又は第二項の業務として取り扱わせた事務について、独立してその職務を行う。

2 支援センター及び契約弁護士等は、その法律事務の取扱いを受ける者に対し、前項に規定する契約弁護士等の職務の独立性について、分かりやすく説明しなければならない。

（業務方法書）

第三十四条 支援センターは、業務開始の際、業務方法書を作成し、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、次に掲げる事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。

- 一 第三十条第一項第二号の業務及びこれに附帯する業務（以下「民事法律扶助事業」という。）に関し、民事法律扶助事業の実施に係る援助の申込み及びその審査の方法に関する事項、同号イ及びハに規定する立替えに係る報酬及び実費の基準並びにそれらの償還に関する事項並びに同号ロ及びニに規定する報酬及び実費に相当する額の支払に関する事項。この場合において、当該報酬は、民事法律扶助事業が同号に規定する国民等を広く援助するものであることを考慮した相当な額でなければならない。

二 第三十条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務に関し、弁護士との契約に関する事項、国選弁護人等及び国選被害者参加弁護士の候補の指名及び裁判所に対する通知に関する事項、第三十九条第四項、第三十九条の二第三項及び第三十九条の三第三項に規定する協力に関する事項並びに第四十三条第一号に掲げる勘定の管理に関する事項

三 第三十条第二項の業務に関し、委託を受けて行う業務の内容に関する事項

3 法務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、最高裁判所及び評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 法務大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を最高裁判所に通知しなければならない。

5 支援センターは、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

6 法務大臣は、第一項の認可をした業務方法書が業務の適正かつ確実な遂行上不適当となったと認めるときは、その業務方法書を変更すべきことを命ずることができる。

（法律事務取扱規程）

第三十五条 支援センターは、第三十条に規定する業務の開始前に、契約弁護士等に取り扱わせる法律事務の処理に関する規程（以下「法律事務取扱規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 法律事務取扱規程には、契約弁護士等による法律事務の取扱いの基準に関する事項、契約弁護士等がその契約に違反した場合の措置に関する事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。

3 前条第三項から第六項までの規定は、法律事務取扱規程について準用する。

（国選弁護人等及び国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款）

第三十六条 支援センターは、第三十条第一項第三号の業務の開始前に、国選弁護人等及び国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の契約約款には、国選弁護人等及び国選被害者参加弁護士の事務を取り扱う事件に関する事項、国選弁護人等及び国選被害者参加弁護士の候補の指名及び裁判所に対する通知に関する事項、報酬及び費用の請求に関する事項、報酬及び費用の算定の基準及び支払に関する事項、契約解除その他当該契約約款に基づく契約に違反した場合の措置に関する事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。

3 前項に規定する報酬及び費用の算定の基準を定めるため必要な事項は、法務省令で定める。

4 第三十四条第三項から第六項までの規定は、第一項の契約約款について準用する。

5 支援センターは、弁護士と国選弁護人等及び国選被害者参加弁護士の事務の取扱いに関し、その取り扱う事件に対応して支給すべき報酬及び費用が定められる契約を締結するときは、第一項の認可を受けた契約約款によらなければならない。

（国選弁護人等契約弁護士及び被害者参加弁護士契約弁護士の氏名等の通知）

第三十七条 支援センターは、第三十条第一項第三号の業務に関し、国選弁護人等契約弁護士及び被害者参加弁護士契約弁護士の氏名及び事務所の所在地その他法務省令で定める事項を関係する裁判所及び当該弁護士の所属弁護士会に通知しなければならない。これらの事項に変更があったときも、同様とする。

（国選弁護人等の候補の指名及び通知等）

第三十八条 裁判所若しくは裁判長又は裁判官は、刑事訴訟法 又は少年法 の規定により国選弁護人等を付すべきときは、支援センターに対し、国選弁護人等の候補を指名して通知するよう求めるものとする。

2 支援センターは、前項の規定による求めがあったときは、遅滞なく、国選弁護人等契約弁護士の中から、国選弁護人等の候補を指名し、裁判所若しくは裁判長又は裁判官に通知しなければならない。

3 支援センターは、国選弁護人等契約弁護士が国選弁護人等に選任されたときは、その契約の定めるところにより、当該国選弁護人等契約弁護士に国選弁護人等の事務を取り扱わせるものとする。

（国選被害者参加弁護士の候補の指名及び通知等）

第三十八条の二 支援センターは、犯罪被害者等保護法 の規定に基づいて国選被害者参加弁護士の候補を指名するときは、被害者参加弁護士契約弁護士の中から指名しなければならない。

2 支援センターは、被害者参加弁護士契約弁護士が国選被害者参加弁護士に選定されたときは、その契約の定めるところにより、当該

被害者参加弁護士契約弁護士に国選被害者参加弁護士の事務を取り扱わせるものとする。

(国選弁護人の報酬等請求権の特則等)

第三十九条 国選弁護人等契約弁護士が国選弁護人に選任されたときは、刑事訴訟法第三十八条第二項の規定は、適用しない。

2 前項の場合においては、刑事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十一号)第二条各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる者が国選弁護人に選任されたときは、当該国選弁護人に係る当該各号に定める費用も刑事の手続における訴訟費用とする。

一 報酬及び費用が事件ごとに定められる契約を締結している国選弁護人等契約弁護士 当該報酬及び費用

二 前号に規定する国選弁護人等契約弁護士以外の国選弁護人等契約弁護士 刑事訴訟法第三十八条第二項の規定の例により裁判所がその額を定めた旅費、日当、宿泊料及び報酬

3 前項第二号に掲げる国選弁護人等契約弁護士が国選弁護人に選任された場合において、訴訟費用の負担を命ずる裁判に同号に定める費用の額が表示されていないときは、刑事訴訟法第百八十八条の規定にかかわらず、執行の指揮をすべき検察官の申立てにより、裁判所がその額を算定する。この場合において、その算定に関する手続について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

4 裁判所又は検察官は、第一項の場合において、国選弁護人に係る訴訟費用の額の算定又は概算に関し、支援センターに対して必要な協力を求めることができる。

5 支援センターは、第一項の場合において、刑事訴訟法第五百条の二の規定により訴訟費用の概算額の予納をしようとする被告人又は被疑者の求めがあるときは、国選弁護人に係る訴訟費用の見込額を告げなければならない。

(国選付添人の報酬等請求権の特則等)

第三十九条の二 国選弁護人等契約弁護士が国選付添人に選任されたときは、少年法第二十二条の三第四項の規定は、適用しない。

2 前項の場合においては、少年法第三十一条の規定の適用については、同条第一項に規定するもののほか、次の各号に掲げる者が国選付添人に選任されたときは、当該国選付添人に係る当該各号に定める費用も同項の費用とする。

一 報酬及び費用が事件ごとに定められる契約を締結している国選弁護人等契約弁護士 当該報酬及び費用

二 前号に規定する国選弁護人等契約弁護士以外の国選弁護人等契約弁護士少年法第二十二条の三第四項の規定の例により裁判所がその額を定めた旅費、日当、宿泊料及び報酬

3 裁判所は、第一項の場合において、国選付添人に係る費用の額の算定に関し、支援センターに対して必要な協力を求めることができる。

(国選被害者参加弁護士の報酬等請求権の特則等)

第三十九条の三 被害者参加弁護士契約弁護士が国選被害者参加弁護人に選定されたときは、犯罪被害者等保護法第八条第四項の規定は、適用しない。

2 前項の場合においては、犯罪被害者等保護法第十一条第一項の規定の適用については、同項に規定するもののほか、次の各号に掲げる者が国選被害者参加弁護人に選定されたときは、当該国選被害者参加弁護人に係る当該各号に定める費用も同項に定める旅費、日当、宿泊料及び報酬とする。

一 報酬及び費用が事件ごとに定められる契約を締結している被害者参加弁護士契約弁護士 当該報酬及び費用

二 前号に規定する被害者参加弁護士契約弁護士以外の被害者参加弁護士契約弁護士 犯罪被害者等保護法第八条第四項の規定の例により裁判所がその額を定めた旅費、日当、宿泊料及び報酬

3 裁判所は、第一項の場合において、国選被害者参加弁護人に係る費用の額の算定に関し、支援センターに対して必要な協力を求めることができる。

第二款 中期目標等

(中期目標)

第四十条 法務大臣は、三年以上五年以下の期間において支援センターが達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを支援センターに指示するとともに、公表しなければならない。

らない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で法務大臣が定める期間をいう。以下同じ。)

二 総合法律支援の充実のための措置に関する事項

三 業務運営の効率化に関する事項

四 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

五 財務内容の改善に関する事項

六 その他業務運営に関する重要事項

3 法務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、最高裁判所及び評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 法務大臣は、第一項の規定により中期目標を定め又は変更したときは、遅滞なく、その旨を最高裁判所に通知しなければならない。

(中期計画)

第四十一条 支援センターは、前条第一項の指示を受けたときは、当該中期目標に基づき、法務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとすべき措置

二 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置

三 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

四 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

五 短期借入金の限度額

六 不要財産(準用通則法第八条第三項に規定する不要財産をいう。以下この号において同じ。)又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

七 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

八 剰余金の使途

九 その他法務省令で定める業務運営に関する事項

3 法務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、最高裁判所及び評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 法務大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を最高裁判所に通知しなければならない。

5 法務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第六号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

6 支援センターは、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第四十二条 法務大臣は、支援センターの中期目標の期間の終了時において、その業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 法務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえるものとする。

3 法務大臣は、第一項の規定による検討を行うに当たっては、最高裁判所及び評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 準用通則法第三十二条第三項に規定する審議会は、支援センターの中期目標の期間の終了時において、その主要な事務及び事業の改廃に関し、法務大臣に勧告することができる。

5 法務大臣は、前項の勧告を受けたときは、遅滞なく、その内容を最高裁判所に通知しなければならない。

第四節 財務及び会計

(区分経理)

第四十三条 支援センターは、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第三十条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務

二 前号に掲げる業務以外の業務
(財務諸表等)

第四十四条 支援センターは、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他法務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に法務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 支援センターは、前項の規定により財務諸表を法務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事及び会計監査人の意見を付けなければならない。

3 法務大臣は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 支援センターは、第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、法務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。
(利益及び損失の処理)

第四十五条 支援センターは、第四十三条に掲げるそれぞれの勘定において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、同条第二号に掲げる業務に係る勘定において、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

2 支援センターは、第四十三条に掲げるそれぞれの勘定において、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 支援センターは、第四十三条第二号に掲げる業務に係る勘定において、第一項に規定する残余があるときは、法務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第四十一条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第二項第八号の剰余金の使途に充てることができる。

4 法務大臣は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(積立金の処分)

第四十六条 支援センターは、第四十三条第二号に掲げる業務に係る勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る前条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち法務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第三十条に規定する業務のうち同条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務以外の業務の財源に充てることができる。

2 支援センターは、第四十三条第一号に掲げる業務に係る勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る前条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項本文の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を、翌事業年度以降の第三十条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務の財源に充てなければならない。

3 法務大臣は、第一項の承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 支援センターは、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を出資者の出資に対しそれぞれの出資額に応じて納付しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

(借入金等)

第四十七条 支援センターは、中期計画の第四十一条第二項第五号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金を行うことができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして法務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければ

ならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、法務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 法務大臣は、第一項ただし書又は第二項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 支援センターは、長期借入金及び債券発行をすることができない。

第五節 雑則

(独立行政法人通則法の規定の準用)

第四十八条 独立行政法人通則法第三条、第八条第一項及び第三項、第九条、第十一条、第十六条、第十七条、第二十二條、第二十四条から第二十六条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条から第五十条まで、第五十二条、第五十三条、第六十一条並びに第六十三条から第六十六条までの規定は、支援センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「法務大臣」と、「主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）」とあり、及び「主務省令」とあるのは「法務省令」と、「評価委員会」とあり、及び「当該評価委員会」とあるのは「日本司法支援センター評価委員会」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる独立行政法人通則法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三条第三項	個別法	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
第十六条	第十四条第一項	総合法律支援法第二十条第一項
	法人の長	理事長
	前条第二項	同法第二十一条第三項
第二十四条から第二十六条まで	法人の長	理事長
第三十一条第一項	前条第一項	総合法律支援法第四十一条第一項
	中期計画	同項に規定する中期計画（以下「中期計画」という。）
第三十一条第二項	毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた	毎事業年度の開始前に、総合法律支援法第四十一条第一項の認可を受けた同項に規定する
	前条第一項の認可を受けた後	総合法律支援法第四十一条第一項の認可を受けた後
第三十三条	中期目標の期間	総合法律支援法第四十条第一項に規定する中期目標（以下「中期目標」という。）の期間（同項の期間の範囲内で法務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）
第三十九条	独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。）	日本司法支援センター
	財務諸表	総合法律支援法第四十四条第一項に規定する財務諸表（以下「財務諸表」という。）

第四十二条	第三十八条第一項	総合法律支援法第四十四条第一項
第四十六条の二第一項ただし書	中期計画	総合法律支援法第四十五条第三項に規定する中期計画（以下単に「中期計画」という。）
	第三十条第二項第四号の二	同法第四十一条第二項第六号
第四十六条の二第二項ただし書	第三十条第二項第四号の二	総合法律支援法第四十一条第二項第六号
第四十六条の三第一項	政府以外の者	地方公共団体
	民間等出資に係る不要財産	政府以外出資に係る不要財産
第四十六条の三第一項ただし書	第三十条第二項第四号の二	総合法律支援法第四十一条第二項第六号
第四十六条の三第三項及び第五項	民間等出資に係る不要財産	政府以外出資に係る不要財産
第四十八条第一項ただし書	第三十条第二項第五号	総合法律支援法第四十一条第二項第七号
第五十条	この法律及びこれ	この法律及び総合法律支援法並びにこれら
第五十二条第三項	実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の件費の見積り	実績
第六十四条第一項	この法律	総合法律支援法
第六十五条第一項	この法律、個別法	総合法律支援法

（財務大臣との協議）

第四十九条 法務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第三十六条第一項、第四十一条第一項、第四十七条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は準用通則法第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書、第四十六条の三第一項若しくは第四十八条第一項の認可をしようとするとき。
- 二 第四十条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。
- 三 第四十五条第三項又は第四十六条第一項の承認をしようとするとき。
- 四 準用通則法第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

（他の法令の準用）

第五十条 知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）その他の政令で定める法令については、政令に定めるところにより、支援センターを国又は独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人とみなして、これらの法令を準用する。

（法務省令への委任）

第五十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、法務省令で定める。

第四章 罰則

第五十二条 第二十七条（第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 準用通則法第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした支援センターの役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした支援センターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律又は準用通則法の規定により法務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
- 二 この法律又は準用通則法の規定により法務大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 この法律又は準用通則法の規定により公表をしなければならない

い場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 第三十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

五 第三十四条第六項（第三十五条第三項及び第三十六条第四項において準用する場合を含む。）又は第四十一条第五項の規定による法務大臣の命令に違反したとき。

六 第四十四条第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事及び会計監査人の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

七 準用通則法第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

八 準用通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を提出したとき。

九 準用通則法第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

十 準用通則法第六十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第五十五条 第十八条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三章（第一節第一款及び第三款、第三十条、第三十一条、第三十三条、第三十七条から第三十九条まで、第四十八条（準用通則法第三条、第八条第一項、第十一条、第十六条及び第十七条を準用する部分に限る。）並びに第五十一条を除く。）、第四章（第五十四条第四号及び第五十五条を除く。）並びに附則第十一条から第十五条まで、第十七条（法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第四条第三十号の改正規定を除く。）、第十八条及び第十九条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

- 二 第三十条、第三十一条、第三十三条、第三十七条から第三十九条まで、第五十四条第四号並びに附則第六条及び第八条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（準備行為）

第二条 支援センターは、その成立後、第三十条の規定の施行前においても、同条に規定する業務の実施に必要な準備行為をすることができる。

（権利義務の承継）

第三条 支援センターの成立の際、第三十条に規定する業務の準備に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、支援センターの成立の時ににおいて支援センターが承継する。

（国有財産の無償使用）

第四条 最高裁判所長官は、第三十条第一項第三号の業務の開始の際現に国選弁護士等の旅費、日当、宿泊料及び報酬の支給に関する事務の用に供されている国有財産であって政令で定めるものを、政令で定めるところにより、支援センターの用に供するため、これに無償で使用させることができる。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第五条 この法律の施行の際現に日本司法支援センターという名称を使用している者については、第十八条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（民事法律扶助法の廃止）

第六条 民事法律扶助法（平成十二年法律第五十五号）は、廃止する。（財団法人法律扶助協会からの引継ぎ）

第七条 財団法人法律扶助協会（以下「扶助協会」という。）は、寄附行為の定めるところにより、設立委員又は支援センターに対し、民事法律扶助法の廃止の時ににおいて現に扶助協会が有する権利及び義務のうち、民事法律扶助事業の遂行に伴い扶助協会に属するに至ったものを、支援センターにおいて承継すべき旨を申し出ることができる。

2 設立委員又は支援センターは、前項の規定による申出があったと

きは、遅滞なく、法務大臣の認可を申請しなければならない。

- 3 前項の認可があったときは、第一項の規定による申出に係る権利及び義務は、民事法律扶助法の廃止の時に於いて支援センターに承継されるものとする。

（民事法律扶助法の廃止に伴う罰則に関する経過措置）

第八条 附則第六条の規定の施行前にした行為に対する民事法律扶助法の罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第九条 附則第二条から第五条まで及び前二条に定めるもののほか、民事法律扶助法の廃止に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一六年一二月一日法律第一五一号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一七年七月二六日法律第八七号）抄
この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則（平成一八年六月二日法律第五〇号）
この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則（平成一九年六月一日法律第六八号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条（総合法律支援法第三十四条第二項第二号並びに第三十六条の見出し並びに同条第一項、第二項及び第五項の改正規定に限る。）の規定 総合法律支援法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

二 第一条（少年法第二十二条の三の見出し中「検察官が関与する場合の」を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定、同法第三十条第四項及び第三十一条第一項の改正規定、同法第三十二条の五の見出しを「（抗告審における国選付添人）」に改め、同条に一項を加える改正規定並びに同法第三十五条第二項の改正規定に限る。）及び第四条（総合法律支援法目次の改正規定、同法第三十条第一項第三号、第三十七条、第三十八条並びに第三十九条の見出し及び同条第一項から第三項までの改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定に限る。）の規定 総合法律支援法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

附 則（平成二〇年四月二三日法律第一九号）抄
（施行期日）

1 この法律は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十五号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二二年五月二八日法律第三七号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（総合法律支援法の一部改正に伴う経過措置）

第三十条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の総合法律支援法第四十一条第一項の規定による認可を受けている中期計画については、前条の規定による改正後の総合法律支援法第四十一条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前に日本司法支援センターが行った財産の譲渡であって、施行日において前条の規定による改正後の総合法律支援法第四十八条において準用する新法第四十六条の二第一項に規定する政府出資等に係る不要財産（金銭を除く。）の譲渡に相当するものとして法務大

臣が定めるものは、施行日においてされた同条第二項の規定による政府出資等に係る不要財産の譲渡とみなして、同項から同条第六項までの規定を適用する。この場合において、同条第二項中「納付することができる」とあるのは、「納付するものとする」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二三年六月二四日法律第七四号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二五年六月一二日法律第三三号）抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律

(平成二十四年三月二十九日法律第六号)

(趣旨)

第一条 この法律は、東日本大震災の被災者が裁判その他の法による紛争の解決のための手続及び弁護士等のサービスを円滑に利用することができるよう、東日本大震災の被災者に対する援助のための総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条 に規定する日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）の業務の特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「東日本大震災」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。

2 この法律において「被災者」とは、東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条 に規定する市町村の区域（東京都の区域を除く。）に平成二十三年三月十一日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた国民又は我が国に住所を有し適法に在留する者をいう。

(支援センターの業務の特例)

第三条 支援センターは、総合法律支援法第三十条 に規定する業務のほか、次に掲げる業務（以下「東日本大震災法律援助事業」という。）を行う。

一 被災者をその資力の状況にかかわらず援助する次に掲げる業務

イ 民事裁判等手続（総合法律支援法第四条 に規定する民事裁判等手続をいう。イにおいて同じ。）、裁判外紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第一条 に規定する裁判外紛争解決手続をいう。イにおいて同じ。）又は行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に関する不服申立ての手続であって、被災者を当事者とする東日本大震災に起因する紛争に係るものの準備及び追行（民事裁判等手続に先立つ和解の交渉であって、裁判外紛争解決手続によらないものを含む。以下「被災者に係る民事裁判等手続その他の手続の準備及び追行」という。）のため代理人に支払うべき報酬及びその代理人が行う事務の処理に必要な実費の立替えをすること。

ロ イに規定する立替えに代え、イに規定する報酬及び実費に相当する額を支援センターに支払うことを約した者のため、適当な東日本大震災法律援助契約弁護士等（支援センターとの間で、支援センターの東日本大震災法律援助事業に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士、弁護士法人及び総合法律支援法第一条 に規定する隣接法律専門職者をいう。二において同じ。）にイの代理人が行う事務を取り扱わせること。

ハ 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）その他の法律により依頼を受けて裁判所に提出する書類を作成することを業とすることができる者に対し被災者に係る民事裁判等手続その他の手続の準備及び追行に必要な書類（当該業とすることができる者が他人の依頼を受け報酬を得てその作成を行うことを業とすることが法律により制限されている書類を除く。）の作成を依頼して支払うべき報酬及びその作成に必要な実費の立替えをすること。

二 ハに規定する立替えに代え、ハに規定する報酬及び実費に相当する額を支援センターに支払うことを約した者のため、適当な東日本大震災法律援助契約弁護士等にハに規定する書類を作成する事務を取り扱わせること。

ホ 弁護士法 その他の法律により法律相談を取り扱うことを業とすることができる者による法律相談（刑事に関するものを除く。）を実施すること。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 支援センターが東日本大震災法律援助事業を行う場合には、総合法律支援法第三十四条第一項 の業務方法書には、同条第二項 に掲げる事項のほか、東日本大震災法律援助事業に関し、東日本大震災法律援助事業の実施に係る援助の申込み及びその審査の方法に関する事項、前項第一号イ及びハに規定する立替えに係る報酬及び実費の基準並びにそれらの償還に関する事項、同号ロ及びニに規定する報酬及び実費に相当する額の支払に関する事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。この場合において、当該報酬は、東日本大震災法律援助事業が被災者を広く援助するものであることを考慮した相当な額でなければならない。かつ、当該償還及び当該支払は、被災者に係る民事裁判等手続その他の手続の準備及び追行がされている間、猶予するものとしなければならない。

(長期借入金)

第四条 支援センターは、総合法律支援法第四十七条第五項 の規定にかかわらず、東日本大震災法律援助事業に必要な費用に充てるため、法務大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。

2 支援センターは、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、法務大臣の認可を受けなければならない。

3 法務大臣は、前二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、総合法律支援法第十九条 に規定する日本司法支援センター評価委員会の意見を聴かなければならない。

(総合法律支援法の適用)

第五条 支援センターが東日本大震災法律援助事業を行う場合には、次の表の上欄に掲げる総合法律支援法 の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第十二条	この法律	この法律及び東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成二十四年法律第六号。以下「震災特例法」という。）
第十九条第二項第二号	この法律	この法律又は震災特例法
第二十六条第一項	第四十八条	震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する第四十八条
第二十九条第八項第一号	(同じ。)	(同じ。) 及び東日本大震災法律援助契約弁護士等（震災特例法第三条第一項第一号ロに規定する東日本大震災法律援助契約弁護士等をいう。以下同じ。)
	契約弁護士等に	契約弁護士等及び東日本大震災法律援助契約弁護士等に
第二十九条第八項第二号	第三十五条第一項	震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する第三十五条第一項
第三十条第二項	前項の業務	前項の業務及び東日本大震災法律援助事業（震災特例法第三条第一項に規定する東日本大震災法律援助事業をいう。以下同じ。)
第三十条第三項	前二項の業務	前二項の業務又は東日本大震災法律援助事業
	契約弁護士等	契約弁護士等又は東日本大震災法律援助契約弁護士等
第三十一条	業務は	業務並びに東日本大震災法律援助事業は
第三十二条第一項	前条	震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する前条
	各業務	各業務並びに東日本大震災法律援助事業
第三十二条第二項	前項	震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する前項
	前条	震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する前条

第三十二条第五項	業務	業務及び東日本大震災法律援助事業
第三十三条第一項	契約弁護士等	契約弁護士等又は東日本大震災法律援助契約弁護士等
	又は第二項の業務	若しくは第二項の業務又は東日本大震災法律援助事業
第三十三条第二項	及び契約弁護士等	並びに契約弁護士等及び東日本大震災法律援助契約弁護士等
	前項	震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する前項
	契約弁護士等の	契約弁護士等又は東日本大震災法律援助契約弁護士等の
第三十五条第一項	業務	業務及び東日本大震災法律援助事業
	契約弁護士等	契約弁護士等及び東日本大震災法律援助契約弁護士等
第三十五条第二項	契約弁護士等	契約弁護士等及び東日本大震災法律援助契約弁護士等
第四十六条第一項	以外の業務	以外の業務並びに東日本大震災法律援助事業
第四十六条第三項及び第四項	第一項	震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する第一項
第四十六条第五項	前各項	震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する第一項、第二項及び同条の規定により読み替えて適用する前二項
第四十八条の表第三 条第三項の項	個別法	及び個別法
	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）	、総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）及び東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成二十四年法律第六号。以下「震災特例法」という。）
第四十八条の表第五 十条の項	及び総合法律支援法	、総合法律支援法（震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び震災特例法
第四十八条の表第六 十四条第一項の項	総合法律支援法	総合法律支援法及び震災特例法
第四十八条の表第六 十五条第一項の項	総合法律支援法	総合法律支援法、震災特例法
第四十九条第一号	又は	、震災特例法第四条第一項若しくは第二項又は
第四十九条第三号	第四十六条第一項	震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する第四十六条第一項
第五十四条第一号	この法律	この法律（震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、震災特例法
第五十四条第四号	業務以外	業務及び東日本大震災法律援助事業以外

（法務省令への委任）

第六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、法務省令で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（準備行為）

第二条 支援センターは、この法律の施行の日前においても、東日本大震災法律援助事業の実施に必要な準備行為をすることができる。

（この法律の失効）

第三条 この法律は、この法律の施行の日から起算して三年を経過した日に、その効力を失う。

2 この法律の失効前に支援センターが東日本大震災法律援助事業の実施に係る援助の申込みを受けた事案については、この法律の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 この法律の失効前に第四条第一項の規定により支援センターがした長期借入金については、同条第二項及び第三項並びに第五条（同条の表第十九条第二項第二号の項、第四十九条第一号の項及び第五十四条第一号の項に係る部分に限る。）の規定は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

5 前三項に規定するもののほか、この法律の失効に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

法テラス白書 平成24年度版

平成25年12月1日 発行

編著者 日本司法支援センター
発行者 日本司法支援センター
東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
電話 050-3383-5333
<http://www.houterasu.or.jp/>

印刷・製本 協同精版印刷株式会社

